を固めしが、玄肪數ば宮中に出入するによつて、醜聲外に聞ゆ。

**百八節　藤原の廣嗣反す**

此の時藤原宇合の子、廣嗣大和守たり、政權漸やく他の手に歸せんとするを慨し、居常悒々として樂しまざりしが、此事を見るや、直ちに玄肪を彈奏し、且つ併せて吉備の憲章變革を攻擊す。然れども廣嗣の攻擊は聖武の視聽を動かす能はず、却つて玄肪の劾奏する所となりて大宰少貳として九州に左遷せられしかば、廣嗣痛憤、直ちに城を筑前の遠珂郡に構へて兵を擧げ、君側の姦を清むと聲言し、三道幷び進みて上國に迫らんとす。聖武之れを聞き先づ東國に巡遊すると號して、伊勢に避け、東海、東山、山陽、南海、山陰、五道の兵一萬七千人を發して大野の東人、紀の飯麿を將として之を擊つ、已にして官軍の先鋒佐伯の常人、安倍の虫麻呂等、進んで板櫃河に廣嗣と會す。廣嗣率ゆる所は多く武勇なる隼人なりしと雖も、勇力餘あつて組織足らず、東人の率ゆる所は數は征戰に慣れたる坂東の兵多きがため、廣嗣利あらずして退くや隼人悉く降る。廣嗣即ち海に入りて朝鮮に逃る。廣嗣名族の後を以て、絕大の兵力を擁し、佛僧に敵して敗る。是より後、人また佛僧に抗するものなし。

**百九節　本地垂迹の說起つて金銅盧遮那佛生ず**

然れども佛僧の如何ともすべからざるもの一あり。そは國神なりき。國神は今や茅屋の中に沈淪し、愚民の間に閉鎖せられ、閎才博識なる僧侶、金璧燦爛たる佛像に比しては其光なしと雖も、猶ほ國民の心より全く滅却せられず。天災地變あるごとに動もすれば復興せんとす。聖武の治世二十五年にして其の天下に大赦したるもの二十七回、此他、免租、施藥、施米等年々歲々爲さざる所なく、殆んど濫惠の如くなりと雖も、水旱は年々の如くに至り、疾疫は外敵の如く百姓朝臣を殺ろし、殊とに天平九年の疾に至つては、初めて筑紫より來りて全國に及び、春より秋に至りて死者計ふべからざるに至れり。聖武の佛に仕ふる彼の如く、惠を施す此の如く、然かも災害未だ曾て已まずとせば、是れ或は國神の怒に觸るゝにあらざる乎。深く佛を信する聖武と雖も、此く思ふは必然の勢なりし也。此に於てか前代の僧侶が企てゝ行ふ能はざりし神佛合躰の一事は、漸やく政治家僧侶の間に唱へらるゝに至る。曰く佛は本躰にして、神は其の權化したるのみ。必しも相反するものにあらず。天竺は佛の本地にして、日本は佛が垂跡したる地のみと。此等の議論は聖武の如き半ば佛敎を信じ、半ば國神を信ずるもの、思想に深く合し、靡然として風を爲す。而して當時此等の議論を唱ふるものの中、行基最も聖武に注目せられたり。行基は元正の世にありて雲水を逍ふて天下を漂泊し、樹下石上に法を說きて官敎の腐敗を攻擊せるものにして、其の高德清風は一代を風靡し、官敎僧徒が之を以て黨派を立て、妖說を述ふるものと爲して窘迫至らざる所なきに係らず、遂に聖武をして其聖僧たるを識認せさる能はざらしめて大に用いらる。行基已に進む。內には眞辨法師の神佛混合を說くあり、外には行基のまた之を慫慂するあり、聖武遂に意を決して、天



經、勝王經、妙法蓮華經、各十部に金字金光明經、別に金字勝王經を擬して寫し、またこれを國ごとに僧寺に置かしめ、一部を寫して塔ごとに置かしめ、封五十戶、水田十町、尼寺に水田十町を施し、毎寺十二尼、僧毎尼十人を置かしむ。四天王寺は金光明經を以て名づけ、尼寺は法華經を以て名づけ、藤原寺は明經を以て名づけ、毎寺に十尼あらしむ。法華滅罪寺と云ふは、毎月六齋日に公私共に漁獵殺生を禁ずるなり。以て佛敎益盛ならんことを觀るべし。大宰府を經四年、大宰府を變して筑紫の近傍に大橋を作らんがために諸國司をして小大國の別なく、國の一貫以上の錢を出さしめ、從つて一貫以上の錢を出さしめ、是の國司の初任にして、之を奉り先づ稻を生産に進むるを見るべし。新羅の使

來りまた朝貢を云はずして土毛を云ふ、禮に違ふを以て之を追ふ。

群臣を內裏に招きて皇太子親しく五節の舞ふを宴終つて宣命して曰く、太子をして舞はしむるは禮樂併せ起するの志を示めし、且つ父子の理を天下に示すものなりと。

照大神と大盧舍那佛の合一を企て、之を伊勢の神社に下せしに、託宣また日輪即ち大日如來なりとありしかば、遂に金銅盧舍那佛の像を近江紫香樂宮に建て、神佛に幷せて仕へんと欲し、其の工を起すや行基、其弟子を率ゐて四方を勸化して之を助け、已にして其骨柱の建てらるゝや、聖武天下の衆僧を集めて之を落し、自ら其繩を引きて佛に仕るの意を示めし、其巨工、大業、天下の耳目を驚動しぬ。後に至つて之を奈良に移す、奈良の大佛是也。工を初めたるは天平十年十月にして全く落成せしは天平勝寶四年にあり其間十四年也。山林遍歷の小僧行基は此功を以て大僧正の位に昇り、優待古今に比なく、學術才幹を以て出仕せる玄肪は、僅かに其餘勢を保つのみにして、天平十八年の夏を以て死し、榮枯地を更へしが、行基もまた二十一年を以て死す。彼死すと雖も佛敎の信仰愈よ盛んに、此年奥州の國司百濟の王、敬福が其領内より採掘したる黃金を献するや、聖武之を以て盧舍那像建立の功德に出ると爲し、皇子皇后と共に東大寺に行幸し、北面して佛を拜し、自ら三寶の奴と稱するに至りぬ。

**百十節　神佛竈所に混交す**

此の一事は日本國民の宗敎思想に一大變革を起したり。所々の神官、才學あるものは最早や國神の信仰の維持すべからざるを察して、機會もあらば佛法と交綏せんと待ち構へ、已に自ら國神を以て佛の權現となしたるものすらあり、佛僧もまた多數人民の國神を固守して移らさるを見て、何の時か交綏の時あれかしと待ち設けたる時なりしかば、天照大神と大日如來の合像たる盧舍那佛の建立は、中央より出でたる號令の如く、至る所に神佛を混淆融和せしめ、遂に天平勝寶の元年、天照大神の稱宜、乘輿と同式の鹵簿を以て東大寺に詣り佛像を拜するあり、皇帝聖武は自ら沙彌勝滿と號するに至り、是より以下歷朝、唯だ佛に事ふるの外、務なく、事あれば佛に禱り、事平けば佛に謝し、擧朝滔々一大寺院となる。

**百十一節　新羅は名分上に於ても日本を離る**

朝廷の狀態此の如くなれば、三韓外域の如きは殆んど全く忘却せしが、天平七年、其使來りて國號を改めて自今以後王城と稱するに至りては、流石の朝廷も屬藩の禮にあらすとして其使を逐ひ去らしめたり。已にして九年に至り壬生の歌麻呂等を新羅に遣はすや、其辭令は藩屬國を待つの禮なりしかば、新羅は之を受けすして却く。此に於てか五位以上、六位以下の官吏四十五人を集めて、其意見を吐露せしめしに、或は兵を發して懲伐せんと云ふものありしが、此時新羅却つて我を襲はんとしたれば、筑紫の海防を嚴にしより新羅は其名分に於てもまた我藩屬たらさるに至れり。

**百十二節　藤原の仲麿、橘、大伴、佐伯の諸族を壓服す**

此の如き内政外交萎微の結果政令先づ京官國司郡守の上に行はれずして、國司郡司の令また人民の上に行はれず。盜賊蜂起して人民生を聊せず、中につきて中國西海の航海發達するに從つて、海賊の憂を生じたり。華美を好む聖武此間に崩

十五年、筑紫鎭西府を置く太宰府に更ゆるや也。石川加美を其將軍とし、大伴百世を副將軍とす。初め、恭仁宮を作るや、王城の大極殿を毀て其材を用ゐ、勢役量るべからず。今年之を停めてまた紫香樂宮を作る。十五年、百官を廟堂に會して恭仁宮善きか、難波の宮善きかを問ふ、恭仁宮の多數を以て便を云ふもの多し、また巨勢奈氏麿、藤原仲麿等に就て市人に問はしむ、市人恭仁宮をよしと云ふ。

じたるを以て其皇女高野姫帝位に上る之を孝謙天皇とす。かゝる間に政弊愈よ長じて、朝廷は再び豪族僧侶の政權爭奪の孤注となる。之より先き藤原氏は其の四家の統領の一時に死し、廣嗣の失敗したるがため、一時政權を失したりと雖も、政柄の下に寄生せんとする政治家の亡坊己に死して、行基の世となり、更らに道德堅固なる律宗の高僧、鑑眞和尙の時代となり、吉備眞備もまた筑前の守に左遷せられ、而して藤原氏また人才あり豊成、仲麿、百川、濱成、清河、魚名、永手等、交々進みて顯要の地に立ち、而して橘諸兄、久しく政權を掌握せるによりて、心驕り、禮を聖武に失して自ら退きしより、政權獨り橘氏にのみ存せざるに至りぬ。此に於てか橘のならまろ聖武が盛に造營を起し、遑々として民心を失せるに乘じて、陸奥の將軍、佐伯の全成、大伴の古麿等を誘ふて聖武を廢し、黃文王を立てんとし、事成らずして敗る。今や孝謙新たに立ち、藤原氏の勢益す盛んにして、大伴、佐伯、下毛野、百濟、橘、石川、紀、文室（ブンヤ）多治見の諸大族、藤原氏の爲めに顏色なからんとす。諸藤の中、武智麿の第二子仲麿最も巧慧にして、膽氣あり。皇宮職を改めて紫微中台とし、自ら其長官となりて樞密に參す。已にして天平寶字元年、太子、道臣王、淫亂放蕩により孝謙の心を失して廢せらるゝや、仲麿、諜して孝謙及び光明皇太后の心、大炊王を太子たらしむるにあるを知り、早く之を迎て田村の第に居らしめ、嫁すに粟田の諸姉を以てす。已にして孝謙諸重臣を會して、何人を以て皇太子とすべきかを問ふや、藤原の豊成、永手、文室のちぬ、大伴の古麻呂等各々其親近する所を擧て之をすゝむ。仲麻呂獨り曰く、唯だ聖意のある所即ち可なんと。孝謙遂に大炊王を立つ、大炊は舍人親王の子也。之より仲麻呂の勢威隆々として同僚を凌ぎ、遂に伊勢神宮の幣帛使は其同族中臣氏の外、之に補する能はざらしむ。此に於てか橘の奈良麻呂、大伴の古麻呂等、憤慨措く能はず、前きの備前國主にして刑せられたる小野東人、多治比の犢養、多治比の禮麻呂、多治比の鷹主、大伴の池主、大伴の兄人、信濃守佐伯の大成、陸奥國守佐伯の全成、土佐國守大伴のこじひ等を誘ひ、兵を發して皇太子と仲麻呂とを殺ろし、皇太后の宮に入りて鈐璽を奪ひ、孝謙を廢して別に帝を立てんとし、夜太政官の院廷に會し、天地四方を拜し、共に鹽汁を飮みて誓ふ。未だ發せずして上道の臣ひだつ志を飜して之を藤原の仲麻呂に告ぐ。仲麻呂急に高麗の福信等をして、兵を率へて小野東人、道祖王等を捕へしむ、其他の黨與また皆な捕へられて誅戮、流竄、略ぼ人物を盡くす。而かも仲麻呂猶ほ足れりとせず、其兄、豊成もまた情を知つて告げずとなして流竄し、且つ諸司百官、京畿内の百姓村長以上を集めて顚末を告げ、百姓の内、此陰謀に與かるものを出羽の柵戸に移す。此に於てか天下また仲麻呂に抗するものなく、天平寶字二年大和の國守大伴の稻公、奇藤を獻す、藤に文字あり、藤氏の德を頌す以て其權勢を見るべき也。



國は四十萬東、上國は三十萬東中國二萬東中國は四萬東下國の中、大隅薩摩は四萬東下國の中、飛驒隱岐は三國三萬東、路の壹岐一萬東と定む以て當時の議入を知るべし。

十八年、寺家の地を買つて法を破るものを禁ず。

七道の鎭撫使を已む。

渤海及蝦夷人一千一百餘人投化す、出羽に安置し衣食を與へて還す。

十九年、一戶正丁五六人中男一人を以て定めとし、一鄕は二百八十口中男五十を以て定數とし田租は一戶四十束を以て限とす。

十九年、詔す、十三年諸國をして寺を立てしむるの法行れず因つて使を發して之を促さしめ、また郡司の武幹事

に增るものをして之を擔當せしめ、若し勅の如くするものあらば、子孫永く郡領・司たらしめんと。更に僧寺に前年の定額寺の外九十町、尼寺に四十町を與へしむ。

天平勝寶元年行基死す。

之より先き才能を用ゆるの要あるよりして、國司を任ずるに多く、譜代を役にして才能を先にす。此に於てか兄弟相訴ふ、舅甥相訴ふ、之より令を下し譜代を重んじ、嫡々相受け、銖銖を用ゆるなからしむ。

＊惠美は汎惠之奚、押勝は叛亂に勝つの意、尙は皇の中最も尙しとの意也。

＊＊太政官は天の萬物を育するが如くなるを以て乾政官と改め、太政大臣を大師と、左大臣を大臣と、右大臣を大臣と、大納言を大保と、大弁を大納言と、中務省を紫微中臺と、式部省を文部省と、治部省を禮部省と、民部省を仁部省と、兵部省を武部省と、刑部省を義部省と、大藏省を節部省と、宮内省を弾正台と、彈正台を糺政台と、圖書寮を陰陽寮と、内藏寮を内陽寮と、大史局を鎭國衛と、中衛府を大將軍と、騎將軍を大將軍と、外將を次將と、少將を少將と、衛門府を司門と、左右衛士府を司門と改む。

## 百十三節　仲麿政躰を變革し、女皇等僧侶政府を作る

天平勝寶二年、孝謙位を避け、太子をして帝位に つかしむ之を淳仁とす。仲麻呂の權益す張る。仲麻呂更らに百官と相議して、孝謙に上台寶字稱德孝謙皇帝の尊號を奉り、光明皇太后に中台天平應眞仁正皇太后の尊號を奉り、先帝に勝寶感神聖武皇帝の尊號を奉りて、尊號の中に二女皇を護んらとす。而して仲麻呂は尊號の報酬として、惠美の押勝の新姓名と、尙舅の號を得＊、功封三千戸、功田一百町を得、また鑄錢と貸稻の權とを賜りぬ。其男二人は參議たり、三人は衞府たり、其他戚姻親族、皆な顯榮に上り。勢に乘じて天下の耳目を一新せんとして、官制に大變革を加へ＊＊、太政官を乾政官とし、太政大臣、左大臣を改めて大師、大傅、大保とし、自ら大保となりて、中衞の大將を兼ね、文武の大權を掌握すれば、皇太后等の女皇は別に僧侶政府の如きものを作りて、布令を天下に出し老少男女、起坐、行步を論せず、文武百官、朝に向ひ司に赴くとき、此四句を念じて怠る勿れ、天下泰平の道此にありと。

## 百十四節　仲麿、安祿山の亂に備へんがため新羅を擊たんとす

僧侶が太政官の外に、更らに女皇の力を恃みて、法王政治を行はんとするの氣色を示すや、押勝の白眼なる早く已に之を看破せざるに非ず。然れども彼は家門の顯榮と安全とを謀る傍に於て、國家の昌榮を進むるを怠るものにはあらず。舉朝沿々、泰平宴安の夢に眠り、また國外の事を思はざる時に當つて、獨り國家を双肩に擔はんとせしものは歷史家より惡名を負はせられたる仲麿なりき。此時に方つて唐の安祿山漁陽の戎を擧げて反し、玄宗西南に蒙塵して、四百餘州大亂となる、事遣唐使小野の田守によりて報ぜらる。國家の危機已に迫る。彼は僧侶の陰謀を知らざるに非ざるも之と事を構ゆるの暇あらず、急に國防を治めんとして、先づ大宰府に令を下して曰く、祿山狂狡、恐らくは西侵する能はずして來りて海東を掠めん。宜しく守備を嚴にして以て、不虞に備ふべしと。而して更らに七道に命じて兵備を嚴にし、金穀を充實せしむ。此時全國の兵士陸軍、四萬九百人、海軍、一萬七千三百四十人、兵船三百九十四艘也。（山陰東山北陸を除き）而して更らに唐制に摸して綿の鎧冑を作り、木、火、土、金、水の色を以て之を分ち、一旦廢せられたる健兒の制を復興す。然れども新羅の存するや遂に枕を高ふする能はざるを以て、先づ之を擊つて大陸の勢力をして其踏石を失せしめんとして、出師の準備を爲さしめ、美濃武藏の少年をして新羅語を學ばしむ。軍士の發する遠からざらんとし、僧侶の陰謀漸く逼迫し來る。仲麿已むを得ずして後を顧み、遂に外征を廢す。

## 百十五節　僧侶政府、太政官を呑み道鏡大臣禪師となる

孝謙位を皇子に讓ると雖も、猶ほ簾を垂れて政を見る。然れども仲麿新帝と孝謙との寵を一身に負ふたるがために、百般の施設、容易に行はれ、

遂に大師の官に昇り、尋常隨身の外、帶刀六十人、道前一百人を賜はる。然るに之より先き僧侶の權漸く强固にして、孝謙の垂簾のため、更らに僧侶は太政官以外に一政府を立つるか如きを委となり、天平寶字四年に至り、大僧都良禪、少僧都慈訓、律師法進等、相議して僧侶を統一せんかため、一位十三階を制し、勅任奏任の別を立てしより、僧侶政府の形初めて現れしに、後來皇位を窺へる道鏡已に此僧侶政府にありて、孝謙の寵を受け、醜聲漸やく外に聞へつゝ初り、新帝之を諫めて孝謙の怒を招き、殆んど廢立の意を示さる。僧侶政府は方に太政官を呑まんとし、藤原一家の存亡、僧侶の掌中にあらんとす。仲麻呂即ち急に外征の念を擧つて、先づ僧侶政府を破らんとし、都督となりて四畿内、三關、近江、丹波、播磨の兵權を取り、兵を練るに托して、諸國の武士を召し、私に其數を增して、遂に兵を擧げんとす。大外記高丘のひらまろ、禍の己に及ばんことを恐れて之を密奏す。孝謙、即ち山村王を遣はして中宮院の鈴印を收めしむるや、仲麻其男くすまろをして、邀へ擊つて之を奪はしむ。坂上苅田麿等追擊てくすまろを殺ろす。押勝遂に一族黨與を率ゐて宇治より近江に走り、鹽燒王を立てゝ天子とし、新たに百官を立て、兵を出して官軍を邀ふ。已にして戰利あらず、江に浮んで江北に逃れんとして族黨三十四人、皆な江頭に捕られ、其婦女非常の辱を受けて、後ち男女皆な斬らる。此に於て、孝謙天下に令して曰く、帝の出家して坐ます世には、出家したる大臣もあるへしと。

天平勝寶五年、遣唐使藤原清河、大伴古麿支那に關す。

其席次西畔第二吐蕃の次位にして、新羅の使は東畔第二次にあり。

天平勝寶四年、正月一日より十二月晦日まで殺生を禁じ、海邊の民漁を以て業とするものに、每日粳二升を與ふ。

新羅其王子、以下三百七十餘人を送りて前年の罪を謝す。

渤海の使者、慕施蒙等佐渡に着す。之より先き人民成童となれば、直に使役せらる。因つて十八歲を中丁とし、二十二歲を正丁と定む。天下に令し家ごとに孝經一本を藏せしめ、孝を陸奥出羽に流さしむ。

天平寶字五年、藤原朝狩を東海道節度使とす、

古麿、日韓の關係を述べて因つて日本の使を東とす、清河等の歸るや、鑑眞和尙等八人來る。

天平勝寶四年、正月一日より十二月晦日まで殺生を禁じ、海邊の民漁を以て業とするものに、每日粳二升を與ふ。

新羅其王子、以下三百七十餘人を送りて前年の罪を謝す。

渤海の使者、慕施蒙等佐渡に着す。之より先き人民成童となれば、直に使役せらる。因つて十八歲を中丁とし、二十二歲を正丁と定む。天下に令し家ごとに孝經一本を藏せしめ、孝を陸奥出羽に流さしむ。

天平寶字五年、藤原朝狩を東海道節度使とす、

道鏡禪師を以て大臣禪師と號せしむ。藤原豊成許されてまた出るとは雖も、實權全く道鏡に歸し、法王政府、遂に太政官を併呑す。而して孝謙は更らに和氣王、山村王、百濟の敬福等をして、兵を率ゐて淳和帝の宮を圍みて之を執へしめ、宣旨を傳へて曰く、先帝朕に詔して、王を奴となすも、奴を王と云ふも汝の隨意なりと云ふと。淳和帝は遂に淡路に流され、而して孝謙再び皇位に即く之を稱德とす。

**百十六節　道鏡の人物及び地位**

道鏡は弓削氏、河內の人にして其先は物部氏より出づ。少にして僧正義淵に佛法を學びて葛木山に籠居し、難行苦行を積みて屢ば佛法の奥義に通じ、孝謙佛法を重んずるの勢に乘じて宮中に入り、幾多の法術を以て孝謙の寵を得、光彩門戶に滿つ。蓋此時に方つてや國初以來の大族は、幾多の內亂によりて其力を失したりと雖も、藤原氏の勢力新たに隆んにして、政治上の功名は、また容易に他姓の望みて得る能はざるものとなりき。故に當時功名榮華を望まんには地方に退ひて深く土豪の心を收攬するか、然らずんば首を垂れて藤原氏の勢力に阿附するか、然らずんば僧侶となりて俗權の上に立つの外なかりき。道鏡は其才、中庸にあらず、其望は尋常にあらず。然れども地方に退きて土豪の心を收めんには彼は餘りに門地なく、藤原氏に媚附せんには其の頂骨餘りに强よく、彼が個人的才能を以て進むべきの道は唯だ僧侶の一路あるのみ。故に此大膽不敵なる少年は遂に道場に入り、枯木、死灰、冷淡、

無情の外皮を裝ふて功名を求めたりき。此道は曾つて玄昉のために開かれたりと雖も、玄昉は其才力膽氣、到底道鏡の比にあらず、唯だ學藝を以て進みたるのみ。然かも其一旦失敗するや戒律森嚴、道德堅固なる鑑眞和尙の支那より來るあり。浮華、淫濫、名聞、榮利を事とする僧徒漸やく厭はれて、律宗は宮廷より貴族の間、靡然として風を爲したりき。然れども是れ一時の反動のみ。腐敗せる公卿貴族は到底、永く戒律森嚴なる宗敎に安んずる能はず、奢侈にして遊樂に耽り、倨傲にして肉慾盛んなる社會は早くも其弱點に媚ぶるの僧侶を求めたり、道鏡の慧眼は此機微を看過せず。彼は其法術によりて宮廷に進み、其弱點に乘じて之に媚びたりき。玄昉が失墜したる門戶は再び彼の前に開かれ、假令皇位にあらざるも、其權、皇位にあるより も大なる孝謙は、遂に道鏡を信じ言聞かざるなく、謀行なはざるなし。道鏡の野心を第一に看破したるものは、藤原の仲麿にして、彼は孝謙に向つて、道鏡を勃奏し、決して聖僧にあらず、其祖物部氏の大臣の位を回復せんとするものなりと云ふや、仲麿却て打擊せらる。實に仲麿の敗死は多く道鏡の手によりし也。欽明の朝、佛敎に敵して蘇我氏の爲めに亡ぼされたる者の子孫、今は却つて佛法の力によりて蘇我氏を亡ぼしたる者と戰ふを見よ。世變歷々此中に存す。

**百十七節　道鏡皇位を望む**

道鏡の成功は意外に早かりき。意外の成功は、彼をして一層の望を起さしめ第一に仲麿の立てし新官制を破壞し、仲麿の爲めに擁立せられたる淳和帝に逆心の名を



附して淡路に流竄し一個の大炊王となす。彼は宗室を斐劒する第一着手として、船の親王、池田の親王に同じく逆心の名を付し親王より貶して王として之を流竄しぬ。之より弓削氏勃然と して起り、弓削の牛養は近衛の少將となり、弓削の秋麿は佐少將を以て周防守を兼ね、弓削の廣方は武藏守を以て近衛の將監を兼ぬ、弓削の薩摩は陰陽助となりたり。彼は更らに宮中の權を一族に專有せんとして、新たに內豎省を設け、弓削の淨人を其卿となして大納言を兼ねしめ、更らに檢校兵庫將軍を以て武庫を司どらしめ。詔を發して諸臣若し『淡路に侍へり坐する人』を率ひ來つて更らに帝となさんとするものあらば、嚴罰せんと豫防せしめ、和氣王の人望あるを以て、諸臣或は之を擁立せんことを恐れ『己の怨むる二人あり之を殺ろし給へ』と『鬼神に祈りしとなして謀叛律に問ふて之を殺ろし、王の平生善くする所の參議兼近江中將粟田道麻呂、兵部大輔美作守大津の大浦、式部少輔石川長手等を奴として、其怨家に與へて之を殺さしめ、遂に淡路守佐伯助等をして淡路の廢帝を弑せしむ。此くて大臣禪師は更らに太政大臣禪師となり、百官百僚は其前に跪服して拜賀す。此に於てか彼は天平神護元年の冬、新嘗祭を行はんとする時、孝謙をして明かに佛を揚げて神を抑ゆるの宣命を發せしめ、翌年に至ては使を伊勢の大神寺に遣はして、丈六の佛像を其處に建てしめたり。此の如く爲さんと欲して成らざるなきや、彼は更らに一步其大望を進め、神護二年、進みて國初以來未だ曾てあらざる法王の位につき、月



京中の孤兒を集めて之を養ふ。之より先き太宰府の防人は醬東の兵を用ふ、送迎に勞るるを以て、九州の兵一千人を用ゆ。此諸司京畿內百姓、村の長以上を集めて故を諸臣叛逆の故を知らしむ。僧尼平民に配し、新羅郡を置く。

坂東八國及び越前能登越後の浮浪二千人を遷し、雄勝の柵戶とす。

坂東陸奧に勤事あらば、急に援軍を發すること、國ごと二千人以下なれども而して國の司の練悍なるもの一人を幸へよと、押領使なるもの此に領ぜよと、押領使なるもの此に初まる。此頃は國人漸く鎧の便を覺つて、私鑄漸やく多し、此に於てか新鑄を作る、

料供御に准じ、圓興禪師に法臣の位を授け、基眞禪師に法參議の位を授け。僧侶政府の形此に全く成る。孝謙、道鏡の爲めに之を辨じて曰く、禪師此の世の位を求むるにあらず、朕が之を敬するの心より然る也と。然かれども此時藤原仲麻呂、已に誅せらるゝと雖も藤原氏の一枝のみ、其連枝末葉は漸やく勢力を回復し來りて、朝廷の周圍に林立し、吉備の眞備また一代の老儒を以て制作、立法の事を專らにして、內外に敬重せられ、才識、勢力恐るべきものあるがため、道鏡は法王の尊號を專有するの危險を知り、同時に藤原の長手に左大臣を授け、吉備眞備に右大臣を授けて其の口を噤せんとし、藤原仲麿を擊破したる近衛將曹以下は其功を賞し、美服、光榮、容儀を以て他に標異せさるへからずと爲し、常格を破りて牙笏を執り、銀裝の刀を帶ぶるを許す。已にして玆に法王あれば、法王宮職なかるへからずとて、新たに之を設け高麗の福信を以て其大夫を兼ねしむ。福信は唐の李勣の屬將福德の後にして武藏に生れ、武勇を以て朝廷に用らる、當時造宮卿にして但馬守を兼ね、歷代朝廷の近畿に事あるや常に其爪牙たり、坂東兵士の心を得たるを以て朝臣中屈指の武家たりしもの也。福信にして法王に隨屬する此の如し、以て滿朝の士大夫、如何に道鏡の鼻息を伺ひしかを見るへき也。道鏡の威此の如し、其下にある法參議基眞の如きは、童子を咒縛して、教へて人の陰事を云はしめ、佛神の冥託に事よせ人を指彈して忌憚する所なし。道路基眞を見る亂鬼の如し。基眞また多門天の

踊化の新羅人一百二十人を武藏に、近江十二郡を以て藤原不比等を封して、淡海公と稱せしむ。七道巡察使の報告を見るも、一國守の政憲法に合ふものなし、五年、此時唐に安祿山の亂あり唐帝兵器を作らんとして牛角を欠き日本の使者に之を求む、日本牛多しと聞き也。此に於て山陰東海山北陸南海諸國に命じ牛角七千八百を集めて唐に與ふ。七年鑑眞死す。儀鳳曆を用ゆ。大陰曆を廢して六年、東海、南海、西海節度使を置く。此時唐に於て綿の大宰府に貯へたるもの二百五十具を減じて二百具を作り、一に唐制に從ふ。各々五行の色に象りて四千五十具を伊勢近江美濃越前の郡司の子弟を以て百四十人を以上下三十人を馬に習へるものを召し、健兒として其身の田租及び雜徭の半ばを免ず。

天平神護元年、先きに墾田を私有せしめしより田園大に開け勢力の家は百姓を駈役し貧窮の百姓、自存に暇な

像を作りて數粒の珠子を其門にをきて、佛舍利を發見せりと爲して道鏡の德を頌す。道鏡因つて天下に大赦し、基眞に與るに物部の姓を以てして、八人の隨身兵を與ふ。此に於てか神護景雲三年、大宰府の主神穗宜の阿曾麻呂、道鏡に媚びて神託を僞て曰く、道鏡をして皇位に即かしめは、天下泰平ならんと。擧朝之を聞きて驚き、道鏡の榮華に醉へるものも、初めて醒めぬ。平生、道鏡に迷へる孝謙すらも其神託の或は實ならざらんことを恐れ、其近侍、法均尼をして更らに神託を受けしめんとしたれども、婦人の身、過あらんことを恐れ、法均の兄、和氣の淸麻呂をして、代つて神託を受けしむ。淸麻呂は其先、皇室の分家にして、中頃、輔治能の姓を賜はり、孝謙の殊遇を受けしもの也、淸麻呂發せんとするや、道鏡、我運命此一擧にありとなし、寡るに重爵を以てす。然れども藤原氏も運命また此一擧にありとなして、藤原氏を首領とせる反對黨も深く淸麻呂に結ぶ。已にして淸麻呂の歸るや意氣堂々、神託に事よせて奏して曰く、我國家開闢以來、君臣の分定れり、臣を以て君とすること未だ曾つて之あらず。天つ日嗣は必らず皇儲を立てよ、無道の人は早く掃除すべしと。孝謙大に憤りて曰く、淸麻呂妄語を以て神語に托し、法均と共に朕を欺かんとす。之を鞫して其神託にあらさるを知る。臣にして君を欺く、是れ天地の大罪なり、宜しく其性を別部となし、其名を穢麻呂とすべしと。淸麻呂は其兩脚の筋を絕ちて大隅に配せられ。法均尼は備後に流さる、然れとも藤原の百川之を養ふを

きに至る因つて一切加撃するを禁ず。和氣王の薨を道鏡に與へて其の奴となす。

天平神護二年、大宰府は舊の如く關東人を得て防人とせんことを勅して九州兵の不足を補ふのみ、東國人を用ひしむ。私かに錢を鑄る者なり。錢司の奴として、鈴を其の首に附して逃走に備ふ。神護景雲元年勳六等以上勞ある取帶刀を用ひ銀裝帶刀を許すやうの東院の殿成る葬に以てし、琉璃の瓦を以てし、繡の文を以て莚とす。時人之を玉宮と云ふ。神護景雲二年、孔子を文宣王と追贈す。正月法に居り大臣以下拜賀す。道鏡自ら表して尊號を告ぐ。氷上の甕燒の子を立て帝とせんとして、稱德を咀ひ、其髮を髡ぎ、事に盛て埋む、事現れて配流せらる。寶龜元年唐の歸化人表甥卿を日向守とす。同年三重の小塔一百萬を作らしむ、高四寸五分。經三寸五分。新羅の使來る朝貢を云はすして土毛を呈すことを云ふ、禮を失するを以て國賓を以て待たず。寶龜二年、渤海國使壹萬福等三百二十五人、出羽の地に漂着す、常陸に安置す。

以て飢へざるを得たり。

### 百十八節　諸藤光仁を擁立す

道鏡の威權は確かに清麻呂の爲めに大打撃を蒙れり。其の半生の野心は全く水泡に歸し、藤原氏以下百官、皆な手を拍つて私に相賀す。是より後、道鏡猶は用ひらるると雖も、悒々として不平の中にあるのみ。『怨』の字を金泥にしたる緞帶を百官に與へて衆心を和げんとするも及ばず。大勢已に衰へて、衆皆な孝謙百歳の後、如何にして道鏡を除かんかと思ふのみ。已にして神護景雲四年、六月、孝謙、道鏡を由義宮に見て病を得、月を經て愈えざるや、藤原の百川、繼繩、永手、すくなまろ、藤下麿、吉備の眞備、石上の宅嗣等、相議して永手をして近衛外衛左右兵衛の權を取り、眞備をして中衛、左右衛士の事を攝せしめ、内外の兵權を反對黨の手中に握りて萬一に備ふ。已にして孝謙崩ずるや七人相議して繼嗣を議す。此時に方つて宗室多く嫌疑を以て罪せられ、孝謙また子なし、ある所のものは天智の孫白壁皇子と、天武の孫大納言文屋の淨三、及び其弟大市王のみ。衆議文屋の淨三に決して之を報ずるや淨三辭して受けず。此に於てか吉備眞備等主として大市王を冊立せんと主張して宣命已に成る。然るに皇太子冊立の宣命公けにせらるゝや、何ぞ圖らん、白壁皇子こそ太子たるを見たりしかば眞備等愕然として驚く、是れ蓋し藤原の百川、良繼、永手等の陰謀に成る。已にして白壁皇子、帝位に上る之を光仁天皇とす。



### 百十九節　吉備の眞備歿る

光仁の登極するや第一に道鏡を廢黜して下野藥師寺の別當とし、悉く其一族を退け、其他道鏡の施設によりて國民の憤怒を買ひしもの孝謙の勅詔にして寺院に濫惠するか如きもの、皆な之を廢して民心に副はんとせり。此の如くして皇室は道鏡の手を脱し得たり。然れども却つて藤原氏の孤注となりぬ。道鏡は其の盛時に於てすら、猶ほ其一族徒黨の少きが爲め、他の大族と幷立するを辭せざりき。藤原氏に至つては然らず、其勝つ所以は其の族黨多きによるものなるが故に、藤原氏の勝利は他の黨與の排擊を意味す。此に於てか道鏡排斥に力を假したる吉備の眞備すら、光仁の初年に於て位を退くの已むを得さるを感じたり。吉備は一代の老儒たるのみならず、また當時に於ける唯一の族黨的ならざる安民の志ある政治家なりき。靈龜二年、十二歳にして入唐し安倍の仲麿と共に唐人を凌ぎ、天平五年二十八歳にして歸るや、大學助を以て孝謙天皇の師となり、漢書禮記を講じて寵幸を受く。之より一進一退ありと雖も、族黨の助なくして朝野有數の大臣となりしもの眞備の如きは少なし。孔明の八陣も彼より傳られたり。禮文、立法彼によりて爲されたり。怡土城の築造も彼によりて爲されたり。藤原仲麻呂の叛するや其必らず近江に走らんことを謀りて、途に要擊して之を敗りしもまた彼の策なりき。其他刑法の中に安民保育の精神を入れ、文教を振作したるが如きは彼の力によらざるものなし。仲麻呂敗るゝや其功を以て參議中衛大將となりて、遂に道鏡の政府に於て右大

臣に昇り、道鏡破るゝや單身孤立の身を以て、太子冊立の事を謀る。滿朝是れ族黨政治家の中に立ちて、眞備の如きは眞に個人的力量を以て進みたるものなりき。然れども已に大市皇子を太子たらしめんとの議を決して、而して藤原氏の爲めに私かに其議を翻され、藤原氏の力によりて立ちし光仁即位後の叙任に於て太子冊立の議に與かりしもの、袂を幷べて顯榮の地に上るに、眞備のみは何の報酬をも與へざりき。これ明かに藤原氏の爲めに陷擠せられたるものなるが故に、彼遂に其職を擲つて退く。之より朝廷は全く藤原氏のものとなりぬ。藤原氏以外に盛名あるものは、和氣清麻呂等にして、道鏡排斥の功を以て大納言正二位に進みしと雖も、是れ藤原氏に結托して得たる官職のみ。滿朝悉く藤原氏の隷屬を以て充されたり。

**百二十節　剛膽なる諸藤**　中につきて内大臣眞繼、太宰帥百川最も勢威を逞うし、陰謀秘計多く其手に出づ。蓋し此時に方つてや、藤原氏は後世の想像するが如き倭官的の性質を有するのみにあらず、冒險、踏危の剛膽なる性質少からず。聖武の朝、廣嗣の兵を筑紫に上るや、眞繼等其弟を以て遙かに力を併せて橘氏、僧玄肪等を傾けんとして伊豆に流され、二年を經て免されて京に歸るや少判事を以て出身せしが、其同族仲麻呂已に朝權を專にして其子三人、並に參議となりて眼中眞繼等なきを憤り、佐伯の宿禰、大伴の家持等と兵を擧げて仲麻呂を殺さんとして敗る。仲麻呂之を鞫すれば即ち儼然として曰く是れ僕一人の企のみと。遂に實を白さずして

寶龜三年、從五位因幡國造淨成が女を、其の國造とす。渤海國王の書無禮也、因つて之を其使壹萬福に歸す。

道鏡下野に死す。

新田を墾するを禁ずるの令を廢す。

寶龜五年、二位以上は必らず中紫服を皆けしむ。新羅國使沙飡金三玄以下二百三十五人大宰府に至る。來聘の故を問ふに、曰く舊好を修めて毎に相聘問せんと欲すと、朝廷之を嘉めて曰く新羅は職貢の國也、舊好を修むるは可なりと。而して其使を禮遇し、且つ貢調を減めて國信となすは、禮に於らずと。渤海の料を與へて放還す。新羅人風に漂ふて來るもの多し。止むるなくして放還せしむ。

寶龜六年、海道の蝦夷背叛し、桃生城を取り、國司治むる能はず。紀廣純を鎭守府副將軍として之を征す、年々叛す。

寶龜五年初めて天長節を設け、僧俗をして轉經し、且つ生物を屠するを禁ず。六年、京官祿を減じ、國司利を免れず、飢寒して衣食缺くるなし

性氏官爵を奪はる。已にして仲麻呂道鏡と爭ふて兵を擧るや、また數百の兵を擧げて仲麻呂を擊ち功を以て參議に任じ、また道鏡等と相對衡す。其剛骨膽氣、殆んど後世の源氏の如きのものあり。百川の如きは陰謀詭譎を事とすと雖も、孝謙の御室の内に尼を斬つて以て道鏡の勢力を殺ぎしが如き、傍若無人の擧動少なからず。藤原氏同族間の爭も此頃より起りしと雖も、其朝權掌握の勢の全く確定せられたるも、また此頃より初まる。而して百川、良繼最も其衝に當る。

**百二十一節　百川、勅を矯めて皇后太子を廢す**　此の如くして藤原氏の權已に中外に確定し、豪族また之と爭はんとするものなきに至りぬ。此に於てか朝廷無事にしてまた權臣の爭あるなく、爭は宮廷の内に限られき。初め光仁の立つや孝謙の妹、井上の内親王を容れて妃とし、他戸の親王を生みしが、皇后となるに及び、驕悍にして天皇を咒咀して他戸親王を位に即かしめんとし、且つ其皇后宮附屬の官吏、漫に途上に婦人を誘へて之を辱しめ、また其夫を殺ろすが如き、淫荒度なく、橫虐言語に絶し、市民皆な憤れども之を止むるの術なきに苦しみしかば、百川光仁に奏して其皇后宮の官吏を引き來つて之れを斬るや、皇后大に憤り來つて光仁に迫り且つ詈るに至る。百川即ち光仁に請ふて、暫らく皇后皇太子を退くるの勅許を得て宣命を作り、百官を太政官に集めて之を讀む。曰く皇后皇太子を追放

して庶人となすと。光仁之を聞き大に驚き百川を召して諭つて曰く、暫らく退くべしと云ふも、追放せよと命じたるにあらずと。百川肅然として曰く、退くとは即ち永く退くる也と。遂に帝の命を奉せず。已にして他戸の皇子に代るべき太子を立んとして、光仁之を群臣に詢ふや、百川、山部の親王を立てんことを主張す。光仁曰く山部は無禮の親王也。爭でか之を立んと。藤原廣成また百川を駁して曰く山部親王は母卑しくして稗田親王の母尊きに如かずと、云ふ心は山部の親王の母、百濟武寧王の血統に出るを云ふ也。百川眼を怒らして刀を手にし疾呼して曰く、皇太子たらんものは德を問ふべし、母の尊卑を問ふを須ゐず、山部親王は衆望の歸する所なるが故に之を立てんと云ふ也。我れ之がために命を惜しまず、直に陛下の裁可を乞ふと。一坐愕然、天皇言なく坐を起つて宸殿に歸る。之より百川四十日の間朝に立つて天皇を促がし、山部王を立つるの裁可を得ずんば去らずと云ふ。此の如くして山部王は遂に皇太子となりぬ。已にして良繼死し、百川もまだ久しからずして其後を追ひ、魚名、繼麻呂、田麻呂、繼繩等相尋で顯要の地に立ちしも、著しき變事なかりしが、東北の蝦夷、また此時に至りて侵叛を企つるに至り、久しく兵備を怠りし時なりしかば、或は勝ち或は敗れ、光仁治世の後半は殆んど之がために寧歲なかりしが、在位十二年にして崩じ、太子山部親王位に就く。之を桓武天皇とす。此くて平城の朝は光仁と共に去り、平安朝は桓武と共に來る。

ろより、王臣多く外任を望む。因て諸國の公廨四分一を割きて、中央に送り、京官の祿を增さむ、中外輕重の勢之より一變し、多く外任を生むの勢を生す、六年出雲猶ほ蝦夷の禍を免れず、鎭兵を請ふ、因つて相模武藏上野下野の兵を發す。出羽の蝦夷猖獗す。國司敗北す。美濃管内驛より飛驒大野郡伊有藤まで相去る七十四里、驛を設く、其間に一驛、交通の不便を見る、因て之を出羽伊治公呰麻呂以上に四十八人を參議以上に擧へて奴とせしむ。渤海の貢使一百八十人來り、海に溺れて存するもの四十六人。寶龜十年、藤原清河唐に死す、清河唐前の四男にして、時實五年入唐して歸る、時に南邊驩州に漂ひ、また安祿山の亂に逢ふて歸る能はず、十年餘にして死す。十年安倍仲麿も唐に死す。渤海及び鐵利三百五十九人投化し來る。十一年、新羅禮を改め朝貢と稱し來る。北方蝦夷を征伐す、將軍の奏文の中に河氷るの字あり。當時奥州の河氷れるか。

# 第十三章　平安時代の曙色　神武紀元千四百四十二年より千四百七十年に至る

第百二十二節　平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活　第百二十三節　貴族と寺院、平民を壓す　第百二十四節　政制紛亂豪族、上下を欺く　第百二十五節　桓武の性質　第百二十六節　蝦夷の背叛　第百二十七節　桓武の宗教及び革弊　第百二十八節　皇室を平人の上に立てんとする桓武の政策　第百二十九節　北狄韃靼に應じ大擧して叛く　第百三十節　大皇帝桓武　第百三十一節　北征、北人を崛起せしむ　第百三十二節　坂上氏起つて藤原氏と抗す　第百三十三節　藥子仲成の亂　第百三十四節　社會の組織變革して國守の權張る　第百三十五節　社會經濟上の紛亂　第百三十六節　舊族地方に去り新族地方より入る　第百三十七節　平安時代の宗教思想　第百三十八節　平安時代の文學

百二十二節　平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活

孝德大化の革新より一百二十年、光仁桓武の際に至りては、國民の生活、思想に於て絶大なる變化を生じ、殆んど一の『新しき日本』を現出し

*神護景雲二年大學助教膳臣大丘、其唐に留學せる時の樣を傳へて孔子を文宣王とせんと云ふ、之を許す。

たり。國民的文字を有せざりし國民は、眞假名文字を得しかば、啞者の初めて語るが如き自由を得て、此自由は更らに飜つて國民の思想を刺激したり。曾つて一の大聖大賢を有せず、政治に於ても、思想に於ても、國民の隨從すべき立法家を有せざりし國民は、支那の聖人孔子を釋典して、*文宣王とするに至り、異邦の聖人は小數ながらも、學問ある階級の思想上の帝王となり、大宰府の如きは五經を讀むのみを以て足れりとせず。朝廷に上書して史記、漢書、後漢書、三國志、晉書を求むるに至り、之より文教爛然として起り、漢學を修むるは、貴族の常法にして背くべからざる者の如くなり、貴族の外、學問を以て一家を起す者あり。朝廷の詔令も魏晉六朝の文に迫まるに至りぬ。佛教は神道と和して、從來、佛を以て異邦の神となしたる神官も、今は神を以て佛の權化となして、之を讃美するに至れり。佛教も其初めて來たるや、佛像に禮拜して、罪の報を避け、後世の安樂を求むる小乘に過ぎざりき。其後高麗僧、慧灌三論宗を唱ふと雖も、天下未だ大乘の眞味を解するの識力なく、已にして法相宗また盛なりと雖も、唯堂塔伽藍の建立に忙はしくして、深奥なる宗教的思想ある能ざりき。然るに聖武孝謙の頃よりして貴族の思想發達すると共に、僧侶もまた餘裕を得たるが爲め、往々にして高尚なる宇宙觀の說かるゝありて、物質的に宇宙を觀るの外なき國民も、上古若しくは眞如と云ふが如き神秘的虛靈的文字を味ふに至れり。入唐使の歸る所、唐僧の來る所、渤海國使の齎らす所、新羅使人の朝貢する所、

綾羅、錦繡、金銀、珠玉の貨物は、貴族の生活を刺激し、而して三韓、漢唐の歸化人は、また能く此の驕奢に應ぜんとして、此等の物品を製作するに至りぬ。此くて歷代の君主が堂塔伽藍を作るによりて、國内の工藝美術を刺激したる後ち、聖武の朝に至りて大佛、大安寺を平城に立つるの一事は、工藝美術に絶大の刺激を與へ、此製作を期限として美術上に一大進歩を畫したり。また進むや、此等の需要に應ぜんが爲め金、銀、珠玉、銅鐵、鉛錫は續々として採堀せられ、之よりして稱德の世には近衛の將士をして、銀裝の刀を帶びて、殿前に徘徊せしめ、東殿を建てゝ瑠璃の瓦を以て屋を葺き、晝くに繼續の文を以てし、時人之を名けて玉の宮と云ふに至る。孝德天皇が群臣を大槻の下に會したるに比して、如何に絶大の進歩なるぞ。生活此の如く進みたるが故に、社會の快樂もまた飲食男女の外に進み、聖武天皇の頃よりして内敎坊なるものを作りて、女樂を設け、采女をして之に當らしめ、踏舞を初じめたりしが、其公會には唐樂あり、吳樂あり、唐人、袁晋卿、李元環、皇甫東朝、皇甫昇女等、朝廷に重用せられぬ。諸國の風俗を見んが爲めに復興したる歌垣は、一種の宮廷の行樂となり、稱德の世には數百の供奉、青摺の細布衣を着けて、紅の長紐を垂れ、男女相並び道を分つて行く〳〵歌ひ、五位以上の内舍人、及び女孺をして、歌垣に加はらしむるに至りぬ。是れ皆な應神時代に於ては夢にも存せざりし新顯象也。

*佛は百濟人の子孫國中連公麻呂の手になる。

**天平十五年、道慈法師死す、最も工藝に巧にして大安寺を作る

***其歌に曰く乙女らに男たちそひふみならす酉の都は萬代の宮。また歌ふて曰く、淵もせもさやく清けきは、かた川、千年をまちてすめる河かも。と歌の曲節ことに秘をあげて節をなす。



## 第二十三節　貴族と寺院、平民を壓す

然れども此等の新顯象は是れ貴族、朝官、及び其の威權に附隨せる社會の事のみ。百姓奴婢は依然たる百姓奴婢にして、其生産力は以前より加ふる所あるにあらず。聖武の朝、人民に土地私有の權を與へてより、新田開墾の業、靡然として盛んに、王臣、貴族、寺院等、百姓を驅使して山田を開くや、朝廷見て以て百姓に害ありとして、土地私有の權を廢したりしが、後ちまた之を許せり。之がため、人民の生産力少しく發達したりしも、朝廷貴族の驕奢は、非常の速力を以て進みしかば、生産の進歩は之に伴ふ能はずして、また人民の疲弊となりぬ。唯だ此際上下を通じて一なりしは佛法に對するの信仰にして、歷朝、國財を以て佛法を奬勵したる結果として、此頃漸く民間の信仰となりて、人民の新たに子を生むや、佛菩薩の名を以て其子に附するが如き風となり、稱德の時には對馬の偏僻にすら、已に夫死するの後、廬を墓側に結びて、毎日齋食する婦人を生じたり。去れば堂塔伽藍を立つるの風は、獨り貴族の間にのみならず、民間また靡然として之に倣ひ、佛に奉じ、寺院を建つるは、一の社會的榮譽となりしかば、人民もまた之がために疲弊しぬ。疲弊は彼等をして豪族寺院より、稻を借り、錢を借るの止むを得ざるを感ぜしめたり。而して之を借るや、已に田園を抵當とするにあらずんば、貸すものなし。之を抵當とするや、其高き利子の爲めに追はれて、遂に田園を豪族寺院に收められるゝに至る。此の如くして小民は寺院と豪族の爲めに驅使せられ、押領せら

るゝのみならず、また經濟上の陷穽に陷りて、滔々として相率ゐて墮落す。斯る間にも精苦力行の民は勝を制しつゝありしかば、聖武孝謙以後、奴婢の自ら訴へて良民となり姓を得るもの、續々相襲さぬ。前代に於て如何に多くの良民が奴隷に墮ち、此頃に至りて如何に多くの奴隷が發達しつゝありしかを見るべき也。然れども奴隷百姓の發達は一部の事也、社會の疲弊は全體の事也。之がため盜賊は四方に起りて、山賊海賊隊を爲して起るに至れり。

百二十四節　政制紛亂、豪族上下を欺く　國狀の發達變化此の如くなれば制度政體の之に伴ふて變ずるも必然の勢也。孝德大化の變革には、國司、郡司、京官、豪族の私領私民を廢して、土地を國有となし、人民は獨立となりしも、反動幾たびか起りて、國司、郡司、兼併の勢益す甚しく、私民私領の弊愈よ甚しく、此點に於ては大化革新の實は、少しも擧らざりき。然れども國司を世襲とする封建制度となさずして、中央より任命すべきものと定め、政權を中央に集むるの一事は、確かに成功したり。即ち成功せりと雖も大化革新のまゝには成功せず。先づ按察使を置きて、國郡司の施政を管察せしめ、次には鎭撫使なるものを置きて、國郡司を督勵せしめたるに因る。而して此の按察使は各〻二國以上四國以下を管領し、鎭撫使に至つては一人、一道若しくは兩道を管したり。而して其の按察使、鎭撫使、皆な參議以上の本官よりして之を兼ね、巡察終るや、其黨與を以て國司郡守となしゝかば、前の國司郡守、朝廷に訴へて已まず、爭訟

*嶺撫使は聖武の時に始む。



の氣、中央を恐れ且つ怨むるの風、雜然として增加しぬ。故に當時の政制は、郡縣なるも、實に於ては、往々大族の權制を增加し、一種の封建類似の如きものとなりぬ。而して中央權臣の勢力增加すると共に、其門に出入する地方豪族の數愈よ多く、器玩を獻じて其門に媚び、奴婢を納れて其家に諂ふより、權臣と地方豪族の間愈よ甚しく、權臣もまた地方の豪族を誘ふて、其門戶を張らんとするより、權臣と地方豪族の間愈よ親密にして、朝廷と地方豪族の間愈よ離隔しぬ。此に於てか國司郡司は其の部內の租稅を私して、人民未だ之を納めずと號して、上を欺き、或は自ら正倉に放火して、火災の爲め、正租を失したりと爲し、其實之を私し、或は物品の良きものを己に收めて、粗惡なるものを以て之に代へて、納官するに至る。而して過失ありて之を責るや、國司は凡べて之を郡司に負はしめて、自ら責任の外に立ち、或は國司にして京に入りて任に歸らず、徒らに其所得を貪るあり。或はまた班田するの時に際しては、不毛の田を以て民に與へて良田のみを公廨に具ふるあり。國司の專權は獨り人民を苦しむるのみならず、また中央政府をも蔑如して、殆んど眼中には存せざるもの〻如くなりき。而して其恃む所は中央の權門なり。此に於てか權家は朝政を見ず、一族郎黨を集めて私事に汲々として、法律に背きて良馬の數を增し、隨身の許可なきに諸國の壯士を招きて護衛となし、威儀堂々京中を縱橫するに至りしかば、武官ならざるものに帶刀を禁じたる天武以來の法令は、元正聖武の頃より全く地

*孝謙の天平寶字元年、諸氏の長、公事に與らず、族人を集めて馬數を過ぐるを禁じ、常格を以て武官の外京城の中に武器を有するを禁じ、京中には二十騎以上集行するを禁ず。

に落ちて、朝廷權門を賞するには、此の如くに張りたる威權を識認するの外なくして、隨身兵伏を賜ふに至りぬ。桓武天皇は*此の如き權臣と、此くの如き形勢に圍繞せられて一千四百四十二年に即位す。

**桓武天皇は天智天皇の曾孫にして光仁天皇の第一皇子也。母は高野乙繼の女、其母大枝眞妹にして其先百濟武寧王の子純陀太子に出づ。

**百二十五節　大皇帝桓武の性質**　桓武の立つや、實に百川良繼等に負ふ所厚かりしが故に、其妃を立つるや、良繼百川二人の女を納れしと雖も、桓武は藤原氏、戚姻の力に制せられんには、其の資質は餘りに偉大なりき。實に國朝の聖主賢君、歷代少からざる內にも、桓武は其の最大なるものゝ一にて在しき。是れ其の故なきにあらず。內には空拳を振つて權臣强族を夷平し、外には三韓の彼方に威武を輝かし、功名、大業、自ら喜ぶ所の大皇帝天智天皇は、實に桓武の曾祖父にして、其脈管には動きて已まざるの曾祖父の血液充ち、其の胸臆には、雄才大略を好むの氣滿ちたれば也。加ふるに天智在世の時と同じく、桓武の時世は、此大皇帝をして、其の雄邁の氣を鼓して、大業を計畫するの已むを得ざるを感せしめたりき。

**百二十六節　蝦夷の背叛**　之より先き、北方蝦夷の侵略するもの數ば〳〵なりしも夷平せられて、一戰ごとに日本の版圖を擴張し、光仁の時陸奥蝦夷、砦麻呂、王化に入つて、上治郡の大領となり、按察使參議、紀廣純の下に屬す。廣純之を用ゆるも、其部下人種的輕侮を示めすを免れざるより、砦麻呂、憤慨、時を待つて報復せんとす。寶龜十一年、廣純新たに鷺鷥の柵を作り、



蝦夷の歸服せるものを率ひて之に臨むや、砦麻呂遂に蝦夷を煽揚し、內外相合して廣純等を攻めて之を殺ろす。獨り介、大伴眞綱一角を破つて逃れて多賀城に入る。多賀城は重鎭にして、積年蓄ふ所の軍器糧食勝て算ふべからず。蝦夷已に攻め來ると聞きて、城下の百姓、入つて城を守らんとす。眞綱、及び掾、石川淨兄等蝦夷を恐れ潛かに去りしかば、百姓、賴る所なく禽奔獸散し、北方の重鎭遂に虜有となる。此に於てか藤原繼繩を征東大使として大伴益立、紀の古佐美を副使とし、大伴眞繼を陸奥鎭守府副將軍とし、安倍家麻呂を出羽の鎭狄將軍として之を征せしむ。已にして風聞あり、韓鞮大に日本に寇せんとすと。此に於てか沿海の諸國に令して、守備を嚴にし、諸國の兵庫の武器を磨洗し、鐵甲の腐蝕し易きを改めて革甲となさしめて、以て之に備へ、また征夷將帥を督して戰を決せしむ。戰は數ば戰はれたり、然れども多くは勝利にあらざりき。桓武の光仁に嗣ぎて位に卽くや、此の如き國難に際す。假令ひ大皇帝の血液を遺傳せざらしむるも雄大の經綸なき能はざりし也。

**百二十七節　桓武の宗教及び革弊**　桓武は此の如き內憂外患の際に卽位し、先づ國狀變革の已むべからざるを見たり。國狀變革の第一着手は朝廷をして佛敎寺院の族籍より脫せしめ、外に立ちて之を鞭撻し、之を發生せしめ、以て敎化の効を擧げしむるにあるを見たり。此に於てか先づ令を下して僧侶の不法を戒しめ、漫りに寺院を建つるを禁じ、寺院が豪族と共に、名を貸稻に托

*十一月、天神を交野に祭る、其文に曰く維れ延曆六年歲卯に次す十一月庚戌朔甲寅嗣ぐ、天子臣、謹んで從二位大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩を遣はして敢て明らかに昊天上帝に告げしむ、臣恭しく眷命に膺つて鴻基を嗣守し幸に究窮祚を下し覆燾徵を騰るによつて四海安然萬姓康樂也方は今ま大明南に至つて長晷初めて昇り敬て燔祀の義を采つて祇て報德の典を修す

**朱雀門を中心として左右二京に分つ八戸を一行とし四行を町とし四町を保とし四保を坊とし四坊を條とし二京各九條あり合せて一萬八千四百三十二戸の大都也。

京都に太秦寺あり恐らくは是れ

して小民土地を兼并するを禁じたり。而して其の最も著しきは滔々たる佛教信仰の世にありて、獨立亭々として上帝を祭り、燔祭を捧げ、自ら上帝の前に臣と稱したるの一事也。桓武*の所謂る上帝は、何者なりし乎、天照大神乎、儒者の造物乎、抑々歐洲傳來の思想乎。之を今日に判定するは容易にあらずと雖も、其東方亞細亞より天下に傳來せる燔祭の禮を用ゆと云ふを見ては寧ろ猶太思想に近きものたるを思はずんばあらず。次に桓武はまた政弊を改革せんとして人の爲めに官を置くの弊を改め、一切の官員、員外を置くを廢し。（郡司軍毅は此限にあらず）奸官汚吏の甚しきものを撰びて、之を貶黜し、藤原氏の頭領にして參議兼侍從たる藤原濱成すら、善政なしとて大宰の帥に貶せられぬ、耀武の主は、また兵制の不完全を見ざる能はず。坂東八國の郡司の子弟及び浮浪等、軍事に堪ゆるもの、毎國一千より五百以下を集めて、兵法を習はしめて、以て有事の日に備へしめぬ。而して此等の事を行ふに、桓武は自家自ら自家の宰相にして、自ら之を行ふたり。是れ藤原氏の頭領にして定策の功あるもの、已に多く死したるが故也。

### 百二十八節　桓武の政策、皇室を平人の上に立つ

而して此等の事を行はんには、桓武は中央集權の制なかるべからざることを見たり。中央集權は已に破れたり。如何にして之を回復せん乎。桓武は其曾祖父天智の爲したるが如く、先づ**都を遷して國人の耳目を一新せんとし延曆十三年、形勝



耶蘇教の寺院にあらざるか唐、羅馬を稱して太秦と云ふ羅馬教の神を祆と云ふ故に羅馬教を太秦教と云ひ、祆教と云ふ。祆教は唐時の國教にして政府に祆ひあり。宋の次道敏求東京記の註によれば祆教の支那に入るや晋の末五胡維新の時にありとなす明の熹宗の天啓の年漢陽の舊市より一の石碑を發掘するに太秦教の流行を頌するの碑也。石碑は漢文に成り碑の上部に十字架を刻し下部と側面とにシリヤ文字あり碑文先づ三一妙身无元眞主によりて天地の指判するを説き太秦國の阿羅本なり高德の聖經を傳ふるを論じ房玄齡等が之を迎ふるの顛末を叙す、此等の事情よりすれば我太秦寺もまた何ぞ同一の起因

を卜して都城を平安に營む新京の大、東西千五百七十丈、南北千七百五十三丈、大街衢の數一千二百十六、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、春興、宣陽、綾綺、温明、麗景、宣耀、安福、校書、清涼、弘涼弘徽、登花の十七殿は峨々として高く聳へ、陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、藻壁、殷富安嘉、偉鑒、達智の十二門は堂々として壯大を競ふ、此に於てか待ち設けられたるが如く、國人の耳目は驚駭の間に一新せられ、奈良の都は古代の如くに思はれぬ。桓武の目はまた、國家の最下級たる百姓の上に注ぎたり。其曾祖父と同じく、京官、王臣、皇族、地方官、豪族は天皇と人民との間に立ち、上を欺き、下を虐ぐるに過ぎざるを見たり。此に於てか其政治の大眼目は曾祖父と同じく、天皇と人民とを結びつけて、其の間の勢力を抑ゆるにありしと雖も、時勢、已に天智の時と異なり、一回の經驗は人民をして、直ちに國家に隷せしむるの難事たるを見しかば、國家の官吏の最下級なる、郡司を盛り立てゝ、其勢力に倚らんとしたり。實に國家の機關たる凡べての官吏は、國家を傷くるもののみとなりし當時に於て、郡司のみは、最も國家の機關として價あるものなりき。郡司は國初以來の土豪の名殘也。舊人種の有力者也。新人種の驕悍ならざるもの也。土着にして其職を世にするが爲め、最も人民に親しく、恩あるもの也。而して其權力の微なるが爲め、國司に苦しめられて、半ば治者の性質を失つて、被治者の性質を得つゝありき。地方の租税に欠怠あれば、國司は一物をも失はざるに、郡司は其の所得を割き

ならざるを知らんや、但し奏の河勝の建てしものなりと云ふ想ひ測をして眞なるならしめば時代相合せずと雖も、前後二回の火災に於てか數ば勅を下して國司郡司の專横を占め、民田を妨ぐるを禁じ、また郡司たるものは、其家系によらず、其人物によりて採用するの制を定めて家長主義の古制を打破して、國司罪あらば以下の諸官、郡司等もまた同じく其職を失するの法を定めしむるの止むべからざるに至りしと雖も、猶ほ地方官、豪族、王臣、僧侶の專横は遂に全く之を革むること能はざりき。何となれば世は已に天智の時にあらずして、國司の勢力、牢乎として拔くべからず。郡司等が其非行を告げざるによりて、政弊あるにあらず、彼等が中央の貴族と連續するに存したるが故也。而して京官、益す貧にして地方益す富み、京師錢なくして地方に散するより、令を發して之を禁ずるに至りしほどなれば也。政弊此の如く牢乎として革むべからざるに加へて、外寇は賢宰なき桓武をして意を內政に專らにせしむる能はざりき。

## 百二十九節　北狄韃靼と應じ大舉して叛く

桓武の未だ立たざるや、韃靼來襲の風說ありき。桓武の已に立つて蝦夷を夷ぐるや、久しからずして延曆六年に至り、蝦夷また叛す。蝦夷は實に韃靼人



の結托によりて煽揚せられて起りしもの也。故に虜勢、強大、容易に鎭壓すべからず、此に於てか東海東山の諸國に糧を多賀城に輸せしめ、また其の步騎五萬二千八百餘人を發して之を征す。紀古佐美、征東大使たり、多治比濱成、紀の眞人、佐伯の葛城、入間廣成副使たり。天皇、大使以下に詔を給ふて曰く、坂東の安危、此一擧にありと。以て其如何に朝廷を震驚せしめたるかを見るべし。古佐美等の朝廷を出ると雖も、虜勢強盛にして、十一月官軍猶ほ衣川に逗遲す。三月にあり、已にして頻りに軍を出すを促すや翌年六月初めて虜地に入る、已にして官軍虜の謀る所となりて朝廷書を發して之を督促するや翌年六月初めて虜地に入る、已にして官軍虜の謀る所となりて敗れ、死傷四千人、全軍轉覆す。此に於てか古佐美等、上表して暫らく軍を撤して屯田せんことを乞ふ。朝廷其怯を責めて其職を奪ふ。是れ延曆八年八月にあり。然れども大軍一旦にして顚覆せるを以て、再び大軍を起すは容易にあらず。唯だ所々の守備を嚴にして、以て其の來襲を防ぐのみ。而して其の間の戎事、負擔一に番東八國の民にかゝりしかば、日本全國に令して甲冑を作りて以て之を助けしむ。此くて兵器軍糧を蓄ふること二年。十年一月に至りて、百濟王俊哲、坂上宿禰田村麻呂を東海道に、藤原眞鷹を東山道に遣はして、軍士を簡閱し、戎具を撿せしめ、十三年に至り、大伴弟麻呂を征夷大使とし、百濟王俊哲、坂上田村麻呂、多治比濱成、巨勢野足を副使として、再び征夷の師を起す。之より交戰已むとなく、民は轉運に勞れ、

---

マサは何等の意味なかるべからず。

太田錦城もまた此頃あり盖し支那の西北人種多く猶太教、耶蘇教の感化を受くる尋常書史外に出でつゝ其文化を受けしもの、傳ふる所の如く嬪祭して天神を祭るを同じく一奇事也。歷代の帝王に諡を奉つるは桓武時より初まる。

＊＊藤森綠起に曰く今年（天應元年）蒙古（韃靼）貢來すと。和漢合運錄また韃靼來襲の事を云ひ神皇

八幡愚童記に云ふ桓武の六年異敵四十萬人來襲すと。

正統錄また此說あり。

天應元年、八幡大神の隱宜爲りて曰く、神託あり自ら大菩薩と稱せんと欲す、之より大菩薩と號す。

兵は鋒鏑に死するもの八年。二十一年に至り、遂に越後守坂上田村麻呂に征夷大將軍の全權を托するに至りしが、桓武の撰抜は實に過たず。田村麻呂等が東北に向つて、征戰を起すや、光仁の寶龜十一年以來、二十二年の間東北の間に盤桓したる蝦夷の力窮し、土酋、大墓公阿互利、爲盤具公母禮等相率ひて來降す。

**百三十節　誇榮とすべき大皇帝**　桓武一世の大業は實に、本國を北虜の手より救ふて、統一を遂げたるにあり。而して此目的を遂げんため、桓武は其の恩讐の念を忘れて、臣下を重用しぬ。坂上田村麿の如きは、外人種苅田麿の子にして、苅田麿は實に、當時の不平家と相圖り、氷上河繼を立てゝ帝とし、桓武を廢せんとして、貶謫せられしもの也。其父廢立の罪を忘れて、其子に委ぬるに最上の武權を以てす。其他王敵大伴家持の如きは二回桓武に敵したるに、また許されて皇太子の傅となりぬ。桓武は其武功に於てまた實に偉大なるものあり。之を前にしては天智天皇、之を後にしては後醍醐天皇の外、多く其の比を見ず、皇室の歷史に於ても、國民の歷史に於ても誇榮の念もて記憶せらるべき一大皇帝にてありき。古今の歷史中、其治世が宗教に於ても、政治に於ても、最大作期的の治世たりしもの、また偶然にあらざる也。郡司の上に國家を立んとしたる政制の改革、失敗したるものは是れ政策の過にあらずして時勢橫流の罪のみ。

三月三方王、其祖弓削女王、山上船主等、桓武を詛咒せるを以て、延曆元年正月阿部祖足を駿河守とし氷上川繼を因幡守とす、已にして氷上川繼の謀叛に現はれて伊豆に流さるゝや、川繼は鹽燒王の子にして、私かに自立せんとしたるを以てなり。藤原濱成の女也、其妻成たる官職を以て濱成また官職を奪はれ、三方も黜與の故を以て日向に貶せらる。大友家持、伊勢老人、坂上苅田麿、木原美氣、藤原繼彥其他三十餘人皆な坐して貶謫せらる。

**百三十一節　北征、北人を驅起せしむ**　然りと雖も、北虜排擊の一擧は、甚だ高價なりき。初め桓武の位に即くや、聖武澁惠の後を承けて、朝廷の貧、國民の窮、已に業に著しかりき。然るに桓武に至り、前後二十二年の遠征を試み、兵は鋒鏑に死して、民は運輸に勞れぬ。況んや桓武また遊獵造營を好みて已む時なく、二十五年の治世中遊獵一百四十餘回に及び、初めは延曆二年、都を山城の長岡に遷さんとして經營を初め、更らに十三年に至つて平安宮を造營し。其他比叡山延曆等も桓武のために建てられぬ。朝廷已に此の如し、數ば令を下して寺院道場を建つことを禁ずるも、爭でか行れん。貴族豪族は、各其私門の爲めに壯麗なる寺院を立てぬ。此に於てか征戰に勞れたる國民は、更らに奉公に勞れて、最早や上に奉ずるの力なきに至り、耕耨を懷きて徒らに空谷に泣き、公民の榮地を去つて奴隸となり。以て賦課を逃んとするものを生じぬ。桓武は此の悲慘なる光景を見て、藤原緒嗣の議を容れて造營遊獵を廢しつゝ遂に延曆二十五年を以て崩じしが其賜として、上には平安の朝なる光華ある貴族の社會を生じ、下には番東武者を生じ、武力の發達は、由來して初めて南人に代りて政局の主人たらしむるの端を開く。蓋し坂東武者、武力の發達は、由來一日にあらず*蘇我氏が壯士として恃む所も、坂東武士にてありき。天智の時、防人として大宰府の命を奉じて沿岸を守るものも坂東の民にして、歷代、年々蝦夷を征するものもまた坂東の兵なり。天武が近江の朝廷を覆したる兵力も、また多く東國の兵にして、聖武が孝謙に遺詔し

年七十

て朝廷を守らしめたる兵もまた坂東兵なりき。曰く『朕東人に刀を授けて侍らしむる事は、汝の近き護として護近よと念ひてなん在り、此の東人は常に云く、額には矢は立つとも、背には箭は立たずと云つて、君を一つ心を以て變るものぞ』と。唐の李勣の屬將の後にて高麗の禍信が歷代の朝廷に重用せられたるも其の東人の心を得たるがためなりし也。此の如き雄武なる北人も從來唯だ一の爪牙として使役せられしに過ぎざること、恰かも日耳曼の兵一羅馬の貴族に招かれしが如くにして、政治上の勢力となりしものにあらず。朝廷の上に勢力を有したるものは、五畿內に住居する貴族及び山陽南海の民にして、法令、學問、宗教、美術、會計、詩文等、多くは此等南人の專有する所となりしが、今や坂東永く戰場となり、其武幹發達し、其人物輩出し、其野心大に、其政局を見ること明かに、天下に力征を以て經營すべきものなるを知らしぬ。加之、其土壤膏沃、平原縱橫なるとを見しかば、公子、王孫、大官、貴族競ふて采邑を此地に求め、土豪と婚を通じ、風を習ひ、其心を收攬するに至りしが、其內源平の二氏最も大也。其大なるは皆東人の心を攬りて之を後楯とせるがため也。之より政局一變、南人の隱謀時代去つて、北人の腕力時代來るの端を開く。

**[百三十二節　坂上氏起つて藤原氏と抗す]**　自家の宰相たりし桓武は崩じて、子、平城天皇は藤原氏と坂上氏との權力の間に遺されたり。坂上田村麻呂は日本に歸化したる最大族の後胤にして、其祖



*桓武の子葛井親王。

大友家持許されて陸奧守、按察使鎭守府將軍となる。

六月疫厲の故を以て大赦す。

七月天皇病あり陰陽寮神祇官井に天皇云々是天皇喪に服するがため也。

太神宮及び諸神社に奉幣を爲すと因つて服をとく。

延曆二年、正月詔して內外命婦の服色有司制限あるに比來禁制ざるが故に市民競ひて貴賤を分たず因つて嚴に之を禁ぜしむ。

三月藤原百川を右大臣とす。

四月詔して坂東八國穀を鎭所に送るに將吏、稻に代ふるに他の物を以てし又送りてまた鎭兵を使役して私田を營むもの師に送りてあり嚴に之を禁ず。

六月坂東諸國兵役につかるゝを以て其兵士、陋

先は後漢の靈帝に出づ、代々武幹あり、帝に時の執權者の爪牙たり。蘇我氏のために崇峻天皇を弑したるも其族也。天武を助けて弘文天皇を攻めたるも其族也。藤原仲麻呂の叛したるとき之を攻めたるも其族也。道鏡の權地に落ちんとするや、其奸謀を發きたるも其族也。此の如くして外國歸化の一族種は、桓武の朝には絕大なる勢力を得て、坂上苅田麻呂は藤原氏と相抵抗せんとし、大伴家持等と相計つて桓武を廢し、氷上河繼を立てゝ帝と爲さんとして貶謫せらる。坂上田村麻呂は苅田麻呂の第二子也。光仁より桓武に至る間、北夷、鞮鞻と相應じて騷擾するもの年あり。幾多の將軍は征討の命を蒙り、幾たびか功なくして歸り、撰擇は遂に百濟王俊哲と坂上田村麻呂の上に落ちぬ。而して田村麻呂最も功あり**、北虜、全く夷らぎたるは其の力による。此に於てか其京に歸るや聲名隆々朝廷を壓し、外國歸化の大族を以て中納言に至り、婚を桓武に通ず、平城は實に田村麻呂の女の生む所たり。此時に方つて藤原氏は已に皇室の外戚たりと雖も、天皇自ら宰相たる桓武の下に於ては、其勢威を逞しうする能はず。加ふるに同族權を爭ひ、人材また多からず。平城の朝となりては僅かに四五の人物あるのみ。平城即位の歲、始めて六道觀察使を設く、而して藤原氏の一門其四道を占むると雖も、同族互に權を爭ふこと甚しく、藤原の冬嗣をして山科に南圓堂を建てゝ、藤原氏の再び榮えんことを祈るの已むを得ざるを感せしめたり。已にして大同二年、近衛府を改めて左近衛とし、中衛を改めて右近衛

羸用に堪へざるものあり兵馬に堪ゆるもの却つて募られず依て詔して郡吏の子弟軍に堪ゆるものを撰び一國一千以下五百以上を出し專ら兵を教ゆ事あれば國司をして之を押領して軍に赴かしむべし。＊＊五月坂上田村麿兵部卿大納言右近衛大將にして死す史稱す、身丈五尺八寸、胸厚一尺二寸、目は青鷹の如く髪は金絲を編めるが如し、目を怒せば禽獸慴伏し、談笑すれば老幼も馴る、親毘沙門の化身にして我國を護るもの也と、以て其當時に敬畏せられし一斑を見るべし。古今最大なる武將の一人也。死する時歳五十四。京畿所として寺院ならざるものなからんとす、因つて新たに私

とするや、大納言藤原内麻呂の左近衛大將たるに對抗して、坂上田村麻呂は右近衛大將となりぬ。

**百三十三節　藥子仲成の亂**　平城の立つや其同母弟神野親王を立てゝ皇太子とす。是れ其の最も長兄なりしがためにして、實は平城の志にあらず。此に於てか中頃之を廢せんとす。神野親王之を其傅冬嗣に謀る。冬嗣曰く是れ人力を以て回すべからず。恃む所は唯だ天のみ。宜しく皇帝の陵に祈るべき也と。神野、即ち衣冠を整へて庭園に出で、遙かに柏原を望みて之を祈る。平城は桓武の子なりと雖も、其雄圖壯心なく、已に文藻風流の君子にして、其の心また甚だ憐愛の心に富みて、寧ろ物に感動し易かりしかば、皇弟神野王の心を憐みて、其儲位を奪はずして已む。是れ平城にとりては神野親王に對する情義を加へしものなりと雖も、神野親王は其の情義は忘るゝも其一旦、儲位を動さんとせられたるを忘る能はざりき。已にして平城位にある五年、疾を得て位を神野に讓る。之を嵯峨天皇とす。桓武の寵臣藤原種繼の女、藥子、平城上皇の宮にあり。平城の尚ほ未だ太子たるや、藥子は早く西海道節度使藤原の縄主に嫁して三男二女を生み、其一女を以て平城の妃とす。藥子、才貌あり、其女の緣によりて平城の宮に出入するに及び、媚諛百端、遂に女婿平城と私す。桓武之を知つて藥子を退ふ。已にして平城の位に即くに及びてまた之を容れ、禍福其手に出づ。其兄、仲成また妹の故によりて權勢を平城の



寺道場を立つるを禁ず。十二月、豐富の百姓、金を貧民に貸して其田園を取り四方に離散せしむるは曾て禁ずる所にして、抵當の期限に至るも土地を奪ふを許さず、而して此禁漸く効なく、また寺院利を貪り宅地を質として利子を資本に加へ、小民を窮迫するに至る、因つて畿年を經るも資本金の一倍を越ゆるなからしむ。

宮中に振ふ。仲成は種繼の長子にして右近衛督たり、嘗て其妻の姨の色あるを見て、力を以て脅かし之を辱しめたるが如き、兇濫止る所を知らず。平城位を嵯峨に讓るに及びて、同族、園人の權勢を揮ふを見て樂まず、女弟をして皇后たらしめ、自ら執政たらんとして、藥子と交も上皇の復位を慫慂す。上皇また新皇嵯峨が舊怨を記して已に心よからざるを見て禪位を悔ゆるの色あり、天皇其意を推して藤原園人をして神璽を奉還せしむ。上皇却けて受けずと雖も、藥子等の志益ゝ鋭にして、遂に天皇の左右たる坂上田村麿、藤原冬嗣を奈良造宮使たらしめて、其心を取らんとす。此に於てか、天皇藥子の内侍を已め、仲成を佐渡に流さんとす。上皇大に怒り、近畿紀伊の兵を發して東國に入らんとし、越前介、安倍清繼、權少掾百濟王愛筌等、兵を擧げて之に應ず。天皇即ち坂上田村麻呂を大納言に陞叙して其心を攬り、兵に將として上皇を擊たしむ。勇將文室綿麻呂、仲成に黨して執へらる。綿麻呂は久しく田村麻呂に從ふて北夷と戰ひて功あるもの也。田村麻呂奏して之を許して共に戰はんと乞ふ。天皇參議を以て之を募つて用を爲さしむ。二人即ち進んで上皇の走路を塞ぐ。已にして仲成、戰死し、藥子事の成らざるを見て藥を呑んで死し、上皇また宮に歸つて剃髮す。此に於てか上皇の子にして皇太子たる高岳親王を廢して僧となし、其弟阿保親王を貶して太宰員外帥となし、皇弟中務卿大伴親王を立てゝ皇太弟とす。

延暦三年正月、諸國の國司の還替するや任官と同じく送迎頗に亘るを禁じ且つ其年期を六年に限る。六月、唐人賜綠、渤海人賜綠徐公卿に榮山の忌寸と姓を與ふ。六月長岡の宮を經始す。

十二月、また令して王臣寺院百姓山澤の利を漁するを禁じ人民と共に利を分たしむ。四年正月始て兵衛を置く。是より先き受朝の職と兵衛聲を發して也。蓋し隼人より傳來せしか乎。四月、陸奥鎭守將軍大伴家持の奏により名取郡より江南十四郡を割して山海にあるを以て化外の如くなり故に多賀階上の二郡を置く。名のみありて實なきが故に官吏を置きて眞の郡となす。五月先帝の諱にふるゝ文字を忌ましむ。

出家、私に檀越を定め、佛像を鑄、經を註し、愚民を誘て之を以て出入し、此の如きものあらば嚴禁を加へ、其寺を破つて寺院に入らしむるを禁ず。六月坂上苅田麿、其先祖、漢靈帝より出るを云ひ、姓を改めんことを乞ふ。此に於て其同族坂上内藏、平田、大藏、文調、公部、谷、民、佐伯、山口の十姓に宿禰を給ふ。三船死す。

## 百三十四節　社會の組織變革して國守の權張る

嵯峨の世を治むる十四年、北夷の叛亂ありしと雖も、桓武以來の餘類の起りしものにして、文室の綿麻呂、小野の石雄相繼ひで擊つて之を夷らげ、弘仁四年に至つては、多く王化に浴せしかば初めて蝦夷に口分田を班つに至りぬ。此他、新羅の賊兵一百十八人、肥前に寇したりと雖も、悉く殲くされ、此前後韓人の投化するもの極めて多かりき。藤原園人、多嗣、緒嗣、更る大柄を握りしと雖も、皇親にして藤原氏と婚を通じたる眞岑の安世、及び清原夏野等もまた樞機に參したれば、藤原氏の權隆々たりと雖も、前代に倍したるにあらず、一旦藤原氏と抗衡せんとしたる田村麻呂も、また其同族少なきが爲めに分を守りしかば、政治上の大革變もあらず、之を要するに最も無事なる朝なりしと雖も、社會政制及び思想の上に於ては平和の間に絶大の變革ありし時なりき。初め郡司の職たる大化の變革以來、已に其の世襲の官たるを識認したりと雖も、其才能なくして徒らに政事を亂だすを以て、桓武は先づ郡司の國造を兼ぬるを禁じたり。國造は建國の初にありては國守なりしが、當時の政治は天を祭ると民を治むると等しく族長の任なりしが故に、國造は卽ち祭祀の長を兼ぬるものなりき。然るに長き歲月の後、祭政は漸く分るゝに、國造は世變を察せず、祭祀を以て其の政治の第一義となせしかば、政權は自然に他の土豪に移りて、實際の官吏は他に起り、國造は唯だ祭祀の長たるに止りぬ。然れども其中猶ほ郡司にして國造を兼ぬるものなきにあらざりしに今まで之を禁じたれば祭政全く分れて二となる。此の如く郡司は國造と相分れたりと雖ども。其世襲の官たるは猶ほ依然たりき。然るに桓武は更らに之を變じて、才能を主として系統を論せざらしめたりしかば、國司、京官が郡司を左右するの端此に開らけ、人民獨立の最後の障壁にして、建國以來の地方制度の骨子は此に破れぬ。此に於てか訴訟紛亂、眞僞百出、一郡にして數人の郡司あり、各々其の祿を爭ふに至りしかば、嵯峨の朝に至り、藤原園人の奏議により、再び古制に歸り、血統を前にして、才能を後にし、嫡々相承けて世襲の職となさしめしかば、訴訟は漸やく鎭れり。然れども之と共に庸才また時を得しかば、政務は一層の澁滯を來たしたり。而して郡司の銓考、一に國司の命に從はしめしかば直ちに朝廷より官吏を發して其政務を檢問するに、國司悍傲之に答へざるに至り、中央の權全く地に落つるの端を開く。

### 百三十五節　社會經濟上の紛亂

之より國司郡司の朝廷を欺くこと甚しく、五萬の饑民あれば十萬と稱して上を欺き、五千の破堤あれば、一萬と號して費を私す。此に於てか朝廷頻りに勅を發して之を禁ずと雖も、其實國司郡司の不正のみにはあらず。彼等の驕悍上を憚からざると共に、人民の力、最早や限なき請求に應ずる能はざりしがためのみ。天平年中諸國に令して桑と漆とを植へしむ。大同二年の帳によれば伊勢多氣郡の漆一萬七百七十三根にして、弘仁八年の調査によれば一千三百三十根を存するのみ。また度會郡は一萬三千三十根と記錄せられて、同年に

八月大伴家持死ず大伴父子は大伴氏の旅人也氷上川継の中に坐して罪せられ、其将軍となりし後、大伴氏等天智の寵臣継人等を殺すに連絡あるを以て発見せられ追つて名を除かる、萬葉集は其編む所也

九月天皇平城に幸すること方り中納言式部卿藤原種継皇太弟の黨與に憎まれて殺さるるの種は宇合の孫也。初め遊行天皇多く皇太弟早良親王佐伯今毛人を大臣と佐伯家に此例なしとて之を爭ひ、遂に大臣を已めて三位たらしむ。皇太弟之を含みて此に及ぶ。天皇平城より歸り、種継を殺せる黨

存するもの、七百七根に過ぎず、以て國司郡司の公役に勞して政務の荒みたるを見るべく、桓武より嵯峨に至る其間僅かに四十年にして、租税は殆ど倍蓰せり。是れより公民の榮名を有するもの、自ら奴隷となりて租税公役を逃れんとするものを生ずるに至り、公賤の別蕩然として崩れんとす。人民已に窮し、國司郡司もまた窮す、朝廷もまた窮せざる能はず。況んや桓武以後、社交行樂の進むに從つて皇族貴族の閨門愈よ大に、之を伴ふ費は益す增加したれば大化以來、皇族以下の私田私民を禁ずるは根本の國體なりしにかゝはらず、桓武の頃よりして此制大に破れ嵯峨の朝、藤原氏は歷世の功ありとなし、周公蕭何に比して一萬五千戸の封を受け、歷代絶ざらしめ、之を初めとして諸王、諸臣、妃嬪、貴族の私田私民を受くるもの少からず。また皇室も勅旨田と稱するものを置きて、四方の美田良地を占有せしかば、あはれ世は再び大化革新の前に歸らんとす。然れども親王諸王多くして遂に之を養ふ能はざるより、一方には諸王に臣姓を與へて、同じく朝臣に班せしめ、一方には親王を外官とするの已むを得ざるに至りぬ。嵯峨の弘仁五年、皇子、信、弘、常、明の四人に初めて源姓を與へたるが如き、同年清原夏野の奏議により、上總、常陸、上野の三國を親王の封國として太守の號を初めたるが如き、天長三年に、平域の子、阿保親王が貶黜の中より上書して、其の仲平、行平、業平に姓を乞ふて在原姓を得たるが如き、皆な皇室



興、大伴繼人、同竹良等數人を捕らへて誅し太子を廢す。冬十月猶ほ幾内の民に班田す。十一月安殿親王を立てゝ太子とし天下に大赦す。

延暦五年正月近江寺を作る。滋賀に梵釋四月また國司郡司の汚人民を虐司物を欠き人民を責め貸すを責め貸罰の目を定む。八月また國郡司を責め、正倉を穿ち、ことあるに神災火災をは問はず之を償はしむ。九月出羽國より上言す渤海國使秦以下六十一人漂着せられ存の四十一人を命して越後國に給ふ。五月典藥寮奏して蘇敬の注せる

千束にして、之より得る所は鹿皮一百餘領に過ぎず、得失相償はずと爲して、之を日本領域の外に擲ちしが如きは、尤も朝廷貧窮の實を示せるものと云ふべし。

**百三十六節　蕃族地方に去り新族、地方より入る**

此に於てか朝廷、法令を發して百方、人民の生産を進めんとす。棉は桓武の延暦十八年、印度の船の三河に漂着せるによりて初めて傳られ、桑と漆との種育は嚴しく奬勵せられ、大麥小麥の利は數ば說明せられたり、蕎麥、稷、大小豆、胡麻の功用は數は傳達せられたり。良峯の安世は唐制に摸して、初めて水車を工夫して天下に示し、人民之を作るの資力なくんば、官之を給すへしと令し、大和宇陀郡の民が唐風を傳へて、木架に稻を乾燥するの風は、令を以て天下に勸誘せられたり。然れとも人民の愚なる大麥小麥の貯蓄に適するを知らず、生薬のまゝ之を賣るものあるより、嚴に令を下して之を禁ずるの已むを得ざるに至りき。當時の物質的進歩は之を聖武の世に比すれば、絶大の進歩なりしと雖も、皇室王臣の生活の進歩は更らに絶大にして、民の資力は之と伴ふへくもあらざりき。此の如くして人民と皇室と共に窮乏して、獨り財富あるは中央の豪族と地方の國司のみなりき。故に王臣は競ふて富裕なる外官たらんと欲し、地方の豪族は更らに中央の豪族に結びて、政權を獲んとせしかば、社會に於ける遠心求心の二大動力相働らきて、政權の分配に一大變動を生せんと

新修本草を用ゐ。

七月また國司を責めて曰く牧宰の翼、便を挙して京に滯り病を稱して永く考例にあつりまじ公廨の如きは國司は料を得、此の兼れてかり任せよとは、寶龜十年の令也。今まで嚴に之を屬行せよと。

七年三月軍糧三萬斛二萬五千石を陸奥多賀城に集めし、來年蝦夷を攻めんがため也。また東海東山坂東諸國の歩騎二千八百人を發して、來年三月を限りて多賀城に會せしむ。

五月唐人馬清朝に新長息寸の姓を給ふ。

八年、三月諸國の軍多賀城に會して敵地に入る。天下の子弟色を食り、奴婢眞民を相通ずるの風益し、蘇我、大伴、佐伯の諸氏は漸々地方の外官に轉し去りて藤原氏、平氏、源氏、橘氏、在原氏、清原氏、阿部氏、坂上氏漸々之に代りしも、天下遂に源平藤橘四氏のを數へて、他の豪族はまた〳〵車輪の外に逸し去りぬ。

### 百三十七節　平安時代の宗教思想

社會は此の如く貧しかりしと雖も、宗教思想には極めて富みたりき。桓武の前後、朝廷の佛教を尊崇すること衰へずと雖も道鏡の一挫折は、佛教の政權に取りては一大打擊にして、佛法の後へに潛伏せる醜惡僞詐は暴かれて、其腐敗は人の耳目に上りぬ。去れば神經質にして、物の怪、鬼神の祟を信する桓武すら、佛教のみに依賴する能はず、延曆六年親しく上帝を祭つて、自ら上帝の前に臣と稱するに至れり。然れども桓武をして、佛教を離れて天地の造物主を信せしめんには、四圍の空氣は餘りに佛教的となりき。何となれば佛教已に玄肪、道鏡によりて政治上に失敗すと雖も、凄々たる讀經の聲、哀々たる梵鐘の響の達する所、天下の人心靡然として、無常を感じ、佛教は已に國民的氣習たり。況んや玄肪、道鏡已に過つも。明全は倶舍宗を立て、慈訓は唐に學びて華嚴宗を傳へ、勝道は日光山を開き、正に是れ佛教社會は英雄輩出の時なりしが故也。然れども最も佛教に火力を與へたるは最澄空海の二人也。最澄は近江滋賀郡の民、三澤百枝の子也。十二歲にして大安寺に入り、行表の弟子となり、學識深遠の名あり。初め唯識を學び法相宗に屬せしか傍ら博く經論を探りて遂に法相に



す。盛也、之に前令に照らせば奴婢益す多く眞民益す減ず、因つて眞賤の子は一切眞に屬せしむ。

六月征夷副將軍以下衣川を渡り、蝦夷と戰ひ計に方つて敗れ戰死するもの二十五人、中るもの二百四十五人、溺るゝもの八百四十五人、矢に中るもの二十四人、河に溺るゝもの三十六人、裸にして游き來る二百餘人、而して五十七人、千二百餘の居村八百家を燒く。蝦夷の酋長阿弖流爲、母禮を將て降る。

七月伊勢美濃越前の三關を廢す、是れ嶮を賴んで防禦を怠り、而して人民に不便あるか故也。

九月紀古佐美、陸奥より節刀を返して將軍を已し、之に前令に照らせば奴婢益す多く眞民益す減ず、因つて眞賤の子は一切眞に屬せしむ。

六月征夷副將軍以下衣川を渡り、蝦夷と戰ひ計に方つて敗れ戰死するもの二十五人、中るもの二百四十五人、溺るゝもの八百四十五人、裸にして游き來る二百餘人、而して五十七人、千二百餘の居村八百家を燒く。蝦夷の酋長阿弖流爲、母禮を將て降る。

七月伊勢美濃越前の三關を廢す、是れ嶮を賴んで防禦を怠り、而して人民に不便あるか故也。

九月紀古佐美、陸奥より節刀を返して將軍を已し、蘇我、大伴、佐伯の諸氏は漸々地方の外官に轉し去りて藤原氏、平氏、源氏、橘氏、在原氏、清原氏、阿部氏、坂上氏漸々之に代りしも、天下遂に源平藤橘四氏のを數へて、他の豪族はまた〳〵車輪の外に逸し去りぬ。

### 百三十七節　平安時代の宗教思想

社會は此の如く貧しかりしと雖も、宗教思想には極めて富みたりき。桓武の前後、朝廷の佛教を尊崇すること衰へずと雖も道鏡の一挫折は、佛教の政權に取りては一大打擊にして、佛法の後へに潛伏せる醜惡僞詐は暴かれて、其腐敗は人の耳目に上りぬ。去れば神經質にして、物の怪、鬼神の祟を信する桓武すら、佛教のみに依賴する能はず、延曆六年親しく上帝を祭つて、自ら上帝の前に臣と稱するに至れり。然れども桓武をして、佛教を離れて天地の造物主を信せしめんには、四圍の空氣は餘りに佛教的となりき。何となれば佛教已に玄肪、道鏡によりて政治上に失敗すと雖も、凄々たる讀經の聲、哀々たる梵鐘の響の達する所、天下の人心靡然として、無常を感じ、佛教は已に國民的氣習たり。況んや玄肪、道鏡已に過つも。明全は倶舍宗を立て、慈訓は唐に學びて華嚴宗を傳へ、勝道は日光山を開き、正に是れ佛教社會は英雄輩出の時なりしが故也。然れども最も佛教に火力を與へたるは最澄空海の二人也。最澄は近江滋賀郡の民、三澤百枝の子也。十二歲にして大安寺に入り、行表の弟子となり、學識深遠の名あり。初め唯識を學び法相宗に屬せしか傍ら博く經論を探りて遂に法相に疑あり、中ごろ鑑眞の齎らせる四教儀、維摩經疏等を見て覺悟する所あり、比叡山を開き、延曆寺を建てゝ天台宗を說く。此時に方つて、已に華嚴、法相、律宗、三論、俱舍、成實の六宗あり此に至つて七宗となる。已にして延曆二十一年、勅を奉じて入唐し、天台宗の奥義を探り、二十三年再び入唐して天台山國法寺に入り、諸高僧を歷問し、二十四年歸つて獲る所の經論疏記二百三十餘部、五百卷、法華經等を獻ず。桓武之を嘉みして十大寺中の七寺、東大、法隆、天興、西大、藥師、興福、大安の七寺をして其經論を寫さしめ、最澄を宮中に引きて灌頂を行ふ。之より天台宗勃然として盛也。最澄と同年に空海もまた入唐し最澄に後るゝ一年にして歸る。空海は讃岐多度津の人、姓は佐伯。少にして大學に入り儒學を以て淺狹となして佛門に入り、早く才名あり。中ごろ諸經を疑つて迷ふ所あり、遂に入唐して長安青龍寺の慧果に遇ふて歸り、眞言宗を立て、即身成佛の新義を說く。此に於てか諸宗の僧侶、嗷々として之を論難し、中にも三論、法相の僧侶力を極めて空海を罵り、動もすれば相爭はんとす。空海機智巧辯、また能く之を折服す。之より天台は最澄の宏才、清德を以て、眞言は空海の奇鋒、新識を以て嶄然として他の六宗を凌き、嵯峨の即位するや最澄より即位の印明を受け、藤原冬嗣、天下の執權を以て、空海を導師として南圓堂を建てゝ一族の冥福を祈る。最澄、叡山に戒壇を立てゝ國家鎭護の權を取れは、空海高野山に大寺を開らき、之より佛教また復興せり。空海は後の弘法

む。大納言藤原繼縄中納言藤原小黒麿、紀船守、上津眞道等を遣はして征東將軍逗撓敗軍の狀を勘問せしむ、副將軍以下を罪して其官職を奪ふ。百濟王定鏡に從四位下百濟王仁貞に正五位下、百濟王鏡仁に從五位下を給ふ、詔して曰く、百濟王は朕の外戚也、一兩人を擢て爵位を加る所以也と。三月蝦夷を征せんがため諸國に令して革の甲、二千領を作らしむ東海道は駿河以東、東山道は信濃以東、三年の内に作らしむ。東海は相摸以東、東山は上野以東の諸國に令し軍糧の糒十四萬斛を作らしめ大宰府に鐵冑二千九百を作らしむ、蝦夷を征せんがため也。十月阪東諸國の

にて最澄は所謂る傳敎大師也。二人等しく佛法の中興と雖も、最澄は早く佛法革新の道を開きて空海之に乘したるもの也。空海は諸宗を論破攝伏して蔑視すと雖も、最澄は諸派を容認して、華嚴、律宗、成實、倶舍の四宗、名ありて實なきか如くなるを見て、敎法普及の本旨にあらすとなし、奏して四宗のため年々僧を度せり。平生口に叱聲なく手、笞罰せす、自ら之を以て徒弟に敎ゆ。最澄の機鋒空海に及はすと雖も、空海もまた宏量雅懷に於ては最澄に及はさるものあり。二人獨り佛法を中興せるのみならず、また佛法の敎義に一大進歩を加へたり。嵯峨の皇后橘嘉智子、絕代の美人を以てして、其崩するや遺詔して己の屍を西郊に捨てしめ、色慾に耽るものをして、己の肉軀の腐爛を見て悟る所あらしめんとして、林葬の端を開きしか如き、佛敎の信仰か、如何に復活したりしかを見るべき也。

**百三十八節　平安時代の文學**　已に眞言天台の二宗を醞釀するほどの識力ある、日本國民は其文學の製作に於てもまた至大なる進步ありて、桓武の世には藤原繼繩、菅野道眞か纂集せる續日本紀四十卷成れり。平城の世には空海は唐より歸りて假名文字を制定せり。諸王及び五位以上の子孫は十歲にして大學に入るの制となれり。出雲の廣貞は大同聚集一百卷を作りて古今の醫方を集めたり。嵯峨の朝には藤原園人等姓氏錄を作りて古今の姓氏の源流脈絡を明にせり。橘の逸勢、空海の能筆は天下を驚し、藤原冬嗣は弘仁格式を撰したり。清原夏野は令の義解を著したり。



み久しく兵役に勞るゝを以て廣く天下の士人王臣、佃使に命して其財産を以て甲を作りて、足るものゝ姓名を錄して上中せしむ。五月之より先き諸國司不毛の田を以て民に班ちて租を責む、而して王臣國司等また上田を取つて田に代ゆるものあり、みな天平十四年の圖籍によつて、改めしむ、來年班田せんがため也。鐵甲三千領を諸國に下し、新式に改めしむ。七月大伴弟麿を征夷大使とし百濟王俊哲、多治比濱成坂上の田村麿巨勢野足を副使とす。八月盜あり伊勢大神宮の正殿を燒く。伊勢、尾張、美濃若狹、越前、紀伊の民牛を殺して漢神を祭る之を禁す。九月百濟王俊哲

冬嗣勸學院を建てゝ、藤原氏の少年を敎育すれは、橘氏は學館院を立てゝ之に對し、源氏、在原氏また淳和獎學の兩院を立てゝ之に對し、滋野眞主は諸儒と古書を纂集して秘府略一千卷を作り、菅原清公は文選及び後漢書を講じ、大學には春秋、公羊、穀梁を立てられ、大學生は時々紫宸殿に會して經史を討論せしめられ、滋野貞主は經國集二十卷を作つて、慶雲以來の作者を敍すること一百七十八人に及び、十七歲の內親王有智子、能く漢詩を作るに至りぬ。入唐して留學せる者の勳功は他の使臣に劣らざる事識認せられて、藤原清河、阿部仲滿、石川道益、紀馬主、甘南備言影、紀三演、掃守明、田口年富等、唐に客死せる留學生に位記を追賜するの制なり、(仁明の三年)文宣王の釋典は非常に尊重せられて、仁明は自ら紫宸殿に出てゝ釋典に臨みて尙書を講するに至り、小野の篁も此時に出で、仁明の九年には藤原緒嗣等日本後紀四十卷を撰しぬ。實に是れ文敎鬱然として起るの時なりき。而かも此文學も宗敎も李唐の剌擊を蒙むるもの少なからざる也。

を陸奥鎮守府將軍とす。自然に從五位下を授く。大春日淨足唐に入りて嫁る所也。

延暦十一年九月唐女李自然らさればら新たに僧となるを禁ず。

四月、漢音に習ふ者にあらざれば新たに僧となるを禁ず。

九月、見任大臣は皇族三世以下を嫁るを許す。藤原氏は累代攝政なるが故に二世以下を嫁るを許す。

三月僧都等を豐前國八幡築前宗像三神社に遣はし讀經して三神のために七人の僧を度す。

七月東四市を新京に移し且つ市人をも遷す。

八月右大臣皇太子傅中衛大將藤原繼繩薨す。

十月天皇平安の城に移る。

山背を改めて山城國となす。

十二月土民驕奢牛を殺ろすを禁す。

四月、諸寺法令を犯して百姓の田を買ひ或は買收す、數ば之を禁すれば百姓の名を以て實は寺領を增加す因つて之を禁ず且つ沒官せしむ。

五月、右勃海人上野兄國女自ら諸天と稱して妖言す之を土佐に流す。

十二月、勃海使呂定林等六十八人出羽の夷地に漂着す。

延暦十五年正月越後守坂上大宿禰田村麿を陸奥出羽按察使となして陸奥守を兼ねしむ。

三月北辰を祭るを禁す。

延暦十五年正月以上白玉帶を着くるを許す。

諸國定額寺の資財は國司と三綱と檀越とその共同處分に任ず三綱は檀越と衆僧諸國司の撰任により寺家破壞せば衆僧檀越を罪に行はしむ。

十一月新錢の鑄ず隆平永寶と云ふ。

坂東、出羽越後の民九千人を陸奥の伊勢治の城に遷す。

延暦十六年二月諸尼法華寺に入るを禁す。

二月貧民の納むるもの金にて納むるを許す。

二月纏日本紀の殘缺を舉る。

八月親王より庶人に至るまで喪に服する日數を定む。

十一月坂上田村麿征夷大將軍となる。

十年四月產業を治むるものは住寺するを得ざらしめまた新に度するものは年三十歲以上に限らしむ有司と僧綱と相會して十條を試み五以上通過するものを用へよと令す。

過するものは取りて職につくしくしてを加へて八以上通過するものを用へよと令す。

從位神王を越ゆ。

裏を改めて政を執る。

三位以上は淺紫の服を着けしむ。

十月三位以上は淺紫の服を着けしむ。

中務卿伊豫親王、藤原宗成已に反逆を勸むるを告ぐ。宗成を執へて之を鞫すれば、却つて事親王に出るを云ふ。兵を遣はして親王を執へ、川原寺に幽す、母夫人之に從ふ、食ふことを得ずして倒る。

大同三年、諸國の采女を貢するを止む。

往還の百姓、飢渴して道に倒るものあり、また疾疫流行して死者あり道路、其屍を見て收めず死肉、途上に累々たり令を下して之を收めしむ。

吉備泉南海道觀察使たり藤原園人山陽道觀察使たり、小野峰守畿內觀察使たり、管野眞道東海濟觀察使たり、藤原眞口山陰濟觀察使たり、多の入鹿山陽道觀察使たり、後、紀の廣濱を畿內觀察使たり、藤原大同四年八月觀察使十六箇條を上つて、從來、國郡司に責むる所、酷に失して、而して有名無實なるを論じ、其刑罰を寬にせんことを乞ふ。之を許す。

大同五年二月、初めて藏人を設け、巨勢野足藤原冬嗣を以て之に充つ。

四月初めて彈正臺を置く。

渤海使、高南客、越前に着す之を越中に安置し吏生をして渤海語を學ばしむ。

六月太上天皇、勅して觀察を廢して、參議の事職に復せしむ、而して參議病ほ大同の初、官、百姓に稻を貸すや十束に五束の利を收む、此に至つて之を改めて舊に復せしむ。

弘仁二年一月內竪を改めて舍人の舊名に復せしむ。

弘仁三年九月神泉苑に宴す妓樂あり。

此時神怪の多言を檢し實ならずんは科決せしむ。

僧尼多く有司に罰せらる、沙門忠秀の抗奏により、教律によるの外有司勘探するを得ざらしむ。

弘仁四年正月伊勢一志郡、尾張愛知郡常陸信太郡、但馬養父郡に令し郡司の子孫年十六以上二十以下貌あるものを采女として貢せしむ、

三月新羅の兵一百十人、肥前に寇す、民擊つて之を捕斬す。

五月文室綿麿を征夷大將軍とす。

六月隼人を用使するもの其疾病にかゝるや道路に遺棄して顧みざるの風あり、嚴罰を以て之を禁ず。

九月奴隷を用ひるや宮舍正倉に損傷あるも前國司と新國司と責任を議つて修繕せず。因つて新舊共に同じく其費を負擔して修繕せしむ。

閏司の交代するや宮舍正倉に損傷あるも前國司と新國司と責任を議つて修繕せず。因つて新舊共に同じく其費を負擔して修繕せしむ。



延暦二十一年、田村麿駿、甲、相、武、上下總、常、信、野の浪人四千人を發して陸奥出羽に集めしむ。

三月雄勝城に集めしむ。

三輪法相爭ふ因つて此月勅して正月は最勝王經、十月は維摩經の二會を設けて六宗相共に業を廣めしむ。

四月東夷大墓公、阿貝利、爲盤具母公禮等五百餘人を率へて田村麿に降る。

八月北巢來る、田村麿之を許さんと乞ふ公卿之を聞かずして、河內の楜山に斬る。

八月中院の樓崩れて牛を殺ろす。天皇嘆じて曰く朕それ免れざる乎と天皇の生年丑なれば也、是より遂に不豫。

延暦二年正月諸宗を調和せんがため年々度僧の數を等くして各宗二人ならしむ但し法相のみは三人とす。

大同元年初めて六道觀察使を置き、參議藤原葛野麿を東海道に、參議藤原繩主を西海道に、參議皇太子傅藤原園人を山陽道に、參議秋篠安人を北陸道に、藤原緒嗣を南海道に、阿部兄雄を山陰道に觀察使たらしむ。

吉備泉を改めて和泉と爲す。

十月、采女は從前四十歲以下十三歲以上を以て之を貢す。

夜祭を廢して觀察使とす。

參議琴を歌を用ゐるを禁す。

近衛府を左近衛となし中衛府を右近衛となし大納言藤原內麿を左近衛大將とし征夷大將軍坂上田村麿を右近衛大將とす。

九月左右の大舍人の數を定めて各々八百人とす之より先き改めて其半ばを減じたるを復舊したる也。

巫祝の妖言を禁す。

因つて法を以て其分限を定む、十五大寺は大小僧都は從儀師は從儀師三人、沙彌三人、童子六人を從ひ律師は從儀師二人、沙彌二人童子四人、僧尼儀威儀を制を從儀師は從儀師三人、沙彌三人、童子六人を從ひ律師は從儀師二人、沙彌二人童子二人。

沙彌一人、童子二人。

少なくして國外却つて多しと因つて錢を貯ふるを禁す若し貯ふるものあらば之を五分して沒官して一部を告者に與ふ。

延暦十二年正月朝賀を受くるに四拜となし且つ拍手せしめず渤海の使あるを以て也。

二月陸奥出羽按察使を置く。

新田の鬼魅妻木部小廣刀自夷語を知り失俘の心を妖惑するあるを以て日向に流す。

十二月先きに國造をして郡領を兼ねざらしめ、また郡司をして神主をかねざらしむ。

十二月大隅薩摩兩國の百姓の墾田を收めて口分せしむ。

十二月大學小允菅原清公大學生に試策を試む其題は天地の始終也空言靡々風を爲す。

延暦二十年大中下の被料を定む。

五月十九日より四月十八日に至る。

十九年富士山爆發し三月十四日より四月十八日に至る。

冬北蝦夷また動く小野石雄擊つて之を夷らぐ。
弘仁五年三月、同じく郡領たるを許す。
五月、親王多く徒らに祿を費すを以て、皇子信、弘、常、明四人に源姓を給ふ。
六月、出雲にある蝦夷等勅を奉して編集せる姓氏錄を奉る、倭漢凡そ一千一百八十二氏。
參議常陸守、菅野眞道死す。纘日本紀其手になり、桓武の朝、制作多く、其手に出づ。
十月新羅人二十六人、筑前に投化す。
弘仁六年、勢家多く馬を濫用して公用を欠くの故を以て強壯の馬は國境の外に出すを禁ず。
五月渤海國使王孝廉歸らんとして、皇后とす。橘氏初めて后を出す。
七月夫人橘嘉智子を立てゝ皇后とす。橘氏初めて后を出す。
十月親王、女御及三位以上嫡妻子に蘇芳色、象牙刀子を許す。
また親王、四位參議以上嫡妻子、大臣孫は金銀裝の車に乘るを許し、其他は一切之を禁ず。
弘仁七年、始めて蝦夷に口分田を給して六年以上を經たるものより、田租を收めしむ、夷風漸く俗に化したるが故也。
六月、高野山を開く。
弘仁八年二月新羅人清石珍等一百八十人投化す。
三月新羅人遠山知等一百四十四人投化す。
弘仁九年、長門國司を改めて鎭司とす。
朝會の禮、貴賤道に遇ふの禮は改めて唐禮によらしむ。
弘仁十年三月、最澄上表して台山に菩薩戒壇を立てんことを乞ふ、諸族の訛謬を正さしむ。
四月中務、萬多親王、藤原緒嗣等を勘本系使として、諸族の訛謬を正さしむ。
五月令を下して曰く、先きに公私の貸借、一年に本金の半倍の利を收むべし、年紀を積むも之よりも多くを責むべからず、然るに民之を奉ぜず年內に已に半倍の利を收め、また利を以て利、本に過ぐる數倍なるに及ぶものあり、嚴罰を以て之を禁ずべしと。
百官に於ては外記以下皆な朝堂に於て親王大臣を見るの禮を定めて跪伏に代へ、起立を以て動座に代へしむ、太政官、小辨已上、初めて位に就くも百官に於ては外記以下皆な朝堂に於て親王大臣を見るの禮を定めて跪伏に代へ、起立を以て動座に代へしむ、太政官、小辨已上、初めて位に就くも
ば輔弼以上の儐官を定む、僧正一人大僧都一人、少僧都一人、律師四人、從儀師八人。
十月律師以下皆な起つべし。若し大辨一人先づ位に就くものは後れ來る大辨を見ては即ち起つべし、省台の長官初めて位に就くものあら
十一月渤海の使、李承英來る。
十二月、藤原冬嗣を奉して弘仁格十卷、式四十卷を作り大寶元年より弘仁十年に至る守職の格式及び習慣を集む。
相摸、遠江駿河兩國にある新羅人七百人、叛して民を殺戮し、家を燒く、二國兵を發して打つて勝たず、賊伊豆に至り穀船を奪つて海に入る、
弘仁十二年四月、水邊の山林を斫るを禁ず、大同元年の禁令を申ぬ、當時山水相倚るの理已に知られたるを知るべし、是れ大和の上奏によるまた水邊の樹木を折るを禁ず、行人陸を失して夏に苦しみ、また其實を食ふて斃舍の宿に代ゆるの便を失へばなり。
十一月播磨國地を掘て一銅鐸を得たり、高三尺八寸、口徑一尺二寸以て前人種の文明を見るべし。
十二月新羅人四十人投化す。
十三年六月最澄死す年五十六天皇最澄上人詩六韻を作る一時才人之に和す。
十四年一月、東寺を空海に與ふ。
弘仁十四年一月、東寺を空海に與ふ。
二月起前の江沼加賀二郡を以て如賀國を作る。

天皇寵姬王氏の生めるを有智子內親王の庄に幸して宴あり才人之に從ふて詩を作る公主時に十七歲。
寂々幽庄水樹裏　仙輿一降一池塘　隱淵寒花見日光
泉聲如報初雷響　山色高晴暮雨行　生涯何以答蒼空
天皇之好して三品を授く。
十一月、渤海國使一百一人來る。
十五年、一月衆僧を殿上に會して論議せしむ。
天長二年八月、改弊を改む多くは前代の改革法令を寬行する也。
九月渤海の大隅島の使仁秀等來る。
十一月叢死す。
所は鹿皮一百餘領に過ぎず且つ南溟瘴々國なく敵なく之を有するは、損失に過ぎずと云ふによる、得失に一島を舍つ、當時の政策を推すべし。
十二月初めて天台座主を設け、義眞を以て之に充つ。
七月大學頭、高棟王に平朝臣の姓を賜ふ。
十二月渤海使高承祖等一百三人來る。
天長三年九月清原夏野奏す諸省の卿たるも地位高くして碎務を知らず遂に官事を懈怠す因つて數國を定めて親王の任國とせんと之より上總、常陸、上野の國守は親王とし一代を以て限とせしむ、且つ太守と號す、而して諸省の卿皆な有爲の官人を以て之に充つ。
十一月叢內校田使を設く班田の變じたるもの也。
十二月阿保親王上奏して其子に姓を與へんと乞ふ、仲平、行平、業平、在原の姓を與ふ阿保親王は平城の子にして嘗て貶せられて、大宰帥となりし也。
天長五年渤海使一百餘人、但馬に着く。
勅旨田なるものを設けて四方に皇領を增す。
天長十年一月清原夏野令の義解を作る。
十一月初めて檢非違使を置き、文室秋津を使別當とす。看督長六十六人を附す、罪犯の增加したるを見るべし。

# 第十四章　藤原氏專制時代（上）　神武紀元千四百八十年より千五百九十年に至る

第百三十九節　政制漸やく變じて藏人、檢非違使を生す　第百四十節　男女命名の風一變す　第百四十一節　生活風俗の變　第百四十二節　藤原氏遂に大權を握る　第百四十三節　小黨敗北、藤原氏の亂離の勢疊々として成る　第百四十四節　僞善虛禮の風、朝廷に盛也　第百四十五節　盜賊蜂起して外敵來らんとす　第百四十六節　藤原基經陽成帝を廢す　第百四十七節　陸奥の蝦夷また動亂す　第百四十八節　宇多天皇、自ら基經に謝す　第百四十九節　宇多の賢明　第百五十節　菅原の道眞　第百五十一節　道眞斥けらる　第百五十二節　藤原の時平制度の紊亂を匡さんとす　第百五十三節　時平の人物及び政策

## 百三十九節　政制漸やく變じて藏人、檢非違使を生す

桓武より平城、嵯峨を經て淳和に至る五十年間、社會の大變革は此の如くなりき。此時に當つて、朝廷の制度また漸やく變更せんとし、嵯峨の元年初めて藏人所を設け、藏人頭等をして殿上に侍して樞機の文書を司らしめ、少納言侍從等の官悉く之に隷せしめしが、後年に至り藏人が公卿に代つて其議論を上奏するに至りて、其權非常に增加し、之と共に詔勅の外に、綸旨なるものを生じ、宮中府中また漸やく相混亂せんとするの端を開らく。而して最初に藏人の頭たりしものは藤原の冬嗣と巨勢のおしなりき。此時に方つて藤原氏は猶ほ權臣にして狡童にはあらず。往々にして帝者と爭ふたりき。嵯峨の弘仁十四年、大嘗會を行はんとするや冬嗣、緒嗣連署して之を爭ふて曰く、聖々相續き、大嘗頻也。已にして藤原園人、嵯峨の朝に死し、淳和、嵯峨に代るに至つて藤原冬嗣また左大臣を以て死し、藤原氏の才人、漸やく零落せしかば、皇族にして藤原氏の出たる良峯の安世、漸やく力を得て宣旨を奉するに至りしが、安世死して後、また小倉王の子にして良岑の姓を得たる清原夏野宣旨を奉するに至れり。之より淳和の晩年に及ひては、豪族諸臣、往々法を守らず、京師諸國また不逞の徒を生ずるに至りしかば、初めて檢非違使を設け、六十三人の看督を附して非違を檢正するに至れり。此く社會亂離の兆已に歷々として見へしが、檢非違使の驅使に應するもは多くは隼人なりき。以て朝臣の武事を卑しむの風を見るべき也。已にして淳和の廷にして嵯峨の子たる仁明に至りて、宮中華美を貴び、其の費の爲めに人民を收斂せしかば、亂離の機ます〳〵

*仁明天皇名は正良、嵯峨の第二子にして、母は橘の清友の女、

嘉智子也、天長十年、享和の禪を受けて位につく。天皇文藻風流あり。禪位あるやこれを上ること二たび、禪讓を辭しざるや、淳和上皇の子、恒貞親王を立てゝ皇太子とす。天長十年二月天皇群臣を會して酒を賜ふ。圍碁の會あり、圍碁の歷史に見ゆるもの之を初とす。

相撲は武力を勸むるの功ありとして越前、敦賀、能登、佐渡、上野、下野、甲斐、武藏、上總、下總、常房をして、菅力ある者を求めて貢せしむ。七月傳燈大法師

熟す。

**百三十九節　男女命名の風一變す**

仁明は國初以來一千九百年、初めて道義的の意義ある名を有せる君主なりき。之より先き、人名は多くは物に緣み、時に因み、所に因むこと多かりき。仁德の大鷦鷯と名られしは鳥に因みしもの也。安康の穴穗と名けられしは穴穗の地に因みし也。仁賢の大脚と名けられしはまた人身に因む所ありしなるべし。其他、人臣の名もまた此の如くなりき。蘇我の赤兄(赤魚)の如き押坂の毛屎の如き、巨勢の尿子の如き、阿曇のほうたる(螢虫)の如き佐伯の伊太智(鼬鼠)の如き、大伴の鯨の如き、河原の竪魚の如き、凡の黑鯛の如き人名、多くは物名に因むの風なりき。然るに漢文の廣布せらるゝに及びて、我國民の思想に一大刺激を與へて、實物以上の道義的生活を求めしむると共に、男女名を命するの風を一變し、元明元正の朝にありては貴族社會は已に人名に一大變革を生じぬ、藤原の冬嗣の名は其祖鎌足の名に比して如何に意義あるものぞ。我閉の阿彌陀(元正の時)衣縫の孔子、(文武の朝)文の釋迦(文武の朝)大宅の朝臣君子(聖武の朝)縣の犬養の老子(光仁の朝)長谷部の文選(孝謙の朝)と云ふか如き、如何に笑ふべく、併かも尿と云ひ、鰤と云ひ、鰤魚と云ふに比して如何に道義的なるぞ。國民の間に此かる思想の變革ある間にも、皇室のみは依然として其舊樣を維持したりしに、變革の勢は、仁明をして正貞の名を得せしめしかば、之より天皇の名もまた等しく道義的のものとなり所謂る名乘なるものを生しぬ。此等名字の變革の如き、小事なるか如しと雖も、其實、貴族社會の文藻風流か、如何に進歩したるかを示めすに足る一大徵候也。

**百四十節　生活風俗の變**

去れば最初の名乘的名字を稱せる仁明帝は最も文藻風流に富みたる天皇なりき。期節に會して文臣を集め、題を設けて詩文を募るの風は愈よ昌へ。舞樂を見、妓女を聘するの風益す長し、宮中の圍碁の如きも此頃より見へ、天皇の大上皇と太上皇后に朝するや、雅樂寮、樂を奏して之を饗せしに、公卿、醉輿、感に堪へず起つて宮中に舞ふに至りぬ。宮中の行樂此の如くなれば、其器翫もまた精巧を極め、嵯峨上皇より天皇に贈りたる机には、沈香を以つて机上に山を作り、純金を以て鶴を作りて其上に立たしめ、鶴の啄に花を含ましめたるなりき。また淳和上皇の崩するや之を葬るに五百匹の絹、百端の紬布、千端の調布、二千端の商布、五百貫の錢、八十斛の鐵、百石の白米、百石の黑米を用ひ人夫を用ゆる一千五百人に及べり。其の生活の進歩此の如くなると共に、後宮の寵を爭ふもの多く、奢侈の風は益之か爲めに刺激せられ、天下の貴族、豪族また此風を習ひしかば、令を下して器翫、車輪に金裝箔泥を用ゆるを禁じ、士民の緋色の服を用ゆるを禁じ、女子の夏に表紗を着け、冬に中裙を着くるを禁じ、一裘の外重ぬるを得さらしめんとしたりしも、遂に其効なかりき。仁明の承和五年八十



參議初めて文珠の像を起し文珠の像を作る。天下の人名、姓名、郡鄕山川の名に「天皇の諱」に觸るゝものを改む。天長十一年一月改元して承和元年とす。相摸、上總、下總、常陸、上野、下野の國司に命じ、力を戮せしむ。一切經を寫せしむ。經は上野國緣野寺にあり。十二月空海奏して從來の佛敎、唯た最勝經の類を講ずるのみなるを以て、自今十室を莊嚴にし、諸の尊像を陳列し、供布を設け、之を讀布せんと。之を許す。よりて佛敎一變す。

二歳を以て死せる池田の春野が、大嘗會に供奉せる朝官の長裾を地に曳くを見て、其の古制にあらざるを笑ふや、朝官皆な之を信せす。春野に古制の如何を問ふ。春野、裾高く袴襴を見はしたる己の服を示めして、古制此の如しと云ふを聞きて百官、却つて古制の唐制に同しきに驚きたりき。以て風俗の變、激甚にして長袖長裾、唐に摸して却つて唐より甚しきに至れるを見るべき也。

**百四十一節　社會亂離の勢疊々として成る**

上下相競ふて奢侈を闘はすの結果は人民の窮迫となり、人民窮迫の結果は朝廷の欠乏となり、諸王の姓を給ふて人臣となるもの愈よ多く、仁明天皇自ら其費を減して諸國の稅を免すると共に、百官また五位以下の祿の四分の一を減する（後ち之を復す）の已むを得ざるに至りき。然れとも時已に後れたれば、諸國盜多くして制すべからず、群集徘徊、京師奈良に侵入するに至り、南海の賊最も甚しく、其の傍近を侵略すれとも朝廷之を禁する能はざりき。當時、相摸大住郡の大領壬生の廣主、窮民に代つて私稻一萬六千束を納めしと云ふを見て、如何に人民の征賦に勞れしかを見るべく、而して此の仁政によりて大住郡の民、增すこと五千三百五十人ありしと云ふを見て、人民の仁政を追つて轉したる跡を見るべし。大勢此の如し、一夫難を稱ふれば、天下響の如くに應せんとする土崩瓦解の勢ありし也。然れとも大臣等猶ほ馬を指して鹿となし、太平を頌して慶雲の年號を立てんとす。仁明兼して

二月大宰府上言す。壹岐島遙かに海中にあり、人數寡少、機變に應し難し。頃年新羅商人來り窺ふこと絶へす。因つて島の僑人三百三十人を取りて、兵仗を取りしめ、戎を一ケ所に置かんと之を許す。空海紀伊の穴居に死す、年六十三。

承和二年島木の眞機、巧あり、邊に備へんかた めに新弩を製す。四面に向つて、回轉して發すべし。左京人從五位下長峯宿禰首氏主に賜ふ。其先眷の興伯禽より出づ。

五月美濃少目下村至成三使等に春瀧宿禰の姓を賜ふ、後漢光武の後也。等を遣唐使として發せしむ。其新羅に漂着せんことを恐れ、使を發して遣唐使を押留すべからさることを諭す。

七月七曜曆を用ゆ。

十二月遣新羅使、紀の三津、新羅を恐れて命を矯め、修好使と云ふ、實、諜文と異なるによりて、現はる。

四年二月近江の人、永野忌寸石友。本居の姓を與ふ。漢獻帝の後也。



之を受けざるや十五年に至りまた靈龜の瑞を奉る。讀書は剛毅ならざる仁明をして賢君の風あらしめぬ。曰く天下の平なること唯だ瑞也。何ぞ波臣の耀彩を用ひんと。然れども群臣重ねて請ふて已まざるより、遂に改元して嘉祥元年となしゝが、嘉祥の年號の下には山陰、山陽、南海の盜賊跋扈し、火を放ち人を掠めて已まず、而かも有司之を禁する能はず、僅かに京中に埶られたる盜賊も佛敎慈悲の敎に迷ふたる朝廷のために一時に放還せられぬ。是より土崩瓦解の勢、滂々として進む。

**百四十二節　小野敗北、藤原氏遂に大權を握る**

已にして仁明病あり、剃髮して入道し、三十一歳を以て崩するや、皇太子立つ。之を文德とす。母は藤原冬嗣の女にして、后は藤原良房の女也。當時嵯峨上皇の皇后、橘氏の一時政權を揮ふたるの故を以て、橘氏の官位にあるも少からず。また王子皇孫、代々相下りて臣姓を得るもの少からず。在原、菅野、清原、高階、小野、上毛野、安陪、紀、卜部、源、石川の諸族また橘氏と共に挾を聯ねて朝堂に周旋すと雖も、多くは庸才にして、藤原氏に敵する能はず。適ま敵するものは皆な誅鋤せられて漸々に盡きぬ。九年嵯峨上皇太后の崩ぜんとするや人心の動搖に乘じ、大伴の建岑、大伴の氏永、橘の逸勢等、相謀りて太子を奉じて東國に入り、兵を擧げて廢立を計らんとし、大納言藤原の愛發、中納言藤原の吉野、參議文室の秋津等之に黨す。已にして平城の子にして仲成の亂に座して廢黜せられたる阿

敷ば詔を下して遣唐使の歸るの日まで海龍王經を誦せしむ。遣唐使の舶數は竇なるは冥々の中之を妨くるものあるを信ずるものの也。五月、京中に水田を營むものあり之を禁ず、元來水泉、芹、蓮を植ゆるを許す。九月、大宰府管内地子交易法を定め、綿一毛に稻八束を代へしむ。

六年一月伊勢桑名郡多度の太神宮を天台宗の一院とす。三月遣唐使に從ふもの知乘舶事有り、又雄波伴貞歷、留學生佐伯安道、天文留學生志斐永世等逃歸するを以て佐渡に流す。四月北蝦夷叛し、多賀、膳澤、敷千南城の間、敷千起る。陸奥守巨勢野足、鎭守將軍大伴家持等之を討つ。

八月遣唐使歸るの完ひ本船の纜を解ひ楚州の新羅舶九艘を借り新羅の南岸に沿ふて來る。十月小麥の耕作を勸めしむ。

七年遣唐使第二船知乘舶事、管原梶成等海中逆風に遇ふて南海の賊地に漂ひ賊にありて政を聽きしも、猶ほ左大臣に止りしに、良房其次子を以て太政大臣となり、天安二年更らに攝政となり。已にして文德崩じ、其子淸和立つや、更らに關白となり、政權遂に藤原氏に歸す。

**百四十三節　儉善謙退の風朝廷に盛也**　淸和は文德の第四子なりと雖も其母、藤原良房の女たるの故を以て長兄を超へて立つを得たりき。良房已に自ら淸和を立て、而して數ば上書して其官を辭せんことを乞ふ。文詞美麗、謙讓して已まず、天皇優詔して之を止むるや更らに謙退を乞ふ。其文を讀めば其意哀しむへきが如し、然れとも何人か藤原氏の統領をして其の官を止めしむるを斷ずるものあらんや。幼稚なる天皇の左右は良房の奴隸を以て充たれたり。謙退の文を草するものも、優詔して之を止むるの文を草するものも、等しく藤原氏に阿附するもの也。此の如くして良房は愈よ謙退の名を得て、愈よ朝廷をして之に依賴せさるへからさらしめ、僞善謙退の風、靡然として習を爲し、大官を得れば再三上奏し、百千言を聯ねて之を辭せさるへからさるの風尙を生ず。良房は最初の太政大臣にして、最初に天子を辨髮とせるものにして、また矯飾僞善の風を盛にしたる最初の政治家なりき。此の飾矯僞善家の下に於て、南海の賊は曾つて鎭壓せられす。天下の百姓愈よ生活に苦しみ、左京の中、大中臣、中臣氏にして絕戶無身となるもの一百三十七烟の多きに達し、尋常の絕戶七百十三個に達し、右京の絕戶、一百七十九烟に

達しぬ。それ京師は民の庸役輕きか故に、地方士民の悦んで集まらんとする所なるに、其戸口の減少此の如し。是れ、戸口の輕少にあらずして、其實、公民の減少せるものにして、課役を逃るゝ民を多くしたる也。故に一方に於ては天下の國司、競ふて其の戸口の增加を云ふも、就て之を檢すれば、多くは不課戸にして公民にあらず。徒らに奴隷を增加するのみ。以て士民誅求に苦しみ、課稅を免れんとして、千百群を爲し、東西に遑々として寧日なかりし光景を想像するに足る。之に加ふるに水旱を以てし、之に加ふるに飢饉を以てす。貞觀八年には一石二十六文の白米、騰りて四十文となり（官價）十文の黑米三十文となりしが、九年に至りては暴騰して一石の價新錢一千四百文に至る。此に於てか京師の常平倉を開らき一石八十文を以て賣る。然かも京師錢なくして地方に在り、此に於てか、令を下して天下の現錢悉く之を官に納めしめ、米穀物品を以て之に償ひ、以て天下の錢を中央に集めんとし、酷罰を以て之を促かせしも其効なかりき。

十二月新羅臣、張室高、使を遣はして方物を獻ず、大宰府之を追ふ、人臣境外を以ての交なきを也。

八年八月、大宰府に下すの符、海道の各關之を開く符かた。達せすめ、流言未道に充ち國機外に洩るゝを以て海道開くなからしむ。

十二月渤海使徒賀福延等一百五入長門に來る。

**百四十四節　盜賊蜂起して外敵來らんとす**

此の如くに痛苦せる人民を見、幼主を擔たる政治家は何事を爲したる乎。唯一の政策は增稅にして、一段一束一把を出せる口分田より三束の租を取り其報酬として京戸は徭役を免じ、士民は二十日の徭を減じたるのみ。（此法遂に行はれず）是れ救治にあらず痛苦を一層深くせらるのみ、天下固より安寧なるへきの理あらず。南海の賊、益す



陵扈して京師の賊愈よ强梁し、遂には儼然宮中に入るものあるに至る。而して所在國司の力之を壓鎭する能はさるに至りしかば、每鄉結保、護鄉兵を作つて之に當らしめぬ。而して陸奥の蝦夷も反し、下總の浮囚も反し、佐渡の荒狄も反し、大宰少貳藤原の元利麿、新羅と通じて反せんとし、新羅の賊船博多に來たり縱橫豐前の貢物を奪つて去り、新羅、兵を調へて日本を攻めんとするの風說は傳られぬ。此時に方つて朝廷は安然として爲す所なく、全國二百六十七社の神に位を與へ、或は之を進めて、以て治平を計らんとせり。此時人民は迷信すらく、年々の水旱疾疫、兵亂、盜賊、痛苦は、崇道天皇、藤原夫人、橘の逸勢、文室の宮田麿等の怨魂、崇を爲すなりと。此に於てか秋夏、田野に謳歌して宴飮し、生靈會なるものを初むるや、藤原の貳房、また朝廷にも御靈會を起して、人民の迷信に同化し、自家また二六時中珠數を弄して、佛に佞す。貳房は藤原氏中、無學無術、最も拙劣なる政治家の一人なりき。

**百四十五節　基經陽成帝を廢す**

然れとも藤原氏の盛なるは必しも其人物のみにあらず、內外の百官、朝廷の老吏、皆な其一門なるによる。故に無恥、無識、貳房の如きを以てすらも、他の氏族は敢て抗抵せんとするものなく、不平鬱々たる大伴氏、紀氏も藤原氏は已に抗すへからさるものとなし、却つて新出の源氏と、其の權勢を爭はんとしぬ。貞觀八年、應天門燒く。應天門は京師の最大、最美、且つ最も崇重せられたる門の一にして之を燒くものは、即ち朝廷を燒けると

五月諸器に金銀を用ゆるの禁を解く、但し箔泥は猶ほ許さす。

十年三月陸奥國云ふ、諸國軍歌言ふ、兵士年こに役ある六十日、分つて相代なりて相代る、日に私糧を食ふ、十日にして身は城塞にあり、て產業を治めず、道路遂道、願る往還に勞る、此に於てか逃散するもの多し、請ふ更らに一千人を加へ、併せて八千人となし、八番に分たんと。此兵士は糧を得、役を免れたる也。

十二月文室宮田麿叛を謀り、其從者陽侯雄氏伊豆に流さるる。

十四年十月、雙丘の東墳に從五位下を與ふ、遊獵の時、此地に暫を止めたる

同一なりし也。大伴善男、右大臣藤原良相に告げて曰く是れ左大臣源信の爲す所也と。朝廷方に源信を罪せんとす。備中の權史生、大宅の鷹取、衆議藤原の基經に告ぐ曰く、是れ實は大納言大伴の善男、佐衛門佐大伴の中庸等の爲す所也と。朝廷、再審して善男、中庸を流竄す。黨與罪せらるゝもの多くは紀氏大伴氏の一族なりき。此の如くして諸族の中藤原氏に匹敵すべきもの益すます凋落して、藤原氏の根基愈よ定まりぬ。而して清和に繼げる陽成、少年にして事を解せざるを以て藤原基經右大臣近衛大將を以て攝政たるに及びて、藤原氏の權殆んど皇室よりも大に、天皇全く虛器を擁す。陽成は清和の第一子にして、其母は右大臣藤原基經の妹高子也。基經は良房の猶子にして、良房老衰の後は代つて事を見たるもの也。此時陽成僅かに九歲、基經一代の才人を以て藤原氏の權威によりて九歲の少帝を見る。而かも少帝は自家の姪也。如何にしても藤原氏の權なき能はず。故に其名は攝政にして、其實は一門の子弟を見るが如き感なき能はざる也。而して不幸にして此少帝は臣民をして己を尊敬せしむる能はざりき。少小己に狂疾を得て、常に蛙を集めて蛇を驅つて呑ませしめ、猿犬を放つて鬪はしめ、無辜の民を殺して快となし、狂虐度なし、朝野皆な此の少帝を如何せんとすと憂ふ。殊に帝の母二條の后は未だ入內せざるや業平と通じ、己に入內したる後も醜聲已まず、太后となりし後東光寺の僧善祐と通じて廢せられて頗る時人の指彈を受く。基經即ち斷じて陽成を廢せんとして參內す

(か)放也。
十五年二月上總にある浮丸子廻毛等叛す。上總守之を擊て之を斬る。五十七人を夷らげる。
承和元年十五年を嘉祥元年さす。
嘉祥二年七月唐商人五十七人、多く物貨を齎し來る。
十二月天皇京城を巡幸し囚獄司に至り誰が冤ぞと問ふ右大臣藤原良房囚獄司なりと云ふ、天皇直ちに勅して囚人を放たしむ。
嘉祥三年正月天皇病あり群僧をして加持せしむるも功なし即ち剃髮入道す、壽三十天皇崩ず、檀林皇后と稱す。其初め開きて禪林寺に以て也。
一、三月、嵯峨太上皇后崩ず、檀林皇后と稱す。其初め開きて禪林寺に以て也。風を容絕し、異、手膝を過つく。髮は地に橘氏、其弟右大臣

公氏と力を併せて橘氏の爲め學官院を建て、子弟を教ゆ。時人、子漢の鄧皇后に比す、生時寶幡繡を作るの裝を作ること多し、後沙門慧夢をして唐に入つて、五台山寺の僧に贈らしむ。
四月改元して仁壽と爲す。
仁壽三年六月、大宰帥葛原親王薨ず、桓武の第三子にして平氏は其子より出づ。
四年改元して齊衡と爲す。
齊衡二年正月、蝦夷相擊つ。
齊衡二年、四月右京太夫藤原緒嗣成死す、諸成は文選上秩を暗誦するを以て名あるもの也。
十月、新成殿の庭に於て天を祭り帝自ら祝板に名を署す。

れば方さに無辜の民を樹稍に上らしめ、下より之を殺して快となすの時なりき。基經、伴り奏して曰く皇居寂寥、聖意を慰むるに足らず請ふ陛下を奉じて競馬を見んと。陽成喜んで出るや、基經羯を陽成院に止めて此に幽す。天皇時に十七歲。廢黜の言をきゝて、悲しみて泣く。

**百四十六節　陸奥の蝦夷また動亂す**

此時に方つてや陸奥の諸夷大半已に王化に浴して、日本人種の爲めに征服せられたりと雖も、內外の交通、猶ほ醳譯を要し、且つ所謂る夷狄、內に入るの姿となり、往々に叛亂して、却つて憂を爲すに至りしが、清和の末年より秋田河北一帶の夷俘、叛亂して已まず、官軍力薄くして之を鎭壓するに足らざりき。初め桓武の時、征夷の命を起すや一萬三千六百人を以て一軍となし、之を分つて三軍となし、之に附するに輜重八百人、擔夫二千人を以てするの制を立てしが、曾時の太平と、夷狄の文化とは、漸々此の制度を崩壞せしめ、今は上野、下野、二國の軍を出羽に出す一千六百人にして、輜重擔夫二千餘人を要するに至り。軍隊遲々として進まず。加ふるに士卒多く戰に習はず、皷聲を聞きて先づ走るものあり。人民また國守の政を便とせず、走つて陸奥に入るものあり。之がため夷狄の勢猖獗して制すべからず。陸奥の押領使藤原梶長の如きは、未だ戰はざるに間道を求めて走るに至れり。若し夷狄の騷亂にして猶ほ人種的嫉惡の分子を有せしめば、容易に制服すべからざりしならんに、王化に浴するの夷狄ありて、朝廷のため戰つて同族を破りしがため、大事に至らずして其降服を

見たりと雖も、兵を動かす三千にして、猶ほ同族夷狄の力を藉らずんば夷らぐる能はさりしを見て、如何に朝廷武力の微弱なりしかを見るべき也。況んや南海の賊未だ夷かず、新羅侵畔の說頻りに傳らる。基經が有爲なる名天皇を得んと欲したるもの、偶然ならざるを見るべし。

**百四十七節　宇多天皇自ら基經に謝す**

陽成已に廢せらる。近親大臣、相會して、皇親に就きて天皇の候補を定めんとす。源の融、自ら薦めて曰く、若し、皇親より求むと云はゝ融の如きもまた其一人也と。基經曰く足下皇親と云ふと雖も、一旦姓を得て人臣たるものより天皇を出せし例ありやと。遂に融を排して、仁明の第三子、時康親王を立つ、之を光孝天皇とす。光孝已に基經の力によりて立つ、勢、基經の喜嫌を以て心とせさるへからず。此に於てか詔を發して奏すべき事、下すべき事、必らず先づ大臣に諮稟すべく、陛將に垂拱して成を仰かんと云ふ。天皇は明に自ら藤原氏を尊ぶ也。是より擧朝沼々の名族、皇親、燕雀の蒼鷹に靡くが如し。源の融、皇族を以て一代の大官たりしと雖も、優遊、和歌を樂しみて、河原の左大臣の雅名あるのみ。本康親王。兵部卿として兵權を掌ると雖も、虛名あるのみ。共に迂濶にして基經の膽大心小なるに抗する能はず。基經は、朝野に蟠る大族の長たるか故に、專權なるのみならず、瀦朝の大臣、其人物に於ても、碌々として基經に匹敵するに足るものなかりし也。已にして光孝病を以て崩せんとするや、基經また一旦源姓を得て臣下となりし定省親王を擁立せんと云ふ。親王は光孝

唐商李延孝等四十三人、九州に至る。

九月、山城葛野郡人、圖書大屬久秦忌寸春風、但馬少目秦忌寸時宿禰長原、諸姓を與ふ、秦の姓を與ふ。

貞觀始皇六年一月、延曆寺の座主圓觀死す。下野都賀郡人、唐に入つて足跡最も廣し。

二月、舊僧綱と凡僧と官は僧綱を以て之を與ふるに階を以てし更らに級を附せんとして法橋上人、法印大和尚の三階を作り、法眼和上、法眼和尚の上階を加へ、法橋上人、法印大和尚に充て、都維那法師を律師に充て、法橋上人、法印大和尚に充てし正法を傳ふるの子也。光孝感泣して其恩を謝す。定省親王は即ち宇多天皇也。此に至て基經が源の融の要求を排したる議論は、自ら打ち消されぬ。故に宇多の立つや、基經に勅して曰く、今日の事平安欣歡涯りなし、先に遺託の命あり、況んや朕已に孤子たるをや、敎誨に從はんことを思ふのみ。卿若し辭する所あらは、小子世に住まず、政を聽かずして山に逃れんと。基經陳謝するや更らに詔して曰く、卿は社稷の臣にして、朕のみの臣にあらず。宜く卿に委するに阿衡の任を以てすへしと。給ふに年官年爵を以てして三后に准すること、東房の故事の如くならしむ。其詔詞は橘の廣相の撰する所也。博士藤原の佐世、基經に說きて曰く、卿關白を已められしを知らざる乎。阿衡は空名にして、實職あるにあらず。天皇卿に求むるに阿衡を以てするは、是れ卿を して空位に止まらしめんとするもの也と。基經勃然として怒り、直ちに上書して曰く、阿衡の任、關白に比して如何なるを知らさるか故に、仍ほ持疑せること久し。伏して聞くに、左大臣阿衡の任、典職なかるべきもの、其典職なかるべきを以て、明經博士をして勘申せしめて云ふ、阿衡の貴きたるを知ると。臣を以て比擬せんは、克く堪ゆる所にあらず。分職なきに至ては、臣の願也と。即ち參朝の要なしと鹿馬を放つて市に出でしむ。天皇愕然、擧朝震驚、即ち宣命を發して其怒を解かんとして曰く、朕の本意は萬政を關白して、其輔導に賴らんと欲して、前詔を下せし也。太政大臣は、今より以後衆務を輔け行ひ、百官を總へ賜へ、上奏の事附下の事、



譽博士大春日の眞野麿大行曆の誤を正して五經曆を用ゐ、大春曆を傳ふる日、曆を傳ふる五世也。

天變地變多きを以て京畿七道の神に位を與へ或は進むるもの二百六十七社。

天安三年二月、渤海の國使、能登に着す。

三月、大僧都眞雅上奏して僧侶なし印度文字を學ばしめんことを請ふ、之を許す。

三年三月改元して貞觀と云ふ。

貞觀三年、正月渤海國使李居正等一百五人、隱岐國に着す。

五十五人に平姓を與ふ。

南海の賊官物を奪ふを以て播磨備中、備後安藝、周防、長門、紀伊、淡路、讃岐、土佐に命して之を擊たしむ。

七年六月、民悪鐘を抉棄するを禁ずるの宇佐宮からざるとして取らざるもの十に二三、輪數欠くるあり、さなして百に八九つるもの以て其鐘貨の不完全なるべき也。八年當時六月十二月民被除する風あり、席上、紿の歌舞の風あり、衛府の舎人を主りて招待を寅位に備たりて酒食し、歸るに臨みて物を得んとするあり、豪家に怒罵するに小民たるを問はず、官職を新たに得るの、家必ず初めて位記を賜はるや、天皇自ら筆を取つて位記を書し、此事あり、天平寶字二年之を禁令なし、下して祭供、燎に、酒を飲む外、病を得ざらしめ、親朋相會せんとするものは、官許を得て後に爲さしむ、今、まれて之を申れて且つ集會は十人以上に上る能はざらしむ。

全九年三月、左少史村主八釣、前の出雲の六目、村主貞成に廣階の宿禰を賜ふ。魏の曹植の後也。

七月、肥前基肆郡大領山春永長と新羅人珍寶と共に新羅に入り兵器の術を學習し歸つて對馬を取らんとす。

十年、左大臣源信死す、源氏の最初也。

四月、大納言藤原氏宗、參議南淵年名參議大江

必らず先づ諮稟せよ、朕將さに垂拱して成を仰がんと。罪を廣相に歸す。基經初めて釋然たり。

之より天皇に説くに、其家に傳れる寶劍壺切の靈驗を以てし、暗に皇家傳來の草薙の劍に比せんとし、自今以後、皇太子たるもの藤原氏の出ならさるへからず。藤原氏のために立てらるゝ太子は、必らず壺切の寶劍を有せさるべからざるに至たりぬ。孝德の時より君臣の分晝然として定まりしこそ幸なれ。若し前代の如く皇室の尊は、猶ほ一大種族の長たるに止まらしめば、藤原氏が天下の最大、最強、而して最も智慧ある大種族たる此の時に於ては、如何に危險なりしぞ。

**百四十八節　宇多の賢明**

天皇已に明かに自から藤原氏の權を認む。此に於てか藤原氏の子弟驕慢、上命を尊ばず、基經の次男時平、初めて位記を賜はるや、其宣旨を破るに至り、舉朝、戰々、基經の怒以て、時平の母、書を倚侍に送つて手つから、其の宣旨を破るに至り、舉朝、戰々、基經の怒りに觸れんことを恐れ、基經の長男仲平の位記を賜はるや、天皇自ら筆を取つて位記を書し、僅かに怒を避くるに至る。幸にして宇多は雄才大略の君にあらさるも、また明君の資あり、古今賢良なる君主の一人にして、學を好みしかば、多く過なきを得たりき。寛平二年、石清水八幡の寶藏震動す。陰陽の頭奏して曰く祟、聖躬にあり、と。天皇曰く朕、愚冲と雖も、法に非んば行わす、道に非んは縦にせず、天地之を知らんと。太宰府に瑞雲ありと奏するや、之を退け

て曰く、即位の後九歳、水旱疫疾已まず。何ぞ瑞雲と云はん。天を怨みず、人を尤めず、鬼を嫌はず、神を責めず、朕の無道、朕獨り自ら之を知ると。其の迷はさるや此の如きものあり。已にして策立の功ある基經、寛平三年を以て死するや、天皇少しく自由を得たり。而して新たに進みたるものは、菅原氏の黨與なりき。

**百四十九節　菅原道眞**

菅原道眞は其先は出雲より出で野見宿彌の後裔也。家世々文學を業とす。道眞の兄、婚を大伴氏に通じ道眞に至り内外に歴仕し、大に家門を顯はし、朝廷の文學、制作、大低、其の與る所にして、類聚國史、新撰萬葉集等は、其の勅を奉じて撰する所也。宇多の六年、撰はれて遣唐使たるや、在唐の僧中灌の書を引き、遣唐使の道路の苦多くして、京師に至るもの少きを述べて、遣唐使を廢せんことを主張す。是より遣唐使長く絶ふ。其文は六朝の餘風を承け、詩は白居易を學び、一代の儒宗として聲名朝野に響き、朝廷の官吏其門生たるもの極めて多く、源、平、藤、橘、諸族の外、文學を以て隱然一派を立てたりき。其文采風流、最も宇多の性情に適し、殊寵を得て侍讀となり、また能く文學を以て、宇多の内廷に結托して、其の歡心を得たりき。此を以て、皇親、名族、群を爲す間に立ちて、橘氏所出の皇子齊世を以て、己の女に娶はし、また其女を入れて宇多の女御となすに至り、寵幸一代に冠たり。已にして藤原基經の死して、政柄少しく宇多の手に歸するや、藏人頭に進み、累進して權大納言とな

守人刑部卿菅原是善等貞觀格十卷を奉る。

新羅海賊二艘博多津に來つて豐前の年貢を奪し去る、大宰府兵を發して之を討つ、統領攝士恐れて戰はわず。俘囚を發して之を討つ、及ばず。

十二年二月、對馬、卜部乙屋麿、新羅の境に入つて捕られて獄に下さる、乙屋麿、新羅の兵を練り馬を整ふるを見て、防人に問ふて、對馬を取らんがために、獄を脱して歸つて上奏す。

擧朝爲めに震驚して、神社佛閣に禱告す。

十一月、大宰少貳藤原元利麿、新羅と通じて叛せんとして捕へられる。

貞觀十三年八月、右大臣藤原氏宗、南淵年名、菅原是善、勘解由次官、紀安雄等、貞觀式四十卷を奉る。

陸奥の俘囚の境に滿ち叛逆を事とす、國守奏聞す、五大菩薩の像を作つて其心を和めしめんことを請ふ。大宰府奏して、丁に三段三百二十九歩の田を與へ、課男には二段を與へ、女には一段を與へ、已に一年を限つて班田せしむ。形勢一變したるが故に更らに之を班つ也。此外公營田あり、警固田あり、府廨田あり、貞觀十七年二月、少僧都道昌、死す。道昌高德、行基の後の一人たり、曾て天長七年、帝道昌に問ふて曰く、人君と人臣と殺生するの罪何れか大なる、道昌答て曰く、人君は也と、天皇默然一座爲めに危む、暫くして天皇故を問ふ、人君の爲には一勝を殺すも數十鮮を殺

り朝野の驚嘆、嫉視の的標となりぬ。已にして宇多病あり、位を皇太子敦仁親王に讓る、之を醍醐とす。宇多、醍醐に詔して曰く、大納言藤原時平は功臣の後也。年少と雖も已に政治に熟す。新君顧問して、謹んで其輔導に從ふべし。權大納言、菅原道眞は鴻儒也。且つ深く政事を知る。朕、擇んで博士として、常に諫正を受く。故に不次登庸して、其の功に報ゆ。先きに太子を立つるや、朕獨り菅原朝臣と論定す。他人は與らず。已にして二年ならず、朕、讓位の意あるや、彼れ曰く是れ大事也。自ら天時あるべし、忽にすべからずと。已にして讓位の事人口に膾炙するや。彼れ奏して曰く、大事は再びすべからず、遲滯せば即ち變を生ぜんと。朕をして意を決して讓位せしめたるは、彼の力也。之によりて之を見れば、彼は朕の忠臣にあらず、新君の功臣乎。愼んで其功を忘るゝ勿れと。明かに菅原氏を醍醐に寄托し、二人をして萬機を宣行せしむ。是れ實に藤原氏專權以來、稀有のことなりき。

## 百五十節　道眞斥けらる

然れとも稀有の事は長く繼續すべからず。若し菅原氏にして一代文學の權を執るに止らしめば、一門の光寵、長く維持せられしならんに、彼が右大臣となりて實際の政治に容喙せしは、一大過失なりき。彼は文學に於て一代の宗たりしは疑ふべからすと雖も、其政治家としての經綸機智は、寧ろ欠乏して、其の政論奏議、多くは書卷的にして時務に切なるものあらざりき。社會は貧富の懸隔により、政權分配の不整備より、地方豪族の專横により、中央の顯官皇親の貪濫により、財政の紊亂により、正しく一大變動の時機に近づき、此時勢に應ぜんがためには、正しく根本的大改革を要しぬ。然かも彼の靜平、温和にして書卷的なる氣質は、此の形勢を識認する能はず。而して其の學問はまた彼を誘惑して、保守靜平を以て良政治家の能事なりと敎ゆるに十分なりき。此時に方つて藤原の時平、名族を以て權柄を有し、年少氣銳、功名に熱して改革を急ぐ。年少有爲の政治家を以て、調和安排の儒者と、袂を聯ねて廊廟に周旋す。彼は才を負ふて之を目して迂腐となし、反目するは已むを得さるの勢なりし也。且つそれ時平少年を以つて大柄を執り、事、專横に亘ること多く、また素行、修まらず。其伯父國經の妻を奪ふたるが如き、倫常の念低き時代にありても甚だ可とせられず。また其朝政を改革し、地方の豪族國司を匡正せんとする意見、甚しく當時の官吏に是とせられず。社會は其の欠點を見て、其の多材を認むる能はず、之を菅原道眞の謹愼にして方正に、其意見の急激ならず、調和安排的にして、當時の社會を保守せんとするに比して、時平を非として道眞を是とするもの多かりき。時平固より之を甘受する能はさる也。加ふるに菅原氏、一儒家を以て、多くの藤原氏の少年耆舊を超へて、王親なる源氏の徒を超へて進む。二氏の徒之れに平かならざりしも、また自然の勢なり。而して源氏の中、最も道眞に惡感を懷きしは源の光なりき。故に道眞の位置は、正しく淳仁の朝に吉備の眞備が、儒

ろす、人臣に至ては然らず、山澤禁あり、容易に採るべからず、天皇之より遊獵を省く。五月下總の浮囚叛し、官寺を燒き、武藏を殺す、常陸下野の諸國民を發して之を鎭せしむ。十一月、出羽國言ふ瀧島の荒狄八十艘の舟に乘りて秋田飽海兩郡の百姓二十一人を殺すと。天慶元年正月、渤海の使者一百五人來る。二年三月、出羽の夷俘叛乱す、出羽の軍少なくして數ゝ敗る、陸奥上野下野に命じ兵を發して之を夷げしむ。六月、小野春風を鎭守府將軍として奥羽に下らしむ、藤原興世、飛檄して曰く賊勢強大去る心なく官軍、畏怖戰志なく、家を以て進みて、非藤原氏黨の同盟に入りしが如く、王安石の黨與宋朝に充滿せる時に於ける司馬溫公の如くなりき。やがて二人の上に落ち來れる排擠の運命は、彼の上に來らんとす。彼れ能く之を知るが故に、數ゝ其官位を辭したりき。併かも毎に宇多の寵幸に惹かれて止りぬ。即ち止まると雖も、時平の專權、彼に一事を斷せしめず、毎々、支吾する所多かりき。此に於てか、宇多法皇、醍醐と議して曰く、二人、一事に當る、利なくして弊多し、宜しく道眞に專斷せしむべしと。道眞之を辭す。辭すと雖も已に晩かりき。藤原源氏の聯合黨は、遂に道眞を以て其の女婿齊世王を立てゝ、醍醐を廢するの意ありと爲して、之を太宰權帥に貶し、其子弟、黨與、悉く刈り去られぬ。宇多上皇、變を聞き醍醐を諫めんとして宮に入らんとす。藤原菅根門を閉ぢて入れず。上皇、終日門前に坐し、遂に入るを得ずして空しく宮に歸る。已にして源光、道眞に代つて右大臣となり、大政、時平に決す。

**百五十一節　時平、制度の系統を定さんとす**

此時に當つて醍醐僅かに十五歳、時平已に藤原氏の長者たり、また萬機を總攬す。思ふて施さゞるなく、企てゝ行はざるなし。此に於てか其の生平の持論なる根本的改革の意見は實行せられたり。抑も當時の社會たる、班田の名ありて班田の實なく、人口增加するも、田園を有せざるの民多く、新たに開墾せらるゝ所の田園自然に皇親王臣、豪族の手に入り、從つて租庸を納れざるの民多かりき。而して朝廷の費用年々に增加すれ



ども、之に對する租稅の增加するもの多からざるが故に、民間の窮乏は即ち朝廷の窮乏となりたり。初め朝廷が官吏を養ふ所は、諸國の正稅なりしに、此の如く養ふ所多くして供する所增さゞるが故に、淸和の前後より諸國の正稅を取つて月俸とすることを廢し、別に諸司に分つに田園を以てし、其收入によりて衣食せしむるの制を定めぬ。之よりして田園の種類百端。所領萬種、紛然として治むべからず。神田、寺田、布薩戒田、寺田、放生田、勅旨田、公廨田、御巫田、采女田、射田、建兒田、學校田、諸衛射田、左右馬療田、飼戶田、勸學田、典藥療田、節婦田、易田、職寫戶田、膂力田、婦女田、悍獨田、船瀨功德田、造船瀨料田、賜急田は免租田たり、位田、職田、國造田、采女田、膂力田、婦女田、賜田は未だ受領者なき間は輸地子田たり、遙授の國司公廨田、沒官田、出家得度田もまた輸地子田たり。其他は悉く一段步より二束三把、(一斗一升)の租を輸せしむ。此に於てか、日本國中土地所有の權は事實に於て數千百人の間に分たれたれば、大化革新の主眼たる郡縣の制全く顚覆して、小封建の姿となりぬ。之よりして中央の百官、皇親、直ちに國司に迫つて其租稅を得んと欲し、國司郡司は上朝廷と中、百官皇親と二重の主公を戴くの姿あり。而して國司郡司が人民を責むるや、人民はまた其の誅求に苦しむの餘、奇計を案出して皇親、王臣の名を藉りて其の田園の租稅を免れんとす。之より皇親、王臣の庄園と、豪族の私領と、國郡司の官田と、犬牙錯綜して統一する所なく、日本

陸奥軍士の押領使藤原梶長、私に間道を求めて逃亡すと、東海東山諸國を十二人乃至三人を以て勇敢の士を撰拔して出羽に赴かしむ。此時、賊地には秋田河の北方にして、秋田城下にして賊地たるものは津野、次內、楊渕、野代、河北、腋本、方江、大河、提婦力、上方、燒岡の十村也、此時俘囚、官軍の爲めに戰つて賊を敗る。

六月、軍士出羽より引上ぐ、出羽守藤原保則の奏によれば當時の出羽に止めたる兵は陸奥の例兵一千六百五十七

全國の地方制度全く根本より紊亂し、唯だ皇親王臣を代表する使者の權を弄して、國司と人民とを誅求するの聲徒らに高かりき。故に人民已に皇家の命を奉ぜざるに至る。寛平九年、山城賀茂祭に土人を騎兵たらしめんとするに、各々事を高家の使役に托して命を奉ぜざるに至りぬ。時平等思へらく、此等の政弊は其淵源する所、班田なくして不課戸多きと、皇親王臣の專横にありと、此に於てか、班田を實行して、課戸を多くせしめ、皇親、王臣の山澤の利を專らにするを禁じ、皇親王臣の百姓の田園を買ふと號して、奸民と結托して租稅を免れしむるを禁じ、百姓皇親王臣の庄家と號して、其の私稻を積みて租稅を免るゝを禁じ、粗惡なる粗庸を精巧ならしめ、嚴罰を以て其の制裁となし以て實行を期しぬ。然れとも歷代の積弊、一朝に改易すべからざるや、猶ほ前代の禁令の行はれざるが如く、時平秋霜烈日の威を以てするも、大半徒法に屬して、世は皇親、王臣と國司郡司と相爭ふの衢となり。後來守護地頭の爭、此に胚胎す。

**百五十二節　時平の人物及び政策**

此の如く改革は寧ろ成功と云ふべからず。然れども時平は藤原氏列世の政治家中、最も才幹あり、最も有爲の志を抱きたる一人たるを失せず、大鏡の記者が彼を評して、容儀俊邁にして賢才あり、日本の鎭固として餘りありしと云へるも決して誤評にあらず。自然は彼は英雄に作らんとして、過つて重厚沈深の質を與へざりしのみ。彼れ曾つて一代の驕奢を矯めんとして策なきに苦しみ、醍醐帝と約して、自ら美服揚々として參朝し。醍醐

人、大殺一人小殺三人主帳三人、校尉二十人、火長十八人、列士六十人、鎭兵六百五十人、秋田城の校尉七人旅師四十人、列士六十人、鎭兵二百五十人、雄勝城の校尉六人旅師八人、火長二十人、列士二百十人、鎭兵四百三十人、雄勝城の校尉六人旅師八人、火長二十人、列士二百二十人、鎭兵二百五十人、此外出羽國大殺一人、小殺三人、校尉七人旅師十六人、火長二十七人、列士三百五十人。

九月、太宰府の唐物の代砂金六百三十兩、水銀百七十五斤を貿易して得たる所也。當時砂金一兩綿十六屯、絁一匹に充て、絁一匹を十四屯に充つ。



其の驕奢を責むるや、恐惶して退く。之より朝臣相傳へて時平の權すらも、猶ほ此の如しとなして一時相戒しめたりき。好し、其の戒飭は長く繼續せられざりしと雖も、好し、其の爲さんと欲する所は、過てりと雖も、彼の憂ふる所は正鵠を得たるものなりき。凡そ聖武孝謙以後、朝廷佛教に迷ふて國費を靈くして、之に奉事すると雖も、費す所は佛像寺院に多くして、生活に少く、朝廷の生活、當時の國民に比して驕奢なりしも、猶ほ上代質朴の風を存し、其食は朝夕二回也。其朝臣に賜ふ所は錢也。綿布也。其行樂は歌垣也。謎語也。朝臣の帝室に上る所は薪也、一地方の土毛也。即ち仁明の驕奢を經て清和陽成に至つても其の佛寺に奉する所前日よりも多きも、王公は猶ほ絁の衫、絁の袴を用ひたるに、醍醐の時に至りては、諸司史生すらも儼然、縑の衫に絹の袴を着くるに至り、左大臣源の融の如きは、毎月二十石の潮水を攝州尼ヶ崎より、平安六條河原の邸に運はしめて、陸奥鹽竈の自然に摸し、驕奢の風、一代を靡かしむ。之よりして天下の疲弊、益す〳〵甚し。天平神護年中、吉備眞備、備中下道邇磨の卿を擧して、課丁一千四百あると注したるに、貞觀の年、藤原保則、國守となりて之を檢するに及びて課丁七十八に減じ、延喜の年、藤原公利、國司たるに及び、一鄕の中、一人の課丁を見ざるに至りぬ。天平神護より延喜に至る凡そ一百二十年、其間公民離散し若しくは豪族の奴婢となりて權利を拾て義務を免るゝこと此の如し。時平が其策を過ちしにせよ、其根本を斷ぜんとしたるも

四年五月、四國流言すらく新羅侵寇せんと。左近衛少將上毛野坂上滋守を太宰少貳として下向せしむ。已にして藤原房雄をして代らしめ、貢行をして阿倍大下向す。天皇崩ず、和上清大下向す。天皇佛を敬して女色に遠かり、道に入て覺寺に圓覺に入り名山佛地を巡

の耳に故ある也。不幸にして時平の改革全く行れず病を得て死しかば時平の峻嚴を喜ばずして、道眞の保守安排なるを喜ぶ所の時人は、以て道眞の祟となす。而して無能模糢なる藤原忠平、時平に代るに至つて朝廷の瞻奢無規律更らに甚しきを加へぬ。

---

して、或は止ること旬日に及ぶ、酒醴、鹽味を斷ちて二三日を隔てゝ一たび飯を進め六時に粥を啜る、修し、削る、如し、崩すが如し、向て結跏趺坐し、手に定印を結ぶ。

天慶五年、五月陸奥蝦夷の譯語外從八位下、物部斯波連永野に外從五位を授く東北の民譯語者により て京に通ぜしを見るべし

十月、民、苗、紅花衣染支子の色を着くるを禁ず。

天慶六年正月、天皇元服を加ふ太政大臣藤原基經拜賀、陵行して天皇に冠を加へしむ。

同日、勸學院にある藤源氏の小兒高さ四尺五寸以上の者に元服を加へしむ。

八月、日本紀の宴を設く、日本紀中、聖帝、賢臣を題として歌を作らしむ之より史題の和歌起る。

天慶七年二月、上總介藤原正範上奏して曰く市原郡の浮四十餘人、叛亂して官物を奪ふて民家を燒く諸郡の兵數千人を發して之を討ちしに山に入る、請ふ諸國の兵數千人を發して之を夷げんと、官許さず以て當時浮囚の力大にして、國司の贍小なりしを見るべし。

黑川眞賴博士の說によれば、延喜の頃已に日本に硝子製造せられたり是れ延喜式の示めす所にして、現に奈良の正倉院には其の紙屑の溶解せしたるものありと云ふ。

して殘るあり、其材料たる石の存するあり、硝子は月紋樣を彫刻したるものありと云ふ。

仁和元年三月左右京五畿七道の國司に命ト四月二十六日郡司百姓を率へ、朝夕二時仁王經を講讀し願文を唱ひ潔齋戒愼せしめ、同日殺生を禁斷せしむ。

仁和二年七月、律師法橋上人隆海死す學識信仰一世に高し死する時薪を積み身を焚きて死す。

八月、宮中數ゝ怪事あり妖言行はるゝもの三十六種。

寬平元年此時五畿七道六十六國、正稅一千五百十餘萬束、公廨貸に、

此外池溝修理、救急料、國分寺料、寺社學校料等の雜稻あり。

二年正月、基經の病のため天下に大赦す。

三種神器の一なる鏡を溫明殿に祭る日に燦る也。內侍所祭之より初まる。

十二月、京畿の民、京外に出で浮浪となり、土民と婚し、凶黨相招き、國吏と悖對し、細民を脅かすを以て嚴に之を禁ず。

京畿の民、官原道眞に命ト國史を撰修せしむ、上は日本紀より下は三代實錄に及びて名けて類聚國史と云ふ。

十二月、唐の國使來聘す。

寬平六年四月、新羅人二千五百人舩百艘に乘して對馬を攻む對馬守文室眞友、部下を勵まして之を防き大に之を破る、其兵三百人を殺る し大將三人を殺る。

九月、渤海使者裴文續來る。

十二月、

寬平十年、四月を以て昌泰元年とす

昌泰二年字多上皇落髮入道して金剛覺と稱す。

入月、左大臣藤原時平等三代實錄五十卷及び延喜格二十卷を上る。

五年卿嘗所紀獻之古今和歌集二十卷を上る。

二十一年十月、權大僧都觀賢の上奏により空海に弘法大師の號を諡る、少納言平惟扶をして、勅書を奉して紀伊金剛峯寺等に到らしむ。

延長五年、大臣藤原忠平等、延喜式五十卷を上る。

六年六月、少內記小野道風をして漢朝以來の名臣賢君の德行を清涼殿南廂粉壁に書せしむ、

# 第十五章　藤原氏專制時代（下）



第百五十三節　貴族の軟弱迷信　第百五十四節　藤原の純友叛す
第百五十五節　平將門叛す　第百五十六節　和文の發達　第百五十七節　平安時代の和歌　第百六十八節社交の發達、修養風流の進歩　第百六十九節　亂離の兆、村上の時に現はる　第百六十節　源高明滿仲廢立を謀る　第百六十一節　兼通圓融に迫つて關白を得、兼家圓融に迫つて讓位せしむ　第百六十二節　兼家華山を欺きて帝位を捨てしむ　第百六十三節　道長出でゝ藤氏の權空前絶後也
第百六十四節　貴族の風流、淫蕩の習俗　第百六十五節　道長三條及び太子に迫つて讓位せしむ　第百六十六節　契丹、九州に來寇す

**百五十三節　貴族の軟弱迷信**

忠平は時平、仲平と共に基經の子にして、世に三平と稱せらる、と雖も氣象全く時平に似ず。彼の時に至りて藤原氏は政治家の資格を失して、全く宮中の狡兒となり、劍を案して位を爭ひし百川等の氣慨は失せぬ。忠平優柔にして固息、唯だ能くする所は書のみ。其中將たる時、杜鵑を扇に書きたるに、扇を開くごとに杜鵑聲を發すと云ふ。以て其の豪健の氣象を失して、宮人的修練の熟達したるを見るべし。朝廷に落雷するや、忠平曰く我は佛を信じて賴みしが故に、死靈を恐れずと。忠平其兄仲平に先つて左大臣となるや仲平慚憤に堪へざりしが、已にして忠平太政大臣となりて、仲平、左大臣となるや、狂喜して歌ふて曰く『晩くともつひにさきぬる梅の花、誰がうゑをきしたねにかあらん』と梅花をかざして忠平を訪ふ。以て其の獵職の外に念慮なかりしを見るべし。また同族保忠は外出するごとに餅を燒き之を懷にして暖を取り、暖盡くれば之を捨てゝ省みず以て榮華となす。其弟敦忠、また管絃の妙手にして、風流一代に冠たり。此の如く藤原氏は時平を最後として餘は悉く一個風流の宮人と化しぬ。而して當時の陰陽談、佛說に迷ふて物の祟、死靈、生靈の談を信ぜしかば、悉く神經質にして、多少の狂疾を有するに至りしが、之に加ふるに驕奢淫蕩は、其の生命を短からしめ、多くは三十より四十歲にして死せしかば、物の怪を信ずる時人は、以て道眞の靈の爲す所となす、此に於てか醍醐も遂にまた此神經病を受けて、不豫となりぬ。之より宮中、道眞の靈を恐れ、皇太子寬明親王の如きは、生れてより三年の間、一日も日光を見せしめず。日夜、帳內に火を點じて、衛士をして徹宵守護せしむるに至る。是れ獨り宮廷貴族のみの迷信にあらず。當時の佛敎は已に神道を呑み盡くし、更らに陰陽道を呑み、道家を呑み、日本古來の傳說を呑み、あ

らゆる信仰、あらゆる神學を呑み盡くして、以て其大を爲し、佛道渡來以前より偏頗の民間に行はれ當然佛敎のために破滅せらるべき淫祀惑信も、名を佛敎に托して復活し、人の運命を司るの星ありとなされ、天子山陵を拜するの禮はまた一變して四方を拜するの風となり、害氣人界にありて萬惡の本を爲すと信ぜられ、旅行婚嫁に吉凶の日ありと爲され、居住轉移に吉凶の方ありとなされ、寵に神あり、火に神あり、一切萬事皆な迷信の侵冒を受けざるはなく、斷見卓絕の徒にあらずんば此迷信の外に立つ能はざりがし故也。

**百五十四節　藤原純友叛す**

已にして醍醐天皇、三十四年にして崩ずるや、*八歲の皇太子立つ之を朱雀天皇とす。忠平攝政たり。歷代の驕者、非政、紀綱の廢弛とは、優柔なる忠平攝政の下に於て愈よ其の結果を生じ、承平三年、京師に盜賊起るあり、四年、宇多以來の南海の盜賊、益す猖獗す。此時に方つて創世以來の大族多く衰滅して存ぜず。其存するものは、僅かに一藝一能を以て、朝廷に仕ふるのみ。滿朝悉く是れ藤原氏にして、皇室より新たに分派せられたる平氏源氏の如きも、また地方に出て丶、采色を求むるの已むを得ざるを感ずるに至れり。之と共に藤原氏また其の同族間の軋轢を生ずるに至りしかば、其志を得さるものは、また地方に出て丶豪族と結托して、以て爲すあらんとするの志を生じ、地方の豪族もまた漸く力を得、京官大姓と結托して、爲すあらんとするの時なりしかば、正に是れ天下大亂の兆、歷々として見るべきものあり。上總介、平の高望の子にして、桓武五世の孫なりと雖も、一家世々坂東にありて、北方土人の血液を傳へ、北人の剛健質朴の風に習ふを以て、大和朝廷優柔の風なく、純乎たる坂東武士の如くなりき。彼れ長安の少年が執金吾を希ふが如く、少年武士の習として檢非違使となりて、平安城に揚々たらんと欲して、藤原忠平に乞ふ。忠平之を許さず。此に於てか不平鬱勃、藤原の純友と共に、革命を謀る。純友は長良の曾孫にして其祖父遠經は基經と兄弟也。而も政權獨り基經の子孫に歸して、朝廷の寵幸遂に其家に來らざるを憤り、浪遊、高歌、同志を得て其憤懣を洩さんとして、遂に將門と相得たり。將門一日純友と比叡山に登りて皇居を俯瞰して曰く、盛なる哉皇居、我は平氏たり、以て天子たるべし、子は藤原たり以て關白たるへしと。遂に相約して東西に兵を擧げんとす。承平年中、南海、海賊あり朝廷、紀の淑人を伊豫守とし、純友をして掾となして之に從はしむ。已にして任滿つるも純友歸らずして、南海の人心を得んことを勉む。南海は日本最古の文明に與つて力ある土地の一也。其地、燦灑と硫黃灘を隔てゝ中國と相對し、中間、數百の嶋嶼を挾み、また豐後海峽を隔てゝ九州と相對するがため、海潮によりて來りし日本建國の新人種は、九州中國に上りし如くに、また此地にも上りき。而して四面皆海にあるがため其航海の術、最も發達しぬ。故に古來九州と相通するを以て國安に害ありとして交通を禁じたることありき。其民已に航海に

名は寬明母は基經の女穆子。

十年四月改元して天曆と云ふ。吳越王弘俶、天台智者敎我國に行るゝを聞き使を遣はして書を求む。二年強盜京師に橫行し殿上に出入す。三年六月、諸衛舍人、數百人散ト して群盜となり、院の御厨の預、中務丞佐忠の宅に亂入す。

此歲空也、六波羅密寺を作る。九年三月、菅原道眞を祭て天滿大神とす。天曆十年十月改元して天德と云ふ。

四年九月、內裏炎上、寶器文書多く燒失す。平安遷都以來あらざる所、劍鏡共に燒く、然れども形、質變ぜず、內侍某鏡なる敎ふの所を以て之より鏡を內侍所と云ふ。

五年二月改元して應和とす。康保元年十月左近陣座にて一種物あり、一種物とは公卿各々一種の食物を携て

共進する也。男子の踏歌漸く盛也。

達す。故に海賊もまた多く此地に出づ。而して大和朝廷、水軍なきの故を以て、一時、中國の水軍を發するも、賊軍の跡、出沒して定まらざるがため、容易に之を服する能はず。唯だ一時他に轉ずれば、即ち征服として凱旋するの外なかりき。純友最も大和朝廷の此の弱點を知りしが故に、深く海賊に結托し、承平六年遂に根據を日振島に定め、千有餘艘の舟を集めて、往來の船を掠めて、官物を奪ひ、遙かに周防の海を制して、太宰府に迫りしかば、志を得ざる海人多く之につきて、海路之がために斷絶す。純友、また間牒を遣はし、火を京師に放ち、人心を惶惑せしむ。是れ實に古今未だ曾てあらざるの大變なりき。朝廷純友に從五位下を授けて安撫せんとす、純友聽かず。即ち平人と雖も賊將を殺さば、五位以上を授け功田を與へんと命ず。

**百五十五節　平の將門叛す**

此報を聞くや將門また、兵を北方に擧げて叛す。之より先き將門、婦女を爭ふて數ば其同族と戰ふ、近隣皆な其聲威に服し、敢て抵抗するものなし。已にして朝廷の征伐を受けんとするや、自ら馳せて京に上りて辯疏し許されて歸る。此に至つて武藏權守興世王、將門に說きて曰く、一州を取るもまた誅せらるべし。八州を取るもまた誅せらるべし。誅は一のみ何ぞ天下を取らざると。將門之に同じ遂に武藏、常陸、上總、下總、相摸を侵略して、都を下總猿島に建て、自ら平親王と號し、百官を設く、缺く所は一の曆博士のみ。上野介藤原の尙範、下野守藤原の弘雅を追つて信濃に入らんとす。警報、日夜、京都に達すること櫛の齒を引くが如し。擧朝震驚、天慶三年正月、意を決して追討を初む。參議藤原の忠文、征夷大將軍たり、藤原忠舒東海道追捕使たり。小野の維幹東山道追捕使たり、小野の好古山陽道追捕使たり官符を發して兵を募る。已にして駿河また群賊あり、官符を奪ひ關を破る。幸にして將門は關東に多く家の子郎黨を有する六孫王經基と隙あり。また關東に於ける同族と相戰ふたるがため同族皆な之を亡ぼして報ひんとす。中に最も憤恨せるは、將門の從兄平貞盛にして、其父國香が將門の爲めに殺されたるの故を以て、將門と並び立たざらんとし、數は戰つて數は敗れ、猶ほ日夜に其隙を伺ふ。時に下野の押領使、藤原の秀鄕、將門に應じて、其營に至り、其擧動の輕卒なるを見て、歸て之に叛き、貞盛と力を併せ、隙を伺つて之を攻む。將門遂に流矢に方つて死し、全軍壞奔し、忠文等手を空して歸る。朝廷猶ほ其勢を慰めんとするや、藤原の實賴之を遮りしかば忠文之を怨み遂に病を得て死す。將門已に亡びて純友孤立す。此に於てか小野好古等進んで之を攻む。先鋒阿波介國風、最も能く戰ふ。純友利あらずして退き、行く〳〵安藝周防を掠めて、太宰府に至る。好古之を追つて博多に戰ふて、之を破る。純友また狼狽して伊豫に歸るや、伊豫の警固、橘遠保迎へ擊つて之を捕斬す。此の如くして古今の大亂は一時平定するを得たりき。然れども、此の大亂の結果は、朝廷を弱むること、絶大にして歷代の驕奢によりて已に乏しかりし府庫は、更に空しく、國民に向つて一層の誅求を爲し、租稅のみにても一

忠文等悠々帥中詩歌を弄す、其清見岡を過るや軍監清原の滋康杜鵑の詩を吟じて曰く火影寒し驛路夜過ぐ、一座嘆賞す。

曜して七公三民となり、租稅以外の徵發之に適ふ。之がため民心朝廷に離れ、而して征戰の爲め武士の實力愈よ發達したるに引代へて、朝廷、最早や憂ふべきものなきがため、愈よ文弱宴安の淵に沈み、佛に佞するの外なく、朱雀帝、十六年の治世の後、位を同母弟村上に傳ふる頃に至て、文弱浮華の俗其の頂上に達しぬ。村上の世は天曆、天德、應和、康保を通じて二十一年にして、後世、醍醐の延喜年間と、村上の天曆とを併せて、延喜天曆の聖世と稱し、古今の理想的治世と爲す。然れども其の實は治世にあらずして、混亂に趨きつゝありしのみ。唯だ其の貴族社會の社交の隆、文學の盛なるがために眩惑して之を言ふのみ。而かも延喜天曆の二世は社交の快樂文字の氣運、最も發達したる時にして平安時代の光榮の絕頂に達したる時なりき。

百五十六節　和文の發達

萬葉集以後魏晉の文字、波濤の如く、貴族社會を襲ふたるかため、朝廷の詔勅、公文、皆な四六の漢文を用ひ、學者靡然として漢文に傾き、歌咏、嗟嘆また皆な漢詩を用ひ、六朝の風ありき。之がため、和歌一旦、衰ひたりと雖も、漢文は猶ほ我が國語にあらざるがため、學者苦心經營を極るも、猶ほ其の思ふが如く、自由自在に漢文もて發表する能はざるを苦しむを免れず。淸和陽成の頃より韓愈によりて唱られたる古文、平易自由なる白居易の詩、漸やく學者の知る所となりしも、猶ほ黃口之を學び、白首猶ほ苦しむを免れず。加ふるに天寶の亂唐朝其の政綱を失して、旅行の安全なく、海上風波の難、また大和の安逸に慣れたる貴族の子弟を恐れしめしより、年々李唐との交通を減じ、唯だ吳越沿岸の商人、僧侶の交通のみ多かりしかば、自然に李唐文學の影響を減じたり。此の如き內外の形勢よりして、漢字に假名を交ゆる所の和文なるもの起りぬ。是れ吉備眞備が假名文字を撰定したるより、略ぼ八十年也。空海が平假名を撰定したるもの與つて大に力ありし乎。此に於てか建國以來一千五百年、國民文學の基礎初めて起る。是れ實に日本文明の性質を說明するに足る一大顯象にして、南人の齎らしたる聲音文字なる假名と、大陸人種の齎らしたる象形、文字との調和は、即ち南人の文明と、支那文明の調和を示めすものにして日本文明の性質は實に此くも錯綜したるものある也。

百五十七節　平安時代の和歌

而して此國民文學は思想發表の自由を學者に與へたるがため、最も先づ此の恩澤を受けしものは、當時の學者なる歌人にして、醍醐前後の作者は、在原の業平、凡河內の躬恒、紀の貫之、紀の友則、壬生の忠岑、藤原の敏行、坂上の是則。小野の小町、僧遍照、文室の康秀、婦人伊勢、僧喜撰、大友黑主、等にして醍醐の時、學者最も多く、紀貫之の如きは假名漢字、混交の和文を以て、土佐往返の日記を作り、更らに勅を奉じて古今和歌集なるものを撰定し。其序文また和文に成る。是れ平安城に都を定められし以來、醍醐に至る作

家を網羅せるものにして、之れがため一代の文運鬱然として盛なり。古今和歌集の風調、清麗にして優悠、萬葉の雄渾自然を欠くと雖も、猶ほ輕浮、巧緻の弊に陷らず、其格調、思想、萬葉の終末に優るあるも、劣らざるものあり。故に概して之を云へば、萬葉は支那漢魏の古詩の如くして、古今はそれ六朝の終り初唐の詩の如くなる乎。村上に至りては、君主更らに醍醐より も文學を好み、宴遊、詩會を事として、朝廷の上に詩文を論ずるに至り、文人の寵幸古今比なし。文章博士橘の直幹が上書してその官職の卑きを嗟きて、偏頗なりとするや、一たびは怒るも、猶ほ其文を愛して民部太輔たらしめ、山城守小野の道風が其名、李唐に聞へて其官、山城守に止るべからざるを主張して、近江守を兼攝せんことを乞ふや、また之を許し、また冷泉院に行幸せるとき、菅原の文時をして序を作らしむ。時過ぎて序成らず、乘輿已に還らんとするとき、序成るや、帝人をして之を讀ましめ、駕を止めて之を聞き、其文を賞して再び筵を開きしが如き特典少からず。また延喜の盛世と名を競はんがため、源の順、大中臣の能宣、清原の元輔、紀の時文、坂上の望城等五人をして、後撰和歌集を撰ばしむ。時人、其五人出仕の地によりて、之を梨壺の五歌仙と云ふ。文人の相標旗するもの靡然として風を爲す。然れども格調、思想已に下つて晩唐の風あるを免れず。

百五十八節　社交の發達、修養風流の進歩

此の如き文學の發達はまた實に社交の發達のために促され



更らに社交の發達を促がせり。而して社交の發達は宇多に至つて漸やく盛んに或は期節の會あり、或は神事の會あり、或は詩文の會あり、詩文の會には天皇自ら發題して、『牛女に代つて曉更を恨む』の題を提出するに至り、宮人と官吏との交通は、社交を名として頻繁として起り、謹愼の名ある菅原道眞の如きも、また此行樂を喜ぶの一人にして、宮人宴を賜ふて粧を催ふすの序を作つて、之を辯護す。曰く『我后偏に内寵を專らにすと云ふものあらん、故に聊文章を假つて史記に備ふ』と。光孝の皇后、藤原温子また社交を好み、朝廷の外別に堀河院に男女を會し、男女の席を分つて對座せしめて歌を闘はし、之を名けて歌合と云ふ。宇多また親しく之に臨む。之より靡然として風を爲し修養、風流、嚮々として進み、皇子、王孫、宮人、妃妾競ふて歌合を起し、男女曉の早きを恨むに至り甚しきは宇多萬乘の身を以て妓女玉淵を招きて堂に上らしむるに至る。而して此風醍醐、朱雀、村上に至つて最も盛にして、名族の管絃、繪畫を以て進むあり、堂々たる丈夫、相競ふて笙笛、吹笛踏歌を學ぶあり、變じて後宮の寵爭、宮廷の陰謀、淫蕩の風習となる。村上、藤原師尹の女、芳子を寵す、風姿艶麗、長髪地に垂ること數尺、一代の美人たり。皇后安子之を妬嫉し、其居る所の弘徽殿の牖より土器を取つて之に擲ちたり。村上猶ほ之れを愛することと已まず。此世も後の世も、共に比翼の鳥とならんと云ふに至る。皇后の妹登子あり村上の兄重明親王の繼室たり。妹姉の故を以て宮中に出入するや、村

上之を悦び遂に皇后の許諾を得て之を寵す。已にして皇后寵衰へて崩ずるや、村上數ば書を登子に與へて之に促り、遂に宮に入れて尙侍とす。歡狎比なく、晝猶ほ出でず、宮人多く之を憤るに至る。而して此の如き華奢なる生活も、費なくして維持すべからざるがため、朝廷官を責て財を收むるに至れり。右少辨菅原文時、封事を上つて之を難ずるや、大臣奏疏に接して愧色あり。而かも遂に收むる能はず。延喜天曆の世は此の如くなりし也。然かも文士は其文學の盛なるを喜びて泰平を頌し、其の行樂の深さを喜びて、其盛世を歌ひ。延喜天曆は古今の聖世と稱へられぬ。而かも光耀、文華、行樂の後には動亂の兆已に存し、醍醐去つて延喜の後には、天慶の亂あり。村上に至つては、天慶の亂を經て、稍々治平なりしが如しと雖も、朝綱の弛緩前代より甚しく、祿を諸衞の舍人に與ふる能はざるがため、數百の舍人、散じて、强盜となりて、高官大族を襲ふあり、京師騷然たり。『之より朝權衰微、武臣權を專らにするの端を開らく、兩朝は必ずしも聖世にあらざりし也。

六月東大寺與福寺と相爭ふて戰ふ（一段參照）

【百五十九節　亂離の兆村上の時に現はる】

之より以往、朝權日に衰へ、藤原氏また皇室の後を追ふて榮華文弱に陷るのみ。而かも此時、藤原氏は已に殆んど人臣にあらず、皇室の外、別に一の『朝』を立てたるが如き姿となり法令の文、王氏藤氏と併稱して、他姓に分ち、また彈正臺は太政大臣を彈ずる能はずとなし、天子の神聖を以て之に比擬す。彼等名は固より大臣たり、參議たり、

然れども其大臣參議は必しも天皇の承諾を俟つて後に成るものにあらず。殆んど其族長は必ず太政大臣たり、攝政たり、關白たるが如く、其の宗室は必らず右大臣たり、參議たり、大納言たるが如く、其子女は必らず皇后女御たるが如く、其子女の所出は必らず皇帝たるが如く、彼等自ら天皇と稱せざるも、天皇を左右し、廢立し、製作するの權あり。村上以前にありては藤原氏の專權と雖も、猶ほ三公を一門に私せず。然るに村上の朝に至りては、忠平太政大臣にして、二子實賴、師輔左右大臣たり。一門一時に三公を出し、陽成上皇の疾を禱らんがために、三十人の僧を度せしめたる村上は、忠平の疾を禱らんがため、五十人の僧を度せんとするに至る。蓋し村上は庸主にあらず、其文學と讀書と、其の善良溫厚の資質は、村上をして賢君たらしめんと欲せしめぬ。故に其の言ふ所皆な溫乎として賢君の風あり。曾て侍臣に問ふて曰く、外間、朕を以て如何なる主と爲す乎と、侍臣、寬を以て對ふるや、即ち喜んで曰く、是れ朕の志す所也。朕若し嚴酷ならば、民、命に堪へざるべしと。また紫宸殿にあり、老吏を召して問ふて曰く、當今の政、延喜に比して如何と。老吏曰く、方今太平、臣何をか云はん。唯だ主殿寮多く松明を進め、奉分堂に草生することあるのみと。意蓋し繁褥の政、歲貢少なきを云ふ也。村上之を聞き愧色あり。蓋し村上は其志望に於ては、賢君たらんと欲したりし也。併かも寬和は凡べての時に於て、賢君を作るものにあらざるに、最も秋霜烈日の志を以て、一世を振肅す

天延元年四月強盜前越前守源滿仲の家を圍みて火を放つ、宣旨ありて武藝の侍を集めて宮を守らしむ。二年二月内大臣兼通を太政大臣とし關白せしむ。五月六衛府官人以上東帶を着け、以下舍人以上衣冠を着けて訴ふ。近衛兵使を給ふ。内舍人をして機を關白せしむ。

る君主を要する時に於て、村上は寛和を主としたり。好語良辭は必ずしも民生を救ふものにあらざるに、最も浮辭に富み、最も實行を欠ける時に於て、朝廷は言語に富みたれども、百難を排して斷行するの意志を欠きたりき。故に此時代の言語を取つて之を見れば、古今の理想的聖代たるの觀あり。其實に就きて之を見れば、最も變亂に傾ける時代なりき。

**百六十節　源の高明、滿仲等變立を謀る**

然れども村上は猶ほ自家の意志を有し、之を行ふ能はざるも、猶ほ善を善とするの君主なりき。然るに其の風流華奢の生活のため、四十二年にして崩じ、第二子、冷泉の位に即くや、早く已に狂疾を有し、皇后姬妃敢て近かず、神璽の函を開らきて之を見、藏人兼家のために奪はるゝに至る。故に政治を覽る能はず、藤原實賴をして太政大臣として機務を關白せしむるや、政弊更に甚し。實賴は父忠平に代つて太政大臣たるもの也。其弟師尹、右大臣たり。一門已に二大臣を出すも、猶ほ一の源氏、高明が左大臣たるを傍觀するに能はずして、陰謀を行ふ。爲平親王なるものあり、冷泉の弟にして、早く政局に當る。中外皆な思らく、冷泉の狂疾長く位に在らざるべし。早晩位を爲平親王に讓らんと。權勢多く其門に集まらんとす。然れども親王婚を源高明の女に通ずるの故を以て、實賴之を忌み、村上の遺詔を矯め、守平親王を立て冷泉の太子となす。是れ明かに源の高明を侮蔑したるもの也。此に於てか高明憤怨、時を俟て報復せんとす。左馬頭源の滿仲、武幹勇膽あり。其父六孫王經基が鎭守府將軍陸奥守として北方に屯在せるより、久しく北人の心を得たり。高明の藤原氏と好からざるを見て、相共に結托し、中務少輔橘の繁延、前相摸權介藤原の千晴、僧蓮茂等と共に爲平親王を奉じて、坂東に奔つて亂を起さんと謀る。已にして滿仲、高明の第に於て相撲して、其面を傷けしより、憤怒の情に堪へずして大謀を忘れ、右大臣師尹に至つて、高明以下の密謀を暴露す。朝廷諸門を鎖し、出入を禁じ、滿仲の弟檢非違使源の滿季をして、高明を執へしめ、貶して太宰帥となし、悉く其黨與を流竄す。此に於てか師尹左大臣となり、藤原在衡右大臣となり、三公また藤原氏の手に歸す。而して滿仲、功を以て賞を受く。滿仲は即ち多田の滿仲にして坂東諸源の祖也。彼の父經基、初めは將門等と往來して、後、其の叛を告げ、滿仲また其の黨與を賣つて、藤氏に媚附す、北方武人の首領たるものにして已に此の如し。以て信ずべからず、恃むべからず、陰險、譎詐、唯だ利害によりて動き、道義的經典を有せざりし、當時の武士氣質を見るべき也。

永觀元年京中畿內に弓箭兵仗を帶するものを捕へしむ、火多く此輩の爲す所なるが故也。醫博士丹時康賴醫心方三十六卷を撰す、

天延四年改めて貞元元年とす

**百六十一節　兼通圓融に迫り關白を得、兼家圓融に迫つて禪位せしむ**

冷泉位に在る二年にして、其太子守平のために位を去る、之を圓融天皇とす。圓融の立つや年僅かに十一歲、百事後宮の裁斷に成る。之より浮華淫蕩の風愈よ深く宮廷を賊し、藤原氏の專橫益す甚しく、橘正通の如きは、才學一代に卓出するも僅かに宮內少丞に止り、同學の友、藤原の在衡、凡庸爲すなくして、藤原氏に

出るの故を以て左大臣に昇進するを見て、朝廷の腐敗已に救ふべからずと爲し、慨然として妻子を載せて海に浮び、高麗に入りて其の重臣となるに至る。之より先き攝政實賴死し、伊尹之に代つて太政大臣となる。伊尹は村上の后安子の父、師輔の長子也。伊尹死して、兼通之に代る。初め兼通の權中納言たるや、其の弟兼家、起つて大納言となり、右近衞大將を兼ね。兼通快々として樂まず。他日兼家が昇進して攝政關白を私せんことを憂ひ、其妹にして村上の后たる安子に請ふて手書を得たり。曰く後來攝政及關百にして關職あらば、兄弟代る々々之に任ずべし。等を踰ゆべからずと。兼通之を懷にして、一日も身を離さず。已にして圓融位に即き伊尹病を得るや。一日帝に迫りて其書を見せしめ、母后の遺命と稱し、强ひて右大臣となり、內覽を掌り、伊尹死するや、自ら太政大臣關白となり、而して幼帝之を制する能はず。驕奢、僭上、其爲すがまゝに一任す。其の堀河の第、規模宮闕に擬し、壯麗を極はむ。之を誘るものあれば大官高家も、また中傷を免れず。時人、相語つて曰く、寧ろ乳虎の威を犯すも、兼通の意に忤ふ勿れと。兼通更らに其の女媓子を納れて后となす。圓融また之を拒む能はず、左大臣源兼明は醍醐の第二子にして、文才あり聲名天下に高し皇族の故を以て衆望を有す。生平、兼通と好からず、兼通兼明を以て二品親王となし、左大臣より遷して、中務卿となす。是れ之を尊んで實は之を左遷せる也。兼明其憤を洩らすの道なく僅に菟裘の賦を作り、兼通を趙高に比

*親王私に菟裘賦を作て曰く、菟裘園林豈勿芳乎秋風吹而先敗、一日風雨甚し、人あり、龜山の隱王を親居に訪ふて簑を欲す、借らんと。親王一枝の山吹を折りて曰く、七重八重花はさけども山吹のみのなきぞかなしきと、皇族窮迫の情を見る。寬和二年支那と交通久しく絕ゆ、七月宋商鄭仁德來る、太宰府を奏すべし。宋圓融之を治世に入つて來る留學僧然此船にのみ以て錢貨の下りしを見るべし。

永延元年、檢非違使を置て錢貨の通用を拒むも之を制止せしむ。

寬和元年圓融上皇病により落髮し、金剛法と號す。二年二月興福寺僧前守縢原理兼を訴ふ、鹿田莊を損亡すると稱して也。



し、遂に龜山の別莊に退隱す。之より滿朝、兼通の奴となる。獨り悍然として之に抗衡するものは、其弟兼家あるのみ。故に兼家の門に出入するものあれば、兼通之を含む。之より朝臣の兼家を訪ふや、夜を俟つに至る。已にして兼通病あり將に死せんとす。兼家之を聞き矍然として起つて曰く、余が關白となるの時至れりと、駕を命じて急に參朝す。兼通病床にありて、車聲を聞き、人をして之を視せしめ、兼家なるを知り思らく、我病を問はんとするかと。之を待つこと久しくして至らず。直ちに參朝せるを聞き、沸然として怒り、疾を力めて參朝し、兼通を睥睨しつゝ奏して曰く、臣今日、最後の除目を行はんと。左大臣賴忠を關白とし、兼家に謀叛の名を附し、貶して治部卿とし、藤原濟時を以て之に代ゆ。此の如くして兼通死しぬ。兼通は獨り政治上に於て他を排するのみならず、其の女媓子も、また宮中にありて權を專らにするがため、他の婦人を納るゝ能はざりき。然れども兼通已に死して媓子の權また衰ふるを以て、兼家の女詮子を納れて女御とす。此時兼家は右大臣にして、贈忠、太政大臣たり。賴忠また其女を宮に入る。圓融詮子を愛すと雖も、賴忠に憚つて之を后とする能はず。兼家快々として樂まず。天皇數しば之を召すと雖も參朝せず。また詮子をして宮を退かしめ、以て怨憤の情を示めす。天皇遂に堪ゆる能はず、詮子の所生懷仁親王をして、袴を宮中に着けしめ、以て他日、大統を繼がしめんとするの徵意を示す。此に於てか詮子宮に入るもまた三日にして出づ。天皇遂に

兼家の心を解くの術なきを見て、強て兼家を招き、云つて曰く、朕在位十五年、已に萬機の煩を厭ふ故に將に位を皇太弟師貞に讓り、卿の孫懷仁を以て師貞の太子たらしめんと欲するや久し。卿何ぞ察せずして不平なる耶と。兼家遂に釋然たり。此の如くして一個の右大臣兼家は、其女詮子の妖美と、慧心を餌として、天皇を強ひて、位を師貞親王に讓らしむ。之を華山天皇とす。

**百六十二節　兼家華山を欺きて帝位を捨てしむ**

兼家が圓融に迫りて位を讓らしめしは、其の速に己の孫懷仁の世となして政權を專らにせんがため也。故に兼家一日も早く華山をして位を避けしめんとして得ず。華山、心情、變り易して定まらず。女御を納るゝこと多しと雖も、容易く之を寵して容易く之を厭ふ。獨り大納言藤原の爲光の女祇子のみ寵幸長く變らず。世に弘徽殿の麗女御と稱せられ、一葉の微と雖も、必らず之を分ち、其の身みて家に歸るや、轉顚忘るゝ能はず、强ひて之を宮中に召す、祇子之が爲めに病を得て死す。之より華山、悄然として志を失し、厭世の志あり。兼家則ち、其子道兼、僧嚴久と計り、華山を佛道に導びき、世を捨て位を退かしめんとす。一日道兼、華山に侍して扇を携ふ。扇上、字あり曰く妻子珍寶及王位、臨命終時、不相隨と、華山之を見て祇子を追想し、鬱々として世を厭ふの念愈よ切也。此に於て道兼之を訣きて曰く、陛下速に位を捨て、世塵を脫し給へ、臣もまゝ陛下の跡を追はんと。先づ佐少將藤原道綱をして、劍璽を皇太子懷仁に奉ぜしめ、自ら僧嚴久と華山を奉じて、私かに宮を出でゝ、華山を指して進む。時に孟夏にして月色皎々、天地凄然たり。華山、悲しむの色ありて曰く、朕且らく之を思はんと。道兼曰く劍璽已に太子に奉れり、事已むべからずと。華山を促して進む。已にして華山其平生、身を離さざる祇子の遺書を忘失せるを以て返て、之を取らんと云ふや、道兼また泣て之を諫め、佛道に入るに外障來らんことを恐ると云ふ。此の如くして華山天慶寺に至り、遂に落髮して法名入覺と云ふ。已にして道兼剃髮せんとして曰く、臣、未だ此事を父母に告げず、父母に告げずして形を毀つは不孝也。誘ふ歸つて父母に告げんと、慘然として華山に別れ、之を久してまた來らず。華山初めて賣られたるを覺り、悔悟するも及ぶなし。此の如くして。皇位は兼家の孫、懷仁の上に落ち來りぬ。之を一條天皇とす。而して兼家右大臣を以て關白し、尋で之を辭して三后に淮じ、更らに太政大臣關白となり、初心此に至りて全く酬ゆる凡そ此等の陰謀多く其の信寵する所の女巫の言に從ふたるものにして、其信寵の甚しき、己が膝を枕とせしむるに至る。以て陰陽說が、如何に深く當時に行はれたりしかを見るべき也。

**百六十三節　藤原道長出で藤氏の權空前絕後也**

浮華驕奢文弱なる前代の風尙は、冷泉の世に於て、已に其餘毒を來たし、源の高明、滿仲等廢立を謀るの外東大寺、興福寺の僧侶名を領田を爭ふに托して干戈を動かし、朝憲を憚からざるに至り、圓融の末年に至ては、朝綱愈よ弛み、强盜竊を

永祚二年十月、梅壺皇太后詮子、剃髮して東三條院と云ふ女院此に初る。

四年一月、東三條院に行幸し天皇自ら橫笛を吹き、左大臣重信、笙を吹き、大納言齊時等を吹き、時中納言源時中、侯琴、參議實一、琵琶を彈ず、一時の風流此の如し。

五年三月、諸國盜賊起る源綱政、平維時、源賴親、源賴信等に命じて之を征夷せしむ、皆な一代武人の首領也。

作り、滿仲の武力と壯士の多きを恐れず、其の家を圍み、衛府の舍人、また隊を組みて朝廷に迫まり、粮米を求むるに至り、此より諸國、京師、豪盜多く、弓箭を帶びたる武士、京中を縱橫して制すべからず。袴垂保輔鬼童丸等の大盜京師に出入し、酒顚童子、茨城童子等の山賊山塞に據り一條の世には朝廷、僧餘慶を天台の座主として宣命使を執へて之を凌辱し、宣命を寸裂して恐れざるに至る。已にして兼家病あり、其子道隆を以て關白とし、次て攝政とし、其女を納れて一條の后とす。時に天皇十一歲にして、后は十五歲也。皇太后詮子落髮して東三條院と稱す。女院の號此に初まる。是より后は內より、皇太后は外より、天皇を制御し、天皇違ふ能はず。已にして道隆死し、弟道兼、道長相繼ひて攝政關白となる、世に之を三道と稱して、基經の三平に比す。中に就きて道長最も傑猾也。初め兼家常に從姪藤原公任の人となりを尙び、子弟を勵まして曰く、汝等公任の影を踏ば、余に於て憾むる所なしと。公任法律に通じ、詩文に巧みに、管弦に長じ、擧止簡雅、平安時代の理想的紳縉なりき。道長、長兄に先じて答て曰く、某固より其影を踏む能はず、然れども其面を踏むは能くせんと。平安朝の初めより陰陽說と佛說と相合して一種の迷信を作り、貴族多く死靈生靈の祟を信じたりしかば、宇多醍醐の頃より宮中、及び藤原氏の家、怪多く、壯年氣銳の徒猶ほ暗室に出入る能はざるものあるに至る。花山の時、公卿を集めて妖怪談を爲し、深夜暗室に入るものあるや否やを問ふ、公卿皆な首を垂れて答へず。道長獨り悍然として曰く、陛下の命せらるゝ所、臣、必らず行くべしと、此に於て道隆をして豐樂殿に、道兼をして仁壽殿に、道長を大極殿に至らしむ。道隆、道兼、中道にして恐れて歸る。獨り道長のみ、大極殿の南面の柱を削りて歸り、衆人を懾服せしむ。長じて公卿の文弱を嘲り、剛健自ら快とせしかば、武臣また悅んで其用を爲す、源賴光の如きは、心服して將帥の風ありと爲す。之を上にして其姊は圓融太后たり。之を中にしては長髮地に垂ること二尺に餘る絕代の美人彰子は一條の中宮たり。之を下にしては、武臣賴光等、道長を奉じ。之を外にしては僧侶より、非常の尊敬を受く。蓋し其建立せる所の無量壽院(法勝寺)は、歷代藤原氏の建立したるものよりも、壯麗を極め、其僧侶に奉ずることまた深ければ也。凡そ藤原氏は鎌足が多武の峰に寺を開かしめたる以來、不比等の山階寺(興福寺)、基經の極樂寺、忠平の法性寺、師輔の楞嚴院、爲光の法住寺等、歷代藤原氏の長者、皆な寺院を建てゝ冥福を專有せんとす。而かも此無量壽院の壯麗に及ばざる也。故に僧侶は之を以て極樂を寫したるものとなし、道長を以て聖德太子、佛法を流通せしめんがために生を更へて藤原氏の家に權化したるものと爲すに至る。此の如く道長は天下の凡べて勢力より補助せらる。故に藤原氏の權、道長に至つて、空前にしてまた絕後也。

此時才人輩出して、一代の文華を飾る。大江の匡衡、大江の時





---

長、德元年九月、梁人七十餘人若狹に着す。

三年十月南蠻人九州に亂入す大宰府打つて其四十人を獲たり。寬弘一年十一月丙寅火あり神鏡燒損す左大臣道長、改鑄すべき乎、燒損せるものを保存すべきかを諸道に問ふ、多く改鑄せざるを可とす。

棟、紀の齊名等は詩文を以て著はれ、藤原の佐理は行成、及び源兼明と共に能筆を以て一代の三筆と稱せられ、皇后定子の侍女清少納言は中宮彰子の師紫式部と共に、和歌、文章を以て著はる、清少納言は肥後守元輔の女也。式部は越前守藤原爲時の女にして右衛門佐藤原宣孝に嫁す。納言の枕の草紙と、式部の源氏物語は日本文學の美觀にして正史の外平安時代の貴族の生活思想を想見せしむるもの多く此二書による。式部の子賢子、また和歌を好くし、太宰大貳高階成章の妻となり後、後冷泉帝の乳母となり、大貳三位の名を以て文壇に馳聘す。上東門院の侍女和泉式部は、越前守大江の雅致の女にして、和泉守橘道長に配しまた文名あり、道長死して後藤原の保昌に行く。其子小式部、また和歌を以て上東門院に仕ふ、右大將道綱の母、また和歌を以て著はれ、かげろう日記を作る。文章博士大江以言は、詩を以て著はれ、阿部晴明は卜筮を以て著はれ、文彩彬々として百代に誇るに足る。併かも文彩の後には淫蕩の病あり、宮廷の内外、男女、互に相交通して、醜聲聞くに堪へず、奸淫は恥として思はれざりき、參河守大江の定基の如きは、娼女、力壽を得て其妻を追ひ、花山法皇は世を捨てながら、藤原爲光の四女のために、毎夜微行す。内大臣藤原伊周、また其三女に通じ、法皇が己の情人を奪はんことを疑ひ、其弟中納言隆家と、夜法皇の微行を伺ふて、射て其袖に中て、流され。爲尊親王の如きは花山に誘はれ、伊平の女に通じ、また和泉式部と奸し、漁色、度なく、毎夜微行す。和泉式部は已

に爲尊親王と姦し、また敦道親王と姦す。甚しきは一條の時、宮中宴あり、大納言藤原道綱の舞ふて、誤て冠を落し、右大臣顯光の之を嘲るや、道隆怫然として顯光を罵つて『汝の妻を盜まれしを知らず耶』と云ふにいたる。一世を擧つて戀愛の外、主とする所なきに至る。一條賢君の資あり、寒夜衣を脱して國人の苦を知らんと欲したりしと雖も、此の如き積勢一朝にして制すべからず腐敗せる宮廷を後とに見て、三十三歳を以て崩じぬ。冷泉第二子居貞親王立つ之を三條とす。

**百六十五節　道長、三條及び其太子に迫つて讓位せしむ**

三條の位に即くや道長之に進むるに其二女妍子を以てす。妍子は先帝一條の中宮たる上東門院彰子の妹にして道長、初より入内せしむるの意あるがため器玩服飾を備ふること十餘年、其の華美風流、遙に上東門院に過ぐ。然れども三條深く中宮藤原の娍子を愛するを以て立てゝ后とせんとす。*而かも道長を憚りて決せず、道長之を察し、陽に之を賛して實は之を沮む。此に於てか皇后冊立の日に至り、朝臣皆な皇宮職に補せられて、道長の意を傷けんことを恐れ、逃れて中宮の殿に集り、三條之を招くも一人應ずるものなくして、其使を嘲罵し、參議藤原正元の如きは、瓦礫を以て之に投ずるに至る、獨り中納言藤原實資等、數人道長に抗する者の冊立の會に參するのみ。三條初め思らく、一旦帝位に昇る、何事か意の如くならざらんと。而して立后の一事すら此の如く、之より朝臣多く帝の意

*道長早く、位を太子に讓らしめ外舅の權を用ひんとし、數ば讓位を諷す、天皇遂に道長をして京官の除目を私しむ、而して斷せしむ、而して近侍に云つて曰く、道長の爲す所正からざるの時。天譴彼にあるべし、朕は之を知らずと。

を奉ぜざるにより、氣焦ひ、心熱し、遂に其明を失す。道長また、其女の皇后たる能はざるを見て、寧ろ帝をして位を皇太子敦成親王に讓らしめ、外祖の權を專らにせんと欲し、數ば帝を諷す。此に於てか圓融に對して强迫讓位を行ふたる兼家の女によりて生れし三條は、今は更らに道長のために讓位を迫られて、遂に位を敦成親王に讓る、之を後一條とす。而かも猶ほ一點其位を惜しむの情を免れず。皇后娍子の生む所の敦明親王を立てゝ、新帝一條の太子たらしむ。太子は二十三歲にして、新帝より長ずること十四歲。時人、其の必らず終を全くせざるを信ず。果して東宮太夫藤原通任以下、馬丁に至るまで太子を輕侮して、其命を奉ぜず。東宮に起居するものなく、太子の門前雀羅を張る。之を擁護するものは、獨り其妃の父、左大臣藤原の顯光あるのみ、已にして參議藤原の兼隆、道長の命を含みて太子を威嚇して、皇太后攝政と謀り、殿下を廢せんとすと云ふ。太子恐懼、遂に位を辭せんとして、道長の子能信を召れて、語るに其志を以てす。能信曰く殿下何ぞ表を具して天皇に告げざる。太子曰く表文を草すべき人なし、且つ恐る、位を去らば給仕に乏しからんと。能信曰く宜しく院號を請ふて采邑を請ふべしと、太子僅かに悅ぶ。道長之を聞き、遂に太子を廢して後一條の同母弟、敦良を立てゝ、太子とす。顯光變を聞き一夜哭泣、鬢髮悉く白し。此に於てか道長太政大臣となる。是れ權力のためにあらず、權力已に太政大臣の上にあり、唯だ經歷を作るがためのみ。故に三ヶ月にして之を辭し、また其の第三女威子を勸めて新帝後一條の中宮とす。此時天皇十一歲にして、中宮之より長ずること九歲。天皇唯だ中宮の匣奩の具を以て戲るゝのみ。夫れ後一條は道長の第二女の子にして、今や道長の第三女を納れて妃となせしむ。是れ叔母を娶らしむるもの也。以て藤原氏が其權力のためには何事をも行ふを辭せざりしを見るべき也。

寬仁元年十月、前攝政道長、石清水に參詣す、歸路、遊女五十餘艘の舟によりて參向す、纜頭あり。

七月、鎭守府將軍源賴光死す。

**百六十六節　契丹九州に來襲す**

道長已に一家三后を出し、外孫を以て天皇とし、太子とし、思ふて爲さゝるなく、爲して成らざるなし。此に於てか其意滿ち、氣伸び、歌ふて曰く『此世をば我が世ぞと思ふ、望月のかけたることもなしと思へば』と。寬仁三年、四月十七日、公卿百官を集めて黜陟を行ふや、太宰府の飛使、馬を馳て左衛門の陣に入り奏して曰く、刀夷の戰艦五十餘艘、來襲し、壹岐守藤原の理忠を殺ろして、人民を掠奪し、遂に筑前國怡土郡に來ると。公卿色を失つて佛神に祈禱し、勅を太宰府に下して防禦を嚴にせしむ。刀夷は契丹の部屬東丹國也。天智の時、唐、新羅と合從して百濟、高麗を亡ぼす。已にして新羅、二國の故地を併呑して朝鮮を一統す。此時靺鞨の族種、北方盛京省の地に一國を立て渤海と號し、肅愼、奢貌、沃沮、高勾麗。扶餘、挹婁、越喜、鐵利等の地を併せ、數ば我に來聘す。已にして我醍醐の時、契丹の太祖阿保機、新に漠北に起り四方を侵略し、渤海を下し、國號を改めて東丹國となし、其子突欲をして之を鎭せしむ。此時高麗の太祖起りて都を松嶽(開城府)に定めて、遂に新羅を併せ

萬壽四年十二月道長死す年六十二

て朝鮮を一統し、數ば契丹と爭ふ。寛仁三年、東丹の部落、將に高麗を襲はんとす。高麗之を聞き兵備を治めて之を待つ、東丹即ち、高麗を襲はずして、直ちに日本に向ふ。*戰艦五十艘、毎艦の長十二尋より八九尋、毎船楫三四十、及をかざす者五六十人、楯を負ふ者七八十人、全軍殆んど五千。對馬壹岐を攻む。壹岐守藤原理忠戰つて死す。島民或は殺され、或は捕へられ、講師常覺獨り逃る。已にして東丹進で筑前那珂郡能古島に據つて、博多を侵し。また怡土、志摩、早良の諸郡を犯す。時に藤原伊周の弟隆家、志を得ずして外に出で大宰帥たり。隆家勅符を俟たず、前少監大藏の種材、小貳平の致行、源の道清等を遣はして邀ひ擊たしむ。東丹、船に乘つて走らんとす。隆家戰船三十艘を發して之を追はんとす。諸將衆寡を論じて、多く之を危ぶむ。種材獨り奮て曰く、某齡已に七十に過ぎて惜からぬ命也。且つ身は功臣の後にして、家聲を辱しむべからず。若し兵船を造るを待たば賊徒逃れ去らんと。遂に進んで之を攻む。然れども東丹去て已に跡なし。此役、筑前、壹岐、對馬三國の民殺戮せらるゝもの四百六十二人、劫掠し去らるゝもの一千二百八十九人、壹岐の如きは全島の民存するもの僅かに三十五人のみ、牛馬鷄犬の奪はれしもの數ふべからず。而して敵軍の生擒せらるゝもの僅に三人にして、皆な高麗の民也。此に於て朝廷或は高麗詐つて刀夷と稱せるかと疑ふ。對馬の判官代長岑の諸近、其老母妻子を掠せられて、單身刀夷に渡らんとして高麗に入るによりて、初めて高麗の爲す所

*頻聚大補任に云ふ國初以來後一條に至る間、外敵の來攻するもの十六回、開化の時新羅來るもの二回、仲哀神后の時新羅來り、欽明の時新羅來つて太宰府に至つては新羅太宰府より明石の浦に侵入し、推古の時新羅來り、天智の時新羅前後來襲すと



にあらざるを知る。此時東丹、歸途、高麗を襲ひ、却掠せる俘虜の中、老弱なるものは捕へて海に投ず。此の如きもの二十餘日。高麗水師の邀ひ擊つ所となりて、全軍覆沒す。日本の俘虜、一千二百人の中、存するもの僅かに二百餘名。高麗之を我に送る。其の徒の云ふ所によれば、高麗の水師此時に絕大の發達を爲し、舷面、鐵を以て角を作り、敵船を衝破するに供せりと云ふ。近世甲鐵艦の企計を以て誇るへしとせば、高麗は世界最古の誇を有するもの也。朝廷、隆家等の功を論ずるや、權大納言藤原の公任、中納言藤原の行成等之を排して曰く、勅符を俟たずして兵を發す、功ありと雖も罪もまた大也と。權大納言藤原實資、齊信等之を排して曰く、功あつて賞せず、何を以て將士を勵さんと。遂に隆家の爵を進め、種材を壹岐守となし、錦旗を給ふ。隆後家の五十年、藤原爲業、大鏡を作りて古今を綜覽し、隆家を評して曰く『弓矢の本來をも知り給はぬは、如何と覺ぼしけれど大和ごゝろかしこくをはする人にて』と所謂る日本魂なるものは此時已に國民の間に相語られし也。而かも敵愾の氣を云ふにあらず、臨機の才、物に動せざるの勇を稱するの意なりき。道長太宰府の使に語りて曰く、改元の後、必らず追討の勅符を下さんと。然れども豪膽の道長も、今は已に衰老せり。續て其子三條中宮及び皇太子の妃嬉子の二人を失ひ、意氣銷沈、長元三年遂に死す、天智時代にありては波濤を渡りて三韓を征したる國民は、東丹の侵畧を受けて之を免たるを悦ぶに止るに至りき。道長專橫四十年、世に

御堂殿と稱し、法成寺入道と呼び、一門、朝廷に蔓延して、榮華至らさるなく、實に藤原氏わ
つて以來其比を見ず、然れとも最高に上りたるは即ち最下に降つしがためにして、道長の死は
即ち藤原氏權勢の衰亡を報するの晩鐘となりぬ。



# 第十六章　貴族、武門、寺院の三角爭鬪　神武紀元千六百八十年より千七百三十四年に至る

第百六十七節　國民の性情一變す　第百六十八節　利害の佛敎、厭世敎となる　第百六十九節　寺院民力を養ふて朝廷に抗す　第百七十節　地方の地主、發達して武門となる　第百七十一節　僧侶跋扈して武門を苦しむ　第百七十二節　北狄阿部の貞任叛す　第百七十三節　後三條藤原氏の權を殺ぐ　第百七十四節　白河の親政　第百七十五節　白河の佞佛政治、寺院を猖獗せしむ　第百七十六節　出羽の夷俘清原の武則叛す　第百七十七節　寺院朝廷に迫る

百六十七節　國民の性情一變す

蓋し萬里の波濤を踏破して、新故鄉を開らきたる日本人も、一千三百年の歲月によりて、著しく其の性情を變化せられたり。豪猛雄悍なる彼等は、其の血族誇榮の念をすて貴に誇りて、奮人種を奴隸したりき。然れども彼等は人情の爲めには、其血族誇榮の念をすて、長髮地に垂るゝ、舊日本の美人と相嫁娶せざる能はざるに至りぬ。彼等は山岳の如き波濤を踏破して、激變、急化の母たる海濤の子なりしが、故に、其の氣象は剛猛にして勇敢に、疎食を貪り、烈性の酒を飲み、戰を好みたりき。然れども彼等は日本に入りたる以來、其の山岳は

長元元年十月、金峯山の僧百餘人、陽明門に至り大和守藤原保昌の奇法を訴ふ。

三年四月、六位以下の築垣井に綸旨を以て葺の宅を作ることを禁ず。三年十二月、伊賀守光清を伊豆に、源すず、伊勢神戸の民を殺すことを禁ず。長元六年盗禁中に入る

圓滑にして角なく、青々として常に禽鳥を遊ばすを見たり。其の江河は溶々として流れ、且つ走り、且つ止まりつゝ、微妙の音樂を發する谷川の發達したるものに過ぎざるを見、其の天は多く晴朗にして雨多く、空氣は濕潤にして、萬物發生の力を具ふるを見、其の草木は善く花さき、能く結實し、天の菓樹の如くなるを見、其の位置は絶海の孤島にして、夏は大暑甚しく、冬は酉寒甚しくあるべきに、天惠の黒潮其周圍を繞りて、寒を削ぎ、渺漂たる無限の海水は、また炎暑を削ぎ、天下の中寒温の和、最も宜しきを得たる國なるを見、其の島嶼は星羅點々、到る所に存して、一大花彩島を集成するを見、其の動物は虎豹なく、獅子なくして、生民の大害をなすものなく、而かも南は暖流によりて、南洋と接するがために、熱帶的植物、動物あり。北は北海道によりて露領と接するがため、寒帶草木多く、西陰は支那人種との交通によりて、大陸の動植物多く、天下の變化此に集中して萬物悉く調和混融の質を具ふるを見たり。此に於てか山岳の如き波濤に慣れて敢て驚異せざりし人民の子孫は、輕柔、温厚婾ぶるが如く、笑ふが如き自然に圍繞せられ、人種の上に於ては、已に其の自負的階級を廢して、土着の先人と同化しつゝ、初りし新人民は、再び其の自然のために同化せられ、海濤の子は今は山川の子となり、船頭の子孫は花園の主人となり、波濤と自然力とに對して戰ふを常とせるが故に、戰鬪好きなりし人民は、婾笑ずる自然に對しては、戰ふの要なきがため、人事に於ても戰鬪を好まずなり



長久元年夏京師に盜多く弓箭を挑へて往來し、火を放つまた惡僧橫行人を殺ろすに至る。七月、大風あり豐受神宮倒る天皇之を聞き懼れ自ら宣命を書し毎夜拜跪して之を誦す。八月、宋商張守隆等來る、但馬に存問使綵原守隆等歸化して馬に乘り、筑前の清原守武、私に宋に入るがために、佐渡に流さる。

て、自然を歌ふ詩人となりぬ。其の風光の輕柔なるが如く、其の民は浮想の民となり、其空氣の濕潤なるが如く、其の民は多涙の民となり、其自然が調和的混融せるが如く、其性情も圭角なき温厚となりぬ。此の如くして風光明媚なる地中海の自然が、多感なる希臘人、多情なる以太利人を作りしが如く、詩歌的にして剛建なる、意志なき多涙、多情、多恨、多感の日本人民を作り爲せり。位なくとも大和山城の朝廷を組織する南人（中國、五畿、四國）は此の如くなりし也。而して天下事なく、朝廷宴安に耽り、事あるも、其爪牙たる坂東の武人を使役して、朝廷は單すら宮廷的修養を磨きしがため、此の深甚なる情感は、宮廷的生活を相結合して、全く戀の一路に注がれぬ。之より其の歌は戀の歌也。其の文は戀の文也。其の宮廷は戀の宮也。其の社交は戀の社交也。

**百六十八節　利害の佛教一變して厭世教となる**

此かる時に方つて歷世の福音は、天の一方より傳られぬ。大抵佛教の我國に來る、高遠なる宗教は上流社會に限られて、中流以下は佛に倚して、福利を求むるに過ぎずして、其の寺院の說教は、所謂る貿易的の宗教に過ぎざりき。然るに元明帝の時、唐僧道榮及び勝曉をして誦經の音節を正さしめ、凡ての寺院をして、一に之に則らしめ、空海出でゝ、梵唄を正すや、歌誦の聲、哀々凄々として、厭世の福音を傳ふ。今や山林は、荒れ田園は癈り、社會的大革命の爲めに、桑田碧海の哀は目前に現れ、貴族の榮華、豪族の專橫は、餓鬼目前の美食の如く、平人の前には幻光を放ちつゝ現れ來る。而かも彼等は之を抓むの

なき也。而して貴族公卿は驕奢と戀愛とに一生を委ぬるも、驕奢の上に驕奢なく、戀を遂ぐれば更らに戀なく、歡樂極て哀情多き有樣となり、媚ぶるが如く、笑ふが如き輕柔なる山川は、また彼等に物の哀を敎へたり。此の如くして平人は失望より、貴族は滿足より、浮世の頼むに足らざるを感ずるの時、彼等は此哀々凄々たる誦經梵唄の音に打たれ、恰かも杜鵑を聞きて家鄕を思ふ愁婦の如く、滔々として相率ゐて厭世の福音に赴き、利害的の佞佛宗敎は、此に於てか一變して厭世敎となり、榮華を春夜の夢に比し、人生を電光火石に擬するや、勇將勇士、また髮を去つて雲水を追ひ。多田滿仲の傑猾を以てすら、其北狄の心情をすてゝ、剃髮するに至る。而して此傾向は清和陽成の頃より、甚しくして、花山に至りて其の絶頂に上る。之より先き出家したる君主、武將は、後世安樂のため也。今や然らず、厭世厭人の念に驅られて然る也。之より佛法の人心に入る更らに深く、名山の麓、大江の邊、林園の中、都邑の外、到る所に、僧庵、佛寺を見ざるなきに至り、夕陽暮雲の中に晩鐘を聞くものをして、世を捨てんとし、孤山樹林の間に明月を見みるものをして、山の端にかくれんとするの心に堪へざらしむ。抑も佛敎は桓武平城の朝、最澄空海のため一大活力を得たるより義眞は最澄の後を襲きて、天台の座主となり、空海の後は東寺は實恵之を嗣ぎ、高野山は眞濟之を嗣ぐ。已にして義眞また空海の姪、圓珍を養ひ、遂に天台の座主とす。所謂る智證大師に

して圓城寺の開山也。其他空海の門、雄傑の僧を出せしより、空海の法統天下に普ねし。之より先き。檀林皇后、空海に問ふに佛心宗を以てするや、空海其徒專蓼をして支那杭州の靈地寺に至り、義空を請ふて歸り、東寺に寓せしむ。已にして檀林寺を立つや、義空開祖となりて禪宗を弘め、光孝の仁和四年、仁和寺を建つ。宇多帝位を讓るの後、思らく、在位の日、百姓の作惡、皆一身に歸す、出家して罪を滅さんと、遂に法皇の號を初め、自ら御室の仁和寺に住し、門跡の號を初む。朱雀の時、天慶五年には武藏守平の公雅淺草寺を作り、村上の天曆五年には、空也、洛東に六波羅蜜寺を作り、時宗を初む。天下事なければ、王朝人民共に佛に佞し、事あれば即ち之を禱りて、安樂を求め、事平けばまた之に感謝す、治平にも、不祥にも、佛寺僧侶は唯だ增加するの一事あるのみ。故に必しも未來の冥福を祈らざるも、必しも過去の罪障を滅さんとするにあらざるも、唯だ無意識的に入道するものもあり、心中の傷痍を癒さんがために入道するものあり、藤原の道長の子中納言長家の出家するや、『余れは佛にならんもうれしからず、我が身、後に助け奉らんと覺へず、唯今のかなしさよりほかのことなし』と云ふに至る。而して長家の未だ入道せざるや、道長の一家、一人の出家して、一は家門の政治的社會的權勢を宗敎社會に築き、一は一家の冥福を祈らんことを求めしかば長家の出家するや、悲愁の中にも歡喜を以て賀しぬ。以て當時の佛敎思想を見るべき也。已にして道長歡樂を極めて哀情多く、寬仁三年に入道するや。其住居より南方を拜

して春日の明神に別を告げて後、僧侶の剃髪を受けぬ。春日明神は鹿島の明神にして、藤原の祖、鎌足が常陸に祭りしより、傳へて大知の三笠山に祭られしものにして、藤氏の氏神也。氏神に分れて佛道に入る。神は生を司り、佛は死を司るの思想、已に此時より明かなりしを見るべき也。

**百六十九節　寺院武力を養ふて朝廷に抗す**

公卿の心情此の如くなるより社會の紀綱索然たるや、機敏なる神官僧侶は天下に先つて之を看破して、之を葬むるの晩鐘を打ち初じめぬ。而して神官と云ふも、多くは神佛混交の勢を恃むものなるが故に、僧侶と異らず。抑も寺院は歴朝の崇敬により年々歳々其領田、僧侶、奴隷を增加したるがため桓武の朝、一旦之を制限して、年々の度者の數を限りしも其後此制また破れ、甚しきは道長の病むや、一千人の僧を度するを許るすに至る。此に於てか其社會的、精神的の勢力は、一轉して一の武力となり、山門の內、惡僧群を爲し、傍近の市民を侵犯して、遂に國守郡司を恐迫し、朝政意に滿たざるや、數千群をなして朝闕に訴ふるに至る。藤原不比等の建立せし興福寺は、元と山科にあり、故に山科寺とも云ふ。藤原氏の崇敬の故を以て、最も權力あり。明々非法の事も、此の寺僧の爲す所は、朝廷之を可とするに至る。故に時人『山科道理』と名けて、中を恐る。山門諸寺の中、最も暴虐なるは、比叡山延暦寺と、三井の園城寺と、多武峯と、興福寺にして數千の浮浪を集めて僧とし、寺田を開らき寺財を積蓄し、嚴然として一大諸侯の姿あり。勢を恃みて京師を横行し、浪士と共に掠奪を事とす。一條の時、延暦寺の僧、餘慶を座主とするの宣命使を捕へて其宣命を裂きたるを初めとして、年々闕に迫る。寛弘元年には住吉の神官五十人、闕に至つて攝津守藤原の說孝其徒を毆打したるを訴へ、宇佐の命婦神官五百餘人、闕に至つて大宰權帥平惟仲が神宮を閉ざしたるを訴へ、遂に惟仲の職を免せしめ、寛仁三年大和守源の賴親、興福寺の僧徒の不法を劾するや、二千餘人の僧徒、團結して京に入つて之を訴ふ、必らず賴親を得て甘心せんと云ふに至る。賴親は盜賊を征して威名あり、一代武人の首領たり。然かも此の如し。僧侶の眼中恐るゝに足るものなかりしと見るべき也。此の如く公卿は冥福を祈らんが爲め、篤信の名を得んが爲めに僧侶を養ひ、僧侶は公卿の肉を食ふて兎狼と化しぬ。婦女の如き滿朝の公卿は周章狼狽爲す所を知らずして、急に其の卑しみたる我大地主を重用して、護衛たらしめ、以て僧侶の襲撃に備ふるに至りしかば、此の武門なる一大勢力を爲すに至りぬ。

**百七十節　地方の地主發達して武門を爲す**

之より先き都會の士人が王朝的社交の榮華に醉ひつゝある時、地方には一大新顯象を生じたり。之を地主の發達とす。彼等は或は天孫人種の子孫たり、或は被征服者の子孫たり、或は良民たり、或は奴隷たりき。然れども良民賤民の區別は、已に湯然として滅し、奴隷たるものも久しく一家に養はるゝがため、奴隷たるの姿なく、家長の下にある家人の如くなり、奴の名は一變して、家の子、乙郎黨となり。一大族の下にありて自ら一



承元年、右大臣藤原の實朝、輔子に死す。實朝の子賴家の子賴經を以て小野宮と稱せらる、初めて道長の盛時、其子上東門院に入內するや俳歌屏風を作り、一時の人名流を請ふて花山法皇も之に臨ず。實資獨り昂然として曰く、廟堂の大臣女御の裝を助くる者あらんやと。遂に之に臨せず、後一條帝、凶夢を見て憂ふるや或は佛教を

讓みて災を攘はんことを勸む、說實貧已を正しの邪なるを除くにあるのみ、何ぞ佛僧を煩さんと。天皇從ふまた關城之に從ふ。寺の牛、自ら迦葉佛と稱せるを拜し、夢みて一時皆な之を信ず、實語資語を排して其語勢に詐るを論ず。權に屈せず自ら信ずるの如きは實貧の當時其比を見ず。九十、其著はす所の小記、史の闕文を補ふ。

*後世大名小名の名は地主の名田より來る。中古名田なる田あり。荒蕪地を新墾したるものに名を之に付したるものの名を云ひ、其租も輕く且つ地頭の權も之より收むる能はざりき。名田を多く有するもの、之を大名と云ふ、後



小族を作りて自立せり。彼等はまた其首長として己よりも稍々大なる家族を有し、此大族は更らにまた、之よりも大なる大族を中心として之に屬するの姿となり、而して不逞の征伐、強盜の捕縛、多く其手を煩はすがため、地主は一種の專業武人となりぬ。此の最大族の中、最も顯著なるものは桓武、平城、嵯峨の朝、皇親より分れて出でたる源平の二氏にして、其の采邑を地方に賜りて出るや、彼等は忽ち、大地主となり、其下に地主あり、地主の下に家の子郎黨ありて株連蔓延するが爲め忽ち一大勢力となりぬ。*彼等は地主に推戴せられたるがため黨派の首長たり。彼等は地主と婚を通ずるがため種族の首長たり。彼等は地主の氣風に化せらるゝが爲めに豪建尙武の氣象を得たり。此に於てか族長の世は、一變して、地主の世となり、舞踏で藤原氏の門に至りて仕進を求むるや、皇親王臣たる榮名は已に過去の事蹟となりしと雖も、之に代ふるに武幹、膽勇を以てせしかば、却つて藤原氏の用ゆる所となること、其父祖の朝官たりし時よりも重かりき。已にして藤原氏また內に門戶を分ち、黨派を立て、各〻威權を爭ふや、また競ふて武人を延きて、其爪牙として之に依賴し、以て威權を固めんとせるがため、地方の地主は益す都會に重用せらる、之より騎馬の地主が、其郎黨を率ひて京師を往來するを見ること、益す多くして、遂に制すべからざる一大勢力となりぬ。此くて彼等は、殆んど詩歌的尊



冷泉時代の新猿樂紀の出羽偏田中豐益、農業更無他計、數町戶主、大名爲也とあり。大名なるものは當地地主のみ大國役兵賦多くして、名に落つるよりて自然に武士となる。平家物語盛の語に大名と申じやうのものは五百騎に劣るは候よじと云々と云へるを見當時大名の分限を知るべし。二年源顯基死す後一條の時、權中納言たり曾て白氏文集を讀み、古墓何代人、不知姓與名、化作道傍土、年々春草生に至つて世を撫然としつの志あり。遂に道世せり。以て厭世の思想一代を風靡したるを見るべきなり。

三年大宰府、新羅、僧俗を上る。

四年十二月佛舍利一粒を全國諸



敬を呈したる雲上の公卿も、近よりて之を見れば、無識にして惰弱なるを見て、初めて之を輕んずるの心を生じぬ。陽成の朝、藤原の高藤、一少年にして山科の岡に遊獵し、風雨に遇ふて夜、道を失し、僅かに燈火を認めて一民屋に入る。主人は卽ち郡の大領宮道彌益也。僅かに少年の名姓を聞き、天上の客の知くに思ひ、之を迎へ、其の女をして採掃に供らしむ。其家は網代を以て天井とし、筵を立て屛風とし、高麗緣の疊を有する僅に三疊、少年の困臥するや大領、自ら少年の濕衣を捧げて退きぬ、而して貴族の枕席に侍したりと云ふの故を以て、少年の再び訪はざるに關らず、其女を他に嫁せしめざること數年に及びぬ。如何に其の生活の質素にして、如何に貴族を敬重するの深かりしぞ。今や然らず。地方の地主は長劍を提げ、名馬に鞭ち、揚々として京都を來往し、また貴族の少年を禮せざるに至る。其實力の如何に發達し、如何に希望の大を加へたるぞ。將門純友の叛謀の如き、また此の實力、野心の發達に外ならず。此の時に際して神宙僧侶が其武力によりて朝廷に迫まり、公卿爲す所を知らざるや、急に武門を重用して之に依賴するに至りしかば、久しく潛勢力たりし武門、今や一大勢力となりて現る。是より數百年、朝廷、寺院、武門の三大勢力、天下を三分して、歷史は其集散攻守の事跡によりて書かるゝの外なきに至りぬ。

百七十一節 僧侶跋扈して武人を苦しむ

道長死するの翌年、長元元年八月、上總介平の忠常、其武力を恃み自立せんと欲し、兵を擧げて近傍を略定し、安房守藤原惟忠を燒殺す。此に於てか檢非

州の神社に納めしむ。

五年正月之より先、興福寺の僧、大和國守源頼親を怨み徒を集めて之を攻む、頼親其の子頼房と防きて多く僧を殺す、衆徒之を朝廷に訴ふ此に至つて頼親を土佐に、頼房を隠岐に流す。

三月、興福寺の僧靜範等仁明帝の陵を發さて寶貨を奪ふことを現はれて其黨與十六人、伊豆に流さる。

遣使、平の直方、中原成道等を遣はし、東山、東海、二道の兵を發して之を討たしめ、別に藤原光業をして安房守たらしむ。光業忠常を恐れ、印を捨てゝ京師に還る。此に於て平の正輔をして安房守たらしむ。直方等數ば戰つて功なく、三年九月に至るも、忠常の勢猶滅せず。朝廷即ち甲斐守源の頼信をして。坂東諸國の兵を率ひて、之を討たしむ、頼信時に常陸にあり。左衛門尉平の惟基と共に、急に襲ふて、忠常を捕へ、之を京師に送る。忠常道に死す。頼信の子頼義、武幹膽勇あり。平の直方、其勇を稱して、女を以て之に妻はす、此時に方つて未だ源平の別あらざる也。已にして後一條崩じて、御朱雀立つや、長暦二年、三井寺の僧明尊を天台の座主とす、延暦寺の僧徒、其智證の流に出でゝ、慈覺の子孫にあらざるを名として、拒絶して納れず。大衆を擧つて關白頼道の門に迫る。頼道慰喩して曰く、明日を待つて後に議せんと。明旦使をして云はしめて曰く、天台の座主は重大の任にして、必らず智德兼ね備はりしものならざるべからず。何ぞ必ずしも慈覺の系統たると否とを問はんと。衆徒大に怒り、直ちに頼道の第に迫り、其門を破つて侵入せんとす、頼道赫怒、平の直方をして擊つて之を破らしめ、其の元惡を捕へて獄に下す。藤原氏あつて以來、數百年未だ曾つて其氏の長者の門に迫るものあらず、之あるは此僧徒を初とす。武門武士が、未だ甘んじて藤原氏の門に屈するの時、此大膽なる行爲あり、以て藤原氏の權漸やく衰ふるを見るべき也。之より延暦寺の僧が高陽に火を放つあり、京師の盜賊、弓箭を帶びて徘徊し、群僧其間に交りて行人を劫掠、殺傷するあり。已にして後朱雀崩じて後冷泉之に代るや、永承五年正月、興福寺の僧徒延暦寺の例に倣ひ、久しく怨恨せる國守源の頼親に向つて報ゆる所あらんとし、兵を起して其の舘を攻む。頼親其子頼房と戰つて之を退け、衆僧を殺ろすや、僧徒之を朝廷に訴へ、佛法に敵し王法を敵するものとなし、遂に朝廷をして頼親父子を流罪に處せしむ。

**百七十二節　北狄安部の貞任叛す**

此の如く内には寺院已に大膽にも藤原氏を葬るの晩鐘を撞き始むるに方つて、外にはまた恐るべき一大勢力の起るべきあり、即ち北狄の跋扈是也。北狄は桓武の時、全然征服せられたる以來、上國の血液を受け、上國の士人を受け、上國の制度、宗教、風俗を受けたりと雖も、其の族黨の自治と、獰猛の氣とは曾つて變せず。而して上國の材能を買ふの故を以て、適ま其の自立の志を固うせしむ。其の首長の一人に安倍頼時なるものあり、祖父の頃より世々北狄の酋長にして衆心を得、また武幹ありて四方を侵略し、今や殆んど六郡を奄有し、南は白河の關より北は率土ヶ濱に及び、衣川の嶮によりて柵を設け、自立して貢賦を納れず、公役を奉せず、國守もまた之を制する能はず、陸奥守藤原の登任一たび之を擊つて大敗す。此に於てか永承五年源の頼信の子、頼義を以て鎭守府將軍として之を擊たしむ。頼義曾て父頼信に從つて平の忠常を擊ちて勇名あり、坂東の將士、多く心を屬す。頼義任に赴くや



後三條の時、斗升法を定めて長保の例を用ゆ、是れ天皇御簾の竹をもて準を作りて藤原資仲に命じて作らしむる所にして、其の成るや舍人沙を盜つて之を試むるを以て下遵用して天下と升と云ふ。

此時西曆一千七十二年、英國はウヰリアム征服者の治世にして七十一年にはセルジウスタルクスのサルタンなるアルプアラスラン羅馬東帝を破つて之を擒にす七十三年には法王グレゴリー七世日耳曼王ヘンリ四世と爭ふて

之を尉爲せしむ。支那は宋の神宗の時にして一千百六十九年には王安石新法を行ひ一千百七十五年には交趾入寇の事あり。承保二年源後頼金葉集を撰ず一代の和歌を集む。

權大納言源隆國死す、宇治に閑居し客を集めて奇事異聞を語らしめ之を記して今昔物語と云ふ。

三年八月右兵衛尉源重宗、源國房と美濃に亂を興す源義家討つて之を平く。

適ま大赦に會て頼時に自新せしむ。頼時、喜びて禮聘を厚くして頼義に仕ふ。已にして任滿ちて歸らんとし、頼時の子貞任に娶はすに、權守藤原説貞の女を以てせんとす。説貞、貞任の夷狄なるを厭ふて肯ぜず。貞任之を慣り夜説貞の子光貞の營を犯す、頼義之を聞き貞任を罪せんとするや、頼時慨然として曰く、人生世にある妻子の爲めのみ、貞任を失ふは寧ろ頼義に負くに如かずと。一族之に和して遂に背叛す。時に頼時の女婿藤原の經衡、平の永衡、頼義に從ふ、或は曰く永衡異心あり、其胄の衆に異なるは是れ頼時の兵をして己を識別せしめんがためならんと頼義即ち永衡を斬る。經衡自ら安んぜずして走つて頼時に歸し、相共に衣川の關を塞ぐ。時に天喜四年也。之より攻戰已まず。五年、頼義、廣く夷種に募り、頼時の族人、安倍の富忠をして、計を以て襲ふて頼時を殺さしむ。頼時の子貞任、身幹偉大腰圍七尺四寸にして、膂力人に踰へ、勇武、族人の尊重する所となり、富忠を擊つて之を破り。義弟藤原の經清の策により、私に白符を作つて諸郡を徴發す、無印の白符は曾つて鎭守府の發する所也。此に於てか國人靡然として之に從ひ、其勢益す大也。經清は鎭守府將軍秀鄕の後也。頼義東海東山の兵三千人を發して、貞任を河崎の柵に攻む。貞任精兵四千人を以て大風大雪、上國の人馬、凍餓せるに乘じ、左右翼を放つて頼義を逆擊す。頼義其子義家、藤原の景通、大宅の光任、清原の貞廣、藤原の範季、則明等と僅かに身を以て免かれ、士卒略ぼ盡く。然れとも頼義銳意侵擊を畫し、任滿つること二たびにして、再び請ふて重任し、康平五年、金幣を賄ふて出羽仙北の夷俘、清原武則の助を請ふ、武則一萬人を率ひて來る。此時頼義、兵士三千人あるのみ、即ち身を武則の軍に投じて、武則の子弟六人を分つて全軍を分轄せしめ、自ら之を總べて小松の柵を攻めて之を取り、進んで衣川を取り、遂に貞任を厨川の柵に殺し、弟則任宗任を降し、貞任の子、千世童及重任、宗任を以下殺ろし、奥州初めて夷らぐ。前後の征戰九年に亘る故に、世之を前九年の役と云ふ。而して此役策略戰闘多くは清原武則の功也。頼義功を以て伊豫守となり、子義家出羽守となり、義綱左衛門尉となり、武則は從五位下鎭守府將軍となる。頼義、將士の功を論して之を朝廷に奏し、三たび陸奥を治めて後を善くせんことを乞ふ、朝廷報ぜず。即ち報ぜずと雖も、之より、東北の將士心を源氏に屬するもの多し。

**百七十三節　後三條藤原氏の權を殺ぐ**　此の如くにして寺院の兵權、武門の勢力發達する時に方りて、藤原氏に豪俊の士なく、多くは文弱にして宴安に醉ふは、皇族と異ならざると共に、同族相忌み相排するの風愈よ盛んにして、其權漸く衰ふるの時、後三條位に即きぬ。後三條は後朱雀の第二子にして、母は三條の女禎子也。其初め立つて太子となるや、關白頼通、其藤原氏の出にあらざるを以て悦ばず。然れども藤原の能信早く後朱雀の意を傳へて中外に知らしめ、頼通をして詔を矯るの地なからしめしが故に立つを得たるものにして、大江匡房侍讀として能く之

四年三月高麗王の妃病む、丹波雅忠の名を聞きて之を聘せんと太宰府に牒す、書辭禮なきを以て退く。

永保元年興福寺の僧多武峯の僧と相爭ふて殺さる、興福寺の衆徒怒て數千人大擧して多武峯に迫り、火を放つて三百餘戸を燒

を導く。天皇の資性、剛峻、氣鋭、昃々として屈せざるの風あり。凡そ太子は壺切の劍を得るを例とす、是れ基經より傳來する所也。後三條の太子たるや之を賴通に乞ふ。賴通肯せずして曰く、藤原氏の出にあらざれば之を得べからずと。太子之を聞き怫然として曰く、太子の位は德にありて、劍にあらずと。之より藤原氏を憤つて之を抑へんと欲し、事ごとに古例を破る。即くや、烏寫を着く、內大臣師房、前例赤寫なりしを云ふや、即ち退けて曰く、朕は長元御記によりて即位式を行ふなりと。また前例によれば天皇高御座に上る間は之を脫するを常とすと云ふものあり。天皇聽かず、朕據る所ありと爲して、終始之を脫せず。直立して笏を持し、宣命を讀みたる時、臣民再拜の舊式を改めて三拜せしむ。此に於てか舉朝憮然として悅ばず。乘輿の駕丁、人に打たれて狼狽奔馳し、天皇歸つて殿に入るに藏人、天皇に任へず、燭を採るものなく、暗黑にして物色を辨せず。藤原氏の天皇を悅ばざるもの此の如くなりき。然れども剛銳の氣質は遂に百官を屈して、其命を奉せしめ、多く振刷する所あり、其最も著しきは延久元年、豪族漫りに莊園を占むの風を革めんとして、寬德二年、以後の新置にかゝる莊園は、一切之を廢し、且つ之より以前のものと雖も、券契の確明ならざるものはまた之を停むべしと定めたるの一事にありとす。蓋し、舊制によれば有功の臣に田を與ふるを功田と稱し、大功、上功、中功、下功に分別し、大功は之を世襲とし、上功は十世に

多武峯僧、鐘足の像を貢ふ。天智の墓を免る。經營せしめて四百二十年にして燔燒す。勅別當公範を罷めて興福寺の僧延曆寺の僧と相爭ひ、兵を興福寺に集めまた延曆寺を攻むるや、勅使を發して之を解かしむ。天皇聽かず、朕據る所ありと爲して、終始之を脫せず。直立して笏を持し、宣命を讀みたる時、臣民再拜の舊式を改めて三拜せしむ。此に於てか舉朝憮然として悅ばず。乘輿の駕丁、人に打たれて狼狽奔馳し、天皇歸つて殿に入るに藏人、天皇に任へず、燭を採るものなく、暗黑にして物色を辨せず。藤原氏の天皇を悅ばざるもの此の如くなりき。然れども剛銳の氣質は遂に百官を屈して、其命を奉せしめ、多く振刷する所あり、其最も著しきは延久元年、豪族漫りに莊園を占むの風を革めんとして、寬德二年、以後の新置にかゝる莊園は、一切之を廢し、且つ之より以前のものと雖も、券契の確明ならざるものはまた之を停むべしと定めたるの一事にありとす。蓋し、舊制によれば有功の臣に田を與ふるを功田と稱し、大功、上功、中功、下功に分別し、大功は之を世襲とし、上功は十世に



傳へ中功は三世に止り、下功は身に迫んで官に歸さしむ。世襲の大功田を稱して莊園と云ふ。大化革新の政治は一切の田園を國有とし、私民私田を禁するにありしが、天武の反動より此制崩れて豪族各々私田を開きしも、猶ほ朝廷政權の達する所は此法行はれし也。然るに藤原氏專橫以來、此法全く廢絕し、少功微勳の徒、また皆な其の采色を世襲して、莊園と稱へ、縣官、郡守國司の所轄と犬牙相錯綜して、而して莊園の代官は、縣官國司よりも至大の權あるにより政令全く其領內に行はれざるに至る。是れ憲眼なる政治家の必らず解釋せざるべからざる問題也。然れども初より一切の莊園を廢すとせば即ち可也。苟も年所を限つて之を停めんとせば、天下服せず。且つ事實に於て政令區々に出るや其弊また前時に異らず。去ればこそ後三條秋霜烈日の威を以て行ふと雖も、時平の改革と同じく、遂に全く行れずして終りぬ。是れ其威朝廷に行はるゝも、天下に行はれざるによると云ふと雖も、また其政策の根本的ならざりしがためのみ。其他、驕奢を戒めんとして、扇は檜柄に藍紙を帖せざるを用ひ、青魚の頭を炙り、胡椒を點して御膳に供せしめ、道途子女の用ゆる車馬の金飾を剝ぎ去るが如き、斗升法を定めたるが如き、絹布の制を定めたるが如き、沽價法を定めたるが如き、銳意改革せし所、着々として行はる。此に於て、一日、關白敎道が族黨のため大和國守の再任を請ふや、天皇嚴然として對曰く國司の再任は國法の禁ずる所、御關白の權を以て國法を枉げんとする乎。歷代の天皇、藤

應德元年九月中宮賢子の朝に裏ふて天皇慟哭して屍を抱きて去らざるの事を忘るゝ、參議俊原通後、後拾遺集を撰す。

堀河天皇名は善仁、鳥羽の第二子にして母は關白師實の養女、賢子也。關白賴道、宇治に閑居すや其子左大臣師實を戒しめて一日も參朝を怠らしむ後三條其の讒慮ん愛して女あるかと問ふ、師實詐つて之あり三後曰と云ふ後三條曰く宜しく太子の妃と師實家にすべしと。師實右大臣師房の次女に養つて太子に遷む賢子是也。

原氏外戚の權に屈するを以て、朕もまた此の如しと爲す乎と。敎通怫然、衣を拂て大呼して曰く、藤原氏の諸卿悉く朝廷を退けよ、我祖、國家に大勳あり、而して天皇の云ふ所此の如し、春日の神威も今日に盡きたる乎と。公卿悉く敎通に從つて退く、天皇遂に屈して、之を許す。之より天皇獨力藤氏と抗すべからざるを知り、稍〻之を悅ばしめんとして、前關白頼通の子、師實の養女を納れて太子の中宮たらしむるに至る。天皇在位五年にして崩ずと雖も、其藤原氏衰亡の運に乘じて獨斷、勇往したるがため、藤氏の權落潮の如くに落ち、之より多く員に備るのみ。

**百七十四節　白河の親政**　後三條已に頽波に乘じて藤原氏の權を削ぐや、其子白河天皇に至つては更らに甚しく、藤氏悉く慴服し、桓武以來三百年、初めて天皇の親政を見るに至り、威權赫々、思ふて成ざるなく、其の法勝寺を興して長日の法會を行ふに、數ば雨のために支へらるゝや天下何ものか朕に敵せんとするかと大に怒り、雨を器に盛りて獄に下すに至る。然かも天皇の親政は必らずしも良政にあらず。威福偏頗、造營頻りに造り、人民後宮の奉御に苦しみ、府庫、佞佛の費に盡き、穀萬石を容れて國司の官を得るものあり、父子三四人、同時に同官に任じて、任地なきものあり。十歳の小兒、納財によりて國司たるものあり。而して其中宮賢子を失ふや悲悼して位を第二子善仁親王に讓りて、然も猶ほ院にありて政を聽くもの四十年、刑賞悉く其



の手に出で、然かも公平を失したりき。

**百七十五節　白河の佞佛政治寺院を猖獗ならしむ**　此の如くして朝廷は僅かに藤原氏の虎口を脫し得たりと雖も、同時に之よりも恐るべき財狼の手に陷らんとす。後朱雀の時已に一大武力となりたる寺院は、白河の佞佛政治によりて、更らに其力を增加し、今や公然兵力を用ゐて憚からざるに至る。永保元年三月興福寺の僧、多武峯の僧と爭ふて殺さるゝや、興福寺の大衆之を聞きて怒り、數千人大擧して多武峯を襲ふて燒打し、三百餘戶を燒く。多武峯の僧侶、敗北、僅かに鎌足の像を負ふて逃歸するに至り、天智の創造以來四百年にして堂塔殆んど盡き、之より、多武峰また振はず。興福寺已に此の如なるや他の寺院も、崛起の時已に到れりとなして此例を追ふ。四月、延曆寺の奴隸、園城寺の奴隸と爭ふ。二人共に大津の民にして之を延曆寺の僧に訴ふ。僧徒之を省みず、因つて之を園城寺に訴ふ。園城寺の僧徒曰く自今、延曆寺の役を奉ずる勿れと。大津の民皆な之に從ふて延曆寺の日吉祭を沮害す。延曆寺の徒大に怒り、數千の兵を出して園城寺を襲ふ。六月勅使下りて日吉祭を修むるや、園城寺兵を發して之を遮り、行ふを得ざらしむ。此に於てか延曆寺の徒大擧して園城寺に侵入し、火を放つて之を燒き、二千餘戶を燼くす。園城寺之に酬ひんとして、檢非違使の妨ぐる所となりて果さず。八月勅使、日吉に奉幣するや、山僧以て園城寺の徒となして之を追ふ。九月、園城寺の徒三百、夜に乘じて延曆寺を襲ふや、

朝廷に赴るを上皇臨みて見るにより靦然として行はる。

康和元年正月仁和寺の覺行を以て法親王と爲す、此號此に初まる。

大衆逆擊之を殲滅し、進で園城寺を燒く。此の如くにして山僧は公然たる兵士となり、山門は一大城廓となり、首座は將軍となり、而して其攻戰の屢次なるにより、技術ある軍隊となりぬ。彼等は歷代藤原氏の恩惠によりて衣食し、藤原氏の長者を攻め、また藤原氏宗廟の地を燒く、彼等は已に勅使を攻めて之を走らし、宣命を寸裂して憚からず、彼等は何の時朝廷を顚滅せざるやを保せず。此に於てか朝廷懼然として武門に依賴するの心を生じ、永保元年十月、白河の石清水に行幸するや、武名一代に高き義家義綱等をして、乘輿を掩護せしめて、山門の襲擊に備ふ。二年十月、熊野僧徒三百餘人、遙かに神輿を奉じて京に出で、尾張人の其徒を殺ろすを訴ふ。朝廷公卿の暗弱は、已に明白の事實となりぬ。神官僧侶、機會あれば其力を示めすを覺らず之より朝廷藏原氏を恐れず、藤原氏と共に寺院を恐る。故に白河曾つて嘆して曰く、天下意の如くならざるもの三、鴨河の水、雙陸の采、と山法師のみと。以て其の親政の如何に威權を揮ひしか如何に山僧の爲めに苦しめられしかを見るべき也。

**百七十六節　出羽の夷酋清原の氏則叛す**

天下事なく、武門息をひそむるに方てや、朝廷公卿は僧侶を養つて專橫ならしめ、武士豪族も僧侶に屈服せざるべからざりき。今や天下漸く亂れんとするに際しては朝廷其生平、卑しめたる武門に依賴せざるべからざるに至りて、武門は急に發達しぬ。白河、院に踞きて堀河之に代るや、寬治四年、陸奥の北東また事あり。之より先き清原の



武則、鎭守府將軍を以て死し、源義家、代つて將軍となりて北下す。時に武則の子武貞、荒川太郎と稱し、武衡、將軍三郎と稱す。武衡、陸奥國岩手、江刺、伊澤、和賀、稗拔、志波の六郡を領し、勢威東奥に振ふ。已にして武貞死し其子貞衡之に繼ぐ。武貞、故藤原の經淸の妻を納れて別に家衡を生む。經淸の子、淸衡とまた母に從つて武貞に養はる。貞衡子なく、平の安忠の子成衡を養つて嗣となし、多氣權守平致幹の孫女を養つて、成衡の妻とす。致幹の孫女は即ち源賴義が常陸に次れる時、致幹の女に私して生む所也。適ま貞衡の姑夫、吉彥秀武、出羽より來り、酒饌黃金を携へて貞衡を訪ふ。貞衡之れを禮せず、秀武怒つて國に歸り、人をして淸衡家衡を煽揚せしめて曰く、公等、祿々貞衡の爲めに臣僕とせらるゝかと。二人怒つて貞衡を攻め、秀武に應ず。義家將軍となりて下るや、其の異母妹の養父の故を以て、貞衡を助けて家衡を圍み、利あらずして歸る。義家の弟義光、宿衞して禁中にあり、義家の苦戰を聞きて之を助けんことを乞ふ、朝議許さず。即ち脫して義家に合し、家衡、秀武等と兵を構ふるもの三年、遂に之を夷らぐ、之を後三年の戰と云ふ。此役、前九年の戰に賴義の恃む所は淸原武則にありしが如く、義家の恃む所は一に貞衡の軍にありき。時に義家の從者平景政あり、鎌倉の權五郎と稱す。挺進して其目を射られながら、矢を折り進んで敵を擊殺し、後胄を脫して倒る。矢猶ほ目に在す。三浦爲繼爲めに之を扳かんとして、足もて其面を踏む。景政大に怒り刀を扳て爲

繼を斬らんとす、曰く戰つて死するは武士の甘ずる所也。生きて面を踏まるゝは、死よりも恐ぶべからずと。爲繼謝して跪て之を拔く。景政時に僅かに十六歳。以て當時の北方武士が如何に意氣を尊とび、如何に面目を砥礪したるかを想見すべし。而して義家征戰の顚末を奏して、將士の賞を希ふや朝廷、私闘と爲して許さず。義家怒つて武衡家衡等の首を道に捨つ。此の如くして東北再び朝廷に遠りて、源氏の威信を慕ふに至りぬ。

**百七十七節　寺院朝廷に迫る**

併かも武臣は猶ほ柔順にして、宿衛を榮として朝官を望むのみ。山法師の凶惡無道なるが如くならざりき。故に朝廷以て意と爲さず、白河上皇の如きは退位の後、近畿を周遊して佛事に耽り、高野に行幸すること四回、熊野に行幸すること八回、其寺院に寄する所の等身佛像三千九百三十八、七寶塔二十一、小塔四十八萬、書佛五千四百七十、丈六佛、一百二十七に達し、殺生を禁斷し、籠鳥を放ち、漁網を燒棄せしむること五千八百、田樂を起して遊宴に耽り、以て親政の威を振ふ。後三條の克己的親政は一變して騷驕の親政となる。此に於てか神官僧侶の跋扈甚しく、山城賀茂の邑人を憎みて之を燒打にして二百餘戸を亡ぼしたり、興福寺の山徒あり。數千群を爲して座主を追ひ、坂下の民家八十を燒ける延曆寺の僧徒あり。春日の神木を奉じて數千京に入り、近江守高階爲家が神奴を掠めたるを劾奏して、遂に爲家を流罪せしめたる興福寺の衆徒あり。興福寺と難を構へて數ば兵を出せる金峯山の僧侶あり。日吉の神輿を奉じて闕に至たり、源の義綱が其徒を殺ろしたるを咎訴し、遂に關白師通をして、鳳闕の前に拒ぎて戰を開くの已むを得ざらしめし延曆寺の山僧あり。藤原氏は陰謀によりて朝權を奪ひ、山僧は武力によりて朝憲を紊亂す。而して白河上皇、猶ほ佛に佞するを已めず、永長元年剃髮して白河法皇と號し、然かも僧侶が兵馬の權を取らんとするが如く、遁世して猶ほ政權を捨てず、別に院を立て、納言參議の才幹ある者を集めて院の別當と稱し、兵曹を設けて材武の士を集め、北面の士と號せしめ、法皇の宣旨を奉行せしめ、名けて院宣と云ふ。院宣の威、勅旨よりも强大に、天下の政令是より二途に出で。事を好むの徒其門に鍾まる。關白師通之を見て懌はず。天下讓位の君にして此の如きもののあらんやと云ふに至り、法皇少しく憚かると雖も、師通死して法皇また憚かる所なし。堀河仁德の君と雖もまた其仁德を施すの地なく位に備はるのみ。在位二十一年にして崩ず。

# 第十七章　源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る

神武紀元千七百三十四年より千八百三十七年に至る

第百七十八節　白河驟騎、噴火山上に跳躍す　第百七十九節　平氏の特性　第百八十節　源氏の發達及び其特性　第百八十一節　天下大亂の兆　第百八十二節　保元の亂　第百八十三節　保元の亂、平治の亂を生む　第百八十四節　源氏の平氏に凌がれし所以　第百八十五節　僧侶盜兵となる　第百八十六節　平氏に非る者は人に非ずの政策　第百八十七節　平氏顚覆の陰謀　第百八十八節　平氏の地位、清盛

**【百七十八節　白河驟騎、噴火山に跳躍す】**　大風大雨將さに起らんとするや天地曇靜也。白河堀河の治世は、天下の大亂に先てる沈靜なる一霄時のみ。天下皇室の親政を歡迎したるにあらず。藤原氏已に衰へて、山門漸やく驕るも、猶ほ武門が朝廷に屬するの故を以て、甚だ兇暴ならず。武門漸やく力を得るも、公卿の歷史的權威を慕望敬重して、敢て暴發する能はず。恰かも靑蛇と野蠻と蚰蜒の互に相制するが如く、舊勢力已に去らずして一縷の命を存し、新勢力代らんとして、未だ機會なきがために暫らく平均を保つのみ。白河法皇之を覺らず、其の藤原氏の制肘なきを幸として、遊宴、華奢、是れ事とし、左なきだに微弱なる朝廷の外に、院を立て、詔勅の外に院宣を出し、左右近衛の外に北面の士をおき、太政官の外に、院の別當を設け、天皇の任命、法皇之を沮み、法皇の院宣、天皇の詔勅と支吾せしめて、以て政令二途に出で、天下をして之を何はしむるに至る。當時の親政は、正に是れ噴火山上に飛舞して得意とせるもの也。

**【百七十九節　平氏の特性】**　道長時代にありて一樣の光景、一樣の狀態を以て彼處此處に發生したる地主的武門の一種族は、此頃に至りては、已に分明に二個の區分を生ずるに至りぬ。一は平氏に屬するもの、一は源氏に屬するもの。平氏に屬するものは近畿中國を主とす。其最とも著れたるものは正盛忠盛にして、伊賀伊勢の間に居り、其後、其連枝南海に生じ、備前に生じ、淡路に生じ、安藝に生じ、播磨に生じ、因幡に生ず。此の如く、平氏は其の居る所京畿王朝に近くして、其の光華に近く、其の恩澤に浴し、王朝的の政治思想——王室を中心とし、公卿を藩屛とする貴族的王朝主義を信奉し、凡そ人、此制度に反する能はずと信じ、また此の外の制度を夢想したることもわらざりし也。故に田舍勢力たるに於ては、源氏と異ならずと雖も、猶は貴族的習氣あり、王朝的感情を全く備へざるものにはあらず。腕力を尊とぶも和歌的修練なきにあらず、粗暴なりと雖も猶は優しき心性あり、朝廷を輕んずと雖も、之を尊敬したり。略



（天皇は名は宗仁、堀河の長子、母は藤原賢子、女の茨子也、嘉承二年十二月即位す時に五歲、白河法皇院に在つて政を聽く。攝政は初め藤原忠通、後藤原公實、之を法王に訴ふ、法王之を許さんとし、既にして天皇受禪の日猶ほ決せず、一日院別當源俊明法皇の關下に俯して曰く、受禪の事如何と、法皇曰く何人を攝政とすべきかを思ふ、俊明、詐つて高聲に應答へつゝ去つて忠實に攝政を宣す。

二年二月義親已に配せらる、義親の弟義家、義忠をして家を繼がしめんとす、義忠義家の弟新羅三郎義光と不和也。故に義光、義親の子、爲義を以て私に代ゆ。義光人をして之を殺さしむ。朝廷義綱の子義明を疑ひ之

言すれば平氏の多くは、半野半文の徒にして、半ば貴族的習氣あり、半ば野民的心性を有したり。これ其の王朝文明の中心に近接したるがため也。

### 百八十節　源氏の發達及び其特性

源氏に至ては然らず、源の經基鎭守府將軍となりし以來、其の子孫多く關東にあり。其子滿仲、攝津の多田にあり、滿仲の子賴親、興福寺の僧と戰つて九州に流され、其の族黨九州に生じ、其の弟賴信は甲斐守たりしが、後、平忠常を滅すの功を以て、上野常陸介となりしがため其の族黨三國に蔓延し、其の子賴義、相摸を領し、鎭守府將軍となつて、東北を鎭して、其の子義家また其の職を襲ぎ、東北の士心を得て、族黨を其地に生ず。義家の子義親對馬守となり、肥前の豪族、高木文貞と婚を通じ、其勢を用ひて鎭西を侵略す。勅使之を召すや勅使を殺ろして至らず。即ち兵を發して之を隱岐に流すや、隱岐より出雲に至り、目代を殺ろし官物を奪ふ。因幡守平正盛討つて之を殺ろすと雖も、九州之より亂れ、東北また自ら義親と稱して、侵略を試むるものあるに至る。而して義親の子爲義、朝廷に用ひられ、爲義の子、爲朝、九州に下りて薩摩國守吾多（あた）の忠景と婚を通じ、薩隅を侵して肥後に入るや、賴親義親の族黨之に應じ、九州また大亂となり、而して爲朝自ら總追捕使と號し、時人之を日本後臂將軍と唱ふるに至る。故に九州また源氏の逸族あり。而して源氏にせよ、平氏にせよ、其族黨の諸國に蔓延するや、必しも其族黨を擧つて遷徙するにあらず。其の國司たるの間、或は行軍の間、或は偶然の事情より、地方の地主豪族と婚を通ずるや、即ち彼等は名族を婿とするの光榮によりて、直ちに其族黨となるものにして、一滴の血液は、即ち地主豪族を化して族黨たらしむるの力ある也。常陸に於ける賴義一夜の宿舍は、如何に出羽の淸原に源氏黨を作りしか、單身飄然たる爲朝の九州下向が、如何に源氏の勢力を九州に伸ばしたるを見れば、當時地方の地主豪族が、如何に名族を推戴し自ら好みて其の姓を名乘りたるかを想見すべき也。故に平氏の黨にせよ、源氏の黨にせよ。多くは一滴の血、一點の名に過ぎずして、實は固有なる地方氣質、特有なる地方性情を存する豪族が、一片の洗禮を受けたるにすぎざる也。故に彼等は、其地方固有の氣象習俗を具ふ。平氏が王朝に近くして、其貴族的習氣を有するは、是れ王朝の感化を受け、溫柔なる自然を有する中國、近畿の種族なるが如く、源氏は、其の據る所の地の關東、東北、九州なるかため、其の陳玩、荒野、猛烈の氣象を有したり。彼等は王朝の光華に遠きがため、之を崇敬するの念少かりき。彼等は王朝の恩澤に浴すること少なきがため、殆んど風馬牛の感を以て、其の盛衰を見たり。彼等は王朝的文明の感化を蒙ること少なきがため、其の自然と歷史が賦與したる豪健なる氣象を失せざると共に、王朝的政治思想に感ぜざりき。彼等は主從の別は、意氣相投したるより生ずるものなるを知れども、何故に君臣の別あるかを解せざりき。近畿中國の武士が、何故に王朝の前には首を低れ、是非を問はずして屈す



永久元年三月興福寺僧徒五千餘人、日吉神木を擁して勸學院に至り、佛師巨勢が淸水寺の別當となりしを不當として訴へ、因て永く之に代ふるを以て緣を以て之に代ふ。

四月、延曆寺の僧徒二千人、淸水の堂を毀ち、祇園北野、大炊殿に亂入し、大炊殿に奉じ、興福寺の僧を凌辱したるを以て、朝廷非違使を遣はして之を防がしめ、法皇の傍よりも僧徒を發して之を防がしめ、已にして山僧を喩して歸らしむ。已にして興福寺の僧徒延曆寺の僧を戮せんとして延曆寺の僧また之を擊んとして遊び、義綱を殺ろす。義綱憤懣近江中賀山に據て自立す。爲義院宣を奉じ之を討て佐渡に流す。



勅して檢非違使平忠盛、平忠盛、源重時等をして興福寺の僧を宇治に防がしむ、源光國等をして栗子山に戰つて之を破り、源光國、平盛重等延曆寺の僧を祇園に防がしむ、南僧去つて山徒また歸る。保元五月延曆寺の衆徒園城寺を燒く。三年十二月、右大臣雅賴をして太政大臣たらしむ。源氏にして此命ある之を初とす。

大治四年三月、山陽南海の賊起る。備前守平忠盛に院宣して之を討たしむ。鳥羽上皇之より忠盛を寵用す。上皇長承元年、得長壽院を立て三十三間堂を作り一千一躰の金佛を安置す。忠盛之より功あり、上皇之を延きて利部卿人と伍するを恥しめ、石方之を恥しめ、勅して檢非違使平忠盛、平忠盛、源重時等をして興福寺の僧を宇治に防がしむ、源光國等をして栗子山に戰つて之を破り、源光國、平盛重等延曆寺の僧を祇園に防がしむ、南僧去つて山徒また歸る。保元五月延曆寺の衆徒園城寺を燒く。三年十二月、右大臣雅賴をして太政大臣たらしむ。源氏にして此命ある之を初とす。

大治四年三月、山陽南海の賊起る。備前守平忠盛に院宣して之を討たしむ。鳥羽上皇之より忠盛を寵用す。上皇長承元年、得長壽院を立て三十三間堂を作り一千一躰の金佛を安置す。忠盛之より功あり、上皇之を延きて利部卿人と伍するを恥しめ、石方之を恥しめ、

豐明節會に乘じて、之を刺さんとす、忠盛銀紙を木刀に貼して之を揮つて刺客を歷す。三年風雨あり、天下饑饉盜賊蜂起す。保延三年左兵衛尉、佐藤憲清出家す。憲清武畧あり、和歌を善くす、北面の士にして上皇の殊籠を受く、一日其從弟憲康と榮利の常なきを論じ、市朝の厭ふべきを談ず、翌日憲康驟かに死す、憲清志を決して遁世す。其女四歲、門を出る時笑て衣を牽くや、之を蹴て出づ、時に年二十三、西行法師是也。時に藤原爲業伊賀守たり、其弟頼業、爲繼と共に、遁世して大原山に隱れ、西行と相唱和す、世之を三寂と云ふ。爲業著はす所大鏡あり。六年五月延暦寺の僧また園城寺

るかを解する能はざりき。彼等は腕力と勇氣の尊ときを知れども、歷史と、官爵の尊とき所以を解せざる也。彼等は王朝公卿の文弱にして、浮靡せるを知れども、其光華を見る能はざる也。彼等は貴族的王朝政治なるものは、一定動かすべからざるものとは思はず。平の將門が關白忠平に向つて檄を放ち『天の與ふる所已に武藝にあり、誰か將門に比せん』と云へるが如く、武勇の前には天皇も、歷史も、制度も、公卿も敵すべからざるものと思ふ。之を要するに、王政は僅かに近畿、中國の民に其の根を据へたるのみ。未だ十分なる形跡を爲さずして、已に藤原氏、山門、豪族の爲めに其發達を妨げられて、恩光を關東、東北、九州に及ぼす能はず。此等の民は政治上の經典なく、信條なく、天眞爛熳、疎獷風を爲し、直素俗を爲す。源氏と云ひ、平家と云ふも、等しく武臣地主にして、其分るゝ所以實に此に存す。而して彼等は北歐日耳曼の蠻人が羅馬貴族の招聘する所となりて之に仕へたるが如く、暫らく首を垂れて王朝に仕へたるのみ。所謂る勤王と云ふが如きは其夢にだも知らざる所なりし也。

**百八十一節　天下大亂の兆**　白河の親政なるものは、此の如き新民族が、未だ爆發せざるの前に方つて、天下暫らく陰靜なりしに乘じて、縱横私意を行ひたるに過ぎず。白河驕泰にして之を知らず。親政の時、眞に至れるものと信じ、揚々として、意に任じて百事を裁斷し、一旦其親寵したる源の義家を疎んじて、平の正盛忠盛を親寵し、是より源平相鬩ぐの端を開く。而して諸



を攻めて之を燒く。康治二年、根來寺開山覺鑁死す、肥前の人也。天下最貴のもの僧侶にして王公の上にあるを聞き、仁和寺に投して後ち興福寺に學び、後高野山に上りて定尊阿闇梨に學び、遂に天台新義を唱ひ、空海の說を迂腐として古義と稱す、其高野に立つる所の傳法院は、繁榮、本寺に過ぐ、死する時年四十九。天養元年詞華集成る。

久安六年左大臣頼長の女朋子を皇后とし、攝政忠通の女呈子を中宮とす、頼長内覽を得んと欲す、忠通聽ず、父忠實、怒つて曰く、攝政内覽の職、余の之を奪ふ能はず、然れども氏の長者の權は余之を奪ふべしと、兵を使して忠通の第に入り

國二氏の族黨ならざるもの、形勢漸やく動かんとするを見て、各々黨派を分つて二氏に隷屬す。之より源平の二氏天下を兩斷す。此に於てか鳥羽帝の立つて堀川に代るや、數ば制符を下して、諸國の武士の源平二氏に屬するを禁ずと雖も、新民族勃興の勢得て制すべからず。遂に後白河の時に至つて爆發するに至る。堀河鳥羽の時代を通じて、白河法皇は猶ほ院中に政を聽き、院宣を以て天下に號令しつゝありしが永承元年、大納言藤原の公實の女、璋子を鳥羽に納れて中宮とす。璋子實は白河法皇が、少小より親寵狎愛する所なりしが、其立つて鳥羽の中宮となるの後も白河之に狎るゝこと猶ほ悛めず。鳥羽之を嘲み、其顯仁親王を生むの後も、顯仁を己の子として見ず、法皇の子として之を嘲る。已にして十六年の在位の後、位を顯仁親王に讓り、之を崇德天皇とす。世に白河を本院と號し、鳥羽を新院と號し、天皇の府と倂せて政令の出る所、三途となる。已にして大治四年、七月白河法皇崩じ鳥羽上皇、院中の權を專らにすること、白河法皇の例による。後宮の權、寵臣の政、華奢の遊は其特色にして、鳥羽萬乘の身を以て夜、平忠盛を從へて嬖妾を外に訪ふに至り、郊外の遊には妃嬪其服飾の美を競ひ、殿上の正服を粧ふて雪見の遊を爲し、烏帽子の角、朝臣の强装束、皆な此時より初り、堂々たる丈夫、面に粉黛を施すの風も此時より初りぬ。而して政權二途に出しが爲め天皇に疎外せられしものは法皇に行きて官を得、法皇に怒られたるものは天皇に走りて之を訴ふ。是より以前は驕奢は藤原氏の

藤馬の際家の寶器、榮器の合體を奪つて、之を賴長に與へ、氏長者と、且つ忠法皇に講ふて已むる、賴長をして攝政たらしめ、之に代らしむ、用ゆる所と稱す。保元二年、少納言藤原爲憲自ら之を惡左府と稱す。盲信西建議して大に土木を興し、七內裏の民に課して營すし、內裏を經營して太政官記錄所を設け、信西政務を裁決し、信西盛んに權勢を振ひ、遂に朝廷の如し。また音樂を納れて、朝夕宴樂を事とし、遺妾を今若乙若牛若を許して生かしめ各々寺に入つて僧たらしむ。

永曆元年八月、近衛帝の后、藤原の多子を納れて、多子は公能の女にして、賴長養つて子として近衛に勸め、已に皇后たるもの尊號を得たるもの也、天皇其美を聞き群議を排して、天子に父なく、何ぞ先皇の后たるを問はんと。遂に之を納る。世に二代の后と云ふ。長元年、崇德上皇、讚岐の血を部し、大に乘經五部を書し、三年に終へ、功を壽院に之めんこと安樂を白河法皇に乞ふ、後白河天皇許さず返して曰く、朕の今世の佛經を書するは幸を希ふ爲に非ず、冥福を祈るなり、今や幸を奪ふ爲に非ず、冥福を奪ふ爲なりと。



賴長養つて子として近衛に勸め、已に皇后たるもの尊號を得たるもの也、天皇其美を聞き群議を排して、天子に父なく、何ぞ先皇の后たるを問はんと。遂に之を納る。世に二代の后と云ふ。長元年、崇德上皇、讚岐の血を部し、大に乘經五部を書し、三年に終へ、功を壽院に之めんこと安樂を白河法皇に乞ふ、後白河天皇許さず返して曰く、朕の今世の佛經を書するは幸を希ふ爲に非ず、冥福を祈るなり、今や幸を奪ふ爲なりと。

## 百八十二節　保元の亂

已にして鳥羽上皇また剃髮して法皇と號す。法皇猶ほ色を愛し、中納言藤原長實の女得子を納れて女御とし、寵幸比なく、名けて美福門院と云ふ。體仁親王は其出也。美福門院早く其子の天皇たらんを見んと欲す、而して崇德は鳥羽の見て以て子とせざるものにして、其最愛の女御の勸誘に抵抗して擁護するの愛あらざる也。此に於てか生れて僅かに三歲の體仁を立てゝ太子とし、即日位を讓らしめんとす。崇德、慨然として曰く何ぞ相促すの急なるや。然れども百官朝にあり、受禪の儀を備へて之の俟つを以て、遂に已むを得ずして位を避け、體仁帝位に即く、之を近衛天皇とす。近衛位にあること十四年、子なくして崩ず。此に於てか崇德恩らく、已罪なくして廢せられ、今や天皇儲貳なし。宜しく重祚すべし。然らずんば己の子重仁を立つべしと。中外また多く意を重仁親王に屬す。然れども美福門院は崇德を廢したる張本也。今や其愛子の早世に遇ふて、崇德が己を呪詛したりとの風說を信ぜざる能はず。故に寧ろ崇德の弟雅仁を立てゝ、崇德を拒まんとす。鳥羽法皇之に從ひ、之を立てゝ後白河天皇とし、また其子守仁を立てゝ太子とす。此に於てか崇德は重祚の望已に絕え其子重仁を太子とするの望もまた消ゆるにより、憤慨、激昂、怒髮天を衝く、已にして保元元年十月鳥羽法皇崩ず。崇德之を聞きて宮に至れば、右衛門權佐藤原の惟方、遺詔と稱して拒んで納れず。崇德、痛恨、深恚、禁ずる能はず、遂に兵を擧げて、皇位を爭はんとす。之より先き原藤忠實の子頼長、左大臣たり。兄攝政忠通と權を爭ふ。忠實、忠通を抑へて頼長を伸ばす。頼長材幹機略あり、博學精通、公卿多く比肩する能はず。然れども彼れ常に文學技藝を卑しめ、兄忠通が詩歌に達し、草隷に巧みに、聲譽あるを笑ひ、天下の士の爲すべき所にあらずと爲す。其豪健の氣、權變の才、公卿の忌む所となり、私かに惡左府の名あり。初め鳥羽法皇に寵任せらる。適ま近衛の崩じ美福門院の崇德を疑ふや、頼長法皇の近臣を凌辱す。近臣讒するに崇德の呪詛に與れるを以てす。是より法皇の寵遇衰へ、繼嗣を議するに方つても、其敵手忠通と謀つて頼長に及ばず、頼長また憤恚す。此に於てか崇德、頼長に謀るに大事を以てするや、頼長之を慫慂し、兵を四方に募つて白河殿に集む。是れ法皇崩御を去る僅かに七日の後也。內には崇德の美福門院、後白河と權を爭ふ此の如きあり。中には頼長の忠通と權を爭ふ此の如きあり。而して武門武

士また腕を扼して事を俟つあり、大亂の空氣は四方より壓し來りし也。此に於てか一霄時の泰平を見て、親政の時來れりとせる朝廷の夢は、忽然として破られぬ。法皇の將さに崩ぜんとするや、内大臣藤原の實能私かに法皇に語つて曰く、方今の形勢、陛下百年の後、大亂の興らんこと必せり、早く之に備ふる所なかるべからずと。法皇武幹膽勇の士を撰び、源義朝、平清盛、源義政等十人をして、誓書を美福門院に納れて、綾急奉公を怠らざるを約せしむ。已にして上皇、兵を起し、源爲義を招く。思らく義朝を致すを得べしと。然れども已に美福門院に先せらる。此に於てか爲義辭するに、年老ひ事に堪ざるを以てす。上皇強ひて已まず、爲義其必ず敗るゝを知るも、知己の情に酬ひんとして、其六子を率ひて起つ。末子爲朝九州の兵を率ひて之を助く、平忠政、また上皇に應ず、兵集まるもの一千人。南都興福寺の僧兵もまた之を助けんことを約す。已にして爲朝、策を立て、暗に乘じて火を放ちて、皇居を攻めんと云ふ、賴長之を聽かず、南都僧兵の來るを待ちて、堂々の戰を爲さんと云ふ。爲朝、之を罵て長袖事を過つと爲す。果然、義朝、皇居にあつて策を立て、南都の援兵の至らざるに先つて、白河宮を攻めんとす。天皇之を聽るす。義朝即夜諸將と一千七百騎を率ひ、白河殿を圍む。賴長、敵兵を見て急に諸將の官爵を進む。爲朝獨り冷然として曰く、今日の事、戰を主とす。吾は鎭西八郎にて足れりと。寡兵を以て能く戰ひ、數ば敵將を破る。已にして義朝風に乘じて火を放ちしかば。白

三年二月、天皇位を皇太子に讓る。時に天皇五歳にして、太子八歳、古今未だ曾てあらざる所也。

永萬元年六月清盛病んで剃髮し淨海と號す。

八月二條天皇を葬るや延曆寺、興福寺葬の班席を爭ふて戰ふ。



河殿遂に陷り、上皇走つて如意山に至り、勞れて進む能はず。仁和寺に入り薙髮して和を乞ふ。天皇許さず之を讃岐に流さす。賴長は南都に走らんとして流矢に傷けられ、自ら舌を嚙んで死し、爲義、忠政、近江に走り、餘黨竄逐して跡を知らしめず。朝廷之を憂ふ。少納言信西、權詐あり、策を設けて上皇に黨せし者の罪を定めて、榜示す皆な死刑に上らず。與黨之を見て思らく、死を免るると。即ち剃髮して出るや、信西執へて之を殺ろさしむ、忠政は清盛の叔父也。清盛によりて降を乞ふ、清盛肯ぜずして其首を斬る。爲義また義朝に就て出てゝ降る、義朝之を容さんことを乞ふや切なりと雖も、朝議聽さず、義朝をして之を斬らしめ、次でまた其弟五人を殺さしむ、獨り爲朝のみ、其勇武を嘆賞せられ、臂筋を斷つて大島に放たる。

### 百八十三節　保元の亂、平治の亂を生む

此に於て朝廷思らく、天下此より平ならんと。少納言信西の議によりて五畿七道に課して、宮殿を造營す。然れども大亂は更らに大亂を生まんとす。何となれば源平競爭の端此に開らけ、而して天下最新最猛の勢力たる源氏は、暫らく平民のために抑らるゝの姿ありたれば也。崇德の亂、源氏最も功あり、義朝其首を占む。清盛の如きは逡巡して弱を撰びて戰ふのみ。併かも其資望、族黨、共に稍〻王朝公卿に近し。父忠盛の時、已に刑部卿となして昇殿を許され、野人と雖も、猶ほ貴族的習氣あり。之を源氏の一流の疎野にして、武勇一片の徒なるに比して用ひ易く、用ひられ易きものあり。且つ宮中にありて事を用ゆ

承安元年十二月清盛の女德子を立てゝ女御とす。時に帝十一歳にして、德子十五歳也。

四年三月、義朝の遺子牛若、私かに鞍馬寺を出でゝ奥州に下つて藤原秀衡に賴る。

此年僧元空初て淨土專念宗を唱ふ、姓は漆氏、美作稻岡の人也。延曆寺に學びあり、後洛東吉水に庵りて、其道を廣むて風を爲す。一時靡然と

三年三月、高尾神護寺の文覚を伊豆に流す、文覚法皇の宮に至り事を奏せんとす、時に宮中歌舞入る能はず、文覚怒りて強ひて宮中に入り、太鼓を奪ひて奏を遮む、法皇疎士なして退けしむ、文覚七首を振ふて殿上に罵詈す、故に此命あり。

八月平重盛死す。

四年春二月、清盛帝に迫て位を皇太子に譲らしむ、帝、清盛の信ずる嚴島に行幸し清盛を喜ばしめんとす、園城延暦興福の三寺相議して位の後石清水加茂若しくは熊野に行幸するは前例也、嚴島に行幸するの理なしと、将に大擧して京に入らんとす、京師騒動、清盛百方慰喩して止む。

故の少納言信西の子成範の女宮に入て愛せられ小督局と號す、清盛其中宮の寵を奪はんことを恐れ之を追ふ、天皇憂鬱病を爲し、明年正月に崩ず壽二十一。

上皇を捕へ二

るもの信西と善し、故に清盛播摩守となりて、義朝右馬權守たるに至るに過ぎず。義朝意に滿たずして曰く、先臣滿仲已に左馬頭となる、臣、一族を殺ろして王事に盡くして、猶ほ此に止るかと、即ち陞叙して左馬頭となす。然かも朝廷の恩寵遂に平氏に及ばず。平氏の勢隆々として、清盛漸やく義朝の餘黨を壓せんとす。義朝初めて後白河に黨したるを悔ゆるの心あり。此より兩黨相憤り、數ば流言あり清盛將さに義朝と戰はんとすと、白旗赤旗を擁する軍士、數ば東西に往還す。白旗は源黨にして赤旗は平黨也。已にして後白河、位を避けて、其子守仁を立つ。之を二條帝とす。上皇猶ほ院中にありて、政を聽く、上皇の寵臣藤原信賴なるものあり。藏原道隆の後也。二十七歳にして中納言となり、驕奢威福を恣にす。大臣大將たらんと欲して上皇に乞ふ。上皇之を許さんとす。信西之を沮み且つ安祿山の事蹟を書して、之を奉る。信賴信西を惡みて之を傾けんとす。信西は文章博士實兼の子、通憲の入道せしもの也。博覽、宏識、才機あり、上皇に寵用せられて、威權、朝廷を傾く。然かも、慘酷にして少恩、法に任せて事を行ひ、貴族的傲慢の氣ありて、武門の無識を見て之を卑しむ。之より朝官武門之を憤るもの多し。義朝また曾つて其女の爲めに婚を信西に求む。信西其門地の異なるを擧げて之を拒み、却つて清盛の女と婚す。義朝慚憤す。此に於てか信賴義朝を說き、兵を擧げて信西と清盛を除かんとす。已にして平治元年十二月清盛熊野に行く、信賴義朝其虛に乘じて、兵を擧げ、夜三



條殿を圍み、上皇天皇を擁し、遂に二皇を挾みて大內に據る。信西豫め之を察して、獨り走り遂に捕斬せらる。此に於て信賴自ら大臣大將と稱し、冠服擧止一に天子の如し。公卿目して惡右衛門督と云ふ。已にして清盛變を聞き、道にして歸り、六波羅に陣す。信賴の舅、惟方、權大納言藤原經宗、信賴に黨して二帝を監守す。中ごろ、信賴の敗れんことを察し、夜帝をして女裝せしめ、夜私かに之を清盛の陣に送る、信賴の黨氣大に沮み、兵士往々にして離散す。然かも義朝に屬するもの二千人あり、分つて諸門を守る。已にして清盛の黨、三千人を以て宮門を攻む。信賴、待賢門を守り、重盛の攻むる所となりて走る。重盛之を追ふて宮門に入る。義朝の子、義平郎黨十六騎と横さまに擊つて之を破り、殆んと之を獲んとし、返て義朝を助けて賴盛を郁芳門に破り、進んで六波羅に迫る。清盛恐惶措を失す。已にして信賴大內の守を棄てゝ走り、平氏虛を擣ひて入る。兵庫頭源賴政、また反覆して清盛に黨す。義朝進退據を失し子、義平、朝長、賴朝及び源重成、平賀義信、鎌田政家金王等三十騎と共に東國に走り、再擧を謀らんとす。信賴途に義朝を見て曰く、何ぞ我を捨てゝ去ると、義朝怒つて曰く汝首謀にして我を捨てゝ去り、何の面目あつて我を見んとするかと。鞭もて其の面を打つて過ぐ。已にして信賴上皇に請ふて憐を求めて得ず。遂に捕斬せらる。義朝等途に土兵に攻らる重成即ち義朝と稱し十餘人を殺し其面を剝で死す。義朝閑を得て尾張內海に至り、舊臣長田忠致に倚り却て爲めに殺さる。

頼朝、時に十三歳、軍に從つて人を殺ろし、義朝に從つて走り、馬上に睡つて隊を離れ、遂にまた平氏に捕らる。平の宗清其の少弱を憐み免して伊豆に放つ。此の如くして坂東武士は武勇の名を擔ひつゝ、鄉里に奔竄して、首を潛めて時を待ちぬ。

百八十四節　源氏の平氏凌がれし所以

今や平氏、源氏に勝つ、源氏の力平氏に敵せさるにあらず。勢已むを得ざる也。源氏は平氏よりも猛烈なる勢力を有すと雖ども其根據は近畿にあらずして、坂東、東北、九州にあり。其族黨は武勇、前なしと雖も、王朝に近接せんには、餘りに野蠻也。王朝衰たりと雖も猶ほ存す。彼等は一躍して其主人たらんには、餘りに其習慣、人物思想に遠かりき。義朝、後白河のため崇德を攻めんとするや、後白河若し勝たば昇殿を許さんと云ふ。義朝之を聞きて曰く、勇士、生還を期せず、一生の思出に今ま昇殿せんと。鎧のまゝに殿上して、少納言信西のために止められる。以て其の疎野にして朝廷に悅ばれさるの風をみるべき也。是れ等しく野人と雖も、猶ほ半ば王朝的習氣ある平氏の先づ進みたる所以也。且つそれ、源氏の族黨猛勇と雖も、多くは其力を一にせずして、同族相排したり。源義朝の子義平が鎌倉にあつて叔父義賢と戰つて之を殺ろし、ために惡源太の名を得たるが如き、義朝か其父爲義を殺ろしたるが如き、之を前にしては義家、義綱と相爭ふたるが如き、之を後にしては賴政の義朝に背きたるが如き、義朝逃奔の途上、其子朝長の怯を憤つて刺殺したるが如きは、某酷烈少愛なる坂東武者の特質を示めす。之に反して平氏は源氏の如く、根據大ならずと雖も、一族能く相和せり。絶大の勇武を有せずと雖も、齊しく進み齊しく退くの力によりて、之を償ふに餘りあり。これ東國に比すれば文化進み、倫常の念固さが故なりと雖も、また清盛の巨頭能く之を統一したるによる。而して今や源氏は凡べて、平氏に壓せられぬ。壓迫は協和せしむ、『東國の總源氏』は平治の大敗によりて地理的に、政治的に功名的に、外より統一協和を敎へられ、今や混和の化學的變化を起しつゝあるの時、清盛等揚々として舞臺の上に鷹揚濶步し、地下より昇殿を許されたるを以て、公卿の姻嫉を受けて刺されんとせる忠盛の子、今や權大納言の榮位に上りぬ。

百八十五節　僧侶、盜兵となる

已にして二條崩じて六條之に代る。後白河法皇猶ほ政を院中に聽く、院宣は朝廷の權を小にし、清盛の武威は其光輝を掩ひ、生れて二歳なる幼稚は、其威信を輕ろくす。此に於てか已に朝權を輕侮して、數〳〵之を侵害したる山門僧徒は、愈よ跋扈し。源義朝の敗れて走るや、近江の僧侶、其道を遮りて之を要擊し、信賴の敗去するや、叡山の僧兵之を要して其衣服器物を奪ひ、彼等は僧兵より一躍して盜兵となりぬ。彼等の爭ふ所は、權勢と利益のみ。此に於てか二條を葬むるに方つて、諸寺の僧徒の席班を定むるに、延曆寺を以て興福寺の上にあらしむや興福寺の僧徒怒つて延曆寺の榜を切る。延曆寺　僧徒齊しく起り、其

末寺清水寺を燒て、之に報酬す。興福寺、また春日の神木神輿を奉じて闕下に嗷訴し、延暦寺を罪せんことを主張し、先帝埋葬の禮は修羅の街となりぬ。

**百八十六節　平氏に非らざる者は人に非ず**

之より先き後白河上皇、清盛の權勢を見て悅ばず。山門に命じて、清盛を討たしめんとして、事成らず。清盛大に怒り、上皇、恐懼し、遂に六條の仁安元年を以て、清盛をして內大臣たらしめ、二年遂に昇して太政大臣たらしめ、以て其の心を安んず。已にして清盛自ら已む。法皇猶は其の平ならむことを恐れ、三年二月、遂に六條をして位を避けしめ、憲仁親王をして位に即かしむ。之を高倉天皇とす、母は清盛の妻の妹也。時に六條は五歲にして、新皇高倉は八歲也。上皇の輕擧、假を弄して眞となすや、清盛の威權之より朝廷を壓し、一族にして朝臣たるもの六十餘人、族黨の領邑、三十餘國殆んど日本の半ばを有す。清盛の長子重盛、內大臣にして左近衛大將を兼ね、次子宗盛權中納言にして、右大臣を兼ね、清盛の女、德子入つて中宮となる。中宮の兄大納言平時忠、廣言して曰く、方今天下平氏にあらざるものは人にあらずと。清盛また童子三百人を放つて市中を徘徊し、己を非議するものを摘發せしむ。道路、目して惡禿と爲し、途に相遇ふもの多く回避す。之より平氏の少年また驕り、重盛の子、資盛、出遊して途に攝政基房に遇ふて車より下らず、基房の舍人、之を誰何するも告げずして馳突して過ぎんとす、舍人進んで其車簾を斬る。清盛之を聞きて大に怒り、三百の甲士を遣はして基房を要擊し、從者の髻を斷つて之を放つに至る。是より擧朝、憤伏、歷代朝權を專らにしたる藤原氏の如きも、戰々として其怒に觸れさらんことを勉むるのみ。

**百八十七節　平氏顚覆の陰謀**

即ち憤伏すと雖も、彼等は一日も回復の希望を忘るゝものに非ず。承元年權大納言藤原の成親、大將を望みて得ず。其平氏の徒に占有せらるゝを憤り、藏人源の行綱等、法勝寺の執行俊寬、檢非違使平の康頼、式部大輔藤原の章綱と謀りて、兵を擧げて平氏を亡さんとす。時に藤原の西光なるものあり、上皇に親寵せらる、其子師高、加賀守にして其弟師經目代たり、鵜川寺に入つて僧を掠む。僧之を怒つて白山及び比叡の僧に訴ふ兩寺の僧日吉の神輿、白山の神輿を奉して闕に迫らんとす。朝廷平の重盛源の賴政をして之れを禦かしめ。射て神輿に中て、僧徒を破り。更に師高を尾張に流し、延暦寺の座主明雲を伊豆に流す。已にして明雲粟津に至るところ、僧徒之を奪ふ、朝議成親と西光をして山僧を擊たしむ。成親等此時に乘して兵を擧げて平氏を亡ぼさんとす。源行綱、中道事の成らざるを察し、平氏の別莊福原に至りて之を清盛に訴ふ。清盛直ちに成親西光を捕へて之を鞫す。西光清盛の暴を罵つて已まず、清盛怒つて其口を裂かしめ。成親を備前に流し、俊寬、康頼、成親の子成經を鬼界ヶ島に流す。上皇恐懼爲す所を知らず、唯だ清盛に媚ひて其怒を霽さんと欲するのみ。二年十一月、

中宮將さに皇子を生まんとするや、後白河、自ら其席に臨み、佛經を讀み珠數を繰りて祈禱するに至る。

**百八十八節　平氏の地位、清盛の政策**

治承三年八月重盛病を得て死す、法皇歡笑常の如く悲しむの色なし。關白基房また後白河に奏し、其封邑を收む。邑は功田にして子孫に傳ふべきもの也。清盛大に怒り、兵を率ひて福原より京師に入る、基房之を聞き救を後白河に求めて曰く、重盛存するの日、臣のために救解す今や重盛なし、清盛必らず臣を苦しめんと、法皇曰く朕と雖もまた自ら保せざる也と。清盛京に入り基房の關白を已めて、大宰權帥に貶し、右中將基通を以て之に代へ、太政大臣師長を尾張に流し、大臣以下北面に至るまで、法皇黨を一掃して、三十九人の官職を奪ひ、宗盛をして兵を率ひて法住寺を圍み、法皇を鳥羽殿に幽せしむ。高倉また惶恐自ら安んぜず、位を皇太子に讓る。是れ清盛の孫にして安德天皇也。此の如くして清盛は皇室を敵とし、公卿を敵とし、源氏を敵とし、八方に敵を作りぬ。是れまた已むべからざる也。彼れ固と少數黨たり。唯だ形勢の地により、時勢の急變に乘じて勢力を占めたるものにして、且つ其起るや暴かにして、舊勢力と相衝突するを免れざる也。然れども已に進めては退くべからず、已に昇りて下るべからず。已に權勢を占めては之を把持すること、鞏固ならざれは覆亡を免れず。已に勝ては敵黨を窮迫せざれば己自ら覆亡するを免れず。彼れ朝廷に重用せられたるが故に、源氏を打擊せり。彼れ藤原氏のために抑へられんとしたるが故に、一族を國中に分布して要所を塞固せしめたり。彼れ成親西光等が己を覆さんとしたるが故に、之を除けり。彼れ法皇が天下の冒險家、希功者、不平家の孤　たらんとするを見たるが故に、法皇を鎖固せり。驕慢にして陰謀に巧なる公卿、取つて代らんとする源氏、意志なくして動され易き宮廷に圍繞せられたる彼は、退きて滅亡する乎。進みて此くする乎、二者の外、道なかりし也。これ力を恃みて暴進する少數黨が、古來常に遭遇する所の運命たり。幾多の少數黨は、退きて守らんとして、美名を懷きて滅亡したるか故に、清盛は惡名を取るも寧ろ進んで取らんとしたる也。然れども平氏は必しも、兇惡の徒のみにはあらず。其政治は私利のみにあらざりき。彼等は、爭つて勝てりと雖も、彼等を書くものは僧徒と公卿に外ならず。而して此二者は彼等を書くに、怨恨の淚を以て墨となし、憤怨の刃を以て筆となしぬ。彼等の善事は全く埋沒せられて、其兇行のみ傳られぬ。後三條が改革せんと欲したる莊園欺妄、橫領の弊は、幾分か清盛の手によりて成就せられたり。然れども後三條の改革すら關白、大臣、之を外に遮つて行れしめず、平氏何ぞ朝臣の怨を受けざるを得ん耶。桓武以來專橫を逞したる寺院は、平氏のために鎭壓せられて、發するを得ず。發すれは即ち擊れ、歷代の君主が之に觸るゝをすら恐れたる神輿も、平氏のためには遠慮なく射擊せられぬ。寺院何ぞ平民に怨なきを得ん耶。且つ清盛曾つて安藝守たり、兵庫の地、

海に據り、山に據り、宋に通じ、韓に通するの水門此に存するを見て、山國なる、山城より、都を此に移さんと欲しぬ。京師の市民、防近の農夫、何ぞ平氏を怨みざるを得ん耶。實に清盛が爲し、また爲さんとせる莊園改革、寺院鎭壓、兵庫遷都の三事は絶大の功業なりしに係らず、平氏は之によりて深く天下の怨恨不平を招きぬ。

# 第十八章　北人の天下（上）　神武紀元千八百四十年より千八百五十四年に至る

## 源氏政權を攬る

第百八十九節　源の賴政兵を起す　第百九十節　賴政の敗死、福原の遷都　第百九十一節　源の賴朝兵を擧ぐ　第百九十二節　賴朝鎌倉に據る　第百九十三節　源の義仲起る　第百九十四節　平軍戰はずして富士河に敗る　第百九十五節　平氏寺院を敵とす　第百九十六節　清盛死して平氏衰ふ　第百九十七節　賴朝、義仲と爭ふ　第百九十八節　義仲、平氏を西海に追ふ　第百九十九節　法皇義仲を厭ふ　第二百節　平氏海上の權を占む　第二百一節　法皇義仲を排せんとして敗る　第二百二節　義仲の末路及び其人物　第二百三節　神器を有せざる天皇　第二百四節　平氏の族滅　第二百五節　賴朝、義經を忌む　第二百六節　賴朝寺院公卿と調和す　第二百七節　賴朝政制を變革して大權を攬る　第二百八節　賴朝と廣元　第二百九節　鎌倉政府の地位　第二百十節　大化以來の最大變革

治承元年十一月福原の新宮成る清盛安德帝を奉じて移る已にして延暦寺數ば舊京に復せんことを請ひ、新京また怪多し、清盛已むを得ずして舊京に歸りまた藤原長方の言に從ひ、故の關白基房を釋放して舊職を與ひ、且つ法皇を奉ずること稍厚し。養和元年二月、尾形惟義兵を九州に起し河野通信兵を伊豫に起して頼朝に應ず。清盛熱を病で死す年六十四遺言して佛經を供讀せず、頼朝の首を墓前に供せしむ、攝津經ヶ島に葬る。四月、僧榮西宋より歸る。二月正月、頼朝公文所を改めて政所と云ふ、大江廣元別當たり。四月、延暦寺近江守佐々木定綱の莊より入る所

## 百八十九節　源の頼政、兵を起す

此の如くして、寺院、貴族、市民の平氏に平ならざるを見るや、治承四年、源の頼政、遂に兵を擧げて平氏を亡ぼさんとす。頼政は頼光五世の孫也。義朝の信頼と兵を擧るや傍觀して戰はず、惡源太義平に迫られて却つて清盛に黨し、其後、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す、宗盛之を得んと欲して强ゆること數は、仲綱拒む能はして之を與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を頼政に語る。頼政慨然、人心平氏に不平なるに乘じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。頼政、先づ惟長をして後白河の子以仁王を說かしめて曰く殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母寵なきを以て親王たるを得ざる者也。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして頼政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王をして帝たらしめんと云ふや、王大に悅び頼政の言により爲義の季子、行家をして東國に下つて諸源に檄せしむ。諸源多く私に之に應ず。平氏未だ之を知らず、時に紀伊熊野の別當湛增、行家の使命を聞き之を六波羅に報ず。清盛大に怒り兵を發して以仁王を高倉宮に圍む、清盛未だ頼政の叛を知らず柔順なる黨與と信じ、其子兼綱をして此一行中にあらしむ。兼綱私かに之を頼政に告ぐ。頼政以仁王を奉じて近江の園城寺に走り、寺院の勢力によりて平氏と對抗せんとす。此に於てか源氏と寺院との



の平僧供養米の遲きを怒り之を促して其家に亂入す、子定重之を拒きて僧を傷く、寺を怒て之を訴ふ遂に定重を誅す。義經、平氏の虜を携へて東下し尾張内海に至り義朝の墓を七匝せしむ。二年三月、後白河法皇崩ず壽六十六、讓位の後政を聽くこと三十餘年、二條六條高倉安德、後鳥羽の五帝を立つ。七月、頼朝征夷大將軍に任す。四年四月頼朝大に那須野に獵す、六年三月頼朝入朝し、南都の東大寺を慶して僧侶の心を執る。九年二月西行法師死す。高雄の僧文覺帝を廢して後鳥羽の第二子を立んさして隱岐に流さる。五月、律宗の祖俊芿、宋に入る。

結托漸く成らんとす。

## 百九十節　頼政の敗死、福原の遷都

然れども寺院勢力の中心は延暦寺にあり、延暦寺を誘はずんば平氏に敵すべからず。此に於てか一面、延暦寺を招き、一面、興福寺を招く。二寺初めに之に應ぜしが後清盛が米二萬石、絹二千匹を以て之を誘ふや。延暦寺之に應じ、園城寺の書辭無禮を名として之を却く。頼政即ち去つて興福寺に依らんとす。平氏の軍、二萬人、知盛、忠度、重衡を將として頼政を宇治に要つ、僧兵能く戰ふと雖も衆寡敵せず、已にして坂東の人、足利忠綱、手兵三百を以て流を亂つて頼政の本軍に迫り、餘兵大擧して之に繼ぐ。頼政大敗、一族郎黨と共に自殺し、以仁王興福寺を指して走り、追兵のために射殺せらる。平氏思らく、方今天下、平氏に敵するものなし、動亂の源ありとせば即ち寺院に外ならすと。此に於てか兵を遣はして、園城寺を擊つて之を燒かしめ、猶ほ延暦寺の盤踞するを見て、都を福原に移し、以て寺院の跋扈に遠からんとし、六月遂に都を遷す。公卿皆な舊京に離るゝに忍びず、依々として悲しむの色あり。然かも清盛の威を憚つて之を云ふものなし、清盛思らく、稍以て安かるべしと銳意して諸源を誅鋤せんとす。

## 百九十一節　源の頼朝兵を擧ぐ

時に山門、寺院、公卿久しく清盛の專橫を厭ふて之を覆さんと謀ると雖も、彼等は獨力を以て平氏を制する能はざるを見、彼等の目は等しく東北にある諸源の上

二年二月政子、鎌倉の壽福寺を立つ。建仁元年十二月上皇後鳥羽、所を定め源家長、藤原秀能、源通具、藤原有家、定家、雅經、寂蓮に命じ新古今集二十卷を撰せしむ。後拾遺、金葉、詞花、千載集と合せて八代集と云ふ。二年六月、頼家病に罹りしかば、勅して鴨長明をして員を檢せしめ又西建仁寺を立てて榮西を開山とし禪宗此に初る、榮西、備中の人、十四にして仁安三年宋に渡り、重れて文治三年宋に入り、居ること六年にして歸る。

に注ぎたり。然れども諸源は皆な默從して爲すあるに足るものなしとせられしが其中、慧眼の徒は、伊豆の流人、源頼朝に注目して、之を擁立せんとするものなきにあらざりき。彼は其系統に於ては、源家の嫡流にして、家長制度の行はるゝ當時に於ては、人の長者たる最大の資格を有したり。其父祖、義家、義朝が鎭撫したる東北の豪族は、今や南人、平氏の專制に壓せられて、出頭の機會なきを憤り、平氏に阿附する黨與の己の左右に跋扈するを怒り、何人か大亂の唱者たるべきかを思ふて、等しく目を頼朝の上に注ぎたり。其沈着なる態度は英雄の如く傳へられ其朗々たる音聲は、將師の聲として聞かれ、其十三歲にして人を斬て馬上に眠りたる往事は、今更の如くに繰り返され、其堅實にして浮誇ならざる性質は、信賞必罰の大將として賞讃せらぬ。東北の武人は朝廷を恐るゝものにあらず。腕力の前には何物も被靡せざるべからざるものと信ず。然れども其唱首を待つの心に至つては、また實に甚しきものあり。而して今や其の英雄崇拜心と、尊族敬重心とは一に頼朝の上に注がれぬ。此に於てか中宮の屬官三善康信の如き、巧慧にして陰謀好なる京官が、私かに京師の消息を通じて、他日の榮達を謀るとき、東北の武人はまた弓馬を磨きて、早く頼朝の起たんことを促しぬ。僧文覺の如きは、法皇を罵て伊豆に流さるゝや、頼朝の態度を見て奇貨用ゆべしと爲し、大業を起さんことを勸め、示めすに義朝の髑髏と稱するものを以てして之を激す。而かも頼朝猶は自ら信ぜず、優悠、遊樂を事と



し、伊豆の人、伊藤祐親の女に通じ、祐親の怒を恐れ、去つてまた北條時政の女に通ず。時政、頼朝の名家の末たるを以て陰に之を奉じて事を起さんとするの心あるを以て之を默許す。祐親、時政共に平氏の命を奉じて頼朝を監視せるもの也。行家が以仁王の令旨を奉じて源氏を募るに及びて頼朝意動くと雖も、久から諸源を誘ふとして大庭景親をして朝廷を擊たしめんとす。三善康信、遙かに京師より之を頼朝に報じ、近江の源氏佐々木秀義も、また來つて之を告ぐ。此に於てか、頼朝意を決して兵を擧げんとす。時政之を助く、坂東の將士久しく變を待つ、欠く所は唯首のみ。此に於てか頼朝已に起つと聞くや時政の子宗時、義時、秀義の子、定綱、綱高、盛綱、高綱、土肥の實平、宗遠、比企の朝宗、能員、光員、加藤景廉、大庭の景能、景俊、狩野の茂光、工藤の景光、田代信綱、安達盛長、天野遠景等各々其の族黨を擧げて之に從ふや、治承四年八月、頼朝兵を起して山木兼隆を襲ふて之を殺ろし、仁政を附近に敷き、安達盛長をして豪族を招かしむ。豪族多く集まり坂東震動す。頼朝、即ち衆三百人を率ひて相摸の石橋山に出づ。大庭景親、平氏に黨し、三千人を以て來り攻む、頼朝衆寡敵せずして敗北す、敗北の時に際しても、景親の郎黨飯田家義、景朝の爲めに景親に叛き、景親の族人、梶原景時、頼朝を匿伏の所を知つて、故らに知らざる爲して通過したるが如きは、如何に坂東の士心が、頼朝に集りつゝありしかを證するに足る

ものある也。

**百九十二節　頼朝鎌倉に據る**

頼朝已に石橋山に敗るや、航して安房に至り、先人義家の郎黨たりし三浦氏に依り、其の衆を併せて上總に入るや、下總介千葉の常胤、三百人を以て之に屬す、頼朝行く〳〵衆を乃ち道を轉じて下總に入るや、上總介平廣常を招ねく。廣常兩端を持して應せず。併せて隅田川に至る頃、廣常二萬人を以て後より頼朝に會す。頼朝、其の遲緩曖昧を責め、直ちに之を見ずして命を待たしむ。廣常初め頼朝を輕んじて異志を蓄ふ。今や其の森嚴自ら持するの風に打たれ、志を改めて之に事ふ。頼朝其の衆を併せてまた武藏を平げ、秩父の畠山重忠、河越の重頼、江戸の重長の衆を併せて相摸に歸り、千葉の常胤の言に從ふて幕府を鎌倉に開らく、坂東の豪族多く來り屬す。

**百九十三節　源の義仲起る**

此時に方つて源義仲もまた兵を信濃に擧ぐ。義仲は爲義の子、帶刀先生、義賢の第二子也。初め義賢其の姪義平と私鬪して殺さるゝや、義仲時に三歳、駒王と云ふ。乳母の夫、之を抱きて信濃に藏くれ、樋口中原兼遠に托す。駒王少小武幹あり、慨然として家門を興すの志ありて、年十三、高祖義家の故事に倣ひ、自ら石清水に至り元服して名を義仲と改む、人稱して木曾冠者と云ふ。數ば京師に往來して平氏の擧動を伺ふ、以仁王の令旨を得るに及び蹶躍して兵を擧ぐ、集る者一千餘人、平氏之を聞きて兼遠を責む。兼遠之を豪族根井行親に托す。行親、心を傾けて之を助く。甲斐の武田、上野の那須、下野の足利等の諸豪、來りて之に屬し、兵威四隣に振ふ。

**百九十四節　平氏戰はずして富士河に敗る**

清盛、頼朝の起るを聞き慨然として嘆して曰く、坂東は多く彼の家人也、之を坂東に放ちしは、盜に鍵を貸したるに同じと、十月、東海、東山北陸三道の兵五萬人を發して、右近衛少將惟盛を追討使として薩摩守忠度、參河守知教をして之に副へし、頼朝を征せしめ、別に上皇を要して曰く、願くは源氏に與みせさるの誓を爲せ、然らずんば陛下を幽することゝ法皇の如くせんと、宗盛傍より紙筆を勸む、上皇已むを得ずして誓書を與ふ。已にして平軍、東海道を下ると聞き平廣常、頼朝に說きて曰く、坐なから敵を待つは、進んで之を逆ふるに如かず、寸土尺地も之を占むれば則ち我有也と。頼朝、即ち足柄の險を超へんとす。平氏、また足柄を超へんとす。軍監藤原忠清曰く、豆駿の軍未だ集まらずして險を越ゆるは不可也と、富士川を前に控へて陣す。此に於てか頼朝、足柄の險を超へてまた富士川に至る、兵凡そ二十萬と號す、氣、南軍を壓す。是れ國史ありて以來の大軍也。平氏已に北人の勇武を聞ひて氣沮む。此時、北條時政已に甲斐に入り、二萬人を募り、武田信義をして率ひて平軍の後より迫らしむ、道富士沼を經て夜澤中の水禽を驚かす、平氏其聲を聞きて大軍後より迫るとなし、潰散して走る。頼朝即ち返つて坂東を定む。適ゝ弟義經も秀衡の許より來り屬す。

源の行家また兵を擧げて尾張より美濃に入るや平知盛、平通盛、平清經、平忠度等進て之を美濃の板倉に破る。賴朝、弟僧義圓を遣はして行家を助く。平の重衡維盛等また之を尾張の墨股河に破りて義圓を殺ろす。行家大敗して參河に走り矢矧河を保ち、老兵三人を放ち京師に赴く役夫とならしめ、行く〳〵流言を放て曰く、源氏の大軍後より至らんとし、前鋒藤川にありて、後軍は橋本見附にありと。平軍動搖して退く。行家即ち檄を飛ばして沿道の民に諭して曰く、平氏敗れて走る、一矢を放たざるものは源氏の仇敵なりと。士兵四方に起つて平氏を追ふ。平軍大に潰へて歸る。

**百九十五節　平氏寺院を燬とす**

北方已に源氏の征服する所となるを聞くや、平氏震驚、先づ衆心を安んぜんがため、都を京師に遷し、關白基房を前官に復す。是れ延曆寺の僧徒と、公卿の不平を洩かならしめんがため也。然れども事已に遲かりき。機會の變、勢力の消長を見るに敏なる僧徒公卿は、南北の勢已に定まる所あらんとするを見て、私に內より平氏を覆さんとす。十二月山本義經、柏木義兼、兵を近江に起して遙かに賴朝に應ずるや、延曆寺園城寺の僧徒、また之を助く。清盛、知盛等をして擊つて之を夷げしむ。義經、義兼、走つて鎌倉に歸す。平軍進んで園城寺を攻めて之を燒く。僧徒戰つて死するもの八百餘人。兵火にかゝるもの塔廟六百七十三、次津の民家、二千八百五十三宇、佛像二千、一山擧つて灰燼に歸す。平氏また妹尾兼



康をして大和の檢非違使たらしむるや、興福寺の僧徒之を攻めて、其衆數百人を殲滅して、猶澤に梟し、また木偶の首を作りて之を打ち、且つ蹴て清盛の首と云ふ。此に於てか平氏、京師傍近にある可燃分子を排除し、以て野を清めて源氏を待たんとし、藏人頭重衡通盛等をして擊つて之を滅さしむ。僧侶、奈良坂と般若寺に砦を築きて之を守る。平氏從て火を放ち、擊つて之を殲くす。是より平氏益す民心を失す。時人の僧侶を見る猶ほ清盛の之を見るが如し。然れども寺院の神聖を剝ぐに至つては、時人の兇惡とせざる能はざる所なれば也。

**百九十六節　清盛死して平氏衰ふ**

養和元年正月高倉上皇崩じ、二月、清盛また熱を病んで死す。時に歲六十四、彼は後三條より後るゝこと七十年、均しく舊例古格に從ふを屑とせざる變革時代の精神の子也。然れども後三條は唯だ藤氏の權の恐るゝに足らざるを見たるのみ。清盛に至りては、更らに歷史の從ふに足らざる、寺院の信奉するに足らざるを見たり。苟も見て以て治道に妨ありとなすや、千年の歷史的神聖を有するものをも破壞して省みざらんとす。彼れは寧ろ武將にあらずして、貴族的の改革者のみ。彼固より所謂る改革者の理想を有したるにあらず。然れども歷史と積勢との將さに捨てられんとする變革時代は、正しく彼に於て其の權化を見たりき。故に舊勢に附隨したる公卿、寺院、諸國の豪族は、多く之を惡みて其の覆らんことを希ふたり。然れども、其剛膽果決に壓せられて猶ほ畏服したり、今や、

彼れ逝く、餘ます所は暗弱にして意思なき宗盛あるのみ。知盛の狷介なる、重衡の沈毅なる、敎經の雄武なるありと雖も、宗族を統一するの巨頭にあらず。彼れ去るや平氏の勢散漫して反對族黨、公卿、寺院の勢威、勃然として盛ん也。

初め頼朝の捕はるゝや頼盛の母、池の尼之を救ふ。

**百九十七節　頼朝、義仲と爭ふ**

頼朝、未だ平氏の衰ふる此の如きを知らず、已むなくんば天下を頒分して、平氏と共に朝廷に仕ふる父祖の如くならんと欲し、未だ平氏の全く顚滅し得へきを信せざる也。故に根を坂東に定め、而して後ち進まんとして坂東の經營に汲々として、數ば書を平の頼*盛に送りて、前日救命の恩を謝し、且つ朝廷に上書して必しも、亂を企つるにあらず、朝廷若し平氏を棄てずんば、相和して幷び仕ふる昔日の如くするも可なりと云ふ。其野心猶ほ狹小なりし也。此時に方つて義仲數ば京師に往來して其の情僞に通じ、必ず擊つて之を倒すべきを信じ、鋭意して木曾より京師に入らんとす。故に平氏の憂ふる所、寧ろ義仲にあり。壽永元年九月、越後の城の長茂をして後より義仲を擊たしむ。長茂越後奥羽の兵四萬人を發して筑摩川に出づ、義仲三千人を以て之を逆擊し、詐つて平氏の赤旗を建て、近くに及んで白旗を擧げ、馳突して之を破り、其の將今井兼平、樋口兼光、楯親忠、根井行親等をして長驅深入、越後を徇へしめ、兵威大に振ひ、返て京師に上らんとす。之より先き藏人行家の、平軍に破らるゝや、鎌倉に歸つて頼朝に乞ふに、一國を頒して再び兵を起さんことを以てす。頼朝之を省みすし



曰く余、兵を起してより已に十國を頒し、義仲もまた五國を取る、方今天下皆な取るべし、公何ぞ自ら取らすして、我に乞ふ耶と。行家は頼朝の叔父也。之より頼朝を以て薄恩となし、去て義仲に頼る。此時、行家の弟志太行廣も、また兵を常陸に起して頼朝に詣る。頼朝之を待つこと厚からず。義廣之を憤り三萬人を率ひて上野に至り、頼朝に叛かんとす。足利の忠綱之に應ず。已にして小山の朝政の襲擊する所となりて走つて、義仲に依る。頼朝已に義仲の威聲隆々たるを見、また已に先じて京師に入らんとするを見て、源家の統領たる己の威權に害ありとなす。今や已に平ならざる行家、義廣を容るゝを見て、更らに之を憤る。時に甲斐源氏武田信義其の孫女を以て義仲の子、義高の妻たらしめんとす。義仲其の系統の相如かざるを擧げて之を拒む。義高慚憤、去つて頼朝に至て義仲を讒し、頼朝に先つて京に入るは、其志疑ふべしとなす。頼朝遂に義仲を擊たんとして壽永二年三月十萬人を率へて信濃に入り、碓氷峠に陣す、義仲の諸將多く逆へ戰はんと云ふ。義仲、同族相戰ふは一利なくして百害あるを論じ、避けて越後の國府に行く。頼朝兵を引て歸り使を遣はし、行家の頭を得て甘心せんと云ふ。義仲之に答へて曰く、行家は他人にあらず、公と我との叔父也。之を殺ろすに忍びずと、即ち長子義高を質として和を乞ふ。頼朝之を許し、妻はすに其の女を以てす。義仲其の將士の妻女を招きて論して曰く、義高を頼朝に質とするは、是れ卿等の夫婿を保全せんとする所以也と。妻女

承元二年勅して專修念佛宗（淨土宗）を禁ず、其始祖黑谷の源空を土佐の流す。二年、熊谷直實族人と訴へて勝つ、遂て黑谷に入り淨土僧となる。

曾な感激して涙に咽ぶ。此の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び頼朝によりて開かれぬ。

**百九十八節　義仲平氏を西に追ふ**

義仲、已に頼朝と和す此に於てか、後を顧みすして直ちに京師に入らんとして、先づ塺を越前の火燧山に築き、平泉寺の長吏齊明、富樫入道佛誓、林六郎光明、仁科守弘等をして之を守らしむ。齊明、私に平氏に通じ、城遂に陥る。平氏勝に乘じて越前加賀を略し、三位中將維盛、越前三位通盛、薩摩守忠度、皇后宮亮經正、安房守清房、三河守知教等十萬餘人を率ゐて加賀能登の境、志保山に陣す。是れ平軍の精鋭を集めたるものにして、其志一擧して義仲を夷けんとするにあり。義仲時に越後の國府にあり、急に越中に出で、行く〳〵五萬人を集めて、砥浪山に陣し、伏兵を設くること五所、自ら黒坂峯に上りて敵軍の目標となる。平氏必らず義仲を得んと欲し競ふて黒坂の峯に進む。已にして夜に入り義仲の伏兵五方に起り、平氏を俱利加羅の谷に陥擠して其一萬八千人を殺ろす、餘衆走つて加賀に入る。義仲長驅連戰東山、北陸の二道より京師に迫る。*平氏驚惶、出る所を知らす。清盛の生時は佛寺を鎭壓して一歩も假さゝりし平家、今は宗族連署して、誓書を延暦寺に奉り、藤原氏が興福寺を氏寺とするか如く、延暦寺を氏神とし、禍福、喜怒、一に山門と共にせんと稱して、以て其の援兵を乞ふに至る。**然かも勢利の外、眼中に存せさる山門は、已に衰威に近よれるを見て平氏を助けさる也。此に於てか、七月義仲進んで琵琶湖を濟つて近江に入らんとするや、百濟寺之に五萬石の米を供し、延暦寺また義仲の秘書僧、大夫房覺明の遊説によりて義仲に應じ、平氏を挾攻せんとす。平氏恐惶、西海に走り、九州との兵士と水軍を以て戰はんとし、天皇と三種の神器を擁して西奔す。法皇潜かに延暦寺に奔り、攝政基通、左大臣經宗、右大臣兼實等、百官皆な先を競ふて延暦寺に入る。此に於てか義仲一兵を失はずして京師に入る、義朝の敗北以來二十二年、京人初めて白旗を見る。

**百九十九節　法皇義仲を駈ふ**

八月、法皇、法住寺殿に歸り義仲を左馬頭として伊豫守を兼ねしめ。行家を備前守とす。*世義仲の起るの驟かなるを以て旭將軍と稱す。法皇また平氏二百餘人の官爵を削り、義仲行家の二人をして之を討伐せしめ、安德西奔して、京師主なきを以て、新たに天皇を立てんとす。世人多く望を北陸の宮に屬す。北陸宮は故以仁王の子にして、僧となりて難を越後に避けたるものにして、義仲の勸むる所となりて髪を養ふ。義仲之を立てんとす。宮人或は其一旦僧となりしの故を以て之を沮む。法皇寵姫丹波局の言に從ひ、高倉の第四子を立つ。之を後鳥羽帝とす。義仲憤懣、法皇を憾む。此時に方つて、義仲の兵京師にあるもの五萬人、糧食續かず、各〻民家に入りて抄掠を事となす。初め京人、平氏の專横を怒り、日々源氏の速かに京に入らんことを祈りしが、平氏は威壓するも抄掠せざりき。然るに今や源氏の



*此間加賀の篠原の戰に齋藤實盛白髪を染めて錦の袍を着て少年の如くして戰つて死す。實盛は源氏の徒にして義朝と共に東國に走りしも後平氏に屬したるが、*ために平氏に殉したるなり。義仲之を見て其の生命を恩人たりしを以て回顧して涙を流すの意、此の北人の意氣此のものありしかきの如きものありしを也。

**平氏延暦寺の援を請ふの文に曰ふ

す二人之を否むに因て之を攻む

*畠山重忠、頼朝に屬す、其族人重能、平氏に從ふ、能て義仲と戰ふに、平氏西海に走るに方つて重能又た義仲に志を通じて二心を懐けるを以てす。

來るや、威壓に加ふるに抄掠を以てし、且つ其の疎獷なる北國の風習は、深く京人に不快の念を與へて、輕侮せざる能はざらしめたり。此に於てか一旦厭惡せられたる平氏の記臆は、再び復活したり。其の暴は忘れられて、其の美事は想起されぬ。其二十餘年の榮華、一朝夢の如くに消え失せたるの一事は、人をして興亡古今の感に堪へずして、寧ろ之を憐むの心を生ぜしめぬ。其の同族の情に厚くして、相率ひて零落の淵に投ずるを避けざるの意氣は、人をして惻々の念に堪へざらしめぬ。而して京人的倨傲の念を以て、北國の武士の疎野を輕侮厭惡する最も甚しきものは、法皇なりき。故に頼朝と義仲と爭はしめ、其の間に立ちて權力の平均を制せんとし、私かに頼朝を招く。頼朝辭するに關東未だ平ならざるを以てす。

**二百節　平氏海上の權を執る**　初め平氏の西走せんとするや、倉皇、狼狽、隊を亂して走る。*故に先づ福原に會して、勢を整ふ。會するもの七千餘騎のみ。曾つて天下の都府たりし市府は、今は荒れ果てゝ榮花の跡を止めず。花見岡、月見濱、雪見原、船見の浦、里の內裏等、荒廢、頽敗、徒らに古今の感に堪へざらしむるを見て、一門の族黨三百餘人、皆な感慨の淚に堪へず、清盛の墓前に會向し、最後の弔、一生の思出と稱して、管絃講を催ふし或は笙を吹き、或は簫を吹き、或は笛を吹き、或は琴を彈じ、鉦皷方磬、太皷、琵琶等其の京師の宮廷に風流を競ひたるを盡くし、**皆な京を望みて泣く。此の如きもの徹宵、翌朝火を放つて宮殿を燒き、首を回めて北に歸らしむ。また維盛衆に後る。衆其故を問ふ、曰く妻子我を慕ふが故に後ると。衆曰く他人皆な妻子を具す。何ぞ獨り厭さるゝやと。維盛曰く假令ひ何ぞ厭ふるも、何ぞ能く長きを保全するを得んやと。衆皆な泣く。維盛は世に云ふ如き怯者にあらず。

**平氏の風流此に止まらず、忠度は淀川より京に歸り夜私かに和歌の師俊成の門を叩き、錦袖よりり歌集を出して曰く、平族正に亡びんとす、君幸に一首百世に托すれば、後成其志を集中に收めむ。是れ千載集の賀の部にしれにしを昔ながらの山櫻かな』の歌也。

らして焰を望み海に航して太宰府に走しる。此の時に方つて緒方三郎維義、豐後にあり、平氏の奔來せるを聞き、後より之を攻む。平氏敗走してまた海に航して長門に至る。長門の目代紀の光季、戰艦百餘艘を以て之を迎ふ。平氏大に勢を得て門司を略し、赤間關により中國西海の口を扼し、且つ讃岐の屋島に行宮を立てゝ、四國を徇へ、進んで山陽道を略して、內海の權を取り、兵勢大に振ふ。已にして十月義仲其將矢田義清、高梨高信、海野幸廣等を遣はして、平氏を打つ。北人水軍に習はず。平重衡敎經等の爲めに破られ、全軍顚覆す。此に於てか義仲將に自ら進んで平氏と戰はんとす。之より先き、法皇、行家をして平氏を討たしめんとす、義仲曰く行家、勇は即ち勇なりと雖も、數ば敗るゝを如何せんと。行家之を聞き義仲を法皇に讒し、將さに義仲を打たんとす。義仲之を憤る。已にして頼朝、其弟義經、範頼をして兵を率ひて京に入らしめんとするを聞き、義仲平氏を捨てゝ京に入る。行家之を聞き平氏と戰つて義仲と和せんとして、私かに播磨に下る。平氏之を室山に逆擊して破る。此より平氏更らに振ふ。思らく回復もまた難からずと。

**二百一節　法皇、義仲を排せんとして敗る**　此時に方つて平氏山陽を扼し、頼朝東海道より關東を扼し、京師の貢米上らず、義仲愈よ糧食に窮し、其兵四出して抄略し、神領寺領の青苗をも苅るに至る。法皇人をして義仲に言はしむ。義仲糧食の出る所なきを以て之を聽かず。最後に檢非違使

平知康をして言はしむ。知康巧慧にして柔佞、鼓を以て法皇に用らる、世に蛾の判官と云ふ。義仲知康を見て嘲つて曰く、世、卿を稱して蛾の判官と云ふ、人の爲めに掘たる乎と。知康慚憤して歸り法皇に奏して曰く、義仲叛形已に現はる、宜しく之を誅すべしと。法皇直ちに延暦、園城二寺の僧兵を召し、廣く兵を近畿に募る。市井の無賴、兇惡の僧徒、之に應するもの二萬人、知康之に將として法住寺殿に據り、寺社の符、佛像を四壁に帖して、以て敵人の矢を防ぎ進で義仲を攻めんとす。義仲怒て曰く已に兵あり、食なかるべからず、食を京師に募るにあらずんば、京師の守護たる能はず。且つ市人農夫に徴するも、未だ公卿に及ばず、法皇何の苦しむ所あつて咎めんとするか。義仲最後の戰して屍を都に晒さんと。從者之を諫むれども聞かず、曰く假令ひ天子と雖も、我れ豈に手を束ねて制を受けんやと。一千餘騎を以て進で之を攻む。延暦寺の僧兵先づ破れて、餘衆壞走し。天台座主明雲大僧正、長吏圓慶法親王以下の首領多く射殺せられ、法王輿に乘じて走らんとして、矢島四郎行重に執られて五條内裏に幽せられ、市人狼狽皆な外に走しる。此に於てか義仲其部下を會して曰く、我已に法皇と戰つて勝てり、天子とならん乎。法皇と爲らん乎。法皇は法師のみ、法師とならんも笑ふべし。天子は童幼のみ、童子となるも可ならず。去らば我關白たらん乎と。其秘書僧覺明曰く關白は藤氏にあらずんば能はずと。即ち自ら院の別當と稱し、丹波を領す。此時北國蠻人の眼中、人主、人臣の別なく、唯だ天皇は諸侯の大なるもの、若しくは一の官職に過ずと思ふのみなるを見るべし。義仲更らに三條中納言朝方以下四十九人の官爵を削り、前攝政基房の女を娶り、基通の關白を已め、基房の子師家を内大臣として攝政せしむ。

**二百二節　義仲の末路及び其人物**

此の時に方つて範頼義經法皇の命を奉ずと稱し、實は義仲を討つて其權を頼朝一家に集めんとし、六萬人を率ひて尾張熱田にあり。京師の變を聞くや義經は伊勢路より、範頼は近江路より道を分つて進む。義仲之を聞きて、頼朝の猜疑遂に脱すべからざるを知り、寧ろ平氏と和するも頼朝と戰はんとし、急に使を發して、平氏を招き、力を併せて頼朝を征せんと云ふ。平氏の一門之を聞き大に悦ぶ。獨り中納言知盛喜ばずして曰く、平氏零落すと雖も、何ぞ木曾將軍と袂を聯ねて周旋せん耶。我に天子あり、三種の神器あり、義仲若し和せんとせば、冑を脱し、弓絃を弛めて、軍門に降るべきのみと。宗盛之に從ひ和遂に成らず。已にして壽永二年正月、義經二萬五千を以て宇治に入り、範頼三萬五千人を以て勢多に迫る。義仲兵少なく僅かに今井兼平、山本義弘をして五百人を以て範頼を拒き、根井行親、楯親忠をして三百を以て義經を宇治に拒かしむ。義經の將、佐々木高綱、梶尾景季、畠山重忠等、流を亂して進む。義仲の將士、力戰すと雖も、衆寡敵せずして敗走す。義經進んで京に入り、兵を縱つて義仲を攻む、義仲且つ戰ひ且つ走り遂に粟津に敗死す*。此の如くして當時の東北の野人

*義仲死するや頼朝の許にある義高、走つて藏れんとす、頼朝之を殺さしむ。頼朝の病める女、悲んで死す。政子頼朝を尤むるを以て頼朝使者を罪して之を斬る。

を代表する最好の標本武士は終りぬ。彼れ源家の嫡流たる聲望を有する頼朝の如くならず。坂東形勝の地を占むる頼朝の如くならず。東北諸源の心を得る頼朝の如くならず。一族郎黨を有する頼朝の如くならず。一旅の帥なくして、木曾の僻地に起り、手に唾して東山北陸を定め、頼朝が坂東の割據に汲々たるとき、勇往直進、平氏の根據を顛覆す。彼は獨り源氏の陳勝呉廣たるのみならず、殆んど英雄の材ありき。唯だ其聲望、頼朝の如くならず。京人の逃れて彼に依るものも、頼朝の大江廣元あるが如くならず、僅かに一の僧侶覺明あるのみにして、政制の學識あるものなく、經綸の才あるものなし、其野人的心性を直ちに京師に用ひんとて敗る。其材頼朝に劣るにあらず地位相加かざる也。併かも其人情に厚きや、頼朝の酷薄の得て比する所にあらざる也。

*讃岐阿波の武人二千人背きて源氏に應ず。教經之を走らし、淡路に至つて頼朝の從兄弟義賴義久を得、義經を得、遂に河野通信を伐つ。通信九州に走り、緒方維義と力を併せて前の今木に據る。義禪また進んで之を破る。

**二百三節　神器を有せざる天皇**

源氏、内に相爭ふや、平氏之に乘じて山陽南海の十三州を略定し、大坂に來り、福原の舊都を修めて、安徳帝を奉じ、西は一の谷より、東は生田に壁し、山海の形勢に依つて守る。其徒衆十萬人。適*之に背叛するもの皆な討滅せられ、威聲、京師に迫る。此に於てか範頼五萬人を率ゐて丹波路より、兩道日を刻して福原を攻む。範頼已に東門より迫り土肥實平、義經の兵七千人を分つて一の谷より西門を攻む、平氏全力を注ぎ　東西兩門を防ぎ、互に勝敗あり、義經間に乘じ、急に鵯鳥越の斷崖より、下り



擊ち、火を放ちて之を攻む。平氏大敗、爭ふて舟に乘じ、四國に走る。此役平軍死するもの一千餘人、忠度、通盛、盛俊、國盛、敦盛、知章等の宗族、其の中にあり、重衡また生擒せらる。之より先き法皇三種の神器なくんば天子たるの資格の欠けんことを憂ひ、土御門を立つるも、久しく即位の禮を行はず。今や平氏敗殘、其宗族の生擒せられしを見て、重衡を以て神器に亘へんとして院宣を下す。平氏聽かず、勅使花方の面に烙印して其髻と鼻梁とを斬て之を追ふ。法皇大に怒る。左右曰く、神器賊にあるか故に即位の禮を行はずんば、是れ賊徒神器を有するか故に重くして、我れ自ら輕としとするもの也。宜しく神器を須たずして位に即くべしと。内大臣兼實曰く、神器なくして位に即くべしと。是れ、神器を輕んじ國躰を傷くるもの也と。法皇從はず遂に即位の禮を行ふ。時に天皇五歳、實に土御門の即位は古今國憲上の大事變たり。昔し清寧の崩するや嗣なく、群臣、顯宗を民間に求めて之を立つ、是れ人臣、天子を策立するの初なりと雖も、此時猶ほ神器あり、傳國の寶器たり。若し天子にあらざるもの天子を立つる能はずと云はゝ三種の神器を有するの一事之を解説するに足るべし。今や然らず土御門は何によりて立ちしか、法皇之を立てしと云ふ乎。法皇の天子ならざるや、猶ほ、兼實の天子たらさるが如し。皇親と云ふと雖も、天子にあらさるや即ち同じ。若し群臣之を冊立すること、顯宗の前例の如しと云ふ乎。彼には神器あつて此には神器なし。況んや此時、安徳嚴然たる天子にして、

神器を有す。今や全く然らず、故に土御門の即位は、舊例の外に天皇策立の新事例を開らきたるものにして、後來天下南北兩朝に分れて、吉野南帝の外、別に京都北帝の立ちて天下を統治するの端を開きたるもの也。

**二百四節　平氏の族滅**

義仲已に敗死して平氏また奔竄す。天下皆な九郎義經の武を稱し、『鬼神』と號せられたる義仲を、一戰に滅したる武名は到る處に傳唱せられ、坂東の將士、多く望を義經に屬す。賴朝之を悅ばず、範賴を奏して參河守となすも、義經の爲めに奏せず。然れども朝廷、義經の勳功を識認して左衞門の少尉として檢非違使たらしむ。賴朝之を聞き益す悅ばず。壽永二年九月再び平氏追討の軍を起すや、義經を用ひず、範賴をして十萬餘人を率ひて軍事を專領せしむ。時に平氏、根を屋島に据ゑて山陽を縱橫し、其將知盛は門司を略し、九州を徇へんとし、行盛、備前の兒島にあり、範賴藤戶の海を渡つて之を破り、進んで長門を攻めんとす。然れども糧食船艦を缺き、兵氣沮喪し、或は歸らんことを思ふ。已にして豐後の臼杵の惟隆、戰艦八十艘を以て之を助く。周防の木上の遠隆、糧食を送る、範賴、三浦義澄を赤間關に止め、進んで豐後に入り、原田の族を走らす。然かも平氏の勢威之がために減せず。義經之を聞き自ら進んで戰はんことを乞ふ、賴朝已むを得ずして之を用ゆ。文治元年二月、義經、京を發し、船師を渡邊福島に整ふ。兵集るもの僅かに六千人*。船百五十艘。大風に乘じて出づ、其阿波に達するや從ふもの船五艘、將士百五十人のみ、攻めて勝浦の城を落とし、直ちに屋島に向ひ、鬨松の市に火を放つて之を攻む。平氏備へずして大に狼狽す。已にして義經の寡兵を見て擊つて亡さんとす州人多く義經に就き、部下また漸やく集まる。平氏遂に走つて九州に入らんとして範賴に支られ、長門に上らんとして三浦義澄に支られ、進んと欲して進む能はず、退かんとして退く能はず。空しく赤馬關、壇浦の間に徘徊す。平氏の勢威已に盡きんとするを見るや、所在の豪族相率ひて源氏を助く。曾て行家が以仁王の令旨を傳へたるを初めて告訴せる熊野の別當湛增も今は二千餘人を率ひ、二百餘艘の戰艦を以て、源氏に屬す。是れ南海水軍の尤なるもの也。平氏、其旗を望んで悵々す。河野通信もまた一百五十艘の水軍を以て源氏に屬し源軍の氣益す昂る。加ふるに平氏潮に逆て進むが故に勞すること多くして退き易く、源氏は潮に乘して進むが故に、勞少なくして功多し。此に於てか平氏の一門皆な志を決して共に死せんとし、船艦を清めて敵を待つ、戰は中納言知盛の名を惜しみ、恥を重せよとの命によりて開かられぬ。惡七兵衞景清の源氏を罵る聲によりて續かれぬ。九州一の强弓、山賀の兵藤次秀遠が率ひたる五百艘の先陣より射かけたる矢戰となりぬ。兩軍强弓の矢競となりぬ。已にして兩軍相接し短身相接するや、阿波田內左衞門の父民部の重能、平氏に叛き、三千人を以て源氏に應ず。平氏の軍、之を見て動搖するや源氏之に乘して掩擊し、平氏遂に大敗し、列を亂して走る。清盛の

妻二位の尼、神璽を挾み、寶劍を帶び、安德天皇を懷きて海に投じ平大后德子、また繼で海に投じて捕られ、宗盛、時忠生擒せらる。敎盛は知盛と相剋して死し、敎經、維盛、資盛、有盛、行盛等皆な海に投して死す。此の如くして二十二年の間、天下を專制したる大族の榮華の跡は、夢の如くに消へ失せぬ。

**二百五節　賴朝、義經を除かんとす**　平氏已に夷らき、天下大に治まらんとす。賴朝、刑賞の權を鎌倉に集めんとして、諸將士の未だ京に入らさるに方つて、使をして言はしめて曰く、鎌倉の奏を待たずして任官恩賞を得べからず、之を受くるものは鎌倉に歸るを許るさずと。以て大權の朝廷に出てゝ、將士を其門に集めんとするを遮きる。而して其の最も目ざす所は、義經にあり。義經勇武にして矯捷、其戰ふや必らず衆に先つて進み、衆人多く之が用を爲さんことを欲し、賴朝の旗下武功を喜ぶもの多く望を屬す。彼は賴朝と匹敵せんには欠くる所唯一、源氏の正嫡たるの資を有せさるにありと雖も、彼れ若し、法皇の朝廷により高官を得はまた以て之を稱ふるに足らんとす。法皇の彼を愛する此憂なきにあらず。賴朝の禁令實に此の猜疑に出づ。而して之と共に私に西海に從軍せる將士に命じて、義經の用を爲す勿らしむ。義仲、平氏の猶ほ存するや賴朝已を得すして之を用ひき。今や勁敵已に亡ぶ。賴朝の心を勞するものは、義經なりき。狡兒已に亡ぶ、亘狗正に煮られんとす。義經の兄弟の情を信するの厚き、之を知らず。往々獨斷、事を決し、每事鎌倉の命を待つこと範賴の如くならず。また賴朝の弟たるの故を以て、賴朝の寵臣と爭つて隙あり、讒間を招く。五月、宗盛以下の俘虜を携へ揚々として鎌倉に入らんとするや、賴朝戒心將士を集めて自ら守り入をして義經を腰越に止めしめ、鎌倉に入るを許さず。其の曾て賴朝の命を待たすして法皇の官職を受けしを責め、且つ其法皇より受くる所の二十四邑を奪ふ。義經、憂悶、大江廣元により書を上つて自ら解く、賴朝遂に許さず、北條時政をして四徒を受けしむ。義經望を失して快々として樂まず、始めて賴朝を憤るの意あり。已にして八月、賴朝奏して義經を伊豫守とし院の廐の別當たらしめ、少しく其心を和げしめ、且つ私に諸將に命じて之を擊たしめんとす。三浦、佐々木、千葉、畠山の諸將皆な口を噤して可否を云はず。また自ら征伐の命を受けんとするものなし。賴朝梶原景時の言により土佐坊昌俊に命ず。昌俊は元奈良の僧徒の首魁の一にして、興福寺が平氏に燒擊せられたる後、去つて賴朝に投じたるものなり。昌俊熊野詣に托して私かに京に入りて、義經を襲はんとす。義經偵して之を知り、賴朝遂に已を殺さすんば已まさるを察し、進で賴朝を擊つの院宣を乞ひ、九州四國の兵に賴つて自ら守らんとす。昌俊一夜、義經の第を襲ふ。義經擊つて之を退け、追ふて之を鞍馬山に獲、首を六條河原に梟す。賴朝、陰謀已に現はるゝを見るや、坂東の兵を擧げ、十一月自ら將として駿河の黃瀨川に出づ。義經之を聞き、行家と共に九州に下らんとし途に風雨に遇ふて相失し、歸りて吉野山に藏る。

朝廷其材武と譴慎を惜しむ。然かも頼朝を恐れ、黙かに其の官を削り、義經の名を奪ふて義顯とし、天下に令して之を捕へしむ。已にして義經北陸より陸奥の衣川に入り、再び秀衡に頼る。

**二百六節　頼朝、寺社、公卿と調和す**

天下漸く定まらんとす。此に於てか頼朝天下を一統して刑賞征伐の權を鎌倉に集めんと欲す。如何にして天下を一統せんか。彼れ平氏の果斷勇決、公卿の莊園を奪つて其怨を買ひ、寺院の權を抑へて其憤を挑發し、而して寺院公卿は平氏を顚覆せしめ、人心を失せしむるに於て、一大勢力なりしを見たるが故に、彼の最初の政治は、先づ寺院、神社、公卿と調和して、之を撫するにありき。彼れ多くの寺院神社に領地を寄附して、武士の侵入を禁して、以て僧侶神官の歡心を買ひぬ。彼れ天下の財を集めて、東大寺大佛殿の再造を助けて*、建久六年、親臨して之を落して、僧徒の歡心を求め、而して僧侶が無禮の擧動ありて、梶原景時の鎭壓に激して蜂起せんとするや、結城七郎朝光をして、僧侶の前に跪きて、過を謝せしめて以て、僧侶と事なきを希ふたり。彼れ奈良の寺院を燒撃して、僧侶の怨を買ふたる重衡、を、奈良の僧に與へて其の憤を洩らさしめぬ。建久四年延暦寺の僧徒が左兵衛尉佐々木定重を愬訴するや、定重の勳功あるに係らず、彼れ斬つて之を僧徒に與へぬ。此に於てか平家の鎭壓政略を憤りたる寺社は、頼朝を以て再生の救主の如くに風說しぬ。彼れ莊園を撿して之を公卿に還せしかば、公卿は頼朝を以て治躰を知るの武將となしぬ。此の如くして公卿寺院、共に頼

*東大寺に費す所銅七十三萬九千斤、黃金一萬四百三十兩、水銀五萬八千六百三十兩、白蠟一萬二千六百斤、金箔十六萬五千枚、炭一萬六千五百十六石。

朝を謳歌するや、彼は國躰を變革して、權力を鎌倉に集めんとす。

**二百七節　頼朝政制を一變して大權を攬る**

此時に方つて諸國前代よりの國司ありて州郡を領し、公卿豪族の莊園はまた其の代官たる莊司ありて公領、公官、私領、私官、犬牙錯綜して刑賞の威、租稅の權、其の出づる所を一にせず。若し前代の制度に一任せん乎。統一の業行ふべからず。此に於てか文治二年正月頼朝、北條時政をして義經を伐つて京師を守護せしめ、朝廷に奏せしめて曰く、方今天下漸く平なりと雖も、所在不逞の徒少なからず、坂東の如きは臣の居に近し、之を鎭撫する難からずと雖も、南方西國に至ては道路遼遠、兵を出すこと容易にわらず。若し一々兵を出さば民、其の費に堪ざらんとす。故に願くは諸國に守護を置き、莊園に地頭を設けて、州郡不逞の徒を追捕せしめ、臣之を統べて日本惣追捕使たるを得ば天下是より安きを得ん。而して追捕の費として莊園、公領を問はず五畿、山陽、南海、西海の二十六國（後六十六國に普通す）領主に納るゝ常稅の外、毎段五升の米を出さしめんと。朝廷は深く思慮せず、公卿は莊園の回復に滿足し、一人彼に反對する者なくして之を許るす。是より天下兵馬の權一に鎌倉に歸す。夫れ諸國已に國司あり、莊園已に領主あり、領主の代官として莊司あり。其の租稅受領の法異なりと雖も等しく、國土の主公たり。然るに今また此外に守護をおき、地頭を置く是れ、守護は國司に代り、地頭は莊司に代るものにして、一國一莊園、同時に二個の領主を有するか如く

して、實は天子の設たる國司を廢し、莊司を已めたるもの也。是より國司莊司の漸々減却すること恰かも大化の國躰變革によれば國造伴造は存在しなからも、漸々消へ失せて、國司、郡司之に代りしが如く、國狀全く變革して守護地頭の世とならんとす。而して新たに置かれたる守護地頭は、其領内に於ける兵馬の權を握りて、更らに鎌倉に隷屬するものなるが故に、鎌倉は天下の主權を掌握せるものにして、國司莊司が其の權を失ふと共に、其主長たる天子もまた其權を失ふ。藤原氏は曾つて皇權を侵犯したり。然りと雖も其一部を犯したるのみ。關白と云ひ、攝政と云ひ、榮花一代の耳目に聳ゆるも、日本を擧つて其有に歸したるにあらず。平氏は多くの莊園を領せり、然れども是れ分量に於て多かりしのみ。未だ國家の主長たるの權を奪はざりしも也。賴朝に至つては然らず。根本的に國家の政制を一變し、新制の下にある地方官吏は、凡て其の命令に從はしめ、全國の租稅は其手に歸せしめ、刑賞の權は其の手に入らしめ、鎌倉幕府は其名に於て天子たらざるのみ。其實に於て國家の主長たるに至りぬ。朝廷に存ずる所は、官職任補の社會的刑賞の權あるのみ。而して此等の大變革は多く大江廣元の參贊に成りき。

**二百八節　賴朝と廣元**

實に廣元なかりせば、賴朝は一堅忍忌克の主として終りしならん。賴朝、濶達敢爲の氣象に於ては、義仲に及ばず。武略膽勇に於ては義經に及ばず。度量の大なくして奸嫉に近く、同情の誠なくして薄恩に近し。叔父行家を一國の領主として安堵せしむる能はず。

賴朝、樋口景時に命じ廣常を暗殺せしむ、景時酒間之を殺す。

＊＊元暦元年忠賴、義經に從つて平氏を攻めて功あり、賴朝之を召し、酒席に於て勇士をして之を刺さしむ。

＊＊＊義家に兵法を教へたるもの也。

＊＊＊＊廣元の後、長門の毛利氏となる

義仲を服して屬人たらしむる能はず。義經の武功を見て之を喜ぶ能はず。甲斐の源氏、武田忠賴の勇武を見て、之を暗殺せしめ、弟範賴の盛名を見て之を生かす能はず。平廣常の雄武を見て之を容忍する能はず。＊＊凡そ有爲材幹の士は賴朝服屬を以て滿足する能はず、必らず之を殺つて後、初めて心を安んず。彼は英雄たらんには偉大を欠きたりき。然かも其性、堅忍にして動かず、沈深にして輕からず、法家的森嚴と、政治家的冷血を有し、其爲さんと欲する所は必らず之を爲すの氣力あり。而して彼の之を爲すや、清盛義仲の如く、氣に任せて行はず。必らずや之を達するの手段を見出さずんば已まざらんとす。彼は沼々たる源平武將中の政治家なりき。而して彼に敎ゆるに手段を以てし其法家的森嚴の性情に投じたるものは、久しく源家の統領として望を賴朝に屬したる京都の法制家にして、其の魁首は實に大江廣元なりとす。廣元は中納言匡房の曾孫也。＊＊＊典籍に通じて策略多し、久しく朝廷に鬱屈せるを以て、望を賴朝に屬し、之を奇貨として其材を伸さんとす。已にして賴朝の起るや、中原親能と共に朝廷の典籍を抱きて之に走る。賴朝の功業義仲に異なるもの、其政治家的の才幹あるによると雖も、＊＊＊＊また實に廣元等の法制家ありて之がために參畫したるによりもの多きに居る。

**二百九節　鎌倉政府の位地**

廣元等、久しく京都にあり。形勢を揣摩して、天下の權力北方に集り、而して京都に入るもの、必らず敢るべきを見たり。故に彼れ賴朝のため、覇府を鎌倉に開き、

＊政所は初め公文所と云ふ、別當一人章疏を判して布令を掌り、其餘は寄人と稱す。寄人は議員也。後建久二年賴朝權大納言となるや、改めて政所と云ひ、別當を令とし、以下案主一人あり金穀出納貢賦を司り、其下に知家事一人あり。府中の財政出納賜與を司る。領田の巡檢、減税、土地賞與等は案主と知家事の連帶の務也。其下に家司數名あり。府中の奴婢は衣服純色を用ゐざらしむるより、號して雜色と云ふ。

＊＊侍所は別當一人行事、儀衛、兵食、甲冑の制、諸士の宿直、參集を司る。戰時に際しては監軍之が副となる。諸士の闘爭、侍所の決を仰がしむ。此下に東西の侍大番數十人あり。將士をして交ろ〳〵之に當らしむ。諸國の守護追捕使之に隷す、また諸大寺社の奉行三人あり、侍所に屬す。北條義時に至り政所と侍所を兼領して執權と號す。

＊＊＊問注所は執事一人あり聽訟訴獄を司る。公事奉行三人あり。各々局を分ちて訴を聽く。問は民の訴ふる所を問ふ也。注は其言ふ所を注記する也。執事は常に政所の寄人の一人也。政權北條氏に歸するに至り此外評定衆引付衆越訴奉行あり更らに京都を中心として關西諸州を鎭せんがため、六波羅探題を置き、九州を鎭せんがため、九州探題を置き、北方を鎭せんかため奥州總奉行を

京師に入らずして、天下を統御するの策を畫しぬ。蓋し北方武人の京師に入るもの、二個の危險を犯さゞるべからず。其の一は北方は其勢力の中心なる京師に入るや、其中心を離るゝがため、緩急事に應ずべからず。而して公卿的習俗に圍繞せらるゝがため、武人的豪健の氣象を失するの恐れあり。其二は已に京師に入るや公卿と相對抗せざるべからず。武人にして公卿に屈すれば、公卿傲然として之を驅使するに至らん。若し武人にして公卿を壓せん乎。清盛義仲の運命を來さん。此に於てか廣元等思らく天下を統御するもの、必しも京師に出でざるも、別に鎌倉に朝廷を設けて、萬機を斷じ、京都は唯だ皇室と公卿に一任して、其の實權を奪ひ、其社會的虛榮の權を許さば、朝廷、心を安んじて事を起さゞるべしと。此の如くして霸府は鎌倉に起されぬ。霸府は名は武將の居と雖も、實は一個の朝廷にして、政所は太政官のみ、政所＊の別當として武家に命令する大江廣元、藤原行政は左右大臣のみ。和田義盛の任ぜられたる侍所＊＊の別當は兵部卿のみ。中原親能、足立遠元等が寄人たるは即ち大納言參議のみ、三善康信の執事たる問注所＊＊＊は刑部のみ。此に於てか更らに進みて朝廷の制度を更革し、議奏十人を置き、太政官の政事、此議奏の合議によりて決せしめ、議奏の發言は、必らず末座より初しめ、以て權門專制の弊を防ぎ、而して內大臣藤原實定、大納言藤原實房等、心を鎌倉に傾くる者を以て議奏たらしむ。また鎌倉と同情ある右大臣兼實をして攝政たらしめ、諸ろ平氏に親しきもの、義經に黨

するもの、參議平親宗、右大辨藤原光雅等の官爵を奪ふて、之を追放す。此に至つて賴朝名は、征夷大將軍たるも、此形式と實力に於ては天下の主權者たり。欠く所は唯一天皇の名のみ。

### 二百十節　大化以來の大變革

卒然として之を見れば、是れ唯だ政權平氏より源氏に移りしのみ。然れども其の實は、古今絶大の國躰變革也、國初以來南人は常に北人を征服し來れり。神武の征戰を初として、やまとだけの遠征、桓武の北征、藤原の專權、平氏の跋扈、皆な南人が北人を鎭壓したる歷史也。今や歷史あつて以來、一千八百年。北人は初めて南人を鎭壓し京都の守護、中國の追捕、九州の探題、皆な北人の業となり、然らざるも北人に隷屬する者の手に歸しぬ。故に賴朝の勝利は人種を以てすれば南人に對する北人の勝利也。更らに思想上より之を云へば武斷的民主思想が、貴族的王朝思想に勝ちし也、貴族的王朝思想は平安朝廷を中心としたる南方人種の思想にして、未だ日本全國に其感化を及ぼす能はざるに方つて、北方地主の固有の思想なる武斷的民主思想の爲めに、其前途を遮られ、一勝一敗の間に數百年を經過して、全く其根據を失して此に至れる也。また賴朝の勝利は武門を以て朝廷を壓したるものなりと雖も、此の武門なるものは、前にも云へるが如く、地方の地主にして、積年の公役、征戰によりて其武幹を發達したるものにして、神武入國の時より武職を業とせる物部大伴の如きものにあらず。彼等は新人種たり。或は舊人種たり。新人種にせよ、舊人種にせよ、社會の中等民族にして、日本の生產、武力は其手中に存

したるものにして、日本の脊髓骨也。此の中等民族が貴族に代つて政權を取りしは、即ち日本に於ける中等民族が歷史に著はれたる最初也。故に賴朝の勝利は、即ち貴族に對する中等民族の勝利にして、名けて社會戰爭と云ふべき也。また此の地主の發達したる武門武士なるものは、其の部下に於て多くの家の子郎黨なるものを有しぬ。家の子郎從なる者は、即ち奴隸の發達變化したる者にして、數十年の歲月は、彼等をして漸々家人たらしめ、獨立ならしめ、自由を得せしめ、地主たらしめ、壓抑制度より隨意の服從に變せしめぬ。即ち鎌倉の勝利は地主の勝利にして、地主の勝利は家の子郎從の勝利也。而して家の子郎從の勝利は、即ち奴隸の胤族の發達を表する者なるが故に、また奴隸戰爭の形躰をも具ふ。羅馬の如きは其の先民の外に、外來貴族の專制を加ふるも數百年なる日本と相同じ。而して基督前一百八十年にハンニバルの率ひたる奴隸戰爭あり。同じく一百三十七年にグラッカスの平民を率ひて貴族と抗對して、班田法を行ふあり、爾來一起一仆、已む時なく其爭鬪數百年に延く。已にして、紀元四百七十六年、北方チウトン人種の首領チドアカルが大兵を率ゐて西羅馬帝國を亡滅するに至つて、北人全く南人に勝つ。鎌倉の勝利は即ち彼に於ける數百年の事業を、一朝にして遂げたる者也。故に賴朝は、其身武將にして、貴族の血液を有すと雖も、其位地はハンニバルスの位地也。グラッカスの位置也。チドアカルの位置也。國躰一び天智の手によりて替られ、朝廷に至つて再び根本より變革せられ、其變や更らに大且つ深し。

## 第十九章　北人の天下（下）　神武紀元千八百六十年より千九百七十二年に至る

### 北條氏の治世

第二百十一節　義經及び藤原泰衡亡ぶ　第二百十二節　賴朝死して鎌倉の基礎動く　第二百十三節　文武兩黨の爭　第二百十四節　賴家幽閉せらる　第二百十五節　北條時政將軍の廢立を謀る　第二百十六節　和田義盛北條氏に反抗して敗る　第二百十七節　將軍實朝暗殺せらる　第二百十八節　政子及び義時　第二百十九節　後鳥羽上皇鎌倉を覆さんとす　第二百二十節　天皇の御謀叛　第二百二十一節　南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義　第二百二十二節　天下鎌倉を謳歌す　第二百二十三節　北條泰時の政治、貞永式目　第二百二十四節　鎌倉以前の文學　第二百二十五節　思想文學の變、其政治との關係　第二百二十六節　桓武より北條時代に至る宗教の變遷　第二百二十七節　皇族鎌倉に媚附す。泰時の死去　第二百二十八節　北條經時、將軍賴經を廢す、第二百二十九節　三

浦氏敗れ、五攝家生じ、皇子將軍となる　第二百三十節　鎌倉武士氣質　第二百三十一節　鎌倉の士風を作りし文學　第二百三十二節　將軍宗尊廢せらる、元の勃興、時宗元使を追ふ　第二百三十三節　第一回の元寇　第二百三十四節　元軍風濤に逢ふて歸る　第二百三十五節　支那侵略の雄圖、第二回の元寇頗覆す　第二百三十六節　鎌倉の內亂、皇族の爭奪、皇位有期の閑職となる、第二百三十七節　皇族人物を出す、南北の武力平均し、北條氏民心を失し、僧侶再び武力を生ず

**二百十一節　義經及び藤原泰衡亡ぶ**

此に方つて日本の中、賴朝の威風を仰がざるなく、皆な爭ふて其の家人たるを以て榮譽とす。獨り其獨立を保つものは奧州の藤原秀衡のみ。秀衡は將門を亡ぼしたる秀鄕の後にして、鎭守府將軍を以て奧州を鎭撫し、貞任武則の故地舊民を領し、併かも源平二氏の爭を傍觀せるがため、國力費へず、雄を一方に稱す。賴朝、義經の走つて之に賴るを知るを以て朝命を乞ふて秀衡をして義經を斬らしめんとす。秀衡聽かず。然れども賴朝、其兵衆く、國富むを憚つて之を攻むる能はず。鎌倉複の島（繪の島）の辨天に祈りて之を調伏せんとするのみ。已にして文治三年十月、秀衡諸子を集め、必らず義經を奉じて奧羽を守るべきを遺言して

*茶は此頃より漸やく盛ん也、禪僧榮西か宋より携へ歸り、賴朝に進めしによる。

死するや、賴朝喪に乘じ恩威交も示めして、秀衡の諸子を誘ふ。泰衡遂に之に從ふて義經を衣川の館に襲ふて之を殺ろす。堅忍忘克、必らず其の爲さんと欲する所を爲す賴朝は義經の首を見るも、奧羽を以て藤原氏に一任するの危險を犯さず。直に兵を起して之を征せんとす。曰く義經を殺ろしたるは功なりと雖も、速に命に從はざりしは罪也と。朝議、義經已に亡ぶるを以て用兵を許さゞりしに係はらず*、文治五年七月强ひて兵を出す。千葉の常胤、八田の知家、常陸、下野の兵を率ひて東海道より下り、比企義員、宇佐見實政は武藏下野の兵を率ひて北道より下り、賴朝自ら諸將を提げて中道より下る。總兵三十萬、泰衡族人を分つて四方を守らしむと雖も、衆寡敵せずして敗れ、平泉の塞に火して蝦夷に逃れんとして、其臣河田の殺ろす所となり、諸弟皆な出でゝ降る。即ち二州を割きて諸將を賞し、其政治は一に舊に依らしめ、葛西淸重を留めて政務に當らしむ。奧羽已に平らぎ、天下一に歸す、此に於てか賴朝建久四年八月、事に托して其弟範賴**を殺ろし、同月甲斐源氏遠江守安田義定***を殺ろす。之より先き賴朝事に托して平忠常、源義綱、源義高、源行家、武田忠賴を殺ろす、此に於て獨立して事を爲すの威望ある もの、略ぼ盡く。賴朝思へらく天下以て安かるべしと。

**二百十二節　賴朝死して鎌倉の基礎動く**

然れども賴朝は其位地を誤解せり。彼の位地は代表的の位地なるに、彼れ自ら獨力を以て『朝』を造り得べしと信じ、其の族黨を離れては眇乎たる一家長に過

*大庭景能曰く軍中將軍の聲ある のみ天子の詔を用ひず、已に奏すれば事足れり。況んや泰衡の祖先はゝ源家の臣たるをや、君たる以て臣を征す、何ぞ朝命を俟たんと。已にして泰衡を攻めて之を殺すや宣旨來る。出羽の留守、地を檢して隱出を殘かんとす。賴朝之を禁ず。建久元年春泰衡の遺臣兵を出羽に起し、轉じて陸奧に入り、宇佐美實政、由利維平を攻めて之を殺す、勢威猛獄、即ち遠江守足利義兼、千葉常胤、比企義員等をして擊つて之を夷げしむ。

**建久四年五月、賴朝富士野に獵す曾我祐成及時宗幕營を切て工藤祐經を殺し、流父の仇を復す、賴朝また言あり

害せらるゝと、範頼之を聞きて、政子を慰めて曰く、心を安ぜよ範頼ありと、頼朝已に曾て範頼が頼朝の命を奉じて義経を含み、今之を討たざるを聞きて怒り、遂に謀叛ありと稱し、伊豆に禁錮し、後兵を遣はして之を殺ろす。

****義定は甲斐源氏武田信義の弟也。頼朝固とより甲斐源氏の族黨強大にして武士多きを忌む。元暦元年已に信義の子忠頼を暗殺す。建久四年北條氏、頼朝の諸侍を提へ永福寺に遊ぶ。義定の子、侍越後守義資、情書を投ず。梶原景季之妻之を發く。頼朝之を幸として義資を殺ろし、併せて義定に及ぶ、義重は新田氏の祖にして頼朝の從祖父也。頼朝の起るや義重兵を率して之に應ぜず、業成つて後頼朝之れを貢めて斥んず。義重の女は義平の妻たり。頼朝其の色ある之に通ぜんと見て之を聽かず。頼朝義重を要す。義重また聽かず。之より頼朝また義重を卻けて接見せず。遂に登窮に死せしむ。二女乙姫あり、頼朝の幼にしての御たるの約ありて、入内せずして死す年十四。

ぎず、恃む所は珠連蔓延の同族にあるに、彼れ族黨を以て己の家を危ふするものと信じたり。彼は幕府の臣源氏にあらずんば國司たるを得ずと定め、強臣豪族も遂に國守たらしめず、以て強族の獨立を防がんと欲したり。精思熟慮、事を過たざる彼は、忌克猜嫉によりて其策を過ち、見す〳〵源氏の基礎を崩しつゝ進みぬ。故に建久九年（正治元年）正月、後鳥羽、位を辭して、太子を立てゝ土御門となすの時、頼朝五十三歳を以て死するや、頼朝の失策によりて蒔かれたる禍は、其子の上に落ち來らんとし、鎌倉の人心洶々たり。而して第一の幕は、武士頭六十六人が連署して梶原景時を追ふによりて開かれぬ。初め頼朝の世にあるや、儉素自ら奉じて政務に勵み、其問注所の如きは、之を營中に設けて自ら臨みて事を決す。是れ諸將事を爭ふて容易に服せざるの恐あるがため也。また其寢所にかくるに、諸國家人の名を以てし、會所には鎌倉に出仕する大小名の名をかけて、朝夕之を見る、故に武士其職を曠せず。また遊宴、獵田に托して、諸侍と相接近して親近を增せしが故に、武士また疎遠ならず。其最も儀衛の撰を重んじ武功の勇士にあらずんば之に充てず、常に謂つて曰く、二十矢を放つて二十人を斃すものにあらずんば、儀衛に充てずと。將士之によりて益々奮勵しぬ。而かも其の法を執るや、森嚴、親近と雖も恕す所なし、熊谷直實の勳功、勇武を以てすらも其近親、久下の直光と土地を爭ふて非理なるや、頼朝自ら之を審きて直實を面詰す。故に將士また之に狎れず、然るに頼朝死して子頼家之に代



るや、幕府の權已に大なるの日に生れて、將士の力を藉りて天下を取りし昔を知らず。加ふるに年齒僅かに十八歳、少年の血氣に驅られて驕奢を事とし、問注所の事は文武官に一任し、三善善信を以て執事とし、北條時政、北條義時、大江廣元、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企義員、藤九郎入道蓮西、足達遠元、梶原景時等の合議に決せしめ、遊宴に耽り、京師の技藝を愛し、政事を顧みず。淫荒度なく、士心漸やく離る。此の形勢の中に、鎌倉は明かに二個の黨派を生じたり。

**二百十三節　文武兩黨の爭**　頼朝の伊豆に起るや北條時政の族黨之を擁立したるもの也。已にして大業成るや時政獨り樞機に參し、また外戚の故を以て權勢獨り盛ん也。諸ろ坂東の武士、子弟の尺骨を以て寸土を得るもの、時政が内に居つて權を專らにするを悦ばず。然れども頼朝の外戚たるを以て、已むを得ずして之に屈せしかば、時政の權益す大にして、其門に出入するもの愈よ多し。時に大江廣元、三善善信、中原親能等また文法を以て進むもの寸兵尺鐵なくして、八州の野に轉戰したる壯夫の上に位す。彼等は一方には其の武夫に輕侮姤嫉せらるゝの故を以て、一方には北條氏に結托するの利あるを以て、北條氏に黨したり。壯士多く之を屑とせず。此より、暗々の中、文權武權の二黨を生せしが、北條氏の慧眼、武權黨の未來の首領は必らず義經にあるべきを看破しぬ。故に義經を除くの策に於て爲さゝる所なかりしが、暗々に形つ

くりたる文權武權の兩黨をして明白に分裂せしめたるは、實に梶原景時の力による。景時は鎌倉の人、勇武にして傲誕、和歌を善くし、意氣專權人を凌くを好む。初め大庭景親の族人にして、賴朝と石橋山に戰ふや賴朝の敗北を憐み、其杉山にかくれたるを知つて、景親を嚮導して他に向ふ。已にして賴朝の聲威再び擧るや、土肥實平によりて降を乞ふ。其苛察の心、中傷の辨は、法家的忍克の賴朝の心に投じしかば、用ひられて中外の耳目となり、寵を恃みて傲岸、勇將猛士を凌き、範賴の如きも數ば其の凌く所となりて報ずる能はず。獨り義經屈せず、數ば〳〵之を折く、之より義經と隙あり、景時已に武將を凌きて、其の憤を受け、また義經と爭ふ。彼は勢、文權黨に屬せさるを得ず。此に於てか義時廣元等、每に景時を救ふて之を護り、之を用ひて武權黨を折かんとす。而して梶原景時また和田義盛の喪に乘じ、其侍所の別當職を藉つて返さす、關東の將士を驅使す。また曾つて鎌倉に敵したる城の資永等を容れて之を保し、以て其勢を作る。此より文武の爭、益す激す。而して賴朝は必しも兵の黨爭に加はらさりしと雖も、其の武將の跋扈を制して、子孫の深憂大患を未然に除かんとするの一事に於て、寧ろ文權黨の爲す所をよしとせしかば、武將は之かために鎭壓せられて、暫らく其の口を噤したり。今や賴朝は死せり。大石は除かれたり。兩黨の爭は發しぬ。時に安達彌九郎景盛、妾を京師に買ふ。妾元と宮女にして、其美鎌倉に比すべきなし。賴家之を聞きて奪はんと欲す、已にして正治



元年七月、室の平四郎重廣、亂を參河に起す。賴家即ち景盛に命じて之を伐たしめ、其出陣に乘じて妾を奪ふ。景盛參河の亂を夷げて歸り、懊惱悵々す景時之を除かんとして賴家に讒して、曰く景盛、妾の事によりて叛を謀ると。賴家怒り、兵を發して之を殺さんとす。政子之を聞き自ら景盛の邸に入り、人をして賴家に言はしめて曰く、景盛罪なし、之を殺ろすは無道なり、若し讒佞を信じて無道を遂けんとせば、請ふ先づ老母を殺せと。賴家已むを得すして景盛を免るす。此に於てか將士の梶原を憤ること益す甚し。已にして結城朝政、幕府にあり將士と語つて曰く吾聞く忠臣は二君に仕へずと。余先將軍の殊寵を受け、共に其喪に殉せんと欲して遂けず。今に於て悵々たりと。朝光は賴朝の遺命によりて、賴家の弟千幡を擁護するもの也。景時之を聞きてまた朝光を讒し異志ありと爲す。朝光之を聞き三浦義村に謀る、義村もまた久しく文權黨の專權を心よしとせす。梶原の佞辯文權黨の爪牙たるを憤る者也。即ち和田義盛、足達盛長等を招きて策を問ふ、衆皆な曰く凡そ文治より此の方景時の讒言によりて、命を殞し家を滅したるもの數ふべからず。彼の佞者の兇惡また武士の統領を奪はんとするか。若し今にして爲すなくんば、我徒悉く夷滅せられん。宜しく速に同心連署して將軍に訴へ、若し聽れずんば、死生を以て爭ふべしと。遂に千葉、三浦、畠山、小山、足達、和田、比企、葛西、小田、波多野、大井、疋谷、山內、宇宮部、榛名、佐々木、稻毛、岡崎、土屋、土肥、河野、曾我、天野、

工藤等の諸族長、六十六人を募り、鶴岡八幡宮の回廊に密會して同盟し、中原仲業に托して抗告の文を呈せしめ、和田義盛、三浦義村、之を携へて大江廣元に至つて披露を乞ふ。廣元久しく之を披露せず。義盛大に怒つて之を責む、廣元遂に救ふへからさるを見、景時を擲つて武權黨に與へんとす。梶原走つて其邑、一の宮に逃れ、私かに檄を九州の將士に傳へて曰く、院宣を奉じて鎌倉を擊つと。一族郎從を擧つて西し、京師に入らんとして道に駿河清見ヶ關に於て、土兵の襲擊に遇ひ、族黨悉く戰死す。文權黨の爪牙已に除かれて、侍所の別當は和田義盛に歸するや、武權文權、相競ふこと益す甚し。此の如く文武兩黨の存する中に彼等は黨中更らに黨を分つ。北條時政前妻の死に遭ふて、後妻牧氏を娶る。政子、義時は前妻の子にして、畠山重忠また前妻の女を娶る。平賀朝雅。牧氏の女を娶つて、牧氏に殊寵せられ、此に前妻黨と後妻黨を分つ。また賴朝の子二人あり、賴家と云ひ、千幡と云ふ。賴家に黨するものと、千幡に黨するものとまた黨を分ち、賴家に黨するものは、また其子一幡を擁して、賴家の後を承けしめ、千幡を排せんとして黨を分ち、武權黨の首領の中、和田、三浦、安達また權勢を競ふて黨派を分ちぬ。即ち此の如く相分るゝと雖も、北條氏は自ら主として文權黨を率ひ、自ら自家の權勢を立つるの力あり、他の武權黨の交も相待ちながら、交も相排するが如くならず。故に一變ごとに權勢、北條氏に集まる。武權黨の愚、自ら內に相爭ふて、共に夷滅せらるゝを



知らざる也。

**二百十四節　賴家幽せらる**

已にして賴家疾あり正治三年八月、政子、時政と計り、天下を兩分し、伊勢の鈴ヶ關を境として南方三十八國を其弟千幡に與へ、北方二十八國を子一幡に與へんとす。千幡は政子の生む所にして、一幡は賴家が比企能員の女によりて生む所也。能員之を聞きて北條氏を憤り、賴家に勸めて北條氏を擊たしめんとす。政子屏後にありて其の密謀を聞き、時政に告ぐ。時政大江廣元を招きて其謀を聞き、甲士を伏し、欺きて能員を招きて之を殺ろし、兵を發して其族を攻め、併せて一幡を殺ろす。賴家之を聞き、仁田忠常、和田義盛を召して北條氏を擊たしむ。義盛私かに之を北條氏に告ぐ。賴家遂に薙髮して伊豆の修禪寺に幽せらる。*此に於てか、北條氏、千幡を立てゝ鎌倉の主とす。朝廷、賜ふに、實朝の名を以てし、征夷大將軍とす。實朝時に十二歲、政子時政、政事を聽く。

**二百十五節　北條時政將軍の廢立を謀る**

此の如くして、北條氏は比企氏の權を奪ひぬ。然れども牧氏は之を以て足れりとせず、畠山重忠父子が牧氏の女壻平賀朝雅と事を以て爭ふや、重忠父子を誣ふるに異志あるを以てして之を誘殺し、遂に朝雅を立てゝ、實朝に代へんとす。**然れども將士の間、實朝が源家の正統たるの記臆は、猶ほ失せざる也。故に政子が三浦義村、結城朝光等に命じて實朝を時政の第より義時の家に移らしむるや、武士多く時政を去つて義時に就く。時政

*賴家後、北條氏の刺客の爲め浴室に殺さる。

*朝雅は甲斐源氏の支流、信濃の人、勇にして膽略あり、建仁三年、平氏の餘黨伊勢に起りしを

事の成すへからさるを知りて薙髪す。義時即ち牧氏と併せて之を北條に放ち、人を遣はして朝雅を京師に殺さしむ。此の如く頼朝以後、鎌倉の動揺して已まさるを見るや、後鳥羽上皇、親政の時來れりとなし、四年土御門をして強ひて位を去らしめ、其殊寵する所の皇子守成を立てゝ、帝とす。之を順徳天皇とす。以て鎌倉に對する準備に便す。而して實朝覺らず、日に遊宴歌詠に耽り、京樣に擬して文弱に流る。故に武權黨日に疎せられて、北條氏の權益す張る。

**二百十六節　和田義盛北條氏に反抗して敗る**

大勢已に此の如くなるを知らず、和田義盛等猶ほ其の強を挾んで跳梁し、上總の國司たらんことを乞ふ。鎌倉の法、家人の國司たるを許さす、故に幕府之を聽かさること三年。義盛大官令大江廣元に迫つて必らず之を得んと欲す。已にして千葉、小山、三浦の諸氏に近國守護の任を與ふれども、義盛の願猶は省せられず。義盛絶望して前書を還さんとを乞ふ。幕府また省せす。義盛の一門大に北條大江の二氏を憤る。已にして建保元年泉親衡、頼家の遺子、千壽丸を擁して兵を擧げ北條氏を擊たんとす。諸士の之に黨同するもの一百三十餘人、義盛の子、四郎義直、五郎義重、姪平太胤長また之に黨し、事現れて悉く縛につく。義盛自ら政所に出て其舊功を以て二子を償はんことを乞ふて、聽かるゝや、更らに一族九十八人を率ひて政所に出で、威風を示めして更らに胤長をも許されんことを乞ふ。胤長、首謀者たるを以て幕府許さす。之を縛して義盛の面前を通過せしめて、陸奥に流す。義盛深く北條氏を憤り、五月族黨一百十五騎、郎從三百餘人を擧げて、三隊に分ち、一は義時の第に迫り、一は廣元の第に迫り、一は幕府に迫つて實朝を奪はんとす。奮鬪勇戰、向ふ所靡披すと雖も、衆寡敵せずして敗れ、族黨悉く戰死す、此の如くして、武權黨中の最強族は亡びぬ。三浦氏は其の遂に己の頭上に落ち來るべき運命なるを察せず、初め和田に黨し、中ごろ北條に屬して、和田を亡ぼす。此くて義時已に政所を領し、また和田に代つて侍所の別當を兼ね、大柄遂に其手に歸し、號して執權と云ふ。

**二百十七節　實朝暗殺せらる**

一　建保六年實朝左近衞大將右大臣に昇り*、承久元年正月、任官拜賀の禮を行はんがため鶴ヶ岡の八幡宮に詣る。時に頼家の子公曉、鶴ヶ岡の別當たり。實朝を以て父の仇となし、女裝して襲ふて實朝の首を石階の邊に斬る**。上下混亂、諸士騷動す。然れども義時能く衆心を靜めて事なからしむ。鎌倉が朝廷の下に於て事實の主權者たるが如く、執權は將軍の下に於て事實の主權者たり。若し義時にして空名を愛して、自立せんと欲せば、必しも難からざりし也。然れども義時の細心なる、猶ほ玉冠が衆愚を懲するに足るを知り、七月政子と謀り、使を京師に發して光明峯寺の關白左大臣道家の子頼經を乞ふて鎌倉の主とす。頼經は道家が西園寺の太政大臣公經の娘、准三后倫子によりて生む所、道家は後京極攝政良經の子にして、母は頼朝の姉の夫、權中納言藤原能保によりて生みし所の女也。頼經時に二歲、公會ある時政、伊豆の奥山に死す。年七十八。

加藤次景廉左衞門尉正尾張の瀬戸に陶器業を起し、後支那に入つて術を學びて來る、藤四郎燒を出す。

*五年南都東大寺を再興せる宋の佛工陳和卿鎌倉に入る實朝を相して前世、宋の育王山の長老なりしと云ふ、適ま實朝の夢みる所と合す、實朝因て宋に入らんとして大舟を作らしむ、舟成て動かす。

**時に義時劍を捧げて扈從す、道章に稱して文章博士仲章をして、己に代らしめ、





*順徳天皇は後鳥羽の第三子にして母は藤原範季の女、重子也。即位の時十四歲。建暦元年四月、泉涌寺の開祖俊芿宋より歸り律宗を弘通す、宋にあること十四年、二年正月黑谷の法然源空死す。源空、配流せらるゝ、カ年にして死す、曰く此禍に遭ふんば爭か此の如き專修の道を海內に廣むるを得んと。年八十。

師に誄せらるゝや、時に仙洞御所にありて碁を圍む、圍碁終つて出でゝ戰つて敗死す。其の京

めて退く、時人義時を疑ふ、已にして義時兵を發して公曉を殺す。時人義時を疑ふ。或は云ふ、義時實朝を殺ろし、源氏の統を弱めんとして、其家人橫井李之助（或は云ふ白河義典と）をして公曉を誘ひて實朝を殺さしむと。これ或は事實ならん。政子二位に叙し二位の禪尼と云ふ。

ごとに政子、之を抱きて臨み、義時内に策を定め、政子外に之を行ふ。賴朝の創業より此に至つて三十二年也。伊豆國女王、神后皇后、持統等、南人の歷史の外、未だ曾つて北人の歷史に見えざりし帝王的婦女は、初めて北人の歷史に現れぬ。

**二百十八節　政子と義時**　初め賴朝の伊豆にあるや、名家の胄を以て漂浪色を漁し、州人伊東祐親の女に通じて一子を生ましむ。祐親平氏の怒を招かんことを恐れ、其子を水に投じ、女を改めて他に嫁せしむ。已にして賴朝また北條時政の女に通せんとして其季女を挑む。長女時に年二十一、早く賴朝を慕ひ、其妹を欺きて、賴朝に應ず。政子是也。性猜嫉、强悍、其身むに及び、他の婦女の寵を受けんことを恐れ、人をして鎌倉府中を搜索せしめ、高橋氏の女、賴朝の寵あるを聞き、繼母牧氏の族人、宗親をして其居を毀つて之を逐はしむ。賴朝之を聞き、牧宗親を召して之を譴め、其の髻を抓み、自ら之を斬る。時政、之を聞き、沸然として伊豆に歸る。已にして賴朝、遊獵を托し時政を訪ひ、慰諭して再び出でしむ。之より政子の權ます〳〵大にして、賴朝之を憚つて一妾を蓄ふ能はず。已にして賴朝の死するや剃髮して尼將軍と云ふ。其威權、雄材、世比するに則天武后を以てす。然れども、則天の果敢、勇斷あるも、北人的質素を守つて浮華の俗に移らず、則天の驕奢淫逸なく、能く其子弟を戒しめ、殺伐爭奪を事とする鎌倉の政治世界に、調和人情の空氣を輸入して、一大要素となりぬ。政子建保六年、時房を携へて熊野に詣で、京師に出づるや上皇、格式を破り、從三位に敍し、且つ上皇に見へんことを許するす。北人的質素と自信とを有する政子は、冷然として之を辭して曰く。坂東邊鄙の老尼、陛下に拜謁するも益なし。佛寺禮拜の望を達すれば足れりと。其果敢自信、人を率ゆるの氣魄ある眞に歷史に現れたる婦人の最大なるものなりき。鎌倉の將士は彼女に於て、賴朝の音容を見たり。彼女に於て其首領たるべき威嚴を見たり。而して彼女の後にありて畫策する義時に於て最も勇氣あり、最も沈着なる政治家を見たり。此二人は同母兄弟にして其交情最も密なるに加へて、武權黨は或は北條氏のために、或は彼等自身の爭鬪のため、漸く滅却して、北條氏は武權に於ても、文權に於ても全き中心となりぬ。而して其政道に至てはまた古來、最も正しきものたり。訴訟は最も公平に、最も速かに聽かれ、租稅の外、濫役は最も少かりき。其の幕府の生活は質素、實直にして京樣の浮華は、京師より來りし將軍の一家内に行はるゝのみ。賄賂に行れず、私擅は少なし。故に士民其政に服し、政權の强固なるまた古今第一の政府なりき。故に其の權力の鞏固、運命の安全を云はゞ、古來の凡べての政府より、賴朝の時よりも安全なるものなりき。

**二百十九節　後鳥羽上皇鎌倉政府を覆さんとす**　不平なる京都の朝廷、善良なる政道が如何に深く民心に刻まれたるかを解せず。（また之を解するの機會なし）思らく、實朝死して異姓の將軍立つ、民

心の離叛、必すべしと。此に於てか後鳥羽上皇、鋭意、擊て鎌倉を亡さんとして、北面武士の外に、更らに西面武士を置きて、天下冒險尚功の士を募り、また備前の刀工を院中に招きて刀劍を作らしめ、上皇自ら爐に當る。三年、順德、位を皇太子懷成に讓る、之を仲恭帝とす。此に於てか天皇以外の皇位に三あり。世に後鳥羽を本院と云ひ、土御門を中院と云ひ、順德を新院と云ふ。中院、本院の企を諫止すと雖も聽かず、日夜將士を募る。鎌倉の家人に信濃の仁科盛遠なるものあり、本院之を招きて北面武士とす。義時之を聞て曰く、鎌倉の家人にして、鎌倉の許容を經ずして京師に仕ふるを得ず。是れ賴朝以來の制なりと。直に其采邑を沒收す。本院詔して采邑を復せしめんとすれども聽かず。また本院の寵妓龜菊に、攝津の長江倉橋の二邑を與ふ、二邑の地頭、龜菊を侮慢して應せず。龜菊憤つて之を本院に訴るや、本院また詔して二邑の地頭を易へんとす。義時また詔を奉せず。本院憤懣自ら禁ずる能はず、遂に意を決して鎌倉を攻めんとし、京師の宿衛、三浦胤義を誘ふ、胤義事を以て義時を怨み、詔を聞き、欣然として應ず、且つ云ふ臣が兄義村も若し募るに惣追捕使を以てせば必らず應せんと。五月、鳥羽城南寺の神鏑馬に托して、諸國の武士を募る。丹波、丹後、紀伊、但馬、伊賀、伊勢、美濃、尾張、近江の兵集るもの一千七百餘人。先づ鎌倉に心を傾けたる西園寺右大將公經父子を捕へて幽閉し、威力を以て大江廣元の子親廣、佐々木左衛門尉、廣綱、義時の妻の兄伊賀判官光季を誘ふ。親廣、廣綱、已むを得すして之に應じ、光季は之を拒む。此に於てか光季を攻めて之を殺ろす。已にして熊野の田邊法印、十萬法橋、萬劫禪師、延曆寺の播磨の豎者小鷹、智性房丹後、清水寺の鏡月房歸性、興福寺の覺心等の僧侶もまた兵を擧ひて之れに赴く。朝廷思らく天下の事、以て爲すべしと。疾足者、推松を發して四方の士を募る。推松五月十五日を以て都を發し、十九日鎌倉に入り、三浦義村を誘ふ。義村之を義時に告ぐ。義時冷然として笑つて曰く『是れ豫ねてより期せし所也今は心安し』と推松を執へて院宣を奪ひ、大に將士を政所に會す。政子、半ば簾を揭げて將士に告けて曰く『昔し王朝より此方、日本の侍たらんものは、三年の夫役、公租に疲斃して見るかげもなく、大番の時終るや、一族郎黨、國に歸るに跣足にて歸るに至る。朝家の民を誅求すること此の如きものあり。先將軍の起るや、之を憐みて三年の夫役を改めて六ヶ月とし、公租を輕ろくし、民人の肩を輕ふしめんことを計る。鎌倉は世に功こそあれ罪とてはあらず。然かるに今は無頼の讒人、謀を企て、世を王朝の昔にかへさんとす。此尼は先きに將軍に分れ、中ころ賴家に分れ、また實朝に分れ、何を賴みてながらへんと已に世を捨て、命をなきものにせんとしたるに、義時の勸誘によりて此位に止りしに、何の不幸ぞ、また此の悲運に逢ふ乎。今は鎌倉一期の浮沈也。當家に味方せんものも、若しくは京方に就かんものも、今日只々明白に申すべし』と、聲涙共に下る。將士感激、皆な誓つて鎌倉浮沈を共に

せんと云ふ。已にしてまた將士を會して戰を議するや、義時の子泰時曰く、上皇、王家の威を以て天下に號令す。其兵必らず多からん。且つ自ら發して京師を攻むるは憚りなしとせず。請ふ進んで足柄箱根の嶮を扼し、京軍の來るを俟つて戰はんと。義時曰く鎌倉を以て京師を攻むるを憚るとは、是れ明王上にあるの時に云ふべきのみ。今は君、無道、天下皆怨怒す。我、民心に負くべからずと。大江廣元また內を守ること久しくして、天下の觀望者をして心を京師に傾けしめんことを恐れ、急に進んで京師を衝かんことを主張す。政子之れを裁して曰く、京師を攻めずんば勝つ能はずとせば、京師を攻むべきのみと。遂に泰時及義時の弟時房をして、足利義氏、三浦義村、千葉の胤綱等をして軍を督して東海道より京師を攻めしめ、別に武田五郎小笠原次郎等をして東山道より、式部丞朝時等をして北陸道より京師に迫らしむ。皆な父上れば、子止り、兄進めば、弟內を守り、人倫相愛の念を質として、鎌倉に負かざらしむ。之より先き義時、推松を放つて曰く、宜しく京師に歸つて申すべし。泰時時房をして十九萬人を率へて見參せしむ。早く志を決し給ふべし。若し猶ほ不足と爲さば三郎重時、四郎政村を先鋒として、二十萬騎を出し、義時自ら之を率ひて進むべしと。推松京師に入るや、公卿爭ふて鎌倉の事情を問ふ、曰く誰か義時を殺ろすものぞ、誰か先づ內亂を起さんかと。鎌倉已に掌中に入りたるものと爲す。推松答ふるに義時の云ふ所、自ら見る所を以てするや、上下皆な色を失ふ。

然れども上皇曰く、大軍西上して鎌倉空虛とならば、義時を殺ろすもの出づべしと。特むべからざることを恃みて自ら慰む。

**二百二十節　天皇の御謀叛**　此時に當て京軍一萬七千五百人、東軍を尾張河に防がんとして、兵を九隊に分ちて、其の九瀨を守る。東山道の兵先づ大炊の渡を破て進み、泰時繼で大豆の渡を破りしかば、京軍風を望んで走り、北軍、勢多、淀、宇治、三方より京師に迫る。上皇恐懼、比叡山の僧兵を招く、僧兵辭するに力足らざるを以てす。已にして三道の守將敗れて京師に歸るや、上皇宮門を閉ぢて納れず、速に他に行かんことを命ず。山田次郎重忠大聲に罵つて曰く、大臆病の君に語らはれたるこそ悔やしけれと、遂に北軍と戰つて死す。之より將士或は死し或は走る。上皇、震恐、辯疏して曰く今回の事、朕知らず、皆な臣下の爲す所なりと。昨日まで共に謀る所の公卿、權大納言藤原の忠信、權中納言源の有惟、藤原の光親、藤原の宗行、參議藤原の範義、藤原の信能を首謀と稱して其責に當らしむ。大江廣元裁して悉く之を斬る。獨り忠信は其妹實朝の室たりしによりて許さる。已にして仲恭を廢し、後鳥羽を隱岐に、順德を佐渡に幽し、京軍將士の食邑三千を奪つて之を鎌倉の將士に分つ。而して義時毫も取らず。史家此役を名けて天皇御謀反と云ふ。これ鎌倉は其名天皇たらざるも、其實、國家の最上權力を掌握して、民政の局に當るに、朝廷、故なく兵を動かしたるを以て、實際の權力を有するは、即ち主

※僧兵甚しく北兵を恐るゝこと此の如し。上皇黨の主謀能登守秀康南都に逃る、泰時兵を發して搜索す、寺院を毀て盜賊の名を附して泰時の使者を殺ろす。泰時二千人を發して之を攻めんとす、僧侶使を發して北兵を迎へ且つ陳謝し、秀康を捕へんことを約す。放に泰時之を赦す。

後鳥羽の隱岐にあるや其居、石窟により茅茨を全からず居ること十九年にして崩ず、齡六十

權者なりと信ずる當時の政治思想より生じたる結果也。故に史家はまた他年、北條氏が奉ずる將軍、宗尊の北條氏を謀るや、また之を記して將軍謀叛と云ふ、これまた實際國家の最上權力を有するものに抗したるが故也。君臣の名存するも、實際此の事あるを以て當時一般の政治思想を見るべき也。

**二百二十一節　南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義**

蓋し君臣の名は西南畿内に近き諸國の思想にして、貴族的王朝政府を信ずるもの、言ふ所也、鎌倉を中心とする北方には、主從の名あつて君臣の義存せず。意氣相投ずるが故に、結托して主從となり、恩怨相結ばるが故に、離れて敵人となる、名分なくして利害あるのみ。經典なくして意氣あるのみ。京都の朝廷は已に理想的の高度に發達したる王朝主義を以て、君臣の名分を以て四方に號令せんとし、而して其恩光は未だ疎曠なる鎌倉以下の北人を威するに足らざるを知らずして此に及ぶ。賴朝の勃興は、南人の王朝主義と、北人の武斷民政主義との調和なりき。是れ北方の武士は自家の膽力を以て天下を動かせりと雖も、猶ほ、其首領として戴く所は、西南貴族の遺種にして自然に其の感化を受けしがためのみ。今や北方武士に戴奉せられたる貴族の遺族は、殆んど盡きぬ。之と共に其感化は失せぬ。存する所は純乎たる北方の民、北方の習氣のみ。而して最も能く其主義習氣を代表せるものは、北條氏也。彼は官爵の一文錢に當らざるを信せり。彼は王者の道、民政に存するを知つて、質素簡易、民に近づきて民政を最大目的としぬ。彼は凡べての武士と平等に交り、其武士を制するは唯だ國人の望を得るの一事にあるものなるを示しぬ。彼は政治は政府の光榮のためならず、民政料理の爲めなるを示しぬ。天下王朝の繁文、縟禮、浮華、空文を厭ふの情あるを知つて、直裁簡明なる民政によりて天下の望を繫ぎぬ。若し其權を以て位を求めなば、將軍納言は易々たるのみ。而かも、義時の權を以て、左京の太夫たるに止り、歷代從四位下を以て最上の昇進とす。これ此に止るにあらず、官爵の價なくして、執權の名は關白よりも重きを信ずるが故也。彼は諸將士を命令するの權を用ひず、然れども約束によりて之を動かすこと、手足の如くなりき。彼は幾十年の歷史を有せざるも、其名姓の國人に刻せらるゝや恩人の如くなりき。然るに大和朝廷、民政に於て國人の感懷を刻せらるゝことなく、君臣の名分を楯として、鎌倉を攻め、一敗地に塗る。これ承久の亂は、政權の爭のみにあらず、西南の王朝主義と、北方の武斷的民政主義と、北方の武斷的民政主義勝ちしが故に、帝王廢立の權は、悉く鎌倉の手に歸しぬ。

**二百二十二節　天下鎌倉を謳歌す**

鎌倉政府が第一に立てたる天皇は後堀河にして、名は茂仁、時に十歲。高倉帝の第三子にして、後鳥羽の兄なる守貞親王の第三子也。世に之を持明院の流と云

ふ。北條泰時、時房の二人、六波羅に止り南北二府を立てゝ、四十八ヶ所の篝屋を興し、西南諸州を控御すること四年、天下其風に靡き、久しく虚禮、空文の府たる太政官以下は盈す空名となりぬ。東北の武士を犬豚の如く卑しみたる京紳は、競ふて南北六波羅府に媚付し、鳥羽崇徳の爭鬪以來亂麻の如くに紊れたる日本は、初めて太平の世に入るの端を開きぬ、蓋し鳥羽崇徳以來、一百年、武士豪族は已に業に戰鬪に疲弊して、沽魚の水を望むが如くに、泰平無事を希ふに至りぬ。之より前、藤原專横の下に、源平二氏の起るや、朝廷の有せざる武力を有するがため、之を試みて雌雄を決せんとするの誘惑多かりき。今や、北條氏は藤原氏の如くならず、武力は獨り地方武士の專有するものならざるがため、武士豪族は崛起するの誘惑を有せず、加ふるに源平二氏の戰に死生の道を來往したる冒險武士は。今や歳月の襲ふ所となりて、多く塚中に入り、存する所は鎌倉の恩光に浴したる少年子弟のみ。彼略をして怨ましめんには、鎌倉は餘りに善良の政府なりき。彼等は崛起せんには、其力餘りに少なかりき。鎌倉の恩光に浴したる家人の壓抑を蒙むる。舊國司、舊莊司、源平の遺族、反對黨は、鎌倉の家人に取て代らんには、餘り多く疲弊したり。これ二百年間、間斷なき戰爭が生したる結果也。況んや賴朝以後三十五年、暫時の平和によりて生ぜんとしたる新勢力も、機未た熟せざるに、後鳥羽承久の亂に引き出されしがため、未熟の間に消磨せられぬ。此に於てか泰平の氣、蒸々として進

*所の篝屋に五百人の兵あり、篝屋とは篝火を焼くが故也。

承久の變後、三年元仁元年、六月義時死す。

*泰時は義時の子也。泰時其子時氏、従弟時盛をして京都を守り、南北を分治せしむ、爾六波羅の名此に初まる。

む。

**二百二十三節　北條泰時の政治、貞永式目**

承久の變後三年、義時病を以て死するや、*泰時、時房、六波羅より鎌倉に歸り、泰時執權となり、時房叔父を以て之に連署す。泰時の執權たるや、北東武士固有の政權爭奪は、政府の執事、伊賀の光宗、北條政村、三浦義村等の手によりて、泰時の繼母の泰時に平ならざるを利として企てられしと雖も、泰時、泰然として動ぜず。大將の士卒を刑するが如く之に處したれば、其少を危ぶみたる鎌倉の志は定りぬ、已にして義時の遺産を分つに方りて、泰時諸弟に分つこと多くして、自ら取ること少なく、諸弟の喜を見るよりも喜ばしきはなしとなしいかば族黨其の廉正に服しぬ。泰時平常、治術を以て心とす。僧あり說て曰く、寺院を建つれば泰平求むべしと。泰時之を罵つて曰く、財を費し民を苦しむ、何の泰平か之あらんと、即ち其僧を追ふ。梶尾の僧高辯之に說きて曰く國を治むるは猶ほ病を治むるが如し、先づ其源を察すべし。病源實に治者の慾心にありと。泰時之を服膺し、絶へて私慾の跡を示さず。私財を投じて窮民を救ひ、邑民を誅求せざるのみならず、凶歳には金を貸し、其返す能はざるものには、券狀を燒きすてゝ心を安んぜしむるに至り、また將士の富家に就きて金を借りて返す能はざるものに代つて之を償ふに至る。故に民心之に服し、泰時の爲めには死するも惜しからずと云ふに至る。王朝時代にありては、其名ありて其實なき博奕禁止の令は、

盛して非禮の儀尼な貴むるや、僧尼皆な首を縮む。

嘉禎元年、石清水八幡宮寺と興福寺と田を爭ふ、憤を京師に洩さんとして神輿を振ひ、朝廷因幡國を以て八幡宮寺に賂ふ。興福寺怒つて二年十月城を築きて叛す。泰時直ちに兵を發して之を攻む。衆徒の知行奪ふ所の衆徒恐れて歸服す。即ち知行を與ふ、時人泰時を嗟稱す。果を嗟稱す。

承久の役、北軍橋本に宿舍を爭ふ、實時食を得うして舞澤の山中に宿す、泰時後れて至り、實時に合す。士人相競ふて之に合す、泰時の退讓此の如きものあり。

評定衆は朝來の政所の寄人を改稱したるものにして其人々は齋藤兵衛沙彌

守（相模大掾）佐藤業時、安藤九大田康連、佐渡前司後藤基綱、二階堂民部太夫沙彌行然、矢野對馬前司倫重、町野加賀守康俊、二階堂隱岐入道行西、中條出羽前司家長、攝津守中原師員、北條武藏守泰時、北條相模守時房、

*永田一段より叛を出すと假定して、其一石を收むるを收ふ。當時の眞價五石一貫文なりし爲に、此より領を數ふるに貫を以てす。即ち一貫は五段を云ふ。

彼の世に至りて實行せられたり。驕慢非禮、眼中、皇室なき僧尼も、彼の政府に對しては戰々競々として、其戒飭を受けたり。疎野猛烈なる鎌倉武士は、彼の時に至りて學問を重じ、身を脩むるに至れり。鎌倉の奉行頭人は、遠國の侍より贈物を受くる時は、之に倍して還すべしとの訓戒によりて、奇翫賂遺の風は薄らぎぬ。其の執法嚴峻の政治によりて、武人の驕傲は跡を滅し近江以北の武士は十二月間鎌倉に大番するの制に伏しぬ。兇險殺伐相尚ぶ鎌倉の士風は、彼の世に至りて退讓謙恭の士風と化しぬ。北方人種の豪族集會所とも云ふべき鎌倉は、彼の時に至りて古今最強國なる政權を有する合議政府となりぬ。嘉錄元年六月、大江廣元死し、同七月、政子死し、喬木悉く倒るゝも、禍亂の機日に消へ治平の光融々として生じぬ。其貞永元年五月、定むる所の成敗式目五十條は、古來王朝の法制の如くに繁雜ならずと雖も、民政の要を得たるものにして、爾來幾百年。法制また多く之に準據す。是れ泰時、十一人の評定衆（議官）と共に當時の風俗習慣に基きて制定したるものにして、相共に神明に誓つて曰く『右愚暗の身、了簡の及ばざるに依つて、若し旨趣相違の事も、更らに心の曲がる所にあらず。其外、或は人の方人として、道理の旨を知り乍ら、無理の由を稱し申し、又は非據の事を爲して、饗跡ありと號し、人の短を顯はさゝる爲めに、子細を知らしめながら、善惡につきて申さゞるもの、意と事と相違し、後日の訟繆來らん歟、凡そ評定の間、理非に於ては親疎あるべからず、好惡あるべからず、只だ道理の推す所、心中の存知傍輩を憚からず、權門を恐れず詞を出すべき也。御成敗の事、之を切に條々道理に違はずと雖も、一同の憲法也。誤つて非據を行はるゝと雖も、一同の越度也。自今以後、訴人幷びに其緣者に向ひ、自身は道理と存すと雖も、傍輩の中、其人の說を以て違亂を致すの由、其聞あらば、己れ一味の儀にあらず、殆んど諸人の嘲を貽す者歟、兼ねてまた道理なきにより評定の庭に棄置せらるゝの輩、趣訴の時、評定衆の中、一行は若し一事たりと雖も、曲折を存し、違はしめば、梵天帝釋、四大天王、總日本國中六十餘州、大小神祇、殊に伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各々罷り蒙むるべきもの也。仍て起請件の如し』と日本は鎌倉に至りて、初めて合議的の政治機關、民政に注意せる憲法を得たり。而して其稅法もまた王朝時代の收斂を改めて五公五民に定めしかば、久しく生を聊せざりし民は、初めて治平を樂しむを得るに至りぬ。之より先き王朝時代にありと雖も、治平なきにあらず。然れども是れ事なかりしと云ふのみにして、眞個の治平にあらず。澁滯腐敗の無事のみ。生民遑々として安んぜざるは、亂世と異ならず、其の眞に良政行はれ、生命財產の安全存し、進步の活氣ありしは實に此に始まる。此に於てか國民の活力漸や く生じ、國民の生活漸く變ず。

蓋し是れ北條氏の力と雖も、抑もまた此の如き理想的政治家を下したる天時と同じく、機運此に至れるものなりき。例へば、桓武天皇の時代が、國民統一の一大時期なりしが如く、紀貫之の時代は文學に於てまた同一の効果なりし一大時機なりき。然るに桓武によりて初められたる平安の朝廷は、下つて宴安、淫逸、微弱なる四百年の風を作りしが如く、貫之等によりて代表せられたる雅淳、清麗なる古今集の風韻、格調は、下つて輕浮なる三百年の歌風を開きたり。其間、或は後撰集時代の如きは、稍々風調を重んぜずして意義を重んじ、稍白描に近きものありしと雖も、*拾遺集を過ぎて一百二十年を經て、後拾遺集の時代に至ては、其の詩人には藤原公任、源の經信、藤原の範長、大中臣の輔親、源の重之、能因法師、良遍僧正あり、婦人の作家には紫式部あり、和泉式部あり、赤染衛門あり、大貳の三位あり、男女才名を以て相競ふもの古今最も多しと雖も、其詩流れて纖佻、輕巧となりて風韻なく譽を文字の中に求め、巧を文飾の上に求め、殆んど晩唐の詩、宋に入りて一變したるが如くなりき。然れども是れ猶ほ其の甚しきものにあらず。下つて金葉集、詞花集の時代に至ては文字の技巧を爭ふを主として、風韻全く失せ、興味索然たるに至り、藤原の基俊、源の俊頼、藤原の長實、公季、顯季、大江の匡房、源の顯仲、僧隆源、婦人肥後、紀伊、河内等相競ふて才を弄し、奇を鬪はせ高逸の調、纏綿の情失せて殆んど文字の諧劇に近きものありき。已にして安德の朝藤原

*拾遺集の作家は大中臣の能宣、清原の元輔、源の順、平の兼盛、實賴の好忠等にして藤原公任の編集にかゝる。





の俊成出でゝ、千載集を撰するや、前代の歌風を非なりとし、再び風韻格調を重んじたりしかば此頃より歌風一變の端を開らきて、古今集に類したるものとなりしが、土御門の朝に於ける新古今集の時代となりて、*歌道隆昌の運、再び來り、風韻あり、格調あり、意義あり、後鳥羽、土御門、順德の三皇、藤原の俊成及其の子定家、藤原の家隆、雅經、有家、西行法師、寂蓮法師、慈圓法師、鴨の長明、源の具親、藤原の良經、俊成の女、等の名は一代を裝飾するの大名たり。和歌の能事殆んど此に盡く。恰かも政治上に於ける北條氏の治世が、空前絶後の良政なるが如くなりき。

*新古今集は土御門の元久二年に成る。撰者は參議通具、大藏卿有家、右近中將定家、前上總介家隆、右少將雅經、寂蓮法師也。

二百二十五節　思想文學の變、其政治との關係

抑も文學詩歌の上に於て此の如き大變革ありしものは何ぞや。政治上の變革と同しく、また唯だ其の作家の階級、境遇の變化に由來するのみ。即ち萬葉集時代にありては、其作家なるもの王朝の遺族に止らず、專門の作家に止まらず、天地、山川、興廢、旅行、別離、情事、皆な其の聞見、遭遇する所の感懷内に餘りありて外に發するものなるが故に、其詩歌には眞乎の意義あり、其想像は文字の想像にあらず、眞に心中に湧き出る想像なり。其の格調は必しも整正を求めずして、自然に整正なるもの也。其感情は求めて泣き、求めて笑ふものにあらずして、眞に心中に刻まれたる感情也。また其作家の如きは王朝を世界として、他の人事を知らさる井蛙の公卿にあらずして、其の帝王とも云ふべき柿本の人丸、山

邊の赤人の如きは、其官職すら今に知るべからざるほどの寒微なるものなりき。且つ王朝の大臣公卿の作家たるものあるも、彼等は其生活如何に驕れるも、猶ほ未開なる人民中の貴族にして、未だ人事を開見せざるほどに高からすして、自然に人事と相觸着したりき。故に詩歌を以て國風と稱すべくば、萬葉は眞に、醇朴の中稍々文彩風流の色を胚みつゝありし奈良朝前後の國風と云ふべかりし也。概して云へば奈良朝前後の文物は、邦人固有の質朴豪健の氣老へずして、支那文明を吐呑したるが故に、其規摸自ら廣大なるものなりき。建築物、製作品につきて之を云ふも、其結構の壯麗に、規摸の偉大なるは奈良朝前後を以て其の首とし、以下代を歷るに從つて纖麗は益す加はると共に、壯大の氣愈よ減ず。是れ何の故ぞ。一方より云へば奈良朝前後は質朴豪健の氣猶ほ存したるが故にして、後には平安朝廷の外に別乾坤を知らざる文弱氣質となりしが故也。一方より云へば、奈良朝前後の製作は多く翻譯摸倣にして、直ちに大陸の壯大的風尙を輸入せるに、平安以後は一種の國民的好尙興りて、自家自ら自家の好尙に適せしめんとして作りしが故也。文學もまた此の如し。桓武已に都を平安に定むる頃に及びて や、詩賦行はれて、和歌行れず。文士皆な擬漢文に苦心せしが、之と共に奈良朝に普通なる朴素剛健の氣風、猶ほ全く失せざりしと雖も、其生活の安易、驕奢なるによりて、貴族は漸く纖巧浮華の俗に敎ふに至りしが、一轉して宇多の世となりては、浮華驕奢の俗と共に後宮の勢力大に張り、宮中に於ける男女の交際漸く自由となるに從つて、所謂る一種の交遊社會なるもの生じ、和歌は此の交遊社會のオ人たらんには、必らず欠くべからざる一の技巧となりき。已にして宇多の時初めて宮中に歌合の會を設けて歌を批評せしより、男女競ふて其技を磨きしに、其の批評の標準は多くは其技術としての巧拙にありしかば、此風盛なるに從ふて、歌道漸く下つて高邁醇雅の風を失しぬ。是れより、才人代を追ふて輩出するも、朝廷は益す孤立して、國民と遠かり、和歌は益す專門的巧技となりしかば、崇德近衛の朝、金葉集、堀河百首時代に至りては和歌の流弊殆んと極りぬ。然れども物極つて必らず變ず。崇德近衛の朝が政治上に於て新古の勢力をして、上下地を更へしめたる古今の大變革期なりしが如く、文學に於ける大變革も、漸く此時より其の端を開き、後鳥羽時代の新古今集に至りて、一新生面を開きぬ。是れ政治上に於ては、地下の武士野人、漸く堂上貴族の間に交りて新原素となりしと同じく、此原素はまた漸く文學の上にも波及して、文學をして國民と近からしめ、虛僞なる貴族社會の藩籬を超へて、眞實なる國民の生活と相接近せしめたるがため也。而して其の變革新代の代表者としては、西行法師あり、藤原定家あり、其父俊成あり、此の文學の保護者としては、後鳥羽上皇あり、土御門上皇あり、順德天皇あり、後鳥羽は時の十六歌人に勅して、各其自ら勝れりと思ふもの十首を撰ひ進めしめ、名けて自讃歌と云ふに至り、一代の文運、隆々として盛んに、實

俊成、詩を作るに常に嚴座して、桐火鉢を擁し、容を亂さず、故に其靜を桐火鉢鉢と云ふ。

朝に至りては此の文運に乘じ、加ふるに北人、豪健の氣を以てして直ちに萬葉の古調を興さんとするに至る。而して和歌より散文を通して、皆な佛教よりの感化と、世態の激變して頽むべからざるを目擊したるより來る厭世思想を存ず。西行が『吉野山やがて出でじとも思ふ身を花散なば人や待つらん』と歌ひ、定家が歌よまん時は故郷有母秋風淚、旅舘無人夜雨恨の古詩を吟するを常として、人にも教へたるが如き、鴨の長明が『世は捨る、身はなき者になしはてつ、何をうらむる、たが歎ぞも』と歌ひしが如き、皆な當時を一貫したる厭世思想を代表す。

**二百二十六節　桓武より北條時代に至る宗教の變遷**

新原素の影響を受けたり。桓武の朝、最澄、空海、英雄の姿を以て支那大陸に存ずる最新、最博の教義を取り、高く理を談して其の教を深奥にしたるより、宗教社會に於ては暫らくは別に一新帝國を立つるの餘地なく、英雄の士輩出するも唯だ天台、眞言の宗派内に於て其才を縱にするの外なかりき。而して才人、輩出するに從つて、其教義益す細密、高遠となり、細密高遠となるに從つて、益す平人の需求する所に遠ざかり、眞言天台の二派、天下を占有し、堂塔伽藍の美を盡くし、寺院の勢力、其隆を極むと雖も、能く其の教理に通し、之によりて安心立命するものは僅少なる貴族あるのみ。談益す高くして益す平人の需求に背く、併かも平人の地位、代を追ふて高まり地下の民、天下の大勢力となりつゝあるに方つてや、佛教は長く此の狀態を保つ能はざるや明かなり也。此に於てか、村上の天曆五年、空也*、六波羅蜜寺を建てゝ初めて時宗を唱へ、眼前の衆生、種々の作法も、また自家の觀念を助くと爲せしより、漸く平人の間に行はるべき宗教を起すの端を開らきぬ。時宗は固より廣く天下に行れずして、僅かに東北の片隅に行れたるに止ると雖も、之より三百年、北條時宗の時代に至り僧知眞、其衣鉢をつぎ踊躍念佛し以て其道を廣む、知眞は一遍上人也。空也より下る二百五十年、鳥羽帝の元永元年、**貞忍融通念佛を唱ふ、融通念佛は人類を以て一の無邊なる一躰となし、一人念佛を唱ふれば萬類に通入すとなし、而して念佛は萬善萬行の總躰にして、人類は唯此聲によりて救はるゝしと爲す。其言ふ所平易行ひ易く、民心に入り易く、且つ貞忍、聲明梵唄に長し、凄怨哀愴の聲を以て、念佛を唱へしかば、一時相和して天下に行はる。人心の需要此の如くなるに方つて、延曆、東福等の大寺は、濟世救人の業を怠り、千戈狼籍のみを事とせしかば、人心益す離れ、遂に高倉帝の承安四年に至りて、***源空初めて淨土宗を唱へ、他力を以て成佛するの說を敎ゆるに至て、宗敎益す平民の間に互る。之を三論、天台、眞言の哲理的敎義に比すれば、雲泥の差にして純乎たる他力救拯を主とする點に於ては、從來の宗敎と全く表裏なるを見る。以て其空疎、浮華なる神學的高調、衰へて、實際的宗敎生命の民間に普及せんとしつゝ初りしを見るべき也。已にして鎌倉覇府起り、備中の榮西****、其の再渡の支那留學を遂げて歸るや、政子之を延きて壽福寺



*空也は醍醐の皇子と稱す、少にして逃遊を好み、天下を周行して、德を以て人を化す。弟子隨所一日也を失ひ、子一日跡空也を追跡すれば、市中にありて、市中にあらず、家にありてありなしと破れたる桷を抱きて食を施すを待つ人間ふるに、即ち以て山中衆を教ゆるに心を作業を見ても種々の方便を以てし、また觀念を助くるに足るさ。圓融の天錄三年七歲にして死す。

**貞忍は尾張富田の人、音曲に巧也、到る所、人歌ふや、倭々さしてさしむ。

***源空は美作國久米南條稻岡の人、法然と號す、其の淨土宗を初むるや、叡山の僧徒之を迫害